民法（遺言関係）部会参考資料 2

# 遺言制度のデジタル化に関する
# 調査研究報告書

令和５年 12 月

公益社団法人 商事法務研究会

## 監　修

大　村　敦　志　　学習院大学大学院法務研究科教授

## 諸外国調査・執筆者（掲載順）

常　岡　史　子　　横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授（第 1 章・第 2 章）

郭　　珉　希　　（韓国）淑明女子大学校法科大学教授（第 3 章）

王　　冷　然　　南山大学法学部教授（第 4 章）

金　子　敬　明　　名古屋大学大学院法学研究科教授（第 5 章）

青　竹　美　佳　　大阪大学大学院高等司法研究科教授（第 6 章）

柳　迫　周　平　　広島修道大学法学部助教（第 7 章）

## 国内調査・担当者（五十音順）

飯　田　　高　　東京大学社会科学研究所教授
（第 9 章構成・執筆）

石　綿　はる美　　一橋大学大学院法学研究科准教授
（第 8 章インタビュアー・執筆／第 9 章構成／
第 10 章インタビュアー／第 11 章執筆／第 12 章構成）

中　原　太　郎　　東京大学大学院法学政治学研究科教授
（第 8 章インタビュアー・執筆／第 9 章構成／
第 10 章インタビュアー／第 11 章執筆／第 12 章構成）

## 国内調査・ヒアリング協力有識者（五十音順）

石　黒　清　子　　弁護士（第 8 章）

齊　木　敏　文　　公証人（日本公証人連合会総括理事）（第 8 章）

野　村　豊　弘　　学習院大学名誉教授／弁護士（第 8 章）

藤　田　増　夫　　弁護士（第 8 章）

水　野　紀　子　　白鷗大学法学部教授／東北大学名誉教授（第 8 章）

## 国内調査・ヒアリング協力企業（五十音順）

AOS テクノロジーズ株式会社（第 11 章／第 12 章）

東芝デジタルソリューションズ株式会社（第 12 章）

日本電気株式会社（第 12 章）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社（MUFG 相続研究所）（第 11 章／第 12 章）

# 目　　次


## 第１章　アメリカ ..... 1

第１節　はじめに ..... 1
　Ⅰ　本調査研究の目的 ..... 1
　Ⅱ　アメリカ合衆国の現況 ..... 1
第２節　アメリカにおける遺言制度のデジタル化 ..... 3
　Ⅰ　遺言制度の概要 ..... 3
　Ⅱ　統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act） ..... 9
　Ⅲ　州における電子遺言の法制化 ..... 18
第３節　おわりに ..... 46
　【資料：Uniform Electronic Wills Act（仮訳）抜粋】 ..... 50
　　参考：Nevada Revised Statutes（仮訳）抜粋 ..... 54

## 第２章　カナダ ..... 59

第１節　はじめに ..... 59
　Ⅰ　本調査研究の目的とカナダの法状況 ..... 59
　Ⅱ　カナダにおける法統一の動き ..... 60
第２節　カナダにおける遺言制度と遺言のデジタル化 ..... 62
　Ⅰ　統一遺言法（Uniform Wills Act） ..... 62
　Ⅱ　統一遺言法（Uniform Wills Act）と電子遺言（Electronic Wills） ..... 72
　Ⅲ　Uniform Wills Act（2015）の2021年修正による電子遺言制度 ..... 75
　Ⅳ　州における遺言制度の電子化 ..... 85
第３節　おわりに ..... 92
　【Uniform Wills Act (2015) (as amended 2016;2021)（仮訳）抜粋】 ..... 93

## 第３章　韓　国 ..... 101

Ⅰ．遺言制度の概要 ..... 101
　1. 遺言制度の意義及び沿革 ..... 101
　2. 現行の遺言制度の概要 ..... 102
Ⅱ．遺言の方式 ..... 108
　1. 自筆証書による遺言 ..... 108

2. 録音による遺言 ..... 110
3. 公正証書による遺言 ..... 112
4. 秘密証書による遺言 ..... 116
5. 口授証書による遺言 ..... 117
Ⅲ. 遺言の執行 ..... 119
1. 遺言の検認 ..... 119
2. 遺言書の開封 ..... 122
Ⅳ. 遺言制度の現代化及びデジタル化に関する議論 ..... 123
1. 遺言制度の活用の現況 ..... 123
2. 電子文書及び電子署名による自筆証書遺言 ..... 125
3. デジタル機器による録音遺言の活用 ..... 128
Ⅴ. 参考－遺言制度に関する専門家アンケート ..... 129
1. 遺言の要式性 ..... 130
2. 自筆証書による遺言 ..... 131
3. 録音による遺言 ..... 132
4. 公正証書による遺言 ..... 133
5. 秘密証書による遺言 ..... 133
6. 口授証書による遺言 ..... 134
7. その他の遺言の執行 ..... 135

第４章　中　国 ..... 137

Ⅰ　中国の遺言制度の概要 ..... 137
Ⅱ　中国民法典における遺言の方式と要件 ..... 137
１．遺言の方式と要件 ..... 137
２．遺言の撤回又は変更について ..... 140
３．遺言の保管方法および認証について ..... 140
４．遺言の存在に関する通知制度および第三者の関与を必要とせず、電子的記録または映像のみによる遺言を有効とする制度 ..... 142
５．遺言の成立の真正性と内容の真意性が争われる事案について ..... 142
Ⅲ　遺言制度のデジタル化等に関する議論の状況・内容等 ..... 145
１．議論状況および内容 ..... 145
２．電子署名について ..... 146
Ⅳ　遺言利用状況について ..... 146
１．遺言の利用状況の概況 ..... 146
２．録音・録画形式による遺言の利用状況 ..... 147
Ⅴ．中国民法典における遺言に関する条文の和訳 ..... 148

## 第5章　イギリス……151

Ⅰ　前提……151
1　イギリスの遺言法の改正検討作業……151
2　検認手続について……152
3　遺言の諸方式……153
Ⅱ　遺言の方式要件……154
1　従来の規定……154
2　Covid-19 対応の改正とその評価……156
Ⅲ　電子遺言に関する Law Commission の試案……158
1　用語の定義……158
2　主な内容……159
3　ビデオ遺言……162
4　物理的行為による遺言の変更・撤回……163
Ⅳ　遺言の保管・登録制度……164
1　保管……164
2　登録……165
Ⅴ　遺言代替手段における方式要件……166
1　信託の設定……166
2　死因贈与……167

## 第6章　ドイツ……169

1．遺言制度の概要……169
2．自筆遺言の方式、保管および通知……169
（1）自筆遺言の方式とその意義……169
（2）遺言の保管方法、公証人のような公的機関が遺言の認証や保管を行う制度の有無及びその内容……174
（3）相続人等に対して遺言が存在すること等を通知する通知制度の有無及びその内容……174
3．公的遺言……176
（1）公的遺言の意義……177
（2）公的遺言の方式―被相続人による最終意思の表示（2232 条）……177
（3）証書作成法の主な規定……179
（4）特別な公式保管、登録、開封……180
4．危急時遺言……181
（1）危急時遺言の目的および有効期限……181
（2）各種の特別遺言……181
5．遺言を変更又は撤回する場合の方式……183

（1）変更 ..... 183
（2）撤回 ..... 183
6．遺言作成の状況 ..... 184
7．自筆証書遺言のデジタル化等に関する議論の状況・内容等 ..... 186
8．電子署名の定義について ..... 187

第7章　フランス ..... 189

1．フランス法における遺言制度の概要 ..... 189
（1）すべての方式の遺言に共通する事項 ..... 190
（2）普通の方式の遺言について ..... 193
（3）遺言の保管・登録制度について ..... 202
2．フランスにおける遺言のデジタル化をめぐる状況 ..... 203
（1）口述遺言の禁止との関係 ..... 203
（2）筆記媒体をめぐって～電子媒体での遺言作成の可否～ ..... 203
（3）ビデオ会議システムを用いた立会いの可否 ..... 205
（4）2021年第117回公証人大会における提案 ..... 206

第8章　有識者からのヒアリング ..... 209

1　調査の概要 ..... 209
2　現行の遺言制度の利用実態 ..... 209
（1）遺言の作成年齢・遺言作成の目的 ..... 209
（2）遺言の方式の選択について ..... 209
（3）遺言をめぐる紛争について ..... 211
（4）公正証書遺言のデジタル化について ..... 211
3　デジタル技術を利用した遺言の利用可能性 ..... 212
（1）比較的低い年齢の遺言者 ..... 212
（2）高齢の遺言者 ..... 212
（3）離島等における利用可能性 ..... 213
4　遺言制度のデジタル化に際しての課題 ..... 213
（1）偽造・変造の防止――真正性の確保 ..... 213
（2）真意性の確保 ..... 214
（3）容易に遺言ができることによる弊害への対応 ..... 214
（4）保管制度の構築 ..... 214
（5）遺言の作成支援 ..... 215

第9章　アンケート調査の実施……217
Ⅰ　調査の概要……217
1　調査の目的および方法……217
2　スクリーニングのための質問項目……217
Ⅱ　本調査の質問項目と単純集計……218
1　質問項目の概要……218
2　各項目の内容と単純集計……219
Ⅲ　若干の追加的分析……241
1　「潜在的利用者」の範囲を絞った分析……241
2　デモグラフィック変数に基づく分析……243
3　遺言作成経験とデジタル化……244
Ⅳ　本章のまとめ……245

第10章　インタビュー調査の実施……247
1　全般……247
2　調査結果……247
（1）遺言の動機……247
（2）遺言制度に関する知識……248
（3）自筆証書遺言の作成にあたっての懸念事項……248
（4）自筆証書遺言における全文自書要件についての意見……248
（5）デジタル技術を利用した遺言作成についての意見……249
（6）具体的なデジタル技術についての意見……249
（7）デジタル技術を利用した遺言の保管について……250
（8）遺言制度全般についての要望……250

第11章　デジタル化された遺言の想定利用者についての分析……251
1．現行の遺言制度の利用状況と制度利用者の問題認識……251
（1）現行の遺言制度の利用状況……251
（2）制度利用者の問題認識……252
2．遺言を作成する想定制度利用者とデジタル化された遺言の利用可能性……255
（1）高齢者……255
（2）比較的低い年齢層の者……258
（3）抽象的作成希望型……260
補論――民間企業が提供する相続関連サービスについて……261
（1）インターネットを利用した遺言書作成支援サービスについて……261

（２）アプリケーションソフトを利用した遺言書作成支援及びそれに関連する
サービスについて ..... 262

## 第 12 章　利用可能なデジタル技術について ..... 263

1　全般 ..... 263
2　真正性関係 ..... 264
（１）遺言者本人が作成したことを確認する技術 ..... 264
（２）実際に文章を入力した者を確認する手段 ..... 269
（３）文章と作成者確認手段との紐付け ..... 270
（４）事後的な改ざん防止技術等 ..... 271
3　電磁的記録のコピーについて ..... 275
4　遺言能力 ..... 277
〔別紙〕

# 第１章　アメリカ

横浜国立大学　常岡史子

## 第１節　はじめに

### Ⅰ　本調査研究の目的

本調査の目的は、アメリカ合衆国（以下、アメリカと記述する）における遺言制度の電子化の現状を明らかにし、わが国における遺言、特に自筆証書遺言のデジタル化に関する検討のための基礎資料を提供すること[1]にある。そこでは、①遺言制度の概要、②遺言（特に、書面によることを要しない遺言）の方式と要件、③遺言の作成に当たり用いられているデジタル技術、④遺言制度のデジタル化の状況等が具体的な調査対象となる。

### Ⅱ　アメリカ合衆国の現況

英米法系に属するアメリカの相続法は、相続に際して裁判所の監督のもとに人格代表者(personal representative)が遺産を管理・処分することを原則とするイングランドの制度を元始としつつ、連邦制のもとで州ごとに独自の相続法を展開してきた[2]。一方で、電子遺言制度については、近年のデジタル技術の発展に対応するべく各州が時を同じくして検討を開始した新たな制度という性格もあり、電子遺言の定義や遠隔での遺言への立会い方法等各州法のルールに共通点も多い。また、アメリカでは諸分野における州法の統一を促すことを目的として統一法委員会（Uniform Law Commission：以下、ULC と記述する）[3]が作成した統一法が諸種公表されている。相続法については遺産管理や遺言、法定相続をはじめ、未成

---

[1] 令和５（2023）年６月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」の「Ⅱ実施事項　３個別分野の取組　＜共通課題対策分野＞　(3)民間手続等に関する見直し」において、「法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和４年度の基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制及び同国で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。」こととされている。

[2] ただし、ルイジアナ州はフランスとスペインを通じて大陸法系の法を継承している。ルイジアナ民法典第３編（「財の所有権を取得する異なる諸方法」）第１章（§§871～1466（§§1430～1466[Reserved]））が相続について、第２章第６節（§§1570～1723）が遺言について定めており、相続に関しては包括承継の原則を取っている。すなわち、被相続人の死亡とともに相続が開始し、包括承継人は遺産の所有権（ownership（ただし大陸法よりも広範な意味を持つ））を、特定承継人は遺贈物の所有権を取得する。そして、遺産代理人（succession representative）の選任前は、包括承継人が遺産に関する権利及び被相続人の義務を代表する（§§934,935）。

[3] 正式名称は、統一州法委員全国会議（The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws：NCCUSL）であるが、2019 年から ULC という呼称が用いられており、本論文では ULC という表示で統一する。ULC The Constitution §1.01.Name 参照。

年者や障害のある者の後見・財産管理や任意後見にまで及ぶ広範な内容を持つ統一検認法典（Uniform Probate Code：以下、UPC と記述し、特定の版を指すときは UPC（採択年）とする）[4]が 1969 年に採択されており、数次の改定後、2008 年に策定された UPC（2008）ないしその改訂版である UPC（2010）が現在 19 州で導入・州法化されている[5]。

なお、統一検認法典の最新版として、2019 年に UPC（2010）を修正した UPC（2019）が公表されている。これは、2017 年に行われた統一親子関係法の改定（Uniform Parentage Act(2017)）への対応をねらいとして、UPC 第２編第１章の無遺言相続制度のアップデートを主たる対象としたものであったが[6]、2023 年 12 月時点において UPC（2019）の導入を決定した州はまだ見られない[7]。一方、同じく 2019 年に ULC は電子遺言に関する単行の統一法として統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act. 以下、UEWA と記述する）を採択・公表しており、これはすでに 12 の州・法域で採択され、そのうち８の州・法域で州法として立法化されている[8]。

「電子遺言」について考える場合、そこには、①遺言書への電子署名を認めるか、②遺言書の作成に際して遠隔による証人のリモート立会いを認めるか、③公正証書遺言については公証人による遠隔でのリモート作成を認めるかといった複数の観点がある。さらに、アメリカの場合には、遺言の検認手続の容易化を目的に自己証明宣誓供述書(self-proving affidavit)を付した自己証明遺言(self-proved will)がしばしば用いられることから[9]、④この自己証明宣誓供述書を電子的に作成することができるかという観点も加わる[10]。これらの点について州ごとの対応は一様ではないものの、他方で、上述のように ULC の統一電子遺言法を導入・州法化し、共通のルールを有する州も一定数存在する。

---

[4] probate とは、遺言の方式の遵守等遺言の有効性を確認する手続のみではなく、遺産に属する財産の収集や債権者への清算、相続人への財産の分配等、裁判所における遺産管理手続全般を指す。そこから、UPC を統一遺産管理法典と訳すこともあるが、本文で述べたように UPC はさらに未成年者や障害のある者の財産管理等に関する規定も含み、遺産管理のみを対象とするものではない。これらを踏まえた上で、本報告書では Uniform Probate Code を「統一検認法典」と表記する。

[5] ULC (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=35a4e3e3-de91-4527-aeec-26b1fc41b1c3). 2023 年 12 月 15 日最終閲覧。以下、各注の URL の最終閲覧につき同一日付。

[6] UPC（2019）による UPC（2010）の修正箇所は、Uniform Probate Code 2019 Conforming Amendments in light of the Uniform Parentage Act (2017)
（https://www.uniformlaws.org/viewdocument/uniform-probate-code-2019-conformin?CommunityKey=35a4e3e3-de91-4527-aeec-26b1fc41b1c3）で示されている。統一親子関係法については、常岡史子「各国の親子法制（養子・嫡出推定）に関する調査研究業務報告書（アメリカ法）」163 頁 - 184 頁
（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900405.html）参照。

[7] ULC, *supra* fn.5.

[8] ULC (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71).

[9] 自己証明遺言及び自己証明宣誓供述書については、後述第２章Ｉ３（３）参照。

[10] American Bar Association(以下、ABA と記述する), *Electronic Wills: State Legislation*, GPSolo eReport October 2011, Volume11, Number3 (americanbar.org).

そこで、本報告ではまず統一電子遺言法（UEWA）における電子遺言制度について考察し、そこにおける電子遺言の定義や方式等電子遺言としての基本的内容を把握する。その上で、ULCによるUEWAの制定よりも前に州法で電子遺言制度を導入していたネバダ、フロリダ、インディアナ、アリゾナ各州の規定、そしてUEWA制定後にUEWAの導入ではなく独自の州法として電子遺言を取り入れたイリノイ州の規定を取り上げ、そこにおける電子遺言制度の内容を概観することで比較検討の題材に供することとする。

## 第２節　アメリカにおける遺言制度のデジタル化

### Ⅰ　遺言制度の概要

アメリカの遺言制度については、すでに法務省の委託による調査報告書[11]及びその後の統一検認法典の改定を反映した論考[12]において解説を行っている。そこで、本調査研究報告では電子遺言に関する考察の前提として必要と考えられる事項に絞り、統一検認法典の 2019 年版（UPC（2019））の規定をもとにアメリカの遺言制度の概要を述べることとする（以下、本節における条文はことわらない限り UPC（2019）のものである）。

#### １　遺言意思（testamentary intent）

コモン・ローによれば、ある文書が遺言であるとされるためには、死者が遺言をするという意思をもってそれを作成したことが必要である。すなわち、死者がその文書を遺言とすることを意図していたこと又は自己の死亡時に効力を発生するという意図であったことを要する。死者が遺言をする意思をもって文書を作成したかどうかは事実問題（question of fact）であり、意思の有無は証拠によって考慮される。文書中で遺言意思が明白かつ明確に表示されているときは、当該文書は遺言意思をもって作成されたとの強い推定が働き、この推定は明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によってのみ覆すことができる[13]。

#### ２　遺言能力

UPC§2-501 は、18 歳以上の精神の健常な者は遺言をすることができると規定する。成年年齢は各州法によって定められており必ずしも 18 歳ではないが、UPC（2019）は遺言可能な年齢の下限を 18 歳としている。

#### ３　「遺言」の定義と方式

---

[11] 常岡史子「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書（アメリカ法）」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00163.html）。
[12] 常岡史子「アメリカ法」大村敦志監修『相続法制の比較研究』（商事法務、2020 年）。
[13] Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 3.1 Comment. g. (1999).

「遺言」の定義について、UPC§1-201(57)は、「『遺言』には、遺言補足書（codicil）及び、単に、遺言執行者を指定し、他の遺言を破棄若しくは修正し、後見人を指名し、又は無遺言相続によって移転する被相続人の財産の承継について一人若しくは一集団（class）の者の権利を明白に剥奪し若しくは制限するとするいかなる遺言文書も含む。」と規定する。遺言の方式として、UPC（2019）は、認証遺言（witnessed will）、公証遺言（notarized will）、自筆遺言（holographic will）（§2-502）[14]及び自己証明遺言（self-proved will）（§2-504）を認める。

（１）認証遺言と公証遺言

UPC§2-502(a)は、遺言の方式について、①書面の作成（§2-502(a)(1)）、②遺言者又は遺言者の名において他の者がする署名（§2-502(a)(2)）、及び③証人による証明（witness）又は公証人による認証（acknowledgment before a notary public）（§2-502(a)(3)）を要件として規定する。①の書面の要件は、紙に記載されているものに限らず、合理的な範囲で恒久的な記録であればよいと解されている（reasonably permanent record）[15]。②の署名について、他の者が遺言者の代わりに署名する場合には、遺言者が意識的にそこに立ち会い（conscious presence）、遺言者の指示により署名することを要する。ここに言う意識的立会い（conscious presence）とは、視覚に限らず遺言者の五感の範囲内で、何が行われているかを覚知できることで足り、他の者が署名する行為自体を直接見ることまでは必要ないとされる[16]。③の証人又は公証人の立会いは、ⓐ２人以上の証人が各自、②の署名又は遺言者によるその署名の承認（acknowledgment）若しくは遺言書の承認に立ち会った後、合理的な時間内に遺言書に署名する方法（認証遺言（witnessed will））か、又は、ⓑ遺言者が、公証人又は認証を行う法的権限を有する他の者の前で遺言書を承認する方法（公証遺言（notarized will））[17]による。ⓑの方法（§2-502(a)(3)(B)）はUPCの2008年の改定で追加されたものであり、これによって公証遺言がUPCの遺言の方式として認められることとなった[18]。このことにより、遺言者の作

---

[14] UPC等アメリカにおけるholographic willは、遺言書の本質的な部分（material portions of the document）が遺言者の手書きで書かれていることで良いとし、日付の手書き等の厳格な要件も置かれていない場合が多い（後述３（２）参照）。そこから、本報告書では日本民法968条の自筆証書遺言と区別する趣旨で、holographic willに自筆遺言の訳語を当てる。

[15] Uniform Probate Code（2019）(with Comments), 140（https://www.uniformlaws.org/viewdocument/final-act-104?CommunityKey=35a4e3e3-de91-4527-aeec-26b1fc41b1c3）。例えば、車のフェンダーにペンキを引っ掻いて書かれた遺言は書面によるものと言えるが、空中に指を動かして書かれたものは書面によるとは言えない（Restatement (Third) of Property, *supra* fn.13, § 3.1 Comment. i.）。

[16] Uniform Probate Code（2019）, *supra* fn.15, 140.

[17] 日本の民法では公証人の公正証書による遺言を公正証書遺言と呼ぶが、UPCのnotarized willは公証人以外の権限を有する者の認証による場合も含むことから、notarized willについて公証遺言という訳語を当てる。

[18] 州法では、ルイジアナ州のように従来から遺言の方式として２人の証人に加えて公証人の立会いを要件とする公証遺言を認める州もある（Louisiana Civil Code§1577）。一方で、同州では証人のみの立会いによる認証遺言は認めていない（Louisiana Civil Code§1574）。

成した文書が認証遺言の要件を満たさない場合でも、公証人等の公証があれば公証遺言として成立しうる。

認証遺言において、遺言者が作成した文書を自らの遺言であると証人に宣言するいわゆる遺言の公表（publish）は、要件とはされていない[19]。また、証人が遺言者の立会いのもとで署名すること又は証人どうしが互いに立ち会って署名することも要しない。遺言者は証人の立会いなしに遺言書に署名することもでき、その場合、当該署名が遺言者のもの若しくは遺言者に代わり他の者によってされたものであること又は当該文書が遺言者の遺言書であることを後で遺言者が証人の立会いのもとで承認することで足りる。遺言者によるこの承認は、明示のみならず黙示のものでもよい[20]。証人による署名は、遺言者による署名又はすでにされた署名若しくは遺言書の承認に立ち会った後合理的な時間内にされなければならないが、「合理的な時間」について一定の条件があるものではなく、例えば遺言者の死亡後にその遺言書に証人が署名することも妨げられないとされている[21]。

遺言者の署名が文書の末尾ではない場所に記載されている場合、そのような文書を遺言として認めてよいか、どこまでを本人の遺言意思に基づく遺言書と見るかという問題が生じうるが、この点について UPC（2019）は文書の末尾に署名することという要件を設けてはいない。したがって、遺言者が遺言書の本文中に署名を記載した場合であっても、それが文書全体を遺言書とする意思で署名したものであれば、遺言者の遺言書への署名という上述②の要件を満たすと解される[22]。

（２）自筆遺言

UPC（2019）は、認証遺言と公証遺言の他に自筆遺言も遺言の方式として規定する（§2-502(b)）。自筆遺言の要件は、①遺言者の署名があること、及び②遺言書の本質的な部分（material portions of the document）が遺言者の手書きで書かれていることである。証人の立会いの有無は問わず、例えば認証遺言の要件を満たさない場合であっても、自筆証書の要件を備えていれば遺言として成立する。「本質的な部分」のみが遺言者の自筆であることを要件とすることにより、文書の一部がタイプや印刷されたものであっても、有効な自筆遺言となりうる。さらに、UPC§2-502(c)において、自筆遺言については、文書中遺言者の手書きではない部分も含め、外部証拠（extrinsic evidence）[23]によって当該文書は遺言者の遺言である

---

[19] かつては、アメリカの多くの州法において、遺言の有効要件として、遺言者が証人に作成した文書を提示し、それが自らの遺言書であることを公表する（publish）ことが必要とされていた。John H. Langbein, *Substantial Compliance with the Wills Act,* 88 Harv. L. REV. 489, 490 (1975).

[20] Uniform Probate Code（2019）, *supra* fn.15, 141.

[21] Uniform Probate Code（2019）, *supra* fn.15, 141.

[22] Uniform Probate Code（2019）, *supra* fn.15, 141, Restatement (Third) of Property, *supra* fn.13, § 3.1 Comment. j & k.

[23] extrinsic evidence とは遺言書等の文書それ自体には含まれていない外部的な証拠であり、

という意思を立証することができるとの規定が置かれている。

なお、州法では、自筆証書における自筆の要件をより厳格に規定し、署名の他、全文及び日付が自筆であることを要求する州もある（Oklahoma Statutes§84-54, Louisiana Civil Code§1575 等）。

（３）自己証明遺言

証人の証言をもって作成する認証遺言については、自己証明遺言という方式を取ることもできる（UPC§2-504）。これは、遺言書の作成、証言及び自己証明（self-proved）とそれらの遺言者による承認（acknowledgment）及び証人の宣誓供述書による認証を、宣誓を掌る権限を有する役人（公証人）の前で同時に行い、公的捺印（official seal）のある役人の証明書によって証拠立てるという方法である。これにより、証人が死亡等のため証言できない場合でも、適正な遺言作成のための要件が満たされていることを説明する自己証明宣誓供述書があることで、遺言の検認手続を行うことが可能となる（UPC§3-406）。

自己証明遺言につき、UPC は二種類の自己証明宣誓供述書の書式を定めている。一つは、遺言に関する証言と自己証明の宣誓が結合された形式ものであり、遺言者と証人がこれに署名すれば、自己証明宣誓供述書となる（UPC§2-504(a)）。もう一つは、すでに遺言者による署名と証人による証言がされた遺言に、自己証明宣誓供述書を添付するというものである。この場合には、遺言者と証人が遺言書に署名し遺言書を作成した後で、さらに宣誓を掌る権限を有する役人の前で遺言者による承認と証人の宣誓供述書による認証を行い、公的捺印（official seal）のある役人の証明書によって証拠立てるという方法である（UPC§2-504(b)）。

（４）方式の欠陥の治癒

遺言の成立には、遺言を作成するという死者の意思があることが最も基本的かつ重要な要件である。そこから、ある文書又はある文書に追加された記述が UPC§2-502 の方式に一致して作成されたものではないが、当該文書や記述の検認請求者が、明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によって、それが①死者の遺言、②遺言の全部若しくは一部の撤回、③遺言への追加若しくは変更、又は、④死者が以前に撤回した遺言若しくは遺言の一部の部分的若しくは完全な復活であるという死者の意思を立証したときは、UPC§2-502 の方式を満たしたものとして扱われる（UPC§2-503）。これは、無害の手続的瑕疵法理（harmless error rule）又は法律適用免除権限（dispensing power）と呼ばれるものであり、これによって、検認のために遺言書を提出された裁判所が、死者が当該書類や記述をその遺

---

文書の内容にないことを証明しようとし又は文書中の文言の意味を説明したり改変しようとする証拠を言うとされている。田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）参照。

言とすることを意図していたことを明白かつ確信的な証拠によって認定した場合には、法律の定める遺言の方式との不一致を問題にせず、遺言書を有効として手続を行うことが可能となる。

4　遺言の撤回と復活

（1）遺言の撤回

遺言者は、①前の遺言若しくはその一部を明示的に若しくは抵触（inconsistency）によって撤回する遺言の作成、又は、②遺言者が遺言若しくはその一部を撤回する意思と目的をもって遺言に対してする撤回行為又は他の者が遺言者の意識的立会い（conscious presence）のもとで遺言者の指示によりするそのような行為によって、遺言の一部又は全部を撤回することができる（UPC§2-507(a)）。②における「遺言に対してする撤回行為」には、遺言書又はその一部の焼却、引き裂き、破棄、除去又は破壊が含まれる。焼却、引き裂き、破棄についてはそれが遺言書の文言に掛かっているかどうかを問わず、「遺言に対してする撤回行為」となる。

抵触については、後の遺言が前の遺言を明示的に撤回していない場合であっても、後の遺言は前の遺言の補完ではなく取り換えであると遺言者が意図していたときは、後の遺言の作成によって前の遺言は完全に撤回される（UPC§2-507(b)）。後の遺言が遺言者の財産の完全な処分を行うものであるときは、遺言者は、後の遺言によって前の遺言を補完するのではなく、後の遺言に置き換える意思であったと推定される。この推定が生じ、明白かつ確信を抱くに足る証拠によってそれが覆されないときは、前の遺言は撤回され、後の遺言のみが遺言者の死亡時に効力を生じる（UPC§2-507(c)）。反対に、後の遺言が遺言者の財産の完全な処分を行うものでないときは、遺言者は後の遺言によって前の遺言を置き換えるのではなく、前の遺言を補完する意思であったと推定される。この推定が生じ、明白かつ確信を抱くに足る証拠によってそれが覆されないときは、後の遺言は前の遺言と抵触する限りでのみ前の遺言を撤回する。この場合、各遺言は互いに抵触しない範囲で遺言者の死亡時に完全に効力を生じる（UPC§2-507(d)）。

その他の撤回事由として、UPC（2019）は、離婚等による婚姻の解消を原因とする撤回（§2-804）及び遺言者の殺害等による撤回（§2-803）を規定する。それ以外には、事情の変更によって遺言又は遺言の一部が撤回されることはない（§2-508）。

（2）遺言の復活

前の遺言を完全に撤回した後の遺言が、その後 UPC§2-507(a)(2)の定める撤回行為によって撤回された場合、前の遺言は原則として撤回されたままである。ただし、後の遺言の撤回の状況又は遺言者による同時期若しくは後の表明により、遺言者が前の遺言を有効にすることを意図していたことが明らかである場合は、前の遺言は復活する（UPC§2-509(a)）。

これにより、遺言者の意思が前の遺言書を有効な遺言書とすることであったことを立証

する説得責任（burden of persuasion）[24]は、前の遺言書の提出者（検認手続における裁判所への遺言書の提出者）に課されることになる[25]。

それに対して、前の遺言を一部撤回した後の遺言が、その後 UPC§2-507(a)(2)の定める撤回行為によって撤回された場合には、前の遺言中の撤回された部分は復活する。ただし、後の遺言の撤回の状況又は遺言者による同時期若しくは後の表明により、遺言者が撤回された部分を有効にすることを意図していなかったことが明らかである場合はこの限りでない（§2-509(b)）。したがって、ここでは前の遺言の撤回された部分が復活しなかったと主張する当事者が説得責任（burden of persuasion）を負う[26]。

前の遺言の全部又は一部を撤回した後の遺言が、その後、さらに他の遺言によって撤回された場合、前の遺言の全部又は一部は、復活しない限り、撤回されたままである。なお、撤回された前の遺言又はその一部は、遺言者が前の遺言を有効にすることを意図していたとその後の他の遺言の語句から判断される範囲で復活する（§2-509(c)）。

### 5　遺言書の検認手続

遺言書の検認（probate）手続において、検認裁判所（probate court）は遺言の有効性を確認するのみではなく、被相続人の遺産の管理・清算の全過程を管轄する。そこには、遺産に属する被相続人の財産の収集、債権者らに対する清算、遺産の決算や相続人らへの分配等が含まれる。UPC（2019）は第３編（§3-101～§3-1204）に遺言書の検認と遺産の管理に関する規定を置く。

なお、被相続人の遺産は、検認財産と非検認財産に分けることができる。検認財産は被相続人の遺言又は無遺言相続に基づき検認手続を通して相続受益者に移転する財産であるのに対して、非検認財産は遺言や無遺言相続以外の手段によって検認手続外で受益者等に移転する財産である。アメリカでは、従来から、非検認の移転方法が検認手続によるものよりもよく利用されていると言われており[27]、具体的な方法として合有財産権（joint tenancy）による不動産（real property）や動産（personal property）の共同所有、生命保険の利用、死亡時の支払条項や譲渡条項付きの契約（payable-on-death（POD）, transfer on death（TOD））、信託等が挙げられる。

---

[24] 説得責任とは、我が国における客観的証明責任に対応するものとされている。田中・前掲注 23)『英米法辞典』参照。

[25] Uniform Probate Code (2019), *supra* fn.15, 153.

[26] Uniform Probate Code (2019), *supra* fn.15, 154.

[27]その理由として、非検認の譲渡は正式の遺言による遺贈等よりも簡便であること、遺言の場合要式を欠くと無効となり、遺言者の意思が反映されなくなる恐れが大きいこと等が挙げられる。Lawrence M. FRIEDMAN, DEAD HANDS: A SOCIAL HISTORY OF WILLS, TRUSTS AND INHERITANCE LAW, Stanford University Press (2009),100.

## Ⅱ　統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act）

### 1　統一電子遺言法の制定

ULCは、2019年7月に統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act：UEWA. アメリカではUniform E-Wills Actと表示されることもある）を採択した。同法は、従来の書面による遺言の方式に加えて、デジタル方式で作成された遺言（電子遺言）にも正式の遺言として法的効力を認め、裁判所の検認手続きを可能とした。UEWAの目的は、①有形物（通常は紙）の上に作成された遺言と同様の安全装置（safeguard）を電子方式で作成された遺言にも確保すること、②電子方式で作成された遺言の有効性に疑義を生じさせないよう、遺言作成上の要件を明確に規定すること、③諸州法における電子遺言の採用において特定のビジネス・モデルに偏るようことのないような導入過程を展開させることにあった。このような目的のもとで、UEWAの具体的な法案作成にあたっては、ⓐ遺言者の意思につき永続的かつ信頼できる証拠を提供する遺言であること、ⓑ遺言者の意思が理解可能な方法で表現されており、裁判所や人格代表者が遺言の有効性について訴訟をやむをえなくされることなく、有効に遺言執行できるものであること、ⓒ遺言者が指示した方法による財産処分について、それが真摯な意図に基づくものであり、電子遺言となる電子書面が草稿ではなく最終形態のものであること、ⓓ遺言者が能力を有し、強要や詐欺、錯誤等から保護されているものであることが特に留意点とされた[28]。

ULCがUEWAを統一法として採択した当初、電子遺言制度の導入に対しては署名の真正性や詐欺、セキュリティへの懸念から批判的な意見も示されていた[29]。しかし、無害の手続的瑕疵法理（harmless error rule）や法律適用免除権限（dispensing power）を用いた救済措置による電子遺言の認容に留まらず、制度の一つとして電子遺言という方式を法律によって正面から規定すべき時期に来ているとのULCの起草者の理念[30]のもとで策定されたUEWAは、2020年のユタ州を筆頭に徐々に諸州において導入されるようになり、2023年12月時点でUEWAを採択している州と法域は、ユタ、ワシントン、ノース・ダコタ、コロラド、テキサス、ノース・カロライナ、ニュー・ジャージー、ミズーリ、ミネソタ、アイダホ、ワシントンD.C.、ヴァージン諸島となっている。そのうちユタ、ワシントン、ノース・ダコタ、コ

---

[28] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *Prefatory Note*, 2-3 (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home/librarydocuments?communitykey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71).

[29] Adam J. Hirsch & Julia C. Kelety, *Electronic-Will Legislation: The Uniform Act versus Australian and Canadian Alternatives*, 34 PROB. & PROP. 42 (2020). 同論文による電子遺言への批判について、宮本誠子「電子遺言の可能性と、遺言方式の見直し」（樋口範雄他『アメリカ法における相続プランニングと信託』（トラスト未来フォーラム、2023年）91頁以下に紹介がある。ただし、Hirsch教授は電子遺言の有用性や安全性に懸念を示す立場を取るが、電子遺言を一切否定するというものではない（注52参照）。

[30] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 2; ULC, *2019 Annual Meeting - Issues Memo* (https://www.uniformlaws.org/viewdocument/committee-archive-113?CommunityKey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71).

ロラド、ミネソタ（条文に関する技術的変更有り。実質的内容は同様）、アイダホ、ワシントンD．C．、ヴァージン諸島ではすでにUEWAが州法として立法化されている。その間、これが全てではないが、COVID-19の感染拡大のもとで従来の遺言法による遺言の作成方式では対応が困難となり、遺言を作成することができないという事態が問題となったという社会的背景もあったことは事実として指摘できる[31]。

すでに通信文書や財務諸表、さらに契約書についても電子化が進む中で、遺言については長らく有形の、通常は紙による作成要件が制定法上維持されてきた。その一方で、各州では電子機器を使用して作成・署名された遺言書[32]やタブレットや携帯電話中に作成された遺言書[33]を有効と認めた裁判例が現れていた。それに対して、他方では、州によってはそもそもharmless error rule 等を使用して方式を満たさない文書を遺言として有効と認めることに消極的な裁判例[34]もあり、電子的に作成された遺言の有効性について従来の法理ではなく立法的な対応の必要性が認識されていた[35]。

遺言書が他の法的文書と異なると考えられている理由として、遺言が効力を発生する時点で遺言者は死亡しているということが挙げられる。すなわち、検認裁判所における検認手続において遺言書の有効性が争われた場合、遺言者が遺言書に署名したとき健全な精神状態にあったか、遺言者が詐欺や強迫を受けず遺言書が遺言者の意思を正確に反映したものであるかを遺言者本人が主張し又は遺言者に確認することは不可能であり、遺言書及びその作成時の状況、遺言書作成に立ち会った証人の証言等によって証明する他ない。遺言の真正性や本人の遺言能力の具備を確保するための遺言の方式の重要性はデジタル社会においても変わらないが、それが紙による遺言書作成に限定される必要性は必ずしもないというのが、UEWA策定の出発点であったと言うことができる[36]。

## 2　統一電子遺言法（UEWA）の電子遺言制度

### （1）遺言の電子化に関する用語の定義

UEWAは、電子遺言に関する用語について定義規定を置く（UEWA§2）。それによれば、

---

[31] David Horton & Reid Kress Weisbord, *COVID-19 and Formal Wills*, 73 Stan. L. REV. ONLINE 18 (2020-2021), Spencer Riegelman, *Conveying Estate Planning to the 21st Century: Adoption of Electronic Wills Legislation*, 18 U. St. Thomas L.J. 208 (2022), Richard F. Storrow, *Legacies of A Pandemic: Remote Attestation and Electronic Wills*, 48 Mitchell Hamline L. REV. 826 (2022).

[32] Taylor v. Holt, 134 S.W.3d 830 (Tenn. 2003).

[33] In re Estate of Javier Castro, Case No. 2013ES00140, Court of Common Pleas Probate Division, Lorain County, Ohio (June 19, 2013), In re Estate of Horton, 925 N.W. 2d 207 (Mich. 2018).

[34] Litevich v. Probate Court, Dist. Of West Haven, 2013 WL 2945055 (Sup. Ct. Conn. 2013), Davis v. Davis-Henriques, 135 A.3d 1247 (Conn. App. 2016).

[35] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 2.

[36] ULC, *The Uniform Electronic Wills Act, A Summary* (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home/librarydocuments?communitykey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71).

「電子的（electronic）」とは、電子的、デジタル的、磁気的、無線的、光学的、電磁的又はこれらと同様の能力を持つ技術に関するものを言う（UEWA§2(1)）。なお、技術面について特定の電子媒体や電子機器の使用を規定することはしていない。将来的に技術が発達した場合にも、その都度UEWAを改訂しなくてよいようにしておくことがそのねらいである[37]。

「電子遺言（electronic will）」の定義はUEWA§5(a)にあり、同条の要件を満たしたものが電子遺言として成立する（UEWA§2(3). 後述２（３））。

UEWAには「電子的立会い（electronic presence）」という語も出てくるが、これは、異なる場所に居る２人以上の者があたかも物理的に同じ場所に存在しているのと同程度にリアルタイムで通信する関係を指す（UEWA§2(2)）。「物理的に存在している」こと（physical presence）の解釈については、従来の遺言の作成の場合における立会い等に関する各州法の既存の規定（目視（line-of-sight presence）を要するか、意識的立会い（conscious presence）でよいか等）に委ねられる。また、「同程度に（to the same extent）」という文言には障害のある者が電子遺言を作成する場合への配慮が含まれている。なお、電子的立会いを認めたことで、UEWAでは遠隔でのリモートによる遺言の作成も可能となる。ただし、その場合にはリアルタイム（あることが起こっている現実の時間）での通信を要するとされている[38]。なお、州によっては、証人による確認・認証に際して遺言者の物理的な立会いがある場合にのみ、電子遺言を認めるという規定とすることがあり得るであろうが、その場合はUEWA§2(2)の電子的立会いに関する条文は削除することとされている[39]。

署名について、UPC（2019）は遺言書への遺言者及び証人（認証遺言の場合）のsignature（署名）を要件とし（UPC§2-502(a)）[40]、一方、遺言以外の記録（record）を認証(authenticate)若しくは採用する現在の意思をもってするsign（記号）の記載については、有形の象徴（tangible symbol）を作成若しくは採用し、又は当該記録に電子シンボル（electronic symbol）、電子音若しくは電子プロセスを添付し若しくは論理的に結合することを指すとしていた（UPC§1-201 (45)）。それに対して、UEWAでは、「sign」とは、遺言も含め記録（record）を認証(authenticate)若しくは採用する現在の意思をもって、有形の象徴（tangible symbol）を作成若しくは採用し、又は電子シンボル（electronic symbol）若

---

[37] ULC, *The Uniform Electronic Wills Act, A Summary*, *supra* fn.36.
[38] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 5.
[39] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 5.
[40] UPC（2019）にはsignatureの定義は置かれていないが、一般的なルールに従って解するものとされ、ある文書を自分の作成したものであるとする意思をもって名前を独立に書くことを意味する。氏名をフルネームで書くことはもちろん、氏名の一方のみ、略称、ニック・ネーム、ペン・ネーム、イニシャル、「父」・「母」等の他、クロス・マーク（X-Mark Signature）や指印、印影（seal）でもよいとされている。重要なのは、当該文書を自己の遺言書とする意思をもって遺言者がこれらのsignatureをしたという点である。Restatement (Third) of Property, *supra* fn.13, § 3.1 Comment. j.

しくは電子プロセスを当該記録に添付し若しくは論理的に結合する行為であるとする（UEWA§2(5)）。したがって、UEWAにおける電子遺言への署名は「sign」の定義に従い、署名される記録を認証する意図で作成・添付等された「有形の象徴」又は「電子シンボル若しくは電子プロセス」を言う。これにより、電子遺言に通常のフォントや筆記体でタイプされた署名、署名の電子コピーを貼り付けた署名も、署名であるという意思をもって行われたのであれば、電子遺言の署名の要件を満たすことになる。電子署名に関する技術が発展するにつれて、さらに他の種類のシンボルやプロセスが使用される可能性が出てくるが、遺言の署名としての重要な要素は、遺言者が当該電子遺言の効力を生じさせる署名であることを意図してした行為であるという点にある[41]。

「記録（record）」については、有形の媒体に記載された情報、又は電子媒体若しくはその他の媒体に保存されかつ知覚可能な形式で取り出すことのできる情報を指すとされており（UEWA§2(4), UPC（2019）§1-201(41)）、この定義はUEWAとUPC（2019）で違いはない。また、「遺言（will）」の定義も同一である（UEWA§2(7), UPC（2019）§1-201(57). 前述Ⅰ３参照）。

電子記録（electronic record）や電子署名(electronic signature)に関する法律による規定はULCの1999年の統一電子取引法（Uniform Electronic Transactions Act. 以下、UETAと記述する）と連邦法である2000年のElectronic Signatures in Global and National Commerce Act（以下、E-Sign Actと記述する）が嚆矢であり、現在ニュー・ヨーク州を除く52の州・法域がUETAを州法として制定している[42]。これにより、非検認財産の譲渡はすでに電子的に行うことが可能となっており、財産所有者は様々な遺言の代用方法を用いて電子的な受益者指定（electronic beneficiary designation）等をすることができていた。一方、遺言はUETAの対象から除かれており（UETA§3(b). E-Sign Actも同趣旨。E-Sign Ac§7006(13)）、それを補うものとして電子遺言に関するUEWAが導入されたと言うことができる[43]。そこにおいて、UEWAは、UETAやE-Sign Actの電子署名や電子記録等に関する定義をそのまま同期するのではなく、電子的な「遺言」であることを踏まえた固有の定義を置く方法を取っている。

---

[41] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 10.

[42] ULC (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?communitykey=2c04b76c-2b7d-4399-977e-d5876ba7e034). UETA は、「電子記録」とは電子的手段によって作成、生成、送信、通信、受信又は保存される記録を、「電子署名」とは記録に添付され又は記録と論理的に結合され、かつ、当該記録に署名する意思をもってある者が実行又は採用する電子的な音、象徴（symbol）又はプロセスを言うと定義する（UETA§2(7)(8)）。

[43] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 3. なお、非検認財産の譲渡についても、UETA は本来電子取引を対象とするため死後の財産処分への対応には十分でない面があり、2022 年に ULC によって統一電子エステイト・プランニング文書法が公表されている（後述第３章参照）。

（２）遺言意思・遺言能力

UEWA§3は、同法によって修正されない限り、電子遺言には各州の遺言に関する法及びエクイティの原則が適用されると規定する。これによって、電子遺言も従来の遺言と同様に扱われ、遺言に関する従来の法のルールは電子遺言にも適用があることが示されている。また、ここに言う「法（law）」にはコモン・ローと制定法が含まれる。したがって、従来の書面による遺言と同様に、電子遺言の作成にあたり、死者がそれを遺言とすること又は自己の死亡時に効力が発生することを意図していたことが要件となる[44]。

遺言能力について、UPC（2019）§2-501は年齢の下限を18歳と定め、かつ精神の健常な者であることを要件とする。UPC（2019）を導入・州法化している州では電子遺言についてもこの基準が適用されるが、そうでない州では各州の遺言法ないしコモン・ロー[45]のルールによることになる。

（３）遺言の方式（形式的要件）

UEWA は UPC（2019）§2-502 の認証遺言と公証遺言の方式に倣い、電子遺言の方式を定める。それによれば電子遺言作成の要件は、①遺言者又は遺言者の物理的な立会いのもとで遺言者の指示により遺言者の名において署名する他の者が署名する時点において、文書（テキスト）として読むことのできる記録であること（UEWA§5(a)(1)(2)）、及び、②少なくとも２人の証人が、遺言者の物理的［若しくは電子的］[46]立会いのもとで、遺言者若しくはそれに代わる者の署名又は遺言者によるそのような署名の承認若しくは遺言書の承認を確認した後、合理的な期間内[47]に遺言書に署名することである（UEWA§5(a)(3)(A)）。また、②に代えて、遺言者が、公証人若しくは法により記録を電子的に公証する権限を有する者の物理的［又は電子的］立会いのもとその前で遺言書を承認することによっても、電子遺言を作成することができる（UEWA§5(a)(3)(B)）。①の記録を電子遺言とするという遺言者の意思は、外部証拠（extrinsic evidence）によって立証することができる（UEWA§5(b)）。

①の「文書（テキスト）として読むことのできる記録」（UEWA§5(a)(1)）から見て取れるように、UEWA は、遺言は「書面で」作成することを要するという従来の原則を維持している。したがって、電子遺言においても文字として読めるものであることが要件となり、たと

---

[44] Restatement (Third) of Property, *supra* fn.13, § 3.1 Comment. g.

[45] コモン・ローでは、未成年者は有効な遺言を作成することはできないとする。Restatement (Third) of Property: Wills and Other Donative Transfers § 8.1 (mental capacity), § 8.2 (age) (2003).

[46] 各州はその州法に合わせて、遠隔での電子的立会いを認めない等、UEWA§5(a)の要件を取捨選択することも可能とされている。Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 6.

[47] 「合理的な期間」内の署名について、UPC（2019）の解説は遺言者の死亡前であることを要しないとするが（前述Ⅰ３（１）参照）、UEWA では州により裁判例が分かれることを指摘し、従来の遺言に関する各州法のルールによるとしている。Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 11.

えばコンピュータのプログラム・コード等による記載は認められない。また、音声の録音や映像の録画による遺言も認められない。ただし、録音や録画が、遺言書が遺言者の意思に基づき有効に作成された証拠となることはあり得る[48]。

一方、音声ファイルのテキスト変換プログラムにより作成された電子文書は、電子遺言となる。タブレットにタッチペンで記載した遺言[49]や、パソコンにワードで保存された遺言、携帯電話にテキストで保存された遺言も電子遺言である。

署名は電子方式の署名を用いることができ、タブレットにタッチペン等で記載したものもUEWAに言う署名になる。電子遺言の署名は、署名される記録を認証する意思をもって作成された「有形の象徴（シンボル）」又は「電子シンボル若しくは電子プロセス」を言うと定義されていることから（UEWA§2(5)）、タイプされた署名も、それが署名であることを意図してタイプされた場合には署名の要件を満たす。遺言者が当該電子文書を遺言とする意思をもって行ったものであれば、ワープロソフトで打ち込んだ署名やコピー&ペーストしたものもUEWAの署名に当たると解される（前述２（１）参照）[50]。

②の証人は、遺言者による署名であることを証明する者である。また、証人は、遺言者の意思と遺言の内容に一貫性があるか、遺言の作成に当たり遺言者への不当な干渉等があったか等について証言し、遺言書への署名の重大性に関する遺言者への注意喚起や詐欺、強迫等から遺言者を守る役割も持つ。この点につき、遠隔での電子的立会いによって、対面での立会いよりも証明の負担が増すとは言えないとして、UEWAは、遺言者の面前に物理的に居ることの他に、ウェブカメラ等による電子的な立会いも認める（UEWA§5(a)(3)(A)）。

また、電子遺言について、遺言者が公証人の対面又は電子方式による方法により遺言の認証を受けたときは、たとえ２人の証人による確認がなくとも、当該電子遺言は有効となる（UEWA§5(a)(3)(B)）。証人に代わって公証人が遺言の作成を認証することを認める州は少数であると言われているが、UEWAは電子遺言についても公証遺言を認めたものである[51]。

なお、UEWA§5は自筆遺言について定めを置いておらず、UEWAでは電子遺言の方式による自筆遺言の作成は予定されていない。一方、UPC（2019）を含め従来の統一検認法典には日本における死亡危急者遺言のような特別方式の遺言は規定されていないものの、自筆遺言は証人の立会いなしに作成することができるものであることから、疾病や事故により死亡の危険が迫っている者が急遽、遺言をしたいと考えた場合に用いることのできる遺言の方式としての意義も有するととらえられる。そして、携帯電話やタブレットが普及した現在の社会では、そのような状態にある者については書面よりもこれらの電子機器によって

---

[48] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 10.
[49] In re Estate of Javier Castro, *supra* fn.33.
[50] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 10.
[51] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 11. 統一公証行為法（Uniform Law On Notarial Acts）の2018年改定で、遠隔によるリモート公証行為に関する規定の整備も行われていた（現 Revised Uniform Law On Notarial Acts: RULONA §14A）。

遺言を作成するのがより容易でニーズに合致すると言えることから、学説では、死亡危急の状況にある場合の緊急の遺言の方式として電子遺言を法制化することが望ましいとの見解も主張されている[52]。

（4）自己証明遺言

電子遺言も従来の遺言と同様に、作成、証言及び遺言者の承認と証人らの宣誓供述書（affidavit）をもってする認証による自己証明（self-proving）を同時に行うことで、自己証明遺言（self-proving will）とすることができる（UEWA§8(a)）。電子遺言については、電子遺言の作成と同時に自己証明宣誓供述書を作成することを要する。電子遺言には作成日を示すメタデータがあり、後で宣誓供述書が電子遺言と関連づけられると電子遺言の日付と自己証明宣誓供述書によって与えられる保護が不明確になる恐れがあることから、後日の宣誓供述書の添付は認められない[53]。遺言者が電子遺言の作成と同時にこれを自己証明遺言とさせなかったときには、遺言者は再度電子遺言を作成することで対処が可能である。

自己証明遺言における承認と宣誓供述は、①電子遺言を作成する州の法律に従って宣誓を掌る権限のある役人（公証人）の前で行い（UEWA§8(b)(1)）、かつ、②電子遺言に添付され若しくは論理的に結合された公的捺印（official seal）のあるこの役人の証明書によって証明されることを要する（UEWA§8(b)(2)）。なお、UEWAは、①の要件につき、ブラケットで、遺言者又はその代わりの者が電子遺言に署名するときに遺言者と同じ場所に物理的に同席している証人が２人より少ないときは、Revised Uniform Law on Notarial Acts（改定統一公証行為法）§14A[54]又はそれに相当する州法の規定によって権限を有する役人の前で行うとの選択肢を設けている（UEWA§8(b)(1)の［ ］）。

文書に署名する者がオーディオ・ビデオ技術を用いて公証人の前に現れる遠隔オンライン公証（remote online notarization）について、公証人がRULNA§14A又はそれに相当する法令を採る州に居る場合には、公証人は物理的に立ち会う必要はない。しかし、遠隔オン

---

[52] Adam J. Hirsch, *Technology Adrift: In Search of A Role for Electronic Wills*, Boston College Law Review Vol.61, 827, 873-888 (2020). Hirsch 教授は ULC による起草過程を含め UEWA に対して批判的な立場を取るが（前掲注 29）の論文も参照）、電子遺言を一切否定するのではなく、緊急時の遺言の方式としての電子遺言の有用性を主張する。ただし、そのような場合に作成された遺言は、遺言者の作成時の精神状態から遺言能力の欠如や不当威圧（undue influence）が後に争われる可能性はある。Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 13 参照。

[53] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 18-19.

[54] UEWAは改定統一公証行為法2018年版の§14Aを引用するが、現在は2021年改定版が公表されている。いずれも§14Aは遠隔オンライン公証に関する規定であり、署名者の身元確認に関する厳格な要件のもとで公証人による遠隔オンライン公証を認める（Revised Uniform Law on Notarial Acts (2021)§14A(c)） (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?communitykey=e5350d2e-df77-4dfd-8cf0-eecf41cc09f1)。

ライン公証を認めていない州においてその州法に従い公証人が宣誓を掌るには物理的に立ち会う必要がある。

UEWAで遠隔での自己証明により電子遺言を自己証明遺言とするためには、遺言者と必要な証人が物理的に同じ場所にいる場合には、電子文書の公証はできるが遠隔オンライン公証の権限はない公証人を用いて、自己証明遺言を作成することができるが、遺言の作成に必要な者が遺言者と物理的に同じ場所にいない場合には、遠隔オンライン公証の方式を用いることによってのみ、遺言を自己証明遺言にすることができることになる[55]。

UEWA の自己証明宣誓供述書の書式は、本報告書末の「資料」参照。

（５）方式の欠陥の治癒

無害の手続的瑕疵法理（harmless error rule）の焦点は、遺言者が当該遺言を作成する意思を有していたかどうかという遺言者の意思の認定にある。遺言の方式性は遺言者に遺言意思があることを表すための役割を持つが、無害の手続的瑕疵法理は、遺言の方式の厳格な順守を、直接的に遺言者の意思に関する証拠によって置き換えるものと言うことができる[56]。

UEWA は、電子遺言における無害の手続的瑕疵法理について２つの選択肢を規定する（UEWA§6）。一つは、UEWA§5(a)を満たさずに作成されたテキストとして読み取り可能な記録を UEWA§5(a)に合致しているものとみなすとするものであり、その要件として、当該記録の検認請求者が明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）に基づき、死者が当該記録を①死者の遺言、②死者の遺言の一部若しくは全部の撤回、③死者の遺言への追加若しくは修正、又は④死者が以前に撤回した遺言若しくはその一部の部分的若しくは完全な復活とする意思を有していたことを立証することと定める（UEWA§6 Alternative A）。

もう一つの選択肢は、UPC の無害の手続的瑕疵に関する条文（UPC（2019）§2-503）をそのまま電子遺言にも準用するとするものである（UEWA§6 Alternative B）。Alternative B は、電子遺言以外の従来の遺言について無害の手続的瑕疵法理をすでに導入している州にとって便宜な規定となる。それに対して、無害の手続的瑕疵法理を導入していないが、新たに電子遺言についてのみ導入しようとする州については Alternative A の採用が考えられる。Alternative A もその内容は、従来の遺言に関する無害の手続的瑕疵法理を定める UPC (2019) §2-503 に沿っている。

電子遺言の作成に当たり遺言者が法的な助言を得ていない場合には、証人や公証人の立会いがなくとも作成した遺言が有効であると思い込む可能性が少なくない。そのような場合に、無害の手続的瑕疵法理による救済が有用となると言える。また、そこでは、遺言者の

---

[55] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 18.
[56] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 12-13.

意思の証明に関する上述の高い基準によって、濫用が防止されると考えられる[57]。

（6）遺言の撤回

電子遺言も、その一部又は全部を撤回することができる（UEWA§7(a)）。撤回は、電子遺言の全部又は一部を撤回することを明示した遺言又は抵触遺言（これらの遺言は電子遺言に限られない）によってする（UEWA§7(b)(1)）。

電子遺言の撤回は、物理的行為によってもすることができる（UEWA§7(b)(2)）。その場合、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったか又は他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越（preponderance of the evidence）によって立証されることを要する。

物理的行為による撤回として、遺言のプリントアウトに「撤回」と記載すること、遺言の電子ファイルに「撤回」とタイプすること等を挙げることができる。また、電子遺言を削除することやパソコンの「ごみ箱」に入れる方法によっても撤回することができる。第三者機関に保存されている電子遺言について指定された撤回方法があるときは、それによることもできる[58]。

電子遺言は遺言の複製原本が複数存在しうるため、物理的行為による撤回は確実ではなく、UEWA§7(b)(1)の後の遺言による撤回方法がより適切であるとされている。遺言に複製原本がある場合、遺言者はその１つについて撤回する意思を持って物理的行為を行うことで、遺言を撤回することができる。遺言者が当該電子遺言を撤回する意思を有していたことは、物理的行為による撤回を主張する者が証明しなければならない。証明に際して、UEWAは証拠の優越性基準を採っている。これは明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）基準よりも低い基準であり、電子遺言を撤回することを意図していた遺言者の意思をより認定しやすいものと言える[59]。

（7）紙の謄本の作成

虚偽の場合に偽証罪となることを承知して、電子遺言の紙コピーが電子遺言の完全で真実かつ正確な複製であることについて確約する者は、電子遺言の紙の認証謄本を作成することができる。電子遺言が自己証明遺言であるときは、遺言書の紙謄本に自己証明宣誓供述書を含むことを要する（UEWA§9）。この規定は、特に、検認手続において遺言書を裁判所に提出するに当たり、各州の検認規則が電子ファイルの提出に対応していない場合において機能すると考えられる[60]。

---

[57] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 13.
[58] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 14.
[59] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 14-15.
[60] Uniform Electronic Wills Act (with Comments), *supra* fn.28, 19.

（８）遺言作成における法律の選択

電子遺言の導入については州間に相違があるため、電子遺言を認める州に居住している者が電子遺言を作成した後、電子遺言を遺言の方式として認めていない他州に移住した場合の当該遺言の効力が問題となりうる。この点に対応するため UEWA§4 は規定を置き、UEWA§5 の方式を満たさない電子遺言が作成された場合であっても、遺言者が遺言書に署名した時に物理的に所在した法域の法律に合致して作成されたか、又は遺言者が遺言書に署名するか若しくは死亡した時にドミサイル（domicile）[61]若しくは住所を有していた法域の法律に合致して作成されたときは、電子遺言として成立するとしている。

Ⅲ　州における電子遺言の法制化

ネバダ州、アリゾナ州、フロリダ州、インディアナ州の４州は、UEWA の策定よりも前に統一法によらず各州法によって独自に電子遺言制度を導入していた。そのうちネバダ州は 2001 年に法律を制定し、国内で電子遺言を法制化した最初の州である。

ただし、この４州の間でも電子遺言の作成方式に相違があることはもちろん、広い意味での遺言のデジタル化に関する規律は一様ではない。たとえば、遠隔によるリモート立会いについて、ネバダ州とフロリダ州は電子遺言制度の導入時からこれを認めるが、インディアナ州とアリゾナ州は当初認めておらず電子遺言の作成に物理的な立会いを必要としており、後に法改正が行われた。

１　ネバダ州

（１）電子遺言の要件

ネバダ州は、通常の遺言の方式として、２人以上の証人の立会いを要件とする認証遺言（witnessed will）、自筆遺言（holographic will）とともに、電子署名（electronic signature）が付されたコンピューターファイル形式の遺言（電子遺言（electronic will））を認める（Nevada Revised Statutes（以下、NRS と記述する）§§133.085～133.088）[62]。なお、口頭遺言（nuncupative or oral will）は、特別方式としても認められていない（NRS §133.110）。

ネバダ州において、電子遺言とは、①電子記録の中で作成及び保存されていること（NRS§132.119）、②日付及び遺言者の電子署名があること、並びに③ⓐ遺言者の認証特性（authentication characteristic）、ⓑ遺言者が電子署名をその面前で（in the presence）行った電

---

[61] 日本民法における「住所」よりも厳格な概念であり、１つのみ有することができる。人は出生によって domicile of origin を取得し、domicile of choice を取得するまでは domicile of origin がその者のドミサイルとなる。田中・前掲注 23)『英米法辞典』参照。

[62] Nevada Revised Statutes Capter133 の電子遺言に関する諸規定は、2001 年の制定後 2017 年と 2021 年に改正されている。本報告書ではことわらない限り最新の 2021 年改正版による。Nevada Legislature (https://www.leg.state.nv.us/nrs/nrs-133.html).

子公証人（electronic notary public）が遺言者の面前で記載した電子署名及び電子印鑑（electronic seal）、又はⓒ遺言者が電子署名をその面前で行った２人以上の証人が遺言者の面前で記載した電子署名というⓐⓑⓒのうちの少なくとも一つがあることを要件とする（NRS§133.085.1）。

遺言における電子署名とは、記録に署名する意思をもってある者が実行又は採用した電子的な音、象徴（symbol）又はプロセスで、当該記録に添付され又は論理的に結合されたものをいう（電子取引における電子署名に関する NRS§719.100 を遺言に関する NRS§132.118 で準用）[63]。そして、「電子的（electronic）」とは、電気的、デジタル的、磁気的、無線的、光学的、電磁気的若しくはこれらに類似する機能を有する技術のもの又はそのような技術に関連するものを指し（NRS§240.183）、電子文書とは、電子的手段によって作成、生成、送信、通信、受信又は保存される文書と定義されている（NRS§240.184）。また、電子記録（electronic record）とは、電子的手段（electronic means）によって作成、生成、送信、通信、受信又は保存される記録を言う。これには、ブロック・チェーンが含まれるが、これに限定されるものではない（NRS§132.117 による NRS§719.090 の準用）。

③のⓐにおける認証特性とは、ある者に固有の特性で、かつ、その者の生物学的側面又はその者の行った物理的行為として電子記録において計測及び認識が可能なその特徴を言う。指紋、網膜スキャン、音声認識、顔認識、ビデオ録画、デジタル化された署名（digitized signature）、その他その者に固有の特徴を用いた商業的に合理的な認証がこの特性に当たる（NRS§133.085.5(a)）。また、ここに言うデジタル化された署名（digitized signature）とは、電子的手段によって作成され、生成され又は保存された手書きの署名のグラフィック画像を指す（NRS§133.085.5(b)）。

③ⓑの電子公証人は、NRS§240.181 から NRS§240.206 までに従って、電子公証行為（electronic notarial act）を行うよう州務長官に登録された者を言う（NRS§132.1168 による NRS§240.186 の準用）。電子公証人又は公証権限を有するその他の役人は、電子遺言に関する法的手続における文書の作成及び裁判所への提出のため、ⓐ電子公証人又は公証権限を有するその他の役人の物理的な立会いはないが NRS§133.088 による電子的立会いのある者について、この者の署名又は電子署名を公証すること、及びⓑ遺言、遺言補足書若しくは遺言信託に関する文書を公証することができる（NRS§133.087.1）。

電子公証行為とは電子公証人が行う権限を有する行為であって、証書の確認、宣誓又は宣誓に代わる確約の執り行い、宣誓の認証、真正かつ正確な副本の認証等を含む（NRS§§133.088.1(b), 240.185）。そして、電子印鑑は、公証された電子文書内にある情報で

---

[63] Nevada Revised Statutes の「公証人及び嘱託人」に関する章では、電子署名とは、電子文書（electronic document）に添付され又は論理的に結合され、かつ、当該電子文書に署名する意思をもってある者が実行し又は採用した電子シンボル又は電子プロセスを言うと定義されている（NRS §240.188）。

あって、電子公証人の名称、管轄地及び登録の有効期限を含むものであって、かつ、一般的にNRS §240.040の規定に従った機械式印章（mechanical stamp）に記載することを要する情報を含むものを指す（NRS§§133.085.5(c), 240.187）[64]。

また、③のⓑⓒに言う「面前で」には、他の者と物理的に同じ場所に居て、この者を見て、聞いて、意思疎通し、かつ信用証明物（credentials）を交換するのに十分な近さにいることの他に、他の者と物理的に異なる場所に居るが、州務長官が採択した規則又は規制に合致するオーディオ・ビデオ通信（audio-video communication）[65]によって、この者を見て、聞いて、かつ意思疎通することができることを含む（NRS§240.1882）。

遺言能力については、18 歳以上の心神の健常な者は、電子遺言によって、不動産であれ動産であれ全ての遺産を処分することができるが、ただし、遺産は遺言者の債務の支払いの引き当てとなる旨が規定されている（NRS§133.085.2）。遺言能力に関するこの要件は、電子遺言以外の通常の遺言の場合と同様である（NRS §133.020）。

（２）遺言により処分される有形動産のリスト

ネバダ州法では、電子遺言及び自筆遺言に関する規定が適用されるか否かにかかわらず、遺言によって処分する有形の動産の陳述書又はリストを遺言書に添付することができる。そして、この陳述書やリストは書面以外に電子記録に含まれている文書でもよいとされている。ただし、金銭、債務証書、権原証書、証券及び取引又は事業で使用される財産は除かれ、リスト等を参照させる方法で処分することはできない（NRS§§133.045.1）。

遺言者が意図した処分の証拠として認められるためには、この陳述書又はリストに、作成の日付、文書の目的を示す表題、参照される遺言の明示、処分される品目の相当程度に確実な記述と受遺者の氏名、及び、遺言者の手書きの署名又は電子署名を記載しなければならない（NRS§133.045.2）。

（３）自己証明遺言

電子遺言を含め、証人の立会いによる証言をもって作成する遺言については、自己証明遺言の方式で行うこともできる（NRS§133.050）。自己証明遺言を作成するには、証人が宣誓を掌る権限を有する者の前で、偽証の場合に偽証罪の対象となることを承知の上で署名した宣言書（declaration）若しくは宣誓供述書（affidavit）を遺言書中に記載するか、又は遺言書にこの宣言書若しくは宣誓供述書を添付しなければならない（NRS§133.050.1）。遺言者又は

---

[64] NRS§240.181 から NRS§240.206 までは電子公証に関する Electronic Notarization Enabling Act の条文であり、また、NRS §240.040 は公証人による印章の使用と印章の要件等についての条文である。

[65] オーディオ・ビデオ通信とは、ある者が、電子的手段を用いてリアルタイムで他の者を見て、聞いて、意思疎通することができることを言うと定義されている（NRS §§133.088(3)(b)）。

宣言書若しくは宣誓供述書に署名する証人は、オーディオ・ビデオ通信手段によって立ち会うこともできる（NRS§133.050.4）。電子公証人（electronic notary public）又は公証権限を有するその他の役人は、電子遺言に関する法的手続における文書の作成及び裁判所への文書の提出に関連する目的のために、①電子公証人（electronic notary public）又は公証権限を有するその他の役人の物理的立会いではなくオーディオ・ビデオ通信等による立会いのもとで行われた署名（signature）又は電子署名（electronic signature）の公証、及び②遺言、遺言補足書（codicil）又は遺言信託に関する文書の公証をすることができる（NRS§§133.087.1, 133.088）。このようにして作成された証人の宣誓陳述書（sworn statement）は、裁判所の面前で作成されたものとして、裁判所により受理されなければならない（NRS§133.050.1）。

これに加えて、電子遺言を自己証明遺言とする場合には、宣言書又は宣誓供述書は、電子遺言の一部として組み込まれるか、電子遺言に添付されるか、又は電子遺言と論理的に結合された記録であることを要する（NRS §§133.050.1, 133.086.1(a)）。さらに、電子遺言の電子記録の保管につき適格性を有する保管者（qualified custodian：適格保管者）を当該電子遺言において指名していること、及び、電子遺言が認証された紙の原本（certified paper original）[66]に変換される前は適格保管者に常に保管されていたことが要件となる（NRS§133.086.1(b)(c)）。

前述（（１））のように、NRS §133.085(1)の規定によれば、電子遺言を作成するために必ず電子公証人の公証や証人の認証が必要なわけではなく、遺言者の認証特性（authentication characteristic）のみでも電子遺言を作成することはできる。証人の立会いと電子公証人等による公証が必要なのは、電子遺言を NRS§133.086 の自己証明遺言とする場合であり、これによって自己証明遺言となり、後日の裁判所での検認手続において当該電子遺言の有効性が推定されることになる[67]。

（４）自己証明遺言の要件を満たさない電子遺言

電子遺言が NRS§133.086 の自己証明遺言の要件を満たしていない場合でも、NRS§133.085 の要件を満たしていれば、遺言として成立する。ただし、その場合には、自己証明遺言と異なり、遺言の執行のために裁判所の検認手続において当該電子遺言の有効性が証明されることを要し、そのために証人による証言等を行うという手間が生じることになる（NRS§§136.130-136.225）。認証特性のみを用いた電子遺言の場合、証人の立会いによって

---

[66] certified paper original とは、電子遺言の本文及び電子遺言に関する自己証明宣誓供述書（self-proving affidavit）を含む有形の文書を言う（NRS§132.053）。

[67] NRS§136.185 は、裁判所の検認手続において、電子遺言の認証された紙の原本は、従来の NRS §133.040 の方式に従って作成された遺言と同じ方法で、検認を申し出て、検認することができるとして、電子遺言の検認手続のために認証された紙の原本を提出することとしている（（４）参照）。そして、NRS§133.086 に従って自己証明された電子遺言の認証された紙の原本は有効であると推定され、異議がない限り、有効性のさらなる証明を必要とすることなく、速やかに検認されなければならないと定める。

作成された遺言ではないため、自己証明遺言とはならない。遺言者の認証特性が付されているということは、遺言がその遺言者によって作成されたものであることや遺言者が当該遺言を作成しそれに従った死後の処理をするという意思を有していたことの証拠の一つとして機能すると言えるが、検認手続においてそれのみによって遺言が有効と認定されるというものとはならず、自己証明されていない、従来の方式による遺言（NRS §133.040（２人以上の証人の立会いにより書面で作成された認証遺言））の場合と同様の検認における証明手続を経ることになる（NRS§136.185.2)。

この点について、NRS§136.185.2 は、検認手続における電子遺言の証明に関し、「電子遺言の認証された紙の原本（certified paper original of an electronic will）は、NRS§133.040 に従って作成された遺言と同じ方法で、検認を申し立てられ、かつ検認を認められることができる。」と規定する。これにより、電子遺言の検認はその認証された紙の原本をもってすることになる。そして、NRS§133.040 の認証遺言の証明方法については、NRS§136.130 から NRS§136.180 に規定が置かれている。

それによれば、まず、①検認裁判所の書記官は、遺言書の署名証人（subscribing witness）が県内に居住している場合、その証人に対して召喚令状（subpoena）を発行する（NRS§136.130.1)。そして、②出頭し宣誓する全ての証人は、口頭で証言するものとされる（NRS§§136.140.2)。ただし、③遺言書の認証証人（attesting witness）のいずれか又は全員が、遺言者の死亡後に遺言執行者又は利害関係人の請求により、遺言書を証明するために証人が法廷で証言することを求められるであろう諸事実を記載した宣誓供述書を作成し署名して、書記官に提出したときは、召喚令状を発行するには及ばず、裁判所はこの宣誓供述書を裁判所の面前で作成されたものと扱って受理しなければならない（NRS§§136.130.2, 136.160)。④遺言書の検認を争う者が現れない場合、裁判所は、当該遺言書が法で定められた全ての事項を満たして作成されたこと、及び遺言者が健全な精神状態にあり遺言作成時に 18 歳に達していたことを示す証言があれば、署名証人の１人のみの証言に基づいて、遺言の検認を認めることができる（NRS§§136.150.1)。なお、証人による一方的宣誓供述書（ex parte affidavit）であって、遺言書が法で要求される全ての事項を満たして作成されたこと、及び遺言者が健全な精神状態にあり作成時に 18 歳に達していたことを示すものは、証拠として受理されなければならず、証人が出席して口頭で証言したのと同様の効力及び効果を有する（NRS§§136.150.2)。⑤遺言書が検認のために提出された時点で、遺言書の署名証人の２人以上若しくは全員が死亡しているか、精神的若しくは肉体的に証言することができない状態か、又はその他の理由で証言することができないために、遺言書を法に従って証明することができないと裁判所が判断した場合、裁判所は、遺言書の署名が真正であることについての少なくとも２人の信頼できる利害関係のない者の直接の証言、証言録取書（deposition）若しくは宣誓供述書、又は署名が真正であることのその他の十分な証拠に基づいて、遺言の検認を認めることができる

（NRS§§136.170.1）。この場合において、裁判所はその裁量により、遺言書の検認を認めるのに必要であると考える、ある者の直接の証言、利用可能な署名証人の証言録取書若しくは宣誓供述書、又はその他の関連する事実及び状況に関する証拠を追加で要求することも妨げられない（NRS§§136.170.2）。また、⑥裁判所が別段の決定をしない限り、署名証人は、作成された遺言書の写し、証人としての宣誓供述者の筆跡、遺言者若しくはその他の証人の筆跡に関して、遺言書の原本を用いることができる場合と同様の方法で、直接に又は証言録取書若しくは宣誓供述書によって証言することができる（NRS§§136.180.2）。

（５）適格保管者（qualified custodian）

（ｉ）適格保管者の任命

ネバダ州法は、適格性を有する保管者となろうとする者は、電子遺言の適格保管者として職務を行うことに同意する文書を作成することを要すると定める（NRS §133.300(1)）。適格保管者がこの職務を辞するためには、①認証された紙の原本への電子遺言の変換（NRS§133.340）、②電子的撤回の電子遺言撤回証明書への変換（NRS§133.340(7)）、又は③後任の適格保管者（successor qualified custodian：後継適格保管者）の任命（NRS§133.310(2)）のいずれかの要件を満たすことが必要であり、それまでは適格な保管者の職務を終了することはできない（NRS§§133.310.1,133.300.2）。

後継適格保管者は、遺言者による指定、又は適格保管者がその職務の終了を決定し後継適格保管者を指定する旨の終了 30 日前の書面による遺言者への通知によって、指名される（NRS§133.310.2(a)）。その場合、適格保管者は後継適格保管者に、電子遺言の電子記録並びに、ⓐ職務を終了する適格保管者がネバダ州において適格保管者として行動する資格を有し、電子遺言中で遺言者が指定した適格保管者であるか又は他の適格保管者によって指定された適格保管者であること、ⓑ遺言者が電子遺言を作成した時点で電子記録が作成されていたこと、ⓒ電子記録が電子遺言の作成以降１人又は複数の適格保管者の保管のもとにあり、作成された時点から変更されていないこと、及びⓓ電子遺言の作成以降電子記録を保管してきた全ての適格保管者の身元を記載した宣誓供述書を提供しなければならない（NRS§133.310.2(b)）。あわせて、後継適格保管者は NRS §133.300.1 に従い、書面による同意書を作成することを要する（NRS§133.310.2(c)）。適格保管者が遺言者による電子遺言の電子的撤回を保管している場合には、適格保管者は、電子的撤回の電子記録並びに、ⓐ遺言者が遺言を撤回した時点で電子記録が作成されたこと、ⓑ当該電子記録が、電子的撤回が行われて以降１人又は複数の適格保管者の保管のもとにあり、作成された時点から変更されていないこと、及びⓒ電子的撤回が行われて以降電子記録を保管していた全ての適格保管者の身元を記載した宣誓供述書を後継適格保管者に提供しなければならない（NRS§133.310.3）。

なお、適格保管者が後継適格保管者を指定する通知を遺言者に出してから 30 日が経過する前に、遺言者が異なる後継適格保管者を指定したときは、遺言者が指定した後継適格保管

者が後継適格保管者として任命されるとされている（NRS§133.310.4）。

（ii）適格保管者の要件

適格保管者とは、NRS§133.320 の要件を満たす者を言う（NRS§132.286）。それによれば、遺言者の相続人、電子遺言の受益者又は受遺者は適格保管者になることはできず（NRS§133.320.1(a)）、これら以外の者であることが適格保管者の要件の一つである。また、適格保管者は、電子記録を破壊、改竄又は不正アクセスから保護し電子記録への変更を検知するシステムを一貫して採用し、そのようなシステムに電子遺言の電子記録を保管することを要する（NRS §133.320.1(b)）。さらに、適格保管者は電子遺言の電子記録に、①電子遺言の作成と同時に撮影された遺言者及び証人の写真又はその他の視覚的記録、②電子遺言の作成と同時になされ遺言者及び証人の身元を証明するための十分な証拠となるドキュメンテーションのコピー、写真、ファクシミリ又はその他の視覚的記録、及び③NRS§133.085.1(b)による遺言者、証人、公証人が電子遺言に電子署名をしたときに撮影された遺言者、各証人、公証人の音声及びビデオの録画を保存しなければならない（NRS §133.320.1(c)）。適格保管者によって現在又は過去に保管された電子遺言に関する事柄が裁判となった場合には、適格保管者は、審理をする裁判所に対し、適格保管者の資格並びに電子遺言書の保存、保管及び提示に関する適格保管者の方針及び慣行に関して裁判所が要求する情報を提供しなければならない（NRS §133.320.1(d)）。電子遺言について適用されるこれらの要件は、法律に別段の定めがある場合を除き、遺言の電子補足書（electronic codicil）及び電子的撤回にも適用される（NRS §133.320.3）。これらの要件を満たすことのできる者が、適格保管者となる。それにより、例えば弁護士が適格保管者として電子遺言を保管するには、NRS§133.320 で定められた保管が可能なシステムを備えていることが必要となる。また、デジタル保管庫（digital vault）の提供事業者などは適格保管者になりうると考えられる[68]。

（iii）適格保管者の権限

電子遺言の電子記録について、適格保管者は、電子遺言又は電子遺言の認証された紙の原本へのアクセス又は電子遺言に関する情報を、遺言者若しくは遺言者の書面による指示によって指定された他の者、又は遺言者の死亡後においては遺言者の任命された人格代表者若しくは利害関係者にのみ提供することができる（NRS§133.330.1）。

適格保管者は、その絶対的裁量（absolute discretion）に基づき、ⓐ遺言の検認決定登録の通知から 1 年後、ⓑNRS§133.310 に従った後継適格保管者の任命により電子遺言の電子記録の適格保管者としての職務を終えた後、ⓒNRS§133.340 に従って電子遺言が認証された紙の原本に変換され、適格保管者が電子遺言を破棄する前に電子遺言の電子記録を遺言者

---

[68] Patrick Hicks, *How to Create an Electronic Will in Nevada* (https://trustandwill.com/learn/electronic-will-in-nevada).

に提供する合理的な努力をした場合（NRS§133.330.4）[69]において、遺言者に30日前に書面で通知した後、ⓓNRS§133.340.7に従って撤回証明書が作成され、適格保管者がNRS§133.330.4を満たした場合は、遺言者に30日前に書面で通知した後、ⓔ遺言又は電子遺言の作成に必要とされるのと同じ方式で作成された書面による遺言者の指示に従う場合、ⓕ電子遺言の破棄を認容する裁判所の命令があった場合のいずれかの時点で、電子遺言の電子記録を破棄することができる（NRS§133.330.2）。

NRS§133.330.4に従い、NRS§133.340(7)に基づいて撤回証明書が作成された場合、適格保管者はその絶対的裁量に基づき、ⓐ遺言の検認決定登録の通知から1年後、ⓑNRS§133.310.3の要件を満たしているときは、NRS§133.310に従った後継適格保管者の任命により電子遺言の電子記録の適格保管者としての職務を終えた後、ⓒ遺言又は電子遺言の作成に必要とされるのと同じ方式で作成された書面による遺言者の指示に従うとき、ⓓ30日前に遺言者に書面で通知したとき、ⓔ電子遺言の電子記録の破棄を認容する裁判所の命令があったときのいずれかの時点で、電子的撤回の電子記録を破棄することができる（NRS§133.330.3）。

（iv）電子遺言の認証された紙の原本の作成

適格保管者は、遺言者の指示があるか又は適格保管者が電子遺言を認証された紙の原本に変換することを意図していることを遺言者に30日前に書面で通知した場合には、電子遺言を認証された紙の原本に変換させることができる。適格保管者が電子遺言を認証された紙の原本に変換するには、電子遺言の本文並びに、適格保管者が電子遺言中で遺言者が指定した保管者であることや遺言者が電子遺言を作成した時点で電子記録が作成されていたこと、認証された紙の原本が電子遺言の真正で、正確かつ完全な有形の表示であること等を記載した適格保管者の宣誓供述書を内容に含む有形文書を作成することを要する（NRS§133.340.1,2,3）。さらに、自己証明電子遺言（self-proving electronic will）を認証された紙の原本に変換するには、これらの要件に加えて、NRS§133.050の要件を満たす証人の宣言書又は宣誓供述書が遺言者が電子遺言を作成した時点で作られており、NRS§133.086に従って要求されているように電子遺言の一部として組み込まれ、電子遺言に添付され、又は電子遺言と論理的に結合されていたこと等を、適格保管者は宣誓供述書に記載しなければならない（NRS§133.340.4）。

なお、電子遺言が適格保管者の管理下に常に置かれていたわけではないという場合であっても、電子遺言を発見した者は、電子遺言の本文並びに、電子遺言が作成された時期、電子遺言が発見された経緯、電子遺言にアクセスした者の身元、電子遺言の保管方法と改竄防止のための措置、電子遺言の変更履歴の有無、認証された紙の原本が電子遺言の真正で、

---

[69] NRS§133.330(4)は、電子遺言又は電子的撤回を破棄する前に、適格保管者は、電子遺言及び電子的撤回の電子記録を遺言者に提供するための合理的な努力をしなければならないと規定する。

正確かつ完全な有形の表示であることについて、この者が知る限りにおいて記載した宣誓供述書を内容に含む有形の文書を作成することによって、電子遺言を認証された紙の原本に変換させることができる（NRS§133.340.5）。

適格保管者（NRS§133.340.2）又は電子遺言の発見者（NRS§133.340.5）が各条文の要件を満たして変換した電子遺言の認証された紙の原本は、遺言書の原本と同じく裁判所の検認手続に供され、検認を行うことができる。電子遺言の認証された紙の原本は有効と推定され、異議が申し立てられない限り、有効性に関するさらなる証明を要することなく速やかに検認手続が行われるものとされる（NRS§133.340.8）。

なお、遺言の撤回については、遺言者が電子記録によって遺言を撤回した場合、適格保管者は電子的撤回を撤回証明書に変換することができるとされている。その場合、適格保管者は、電子遺言の認証された紙の原本並びに、電子的撤回の本文及び遺言者による遺言の撤回時点で電子記録が作成されていたこと、当該電子記録が電子的撤回の実行以降１人又は複数の適格保管者の保管下にあり、作成された時点から変更されていないこと等を記載した宣誓供述書を内容とする有形文書を作成しなければならない（NRS§133.340.7）。

（６）電子遺言制度の実用性について

ネバダ州は 2001 年に全米で初めて電子遺言を可能とする法律を制定し、その後 2017 年にこれを改定して、適格保管者に関する具体的規定を含む法改正が行われた。自己証明電子遺言に関する NRS§133.086 や適格保管者に関する NRS§133.300 から NRS§133.340 の諸規定はその際に追加されたものである（前述（３）（５）参照）。また、電子遺言の要件に関する NRS§133.085 も 2017 年の改正で大幅な変更を受け、電子公証人や電子公証行為に関する NRS§133.087、NRS§133.088 もその時に追加された（前述（１）参照）。

2001 年に電子遺言が法制化された当時、デジタル技術はまだネバダ州法に定められた方法で電子遺言を作成できるほど発達しておらず、一般の人々のニーズもそれほど高いとは言えない状況であったことが指摘されている[70]。また、2001 年法は証人による立会いや電子形式ないし遠隔形式での公証による電子遺言の作成も予定していなかった。そのため、現実には電子遺言はほとんど利用されていなかった[71]。学説では、電子遺言の法制化は不正確で脆弱な法領域を生じることになり、立法的解決は不要であって、電子的に作成された文書を法的に有効とするには無害の手続的瑕疵法理（harmless error rule）で十分であるとの意見が、2001 年の施行から 10 年経過後においても根強く見られた[72]。特に 2001 年のネバダ州法の

---

[70] Developments in the Law, Chapter Four, *What is an "Electronic Will"?* ,131 Harv. L. REV. 1790, 1808 (2018).

[71] Patrick Hicks, *supra* fn.68; Dan DeNicuolo, *The Future of Electronic Wills*, Bifocal, Vol.38, No.5 (2017), 6.

[72] Scott S. Boddery, *Electronic Wills: Drawing a Line in the Sand Against Their Validity*, 47 REAL PROP. TR. & EST. L.J. 197, 201 (2012).

電子遺言制度については、単に電子自筆遺言（electronic holographic will）とも言うべきものを立法化したに過ぎず、手書きで遺言書を書き、署名して、日付を入れる従来の自筆遺言か、又は難解な認証特性要件を含む電子遺言を作成するかとなった場合、遺言者はより利用しやすい手書きの自筆遺言の方法を選ぶであろうとも言われていた[73]。また、認証特性に関し生体認証技術（biometric identification technology）は日進月歩しているが、それを電子文書に組み込むという扱いはまだネバダ州の立法者が期待したほど人々に浸透していないこと、2001 年法の制定後８年経過した 2009 年にネバダ州は遺言の保管のため州務長官に“Nevada Lockbox”（ネバダ・ロックボックス）を創設・維持する権限を与えて、遺言者がそこに遺言の電子コピー（electronic reproduction of each will. ここに言う遺言には電子遺言以外の方式で作成されたものも含む）をオンラインで登録して必要な時に検索し取り出すことができるようにする措置を設け（NRS§§225.360, 225.320）、そのデータ・ボックスは遺言者の電子遺言を管理するよう遺言者によって指名された保管者（designated custodian）（後述 2017 年改正前の NRS§133.085.1(c)(2)参照）として機能することが予定されていたが、“Nevada Lockbox”は遺言の他にパスポート、出生証明書、婚姻許可証等の保管にも対象が拡大され（NRS§225.330）、現実には、ネバダ州は個人とその医療提供者がアクセスできる事前指示書（advance directives）[74]のみを市場として“Nevada Lockbox”を保管場所として提供していたこと[75]、“Nevada Lockbox”の管理・運営に関する職務の誠実な遂行において生じた作為・不作為ついて州務長官や職員らは責任を負わないとされていたこと（NRS§225.430）が、2001 年法の電子遺言制度の利用しづらさの問題点として指摘されていた[76]。

2017 年の改正によって、ネバダ州では電子遺言につき認証特性のみでなく電子公証人や２人以上の証人の立会いによる作成も認められるに至った（NRS§133.085.1(b)）。ただし、電子遺言の保管については、前述（３）のように自己証明電子遺言についてのみ適格保管者による保管を要件とし（NRS§133.086.1(b)(c)）、自己証明遺言ではない電子遺言に関しては特段の保管方法は規定していない[77]。公証人や証人の立会いなしに認証特性（authentication

---

[73] Boddery, *supra* fn.72, 200-201.

[74] リビング・ウィルや医療行為等自己の医療に関する意思決定について事前に指示をしておく文書を言う。統一法委員会（ULC）は、1993 年に「医療上の意思決定に関する統一法」（Uniform Health-Care Decisions Act）を公表しており、そこに本人の事前医療指示書（advance health-care directive）に関する規定が置かれている。

[75] 現在も状況は同様であり、“Nevada Lockbox”のウェブサイトでは事前指示書の登録（Advance Directive Registry）と後見人指名登録（Guardianship Nomination Registry）のみが掲示されている (https://www.nvsos.gov/sos/online-services/nevada-lockbox)。

[76] Boddery, *supra* fn.72, 199-201.

[77] ネバダ州の各県（county）では、通常、遺言者の死亡前に遺言書を登録する仕組みは置かれていない。遺言者の死亡後、検認手続のために遺言書が裁判所に提出されれば公的記録として保管されるが（NRS§136.050）、毎年の登録件数や遺言の方式の内訳等は一般に公表されていない。県の対応の例として、Clark County (http://www.clarkcountycourts.us/departments/probate/#faqs), Washoe County (https://www.washoecounty.gov/recorder/faq/general/wills.php) 等。

characteristic）を含むことのみで作成された電子遺言については、遺言者の死亡後発見されず、また、偽造や変造の可能性を伴うが、自筆遺言の場合にも同様の恐れはあり、遺言の有効性が問題となる場合は遺言者死亡後の検認裁判所の検認手続で争われることになる。なお、デジタル業界からは、文書の保全に関して一定の資格を満たし、遺言者の権利と希望に合致した方法で電子遺言を扱うことに合意した保管者のもとで作成され保管されている電子遺言について有効性を推定する規定（"safe harbor provisions"と呼ばれる）の創設を求める声も出ているとされている[78]。

**○ 2017年改正前の電子遺言の要件**

NRS§133.085（2017年改正前）　電子遺言

1　電子遺言は以下の場合、遺言者の遺言となる：

(a) 電子記録の中で記述され、作成されかつ保管されていること；

(b) 日付及び遺言者の電子署名を含み、かつ遺言者の少なくとも一つの認証特性を含むこと；及び、

(c) 以下の方法で作成されかつ保存されていること：

(1) 正本（authoritative copy）が一点のみ存在していること；

(2) 正本が、遺言者又は遺言者により電子遺言中で指名された保管者によって保管され管理されていること；

(3) 正本について行われた変更が容易に確認可能であること；及び、

(4) 正本の複写が、正本ではなく複写であると容易に確認できること

**○ 2017年改正後の電子遺言の要件**

NRS§133.085（2017年改正後）　電子遺言

1　電子遺言は以下の場合、遺言者の遺言となる：

(a) 電子記録の中で作成されかつ保管されていること；及び、

(b) 日付及び遺言者の電子署名を含み、かつ、以下のうちの少なくとも一つを含むこと：

(1) 遺言者の認証特性；

(2) 遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った電子公証人が遺言者の前で行った当該遺言への電子署名及び電子印鑑；又は、

(3) 遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った２人以上の証人が遺言者の前で行った電子遺言への電子署名

---

[78] Developments in the Law, *supra* fn.70,1808.

## 2　フロリダ州

### （1）電子遺言の要件

フロリダでは、2019 年に電子遺言を法定の遺言の方式として認める州法の規定が議会で可決され、2020 年 1 月 1 日から施行されている（Florida Statutes（以下、Fla.Stat.と記述する）Title XLII Chapter 732, §§732.521-732.526）[79]。同法における電子遺言の定義と要件は以下の通りである。

まず、フロリダ州において、①遺言は書面で作成されなければならない。それとともに、②２人以上の証人の立会いにより、遺言者又は遺言者の立会いのもとその指示により署名する者の署名がいずれも遺言書の末尾にされたこと、及び遺言者の署名又は遺言書へ署名がされたことについての遺言者の承認が証人により確認されたこと、並びに、③遺言者及び証人相互の立会いのもとで証人が遺言書へ署名することが要件となる（Fla.Stat.§732.502(1)）。また、この Fla.Stat.§732.502 に準拠して作成された遺言書又は遺言補足書は、作成時又はその後随時に宣誓を掌る権限を有する役人の前で行われ、かつ遺言書に添付され若しくは遺言書作成後の役人の証明書によって証明される遺言者の承認及び証人の宣誓供述書によって、自己証明遺言とすることも可能である（Fla.Stat.§732.503(1)）。遺言の方式として自筆遺言や口頭遺言は認められていないが、軍事遺言（military testamentary instrument. 10 U.S.C. s. 1044d, Chapter 53）は有効とされている（Fla.Stat.§732.502(2)(3)）。

遺言の作成に関するこれらの要件は、電子遺言にも適用される。したがって、映像や音声の録画・録音による遺言は認められない。また、電子遺言について特則が置かれており、そこでは、電子遺言とは Florida Statutes に定められた方法で、本人の電子署名（Electronic signature）によって作成された、遺言補足書を含む遺言文書（testamentary instrument）であって、本人の死亡時又は死亡後に本人の財産を処分するものを言い、これには単に人格代表者若しくは後見人を指名するもの又は他の遺言書を撤回し若しくは修正するものを含むと定義されている（Fla.Stat.§732.521(4)）。そして、電子署名とは、記録中において署名（signature）として目に見える形で表わされ、当該記録に署名する意思をもってある者が作成又は採用した電子的印（electronic mark）を言う（Fla.Stat.§732.521(3)）。

電子遺言の場合の遺言者による電子遺言の承認及び証人の宣誓供述書（Fla.Stat.§732.503）の作成については、Fla.Stat.§732.522 が定める。それによれば、ⓐ文書（instrument）への署名の要件は電子署名で足りる。ⓑ他者の立会いのもとで行う文書への署名は、オーディオ・ビデオ通信技術[80]を用いた立会いと電子的に署名することで足りるが、その場合、ⓒ出席者

---

[79] Florida Legislature (http://www.leg.state.fl.us/statutes/index.cfm?App_mode=Display_Statute&URL=0700-0799/0732/0732ContentsIndex.html).

[80] オーディオ・ビデオ通信技術（Audio-video communication technology）とは、参加者が互いに見て、聞いて、意思疎通をすることができる電子的手段を用いてリアルタイムで双方向の通信を可能にする法に準拠した技術を言う（Fla.Stat.§117.201(2)）。

らが公証人の監督を受けること、㋑出席者らがオンライン公証会議の一員として認証され、署名をすること、㋒証人は、電子記録に署名したことを承認する旨の署名者の陳述を聞くこと、並びに㋓文書への署名及び立会いが Fla.Stat.§117.285（電子記録の立会いにおけるオンライン公証人[81]の監督に関する規定）の要件と合致していることを要する。そして、ⓒ同条に準拠して作成された電子遺言の効力、効果、有効性及び解釈に関するあらゆる問題は、Fla.Stat.§732.502 に従って作成された遺言の場合と同じ方法で判断されなければならないと規定されている（Fla.Stat.§732.522(1) - (3)）。

したがって、フロリダ州法では、本人、証人ともに電子署名によって電子遺言に署名することが認められ、また、遠隔でのオンラインによる電子遺言の作成が可能である。その場合、遺言者、公証人及び２人以上の証人がリアルタイムのビデオ会議に参加する方法で行うことができ、このビデオは録音・録画される（Fla.Stat.§117.285(2)(6)(c)）。

ただし、オンラインでリモート立会いをする場合、遺言書の作成がオンライン公証人によって監督されることとともに、本人が「脆弱な成人」（vulnerable adult）[82]でないこと、及び、本人が自身の心身の状態に関する一定の質問に答えることができること等が要件となる。この質問は、オーディオ・ビデオ通信による立会いを進める前に、RON サービス・プロバイダー（RON service provider）[83]が本人に対して行うこととされ、その内容は、①本日、判断能力を損なうような、薬物又はアルコールの影響下にありますか、㋑日常生活の通常の活動能力に支障をきたすような身体的若しくは精神的状態又は長期的な障害がありますか、㋒日常生活において介助が必要ですかというものである（Fla.Stat.§117.285(5)(a)）。これらの質問のいずれかに該当する場合には、本人の署名時の証人の立会いは少なくとも２人の証人が本人の前で物理的に立ち会うことを要し、この要件を満したときのみ「脆弱な成人」が作成した電子遺言は有効となる（Fla.Stat.§117.285(5)(b)(k)）。そのため、上記の質問に対する回答が本人から提出された後、RON サービス・プロバイダーは本人へ書面による通知を行うこととされており、その通知には、署名者が Fla.Stat.§415.102 で定められる「脆弱な成人」である場合、署名しようとしている文書はオーディオ・ビデオ通信技術による立会いでは有効とならないこと、署名者が「脆弱な成人」である可能性があるときは、署名にあたり証人を物理的に立ち会わせるべきことが記載される（Fla.Stat.§117.285(5)(c)）。

このようにフロリダ州では、「脆弱な成人」について遠隔での電子遺言の作成を制限する

---

[81] オンライン公証人（online notary public）とは、公証人（notary public）、民事法公証人（civil-law notary）、証書委員（commissioner of deeds）のうち、オンライン公証を行うため州務省に登録した者を言う（Fla.Stat.§117.201(10)）。

[82] フロリダ州において、vulnerable adult とは、重大な機能的、精神的又は身体的障害のある 18 歳以上の者で自らの世話をすることができない者を指すとされる（Fla.Stat.§415.102(28)）。

[83] フロリダ州法では、オンライン公証人は、オンライン公証でオーディオ・ビデオ通信技術を使用する RON サービス・プロバイダーを特定しなければならないとされている（Fla.Stat.§117.225(5)） (https://files.floridados.gov/media/705185/ron-service-provider-information-form.pdf)。

ことによって、オーディオ・ビデオ通信技術を用いた遺言における詐欺や不当威圧の懸念を減ずるという方策を取る。ただし、「脆弱な成人」と判断するための法定の明確な基準や規則等は置かれていないため、オンラインのビデオ会議による遠隔での証人の立会いで作成された電子遺言の効力が後日、裁判所の検認手続において争われ、当該遺言が無効になるという事態は起こり得る[84]。

（2）自己証明遺言

電子遺言も自己証明遺言にすることができる。その場合、①遺言者による電子遺言の承認及び証人の宣誓供述書が、Fla.Stat.§732.503 の要件に従って作成され、かつ電子遺言を含む電子記録の一部であるか、電子遺言に添付されているか、又は電子遺言と論理的に結合されていること、②電子遺言が適格保管者（qualified custodian）を指定していること、③電子遺言を含む電子記録が、検認手続のために裁判所に提出されるまで常に適格保管者において保管されていること、並びに④遺言者の死亡時に電子遺言を保管する適格保管者が、当該保管者の知る限りにおいて、電子遺言を含む電子記録が裁判所に提出される前の全ての時点においてFla.Stat.§732.524に基づき適格とされる保管者の保管下にあったこと及び電子遺言が作成された日以降いかなる方法によっても変更されていないことを宣誓をもって保証することが要件となる。

したがって、従来の紙の書面による遺言と異なり、公証された自己証明の宣誓供述書をはじめFla.Stat.§732.503における要件を全て満たしていたとしても、電子遺言はそのままでは自己証明遺言とならず、適格保管者による保管が必須の要件となる。

（3）適格保管者の要件、権限と義務

電子遺言の保管者として適格であるために、フロリダ州法は、同州にドミサイル（domicile）を有しかつ同州の居住者であるか、又は同州で法人化若しくは設立されているかあるいは主たる営業所を有することを要件とする（Fla.Stat.§732.524(1)）。そして、適格保管者は、電子遺言の保管を維持する過程において、常時セキュア・システム（secure system）を採用しかつそのセキュア・システムに電子記録を保管するものとされる。すなわちこのシステムを備えていることも、適格保管者の要件となる。

保管される電子記録には、電子遺言、電子遺言に添付されるか又は論理的に結合された記録、及び遺言者による電子遺言の承認、証人の宣誓供述書、オンライン公証に関する記録（Fla.Stat. §117.245(1)(2)）が含まれる（Fla.Stat.§732.524(2)(a)）。適格保管者は、適格保管者

---

[84] ACTEC (American College of Trust and Estate Counsel), Sarah. S. Butters (https://actecfoundation.org/podcasts/electronic-will-florida-2021/), Justin Shifrin, *HB409, A Drastic Departure from Florida's Traditional Stance on Will Execution Formalities*, Journal of Technology Law & Policy, Vol. 24, 83, 100-101.

によって現在又は過去に保管されていた電子遺言に関連する裁判所の審理のために、電子遺言の作成、送信、通信、受領、保存、保管、及び提示に関する適格保管者の資格、方針及び慣行について裁判所が要求する情報を提供しなければならない（Fla.Stat.§732.524(2)(b)）。適格保管者は、遺言者、遺言者が電子遺言若しくは同州における遺言の作成に必要な要式をもって署名した文書で権限を与えた者、遺言者の死亡後は遺言者が指名した人格代表者に対して又は管轄裁判所の指示によってのみ、電子遺言書又は電子遺言書を含む電子記録へのアクセス又は情報を提供する（Fla.Stat.§732.524(2)(c)）。

電子遺言の電子記録の適格保管者は、遺言者の遺産管理の終結から５年又は遺言者の死亡後 20 年のいずれか早い時点以降いつでも、Fla.Stat.§732.524(2)(a)により作成及び保管が義務づけられている文書を含む当該電子記録の破棄を選択することができる（Fla.Stat.§732.524(3)）。また、適格保管者は、保管している電子遺言又は電子遺言を含む電子記録を、遺言者が生存しているときは遺言者への引渡し、遺言者の死亡後は裁判所への遺言の提出（Fla.Stat.§732.901）によって、その職務を辞することを選択することができる。その場合において、職務を辞する適格保管者が後継適格保管者を指名するときは、遺言者に後継適格保管者の氏名、住所、資格を書面で通知し、遺言者は電子遺言を含む電子記録の後継適格保管者への引渡し前に書面による同意を行うこと、辞める適格保管者の資格や電子遺言が電子記録の作成時から常に適格保管者の保管下にあり、知る限りにおいて変更されていないこと等を記載した宣誓供述書を後継適格保管者に引き渡すこと等を要する（Fla.Stat.§732.524(4)）。

遺言者が遺言の作成に必要な要式で署名した書面によって適格保管者の職務の終了を求めたときは、適格保管者はその職務を終了し、遺言者が書面で指定した後継適格保管者に電子遺言を含む電子記録及び宣誓供述書（Fla.Stat.§732.524(4)(b)3）を引き渡さなければならない（Fla.Stat.§732.524(5)）。

適格保管者は、遺言者から請求があれば、電子遺言及び電子遺言を含む電子記録の紙のコピーを直ちに提供しなければならない（Fla.Stat.§732.524(8)）。適格保管者は、遺言者による電子遺言へのアクセス又はダウンロードを終了又は停止してはならない。ただし、適格保管者は、そのようなアクセス及びダウンロードの提供に対して手数料を請求することができる。（Fla.Stat.§732.524(10)）。

遺言者が死亡したとの情報を受領したときは、適格保管者は電子遺言を裁判所に預託しなければならない（Fla.Stat.§§732.524(11), 732.901）。また、適格保管者は、電子遺言を含む電子記録が適格保管者の占有下にある間に、電子記録の過失による紛失又は破損によって生じた損害に対して責任を負う。適格保管者は、このような損害に対する責任を制限することはできない（Fla.Stat.§732.524(9)）。同法に規定されている場合を除き、適格保管者は、遺言者から提供された情報を常に守秘しなければならず、そのような情報をいかなる第三者にも開示してはならない（Fla.Stat.§732.524(12)）。

そして、適格保管者は、フロリダ州法の諸規定により要求される全ての職務及び義務の忠実な履行を確保するために最低 25 万ドルの保証証書（surety bond）を支払い、維持しなければならないとされている。この保証証書は、適格保管者のもとに電子記録を保管する全ての人及びその遺産、受益者、承継人、相続人の利益のために知事及びその後継者に支払われるべきものとされ、フロリダ州法の規定に基づく全ての責任と義務の忠実な履行を条件とする。保証証書は、また、適格保管者及び適格保管者の代理人又は従業員の作為又は不作為をカバーするものでなければならない（Fla.Stat.§732.525(1)(a)）。さらに、適格保管者は、適格保管者及び適格保管者の代理人又は従業員による過失又は不作為によって生じ、適格保管者に電子記録を保管している者並びにその遺産、受益者、承継人及び相続人が被った損失をカバーする賠償責任保険証券（liability insurance policy）を維持しなければならない。この保険証券は、少なくとも総額 25 万ドルの損失をカバーしなければならないと定められている（Fla.Stat.§732.525(1)(b)）。そして、州の司法長官は、適格保管者が運営を停止したりや施設を閉鎖しようとする場合や、電子記録が紛失又は不正利用される危険性があると判断した場合、適格保管者がここで要求されている保証証書や賠償責任保険証券の維持や支払いを怠った場合、適格保管者の電子記録を適切に引渡し保管するための 財産保全管理人（receiver）の選任を管轄裁判所に申し立てることができる（Fla.Stat.§732.525(2)）。

（4）電子遺言の利用状況

フロリダ州は 2017 年に最初の電子遺言法を議会が可決した[85]。その背景には、マイアミに本拠地を置く大手デジタル・エステイト・プランニング・サービス業者である Willing.com による強い後押しがあったと言われている[86]。しかし、当時のリック・スコット知事がこの法案に対して拒否権を行使し、同法案は議会での継続審議となった。拒否権行使の理由として、同知事は、この法案では公証手続のあり方、高齢者に対する経済的搾取など電子遺言の悪用の可能性、オンラインでの遠隔の証人立会いやオンライン公証によって起こり得る遺言者への詐欺や不当威圧の恐れに対する懸念等が十分に払拭できないことを挙げていた[87]。その後 2019 年に制定されたフロリダ州法の電子遺言に関する新規定は、このような懸念に対応するため、オンライン公証人や適格保管者等について細かい規律を置くに至っている。

現在、自己証明電子遺言の利用がフロリダ州では目立ってきていると言われている[88]。ただし、そのためには、Fla. Stat.§ 732.524 に従って適格保管者の要件を満たした保管者によって当該電子遺言が保管されていることが必要である。Fla.Stat.§733.201(1)は、同法に従って

---

[85] Florida Senate (https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2017/277).
[86] Dan DeNicuolo, *supra* fn.71,6.
[87] Governor Rick Scott (https://www.flprobatelitigation.com/wp-content/uploads/sites/837/2017/06/HB-277-Veto-Letter.pdf).
[88] BlueNotary, *Florida Electronic Wills: Qualified Custodian Requirement* (https://bluenotary.us/florida-electronic-wills-qualified-custodian-requirement/).

作成された自己証明遺言はさらなる証明を要することなく検認することができるが、自己証明された電子遺言と称するものについて、当該電子遺言の作成又は遺言者による承認及び証人の宣誓供述が、Fla.Stat.§117.265 で定める手続に実質的に合致しないオンライン公証で行われたときは、通常の検認方法によってのみ検認手続を認めることができると規定する。適格保管者に該当しない弁護士や公証人が保管している電子遺言は自己証明遺言とならず、裁判所の検認手続における証明の負担が伴うことにつき利用者への注意喚起を要するものとなっている。

3　インディアナ州

（1）電子遺言の定義

インディアナ州は 2018 年に遺言の方式として電子遺言を認める法律を制定した。そこには、電子遺言制度の導入を求めるリーガル・テック企業 LegalZoom の強力なロビー活動があったとも言われている[89]。さらに、2020 年の COVID-19 によるパンデミックの発生によりインディアナ州最高裁判所が遺言の証人の遠隔での立会いを認める緊急命令を出したことを受けて[90]、2021 年にオンラインによる遠隔での遺言作成を認める法改正が行われるに至っている。

インディアナ州において、電子遺言とは、電子記録（electronic record）として作成及び保存され、遺言者及び証人の電子署名（electronic signature）及びこれらの署名がされた日付と時刻を含むものを言うと定義されている（Indiana Code（以下、Ind. Code と記述する）§29-1-21-3(10))[91]。これには、電子遺言又は従来の紙の遺言書を修正する遺言補足書（codicil）も含みうる。電子署名とは、電子記録に添付されるか又は電子記録に論理的に結合され、かつ当該電子記録に署名する意思をもってある者が実行又は採用した電子音、電子シンボル又は電子プロセスを言い（Ind. Code§§29-1-21-3(9), 26-2-8-102(10)）、電子的（electronic）とは、電気的、デジタル的、磁気的、無線的、光学的、電磁気的、又はこれらと同様の機能を有する技術に関するものを指す（Ind. Code§§29-1-21-3(7), 26-2-8-102(7)）。そして、電子記録とは、電子的手段によって作成、生成、送信、通信、受信、又は保存される記録を言うが（Ind. Code§26-2-8-102(9)）、電子遺言においては、これに、①電子遺言に関連する完全性証拠書類（document integrity evidence）又は②電子遺言を作成した遺言者の本人性確認証拠（identity verification evidence）のうちの一つ若しくは両方を含む場合があるとされている（Ind. Code§29-1-21-3(8)）。

---

[89] Daniel Carson, *Electronic Wills Off to Slow Start in Indiana: State Law Updated in 2021 to Allow for Remote Witnessing, But Demand Remains Row* (https://www.theindianalawyer.com/articles/electronic-wills-off-to-slow-start-in-indiana-state-law-updated-in-2021-to-allow-for-remote-witnessing-but-demand-remains-low).

[90] Indiana Supreme Court (https://www.in.gov/courts/files/order-other-2020-20S-ms-237.pdf).

[91] Lexis, Burns' Indiana Code Annotated.

完全性証拠書類（document integrity evidence）とは、電子遺言の電子記録の一部であって、①電子的に作成・管理され、②電子遺言が最初に作成され証人による認証がされた後、変更されていないことを示すデジタル標識（digital marker）を含み、③電子遺言の作成後に電子遺言の原文に行われた変更が電子記録を表示し又は印刷したときに目に見える形で認識できるような不正開封不能（tamper evident）[92]の方法によって、電子遺言と論理的に結合されており、④エラー・メッセージを生成するか、電子署名を無効化にするか、電子記録を読み取り不能にするか、若しくは電子遺言の作成後に何らかの変更がされたことの証拠を表示し、かつ、⑤次のⓐからⓗまでの情報（ⓐ電子遺言が遺言者によって作成され、証人によって認証された都市及び州並びにその日時、ⓑ電子遺言が同法に基づいて作成された自己証明条項（self-proving clause）の使用により電子的自己証明遺言である場合は、自己証明条項の原文、ⓒ遺言者及び証人の氏名、ⓓ遺言者の指示により、遺言者及び証人の立会いのもとで電子遺言に遺言者の署名をする責を負う者の氏名及び住所、ⓔ電子遺言への遺言者及び証人の電子署名のコピー又はリンク、ⓕ遺言者の身元確認のために使用された identity verification evidence の種類の概要、ⓖ電子遺言の作成時に遺言者に提供される助言的指示（advisory instruction）[93]があれば、その原文、ⓗ公開鍵暗号基盤（public key infrastructure：PKI）又は類似のセキュア技術が電子遺言の署名又は認証に使用され、かつ当該技術のベンダー又はソフトウェアが組み込みを実行可能にしているときは、電子記録を完成させ電子遺言を不正開封不能（tamper evident）にするために使用された暗号学的ハッシュ（cryptographic hash）又は一意コード（unique code）の内容）を表示するものを言う（Ind. Code§29-1-21-3(6)(A)-(E)）。なお、document integrity evidence には、弁護士又は保管者が電子遺言に割り当てる一意の文書番号、顧客番号若しくはその他の識別子や、又は電子遺言の完全なコピーにアクセスできる安全なインターネット・ウェブサイトへのリンクなど、電子遺言に関するその他の情報も含まれ得るが、これらを含めることは法定の要件ではない。「完了証明書」、「会計検査報告書」、「監査ログ」など document integrity evidence のタイトルや見出し、ラベルも必須ではない（Ind. Code§29-1-21-3(6) the second sentence）。

また、本人性確認証拠（identity verification evidence）とは、遺言者の政府発行の写真付き身分証明書のコピー又は、次のⓐからⓙ（ⓐ知識ベース認証方法（knowledge based

---

[92] Ind. Code§29-1-21-3(20)は、tamper evident を、電子遺言書又は電子遺言書の完全性証拠（document integrity evidence）などの電子記録の機能であって、電子記録が作成又は署名された後、当該電子記録が紙に印刷され又はモニター若しくはその他のディスプレイに表示されたときに、電子記録を閲覧する者が、当該電子記録の変更や改竄を認識できるようにするものを言うと定義する。これには、変更の性質や特定の内容が知覚できない場合も含む。

[93] Ind. Code§29-1-21-6 は、form vendor（電子遺言の書式又は電子遺言を作成・完成・実行するためのユーザー・インターフェースを遺言者に提供する者。遺言者のために電子遺言を用意する弁護士や、デジタル・エステイト・プランニング書式のソフトウェアのベンダー又はライセンサーを含む）が重要事項について advisory instruction を示すことはそのベスト・プラクティスに合致すると規定し、その文例を提示する。なお、advisory instruction が提供されなかったとしても、それ自体は電子遺言の有効性に影響を及ぼさない。

authentication：KBA)、㋑物理的デバイス（physical device)、㋒公開鍵暗号基盤（public key infrastructure）を使用したデジタル証明書、㋓遺言者に送信され若しくは遺言者が使用した識別コード(verification code)若しくは認可コード(authorization code)、㋔生体認証(biometric identification)、又は㋕現在若しくは将来の技術を使用した遺言者の身元確認のための商業的に合理的なその他の方法）のうちの一つ以上の情報源から得られる遺言者の身元確認情報を意味する（Ind. Code§29-1-21-3(12)）。

電子遺言の電子記録は、これに付随する完全性証拠書類を含め、電子遺言の有効性、及び変更・開封の証拠が電子記録上明白でない限り無断変更・無断開封がなかったことの一応の証拠（prima facie evidence）として機能する（Ind. Code§29-1-21-14(a)(1)）。ただし、この推定は、明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）又は遺言者が後日別の電子遺言若しくは紙の遺言を作成したという証拠によって覆すことができる（Ind. Code§29-1-21-14(b)）。

（２）電子遺言の要件

インディアナ州では、遺言能力について、心神の健常な 18 歳以上の者、又は 18 歳未満の者であってもアメリカ合衆国若しくはその同盟国の軍隊の構成員若しくは商船の船員である者は、遺言をすることができるとしている（Ind. Code § 29-1-5-1）。従来からの遺言の方式は、書面による作成並びに遺言者及び２人以上の証人の立会いと署名を要件としている(Ind. Code§§29-1-5-2(a), 29-1-5-3)。遺言書に自己証明条項（self-proving clause）を組み込むか添付することによって、自己証明遺言とすることもできる（Ind. Code§29-1-5-3.1）。なお、特別方式の遺言として、疾病によるか否かを問わず死亡の危険が迫っている者は、総額 1, 000 ドル（戦争に従事している軍隊の構成員については 10, 000 ドル）を超えない動産についてのみ口頭遺言（nuncupative will）も作成することができるとされている（Ind. Code§29-1-5-4）。

電子遺言については、遺言者の電子署名によって作成され、少なくとも２人の証人の電子署名によって認証されることを要件とする（Ind. Code§29-1-21-4(a)）。その場合、電子遺言に電子署名がされるときに、遺言者、証人、そして遺言者のために署名する者がいればその者（Ind. Code§29-1-21-4(a)(4)(B)）は、互いに同席していなければならない。遺言者と証人らは互いに交流できる状態になければならず、各証人は電子遺言に署名がされている間、遺言者及び証人相互を観察することを要する（Ind. Code§29-1-21-4(a)(1)）。同席の要件は、同じ物理的空間に居るか又は現在存在しているか若しくは将来開発される視聴覚技術を利用してリアルタイムで交流でき、遺言者と証人が互いを明確に認定することができ、かつ、遺言を作成するという遺言者の意思の表明と遺言者による遺言の作成行為、及び各証人が遺言書に署名する行為を観察することにより各証人が遺言者及び証人相互と交信できることによって満たされる（Ind. Code § 29-1-21-3(14)- (17)）。

電子遺言の作成において、遺言者及び証人は、次の①から⑤の事項を遵守しなければなら

ない。すなわち、①電子署名をするために使用されるソフトウェアによって発されるプロンプト又は電子遺言の作成の監督について責任を負う者がいればその者の指示に従うこと、②遺言者が、証人の立会いのもとで、電子署名される文書が遺言者の遺言であると述べること、③遺言者が、証人立会いのもとで電子署名するか、又は証人ではない他の成年者に対し、遺言者及び証人の立会いのもとで、遺言者に代わって電子遺言に署名するよう指示すること、④証人が、遺言者が電子遺言に電子署名した後、遺言者及び証人相互の立会いのもとで電子遺言に電子署名すること、⑤遺言者又は遺言者に代わって行動する、証人ではないその他の成年者は、電子署名された電子遺言を電子記録として完了させるために、ソフトウェア・アプリケーション又はユーザー・インターフェースに命ずることである（Ind. Code§29-1-21-4(a)(2)-(6)）。

電子遺言の署名と証人の立会いに際して遺言者と証人が互いに物理的に同席していない場合、及び遺言者と証人が同席要件を満たすために視聴覚技術を使用する場合には、弁護士又は指示されたパラリーガルが電子遺言の署名及び立会いを監督することを要する（Ind. Code§29-1-21-4(b)）。弁護士又は指示されたパラリーガルを含め電子遺言の作成を監督する者は、Ind. Code§29-1-21-4(a)(4)(B)に基づき遺言者の指示で電子遺言に署名する者でないときは、証人の１人として行動し署名することができる（Ind. Code§29-1-21-4(a)(1)）。弁護士又は指示されたパラリーガルは、電子遺言の署名及び立会いを監督した後合理的な時間内に、遺言者及び証人の住所・氏名、身元確認の方法、署名の過程でリアルタイムの通信のために使用した手段、有効な遺言書に署名することのできる遺言者の能力等を記載した遵守宣誓供述書（affidavit of compliance）に署名しなければならない（Ind. Code§29-1-21-4(c)）。この遵守宣誓供述書は、偽証罪による罰則の対象となりうる。そして、視聴覚技術を用いて作成された電子遺言の検認手続の申立てをする者は、裁判所にこの遵守宣誓供述書の正本を提出しなければならない。弁護士又は指示されたパラリーガルの監督なしに電子遺言の作成と立会いが行われたときは、検認異議又は遺言無効の申立てにより、裁判所の裁量で当該遺言を無効とすることができる（Ind. Code§29-1-21-4(d)）。

（３）自己証明遺言

電子遺言として有効であるためには、認証条項（attestation clause）や自己証明条項（self-proving clause）を含むことは必要としない。ただし、自己証明条項を電子遺言の電子記録に組み込むことによって、電子遺言を自己証明遺言にすることができる。その場合、電子署名がされること及び自己証明条項の追加が電子遺言の作成完了前であることが要件となる（Ind. Code § 29-1-21-4(e)(f)）。

（４）電子遺言作成の録音・録画

インディアナ州では、ビデオ録画を適正な遺言作成の証拠として認めている。すなわち、

遺言作成の一部又は全部について作成又は撮影されたビデオ録画、1枚以上の写真、又は録音は、遺言の適切な作成、遺言者の意思、遺言者の精神状態若しくは能力、遺言の真正性、その他裁判所により遺言書の検認に関連すると判断された事項の証拠として認められる（Ind. Code §29-1-5-3.2）。これは電子遺言についても同様であり、電子遺言作成の一部又は全部のビデオ録画、1枚以上の写真若しくは音声録音、又は電子遺言作成の前後における遺言者のビデオ録画は、従った電子遺言の適正な作成、遺言者の意思、遺言者の精神状態又は能力、遺言者に不当威圧又は強迫がなかったこと、遺言者の本人確認、電子遺言の完全な変換コピー（complete converted copy）[94]が検認を認められるべき証拠、作成が電子遺言の要件を満たしていない遺言が有効な従来の紙遺言として検認を認められるべきか否か、その他裁判所が電子遺言の検認に関連すると考える事項の証拠として認められ得る（Ind. Code§29-1-21-5）。

（5）電子遺言の撤回

遺言者は、新たな電子遺言又は従来の紙の遺言を作成することにより、以前に作成された電子遺言を撤回し、これに取って代えることができる。ただし、撤回又は取り換えられた電子遺言が複数の保管者に保管又は管理されているときは、遺言者は、各保管者に連絡し、撤回又は取り換えられた電子遺言を永久に削除し、検索不可能にするよう各保管者に指示するために最善の努力をしなければならない（Ind. Code§29-1-21-8(b)）。

電子遺言の電子記録を保管するために、遺言者が保管者のサービスを利用していない場合、遺言者は、遺言者が占有又は管理している電子遺言に関連する電子記録の各コピーを永久に削除するか、又は関連する電子遺言のための電子記録を読み取り不能かつ検索不能にすることによって、電子遺言を撤回することができる（Ind. Code§29-1-21-8(c)）。遺言者は、撤回文書を作成することによっても電子遺言を撤回することができる。この撤回文書には、遺言者及び2人の証人の署名、撤回される電子遺言が署名された日付、遺言者が当該電子遺言を撤回する旨の記述を記載することを要する。遺言者及び2人の証人の署名は電子署名でも、紙の書面への署名でもよい（Ind. Code§29-1-21-8(d)）。

---

[94] 電子遺言について、遺言者と証人の署名はあるがその他の一部が欠けている場合、又は電子遺言の電子記録が失われるか若しくは破損していて、電子記録を閲覧しても不正な変更若しくは改竄がないことを確認できない場合に、当該電子遺言の正確かつ実質的に完全なコピーを発見した者、又は当該電子遺言の完全な非電子的コピーにアクセスできる弁護士、保管者若しくは生存している遺言者は、宣誓供述書に署名の上、利用可能な全ての情報を使用して当該電子遺言の完全な変換コピー（complete converted copy）を作ることができるとされている（Ind. Code§29-1-21-9(a)(b)）。完全かつ正確な電子遺言から作成された complete converted copy は、伝統的な紙の遺言書と同じ方法で検認のために提出され、検認手続を行うことができる（Ind. Code§29-1-21-9(c)）。自己証明電子遺言の場合も同様で、さらに、完全かつ正確な自己証明電子遺言から作成された complete converted copy は有効であると推定され、異議がない限り追加の証明を要することなく検認手続が認められる（Ind. Code§29-1-21-9(d)）。

遺言者が、その電子遺言に関連する電子記録を保管するために、弁護士又は保管者のサービスを利用している場合、遺言者は、保管者又は弁護士に、電子遺言に関連する電子記録を永久に削除するか又は読み取り不能かつ検索不能にするよう指示することによって、電子遺言を撤回することができる。この指示は、保管者又は弁護士に対して書面で行うことを要する。書面による指示を受領した保管者又は弁護士は、撤回される電子遺言に関する正規性宣誓供述書（affidavit of regularity）[95]への署名、撤回される電子遺言の完全な変換コピーの作成、撤回された電子遺言の電子記録の永久的削除、撤回された電子遺言に関連する電子記録を読み取り不能かつ検索不能にすること、撤回された電子遺言の完全な変換コピーの遺言者への送信又は発行等を行わなければならない（Ind. Code§29-1-21-8(a)(e)）。

遺言者の死亡後、特定の電子遺言の電子記録又は電子遺言の完全な変換コピーが見つからないときは、紛失又は行方がわからなくなった従来の紙の遺言の場合と同様に、遺言は撤回されたとの推定が電子遺言にも適用される（Ind. Code§29-1-21-8(f)）。

（６）電子遺言の保管者

遺言者の書面によって授権された者は、①電子遺言に関連する電子記録、②電子記録若しくは電子遺言に関連する完全性証拠書類（document integrity evidence）、又は③電子遺言の完全な変換コピー（complete converted copy）の保管の維持、受領、又は移転を行うことができる。遺言者は、電子遺言の電子記録内において、電子遺言の保管者として成年者を特定し指名することができる（Ind. Code§29-1-21-10(a)）。

電子遺言等の保管者は、そのベスト・プラクティスにおいて電子遺言書及びそれに付随する完全性証拠書類の電子記録を保管し、また、商業的に合理的な手段を用いて、電子遺言に関連する電子記録のプライバシーとセキュリティを維持し、電子記録を無許可の開示、変更、改竄から保護するため合理的な注意を払うこと等に関する責任を負う（Ind. Code§29-1-21-10(b)(1)-(7)）。

遺言者が死亡したときは、保管者は、遺言者の電子遺言に関連する電子記録又は完全な変換コピーの占有及び管理を辞し、当該電子遺言で人格代表者に指名された者等これらを受領する権限を有する者（Ind. Code§29-1-21-11）[96]に引き渡す。また、検認のために遺言者の

---

[95] Ind. Code§29-1-21-13 は、正規性宣誓供述書の書式に記載する事項の例を定める。それによれば、同宣誓供述書の署名者が電子遺言を最初に保持した日から宣誓供述書に署名した日までの間に占有していたものの名称（電子遺言の電子記録、完全な変換コピー等）、顧客番号等は署名者が当該電子遺言に割り当てた識別子であること、遺言者の死亡日、電子遺言の電子記録等の保管を移転する後継保管者の氏名・住所、検認のための裁判所への電子記録等の提出、電子遺言の変更・撤回等に関する事実の知・不知等が、宣誓供述の内容となる。

[96] Ind. Code§29-1-21-11 は、遺言者の死亡により電子遺言に関する電子記録等の保管を譲り受ける者を遺言者が指定していないときは、当該遺言で遺言者が人格代表者として指名した者、生存配偶者、成年の子、親、成年の兄弟姉妹、当該遺言による受益者、遺言者の遺産を管轄する検認裁判所の書記の順で保管権限を認める。

電子遺言を裁判所に提出しようとする利害関係人に対して、電子記録又は電子遺言の完全な変換コピーの正確な写しを提供する。裁判所による電子形式での提出命令があれば、保管者は、電子遺言書及びそれに付随する完全性証拠書類又は完全な変換コピーを裁判所に電子形式で提出し又は交付する。さらに、保管者は、現在又は過去に保管した電子遺言に関連する裁判所の審理又は事件のために、電子遺言の保存、作成、保管に関する保管者の方針、慣行又は資格に関し、裁判所が要求する情報を提供しなければならない（Ind. Code§29-1-21-10(b)(8)）。

（７）電子遺言の破棄

電子遺言を保管する保管者又は弁護士は、電子遺言に関連する電子記録及びこれに付随する完全性証拠書類を、次のいずれかの時点で破棄することができる。すなわち、①遺言者の遺言が検認されてから５年経過後、②保管者が電子遺言の保管を終了した日から５年経過後、③遺言者の死亡から 10 年経過後、④電子遺言の作成から 100 年経過後、又は⑤電子遺言の有効な撤回後のいずれかである。ここに言う破棄とは、電子遺言に関連する電子記録を永久に削除すること、又は電子遺言に関連する電子記録を読み取り不能かつ検索不能にすることを指す（Ind. Code§29-1-21-12）。

（８）電子遺言の利用状況

遺言作成の実務において、電子遺言の利用は 2023 年の段階でもまだ低いとされている。ただし、遠隔での立会いが恒久的措置として法律上認められたこともあり、今後、新しいデジタル技術の使用が人々の間に浸透していけば、電子遺言書はより一般的になるだろうとの見通しもみられる[97]。

４　アリゾナ州

（１）電子遺言の定義

アリゾナ州は、2018 年に遺言の方式として電子遺言を認める法改正を行い、2019 年６月に発効している。それにより、Arizona Revised Statutes（以下、A.R.S.と記述する）[98]§14-2518 から§14-2523 で電子遺言に関する規定が置かれている。

（２）電子遺言の要件

アリゾナ州では、遺言能力について、心神の健常な 18 歳以上の者は遺言をすることがで

---

[97] Daniel Carson, *supra* fn.89.

[98] アリゾナ州上院は、2023 年の第 56 議会第一会期で電子遺言の証人の遠隔的立会い等を認める法改正を行い、§§14-2518, 14-2519, 14-2521 等が改正された（State of Arizona, House of Representatives, Fifty-sixth Legislature, First Regular Session, 2023）(https://www.azleg.gov/legtext/56leg/1R/bills/HB2197P.htm)。本報告書ではこの改正後の条文に拠っている。Arizona State Legislature (https://www.azleg.gov/arsDetail/?title=14).

きるとしている（A.R.S. §14-2501）。従来からの遺言の方式については、①書面であること、②遺言者による署名、又は遺言者の意識的立会い（conscious presence）のもとで遺言者の指示により他の者がした遺言者の名前の署名があること、及び③遺言書への署名又は遺言者によるその署名の承認若しくは遺言書の承認のいずれかを少なくとも２人の証人が立ち会って確認し、その後合理的な時間内に各証人が署名することを要件とする（A.R.S. §14-2502.A）。この要件を満たさない遺言も、署名と遺言の本質的な部分である諸条項が遺言者の手書きで書かれている場合には、証人の立会いの有無にかかわらず、自筆遺言として有効となる（A.R.S. §14-2503）。また、自筆遺言中遺言者の手書きで記載されていない部分を含め、有形の表現媒体（tangible medium）又は電子記録（electronic record）が遺言の一部を構成するという遺言者の意思は、外部証拠（extrinsic evidence）によって立証することができる（A.R.S. §14-2502.B）。

自己証明遺言の作成も可能であり、その場合には遺言者による承認と証人の宣誓供述が、宣誓を掌る権限を有する役人の前で行われ、かつ当該役人の公印捺印（official seal）のある証明書によって証明されることを要件とする（A.R.S. §14-2504）。

一方、電子遺言について、アリゾナ州法は、①遺言への署名時にテキストとして読み取り可能な電子記録で作成され、保存されること、②遺言者の電子署名又は遺言者の意識的立会い（conscious presence）のもとで遺言者の指示により他の者によってされた遺言者の氏名の電子署名が含まれていること、③少なくとも２人の証人が、遺言者の遺言書への電子署名又は遺言者によるその署名若しくは遺言書の承認のときに遺言者と物理的に又は電子的に同席しており、この立会い後合理的な時間内に遺言書に電子署名をすること、そして、遺言者との同席が電子的なものであった場合には、証人となった時点で各証人が米国内に物理的に所在していたこと、④遺言者及び各証人が遺言書に電子署名した日付が記載されていること、⑤遺言作成時点で最新の遺言者の政府発行身分証明書のコピーを含むことを要件として規定する（A.R.S. §14-2518.A）。

電子遺言も自己証明遺言にすることができるが、その場合には、上述の従来の自己証明遺言の要件（A.R.S. §14-2504）に加えて、ⓐ公証人の電子署名と電子印鑑（electronic seal）が遺言書に押印されていること、②電子遺言を保管する適格保管者（qualified custodian）を指定すること、及び③検認手続のために提出される前又は認証された紙の原本（certified paper original）に変換される前においては常に適格保管者が独占的に管理していることという要件を満たさなければならないとされている（A.R.S. §14-2519.A）。また、公証人が遠隔で通信技術（communication technology）を使用して公証行為を行う際には、実行された公証行為を録音・録画することを要する（A.R.S. §41-263.B.3）。

（３）適格保管者

（ｉ）適格保管者の要件と権限・義務

電子遺言の適格保管者となる者は、その前に、電子遺言の適格保管者としてサービスを提供することに同意する書面を作成しなければならない。この書面は、電子署名によって作成し、電子記録として保管することでよい（A.R.S. §14-2521.A）。適格保管者は、法律の定めに従いその職務を終える場合を除き、後継適格保管者（successor qualified custodian）が適格保管者としてサービスを提供する旨の上述の書面を作成するまで、適格保管者の職務を辞することができない（A.R.S. §14-2521.B）。

電子遺言を保管する適格保管者は、遺言者と血縁、婚姻、養子縁組関係にないこと、電子遺言に基づく受遺者でないこと、及び電子遺言に基づく受遺者と血縁、婚姻、養子縁組関係にないことを要件とする（A.R.S. §14-2520.1-2）。

適格保管者は、電子遺言を受寄者として保管する。電子遺言の所有権は遺言者にあり、適格保管者に所有権はない（A.R.S. §14-2521.G）。

適格保管者は、常に、電子記録を破壊、変更、不正アクセスから保護しかつ電子記録の変更を検知するシステムにおいて、電子遺言の電子記録を用い保存しなければならない（A.R.S. §14-2520.3）。また、適格保管者は、電子遺言の電子記録に、①電子遺言の作成と同時に撮影された遺言者及び証人の写真又はその他の視覚的記録、②使用された身元確認方法のドキュメンテーションを含め、電子遺言の作成と同時に撮影され、遺言者及び証人の身元についての十分な証拠となるドキュメンテーションのコピー、写真、ファクシミリ又はその他の視覚的記録、及び③遺言者、各証人及び公証人が電子遺言に電子署名をしたときに撮影された遺言者、各証人及び公証人の音声及び映像の録画を保存しなければならない（A.R.S. §14-2520.4）。

適格保管者によって現在又は過去に保管されていた電子遺言に関連する事件の審理が裁判所に係属している場合、適格保管者は、適格保管者の資格並びに電子遺言の保存、保管、作成に関する適格保管者の方針及び慣行に関して裁判所が求める情報を、裁判所に提供しなければならない。また、適格保管者は、電子遺言の保存、保管、作成に関する事実証人（fact witness）として、利害関係者により召喚されることもある（A.R.S. §14-2520.5）。

（ii）適格保管者の職務の終了

適格保管者は、遺言者に、適格保管者としての職務を終了する旨を30日前までに書面で通知し、電子遺言の認証された紙の原本（certified paper original）[99]及び電子遺言に関する全ての記録を提出することによって、後継適格保管者を指名することなく、その職務を辞する

---

[99] 認証された紙の原本を作成するに当たり、電子遺言が常に適格保管者に保管されていた場合、適格な保管者はその旨及び当該紙の原本が電子遺言の真正で、正確かつ完全な有形の表示であること等を宣誓供述書に記載する（A.R.S. §14-2523.A）。また、電子遺言が適格保管者の排他的管理下に常にはなかったという場合は、電子遺言を発見した者及び電子遺言を認証された紙の原本に変換した者は、各自が知る限りにおいて、いつ、誰が、どこで当該電子遺言を発見したか、電子遺言の保存方法と変更を防ぐために取られた措置、電子遺言の変更の有無等を宣誓供述書に記載することとされている（A.R.S. §14-2523.B）。

ことができる（A.R.S. §14-2521.C.1）。適格保管者が後継適格保管者を指名するときは、遺言者及び後継適格保管者に職務を終了する旨を 30 日前までに書面で通知し、後継適格保管者に電子遺言の電子記録及び次の①から④の事項（①当該適格保管者が、アリゾナ州において適格保管者として行動する資格を有し、かつ、電子遺言において遺言者が指名した適格保管者であるか又は他の適格保管者によって適格保管者として行動するよう指名された者であること、②電子遺言の電子記録が遺言者が電子遺言を作成した時点で創設されていたこと、③電子遺言の電子記録が、電子遺言の作成以降、１人又は複数の適格保管者の保管のもとにあり、作成時から変更されていないこと、④電子遺言の作成以降、電子遺言の電子記録を保管してきた全ての適格保管者の身元）を記載した宣誓供述書を提出することによって、適格保管者としての職務を辞することができる（A.R.S. §14-2521.C.2）。

遺言者が、電子遺言の作成に必要とされるのと同じ方式で作成された書面において後継適格保管者を指名し、後継適格保管者がサービス提供に同意する書面を作成した場合、適格保管者としてサービスを提供していた者はその職務を終了し、後継適格保管者に、電子遺言の電子記録及び上述 A.R.S. §14-2521.C.2 で定められる宣誓供述書を提供しなければならない（A.R.S. §14-2521.E）。

（iii）電子遺言へのアクセスと電子記録の破棄

適格保管者は、電子記録内にある電子遺言若しくは電子遺言の認証された紙の原本へのアクセス又はそれらに関する情報を、①遺言者又は遺言者の書面により指示された他の者、②遺言者の死亡後は遺言者の指名した人格代表者又は利害関係者にのみ提供することとされている（A.R.S. §14-2522.A）。

電子遺言の電子記録の破棄については、適格保管者は、遺言者の死亡後 100 年経過後又は遺言者の最後の遺言が検認され、かつ全ての上訴の機会の消滅から５年後のいずれか早い時点で、電子記録を破棄することができると定められる（A.R.S. §14-2522.B）。

また、遺言者が、電子遺言の作成に必要とされるのと同じ方式で作成した書面において、適格保管者に指示した場合、適格保管者は、電子記録を削除し、読み取り不能にし、又は完全に消去しなければならない（A.R.S. §14-2522.C）。

（４）電子遺言の利用状況

2019 年の電子遺言の導入時のアリゾナ州法は、遺言者が、遺言書に電子署名したとき又は遺言者の署名若しくは遺言書を承認したときに、遺言者と２人以上の証人が「物理的に同席して」、証人が遺言者のこれらの行為を確認することを要件としていた（A.R.S. §14-2518.3 (2019)）。そのため、電子遺言が、従来の紙の遺言のように弁護士事務所で遺言者と証人が一堂に会して署名する場合と比べて、電子遺言の利便性が大幅に向上するとは考えられな

いとの批判があった[100]。また、自己証明遺言とする場合についても、多くの弁護士事務所では適格保管者となるために必要なシステムを導入しておらず、署名の状況をビデオで撮影することが適切な方法であるかどうかについても意見が分かれていると言われていた[101]。

その後、2023年にアリゾナ州議会は、A.R.S. §14-2518.3について電子遺言の証人の電子的的立会い（物理的に異なる場所にいる２人以上の者が、同じ場所に物理的に存在するのと同程度に、リアルタイムでお互いを見て聞くことのできる技術によって通信すること）を認める法改正を行うに至っている（前掲・注 98）[102]。この改正やデジタル保管技術の普及により、アリゾナ州で電子遺言の利用が拡大するかは、今後の推移を見る必要がある。

### ５　イリノイ州

#### （１）電子遺言の定義

2021年７月に、イリノイ州はElectronic Wills and Remote Witnesses Actを施行した。これにより、イリノイ州でも電子遺言の作成、遠隔での視聴覚技術を用いた立会いと署名、遠隔での証人の立会いによって作成された電子遺言の検認、COVID-19によるパンデミック拡大中に発出された行政命令（Executive Order 2020-14）による緊急公証人及び緊急証人（emergency notary and witness）に関するガイドラインの法律による承認が実現された。

イリノイ州において、電子遺言（electronic will）とは、不正開封不能（tamper-evident）な電子記録として作成され保存される遺言を言う（755 ILCS 6/1-20）[103]。また、電子記録（electronic record）とは、情報システムで使用するため又はある情報システムから他の情報システムへ伝達するために電子的手段によって生成、通信、受信又は保存される記録を、電子署名（electronic signature）とは、Electronic Commerce Security Actによるセキュリティ手続[104]を使用し、かつ電子記録に添付され若しくは論理的に結合された電子形式での署名を言うと定義されている（755 ILCS 6/1-20）。

#### （２）電子遺言の要件

---

[100] Nicole Pavlik Law Firm, *Arizona Estate Planners Use Electronic Wills* (https://npavliklaw.com/2023/10/arizona-estate-planners-use-electronic-wills/).

[101] Bogutz & Gordon (https://www.bogutzandgordon.com/articles/arizonas-electronic-wills-law-what-it-means/).

[102] 州上院、州下院とも満場一致で改正を可決し、2023年４月11日に知事が署名して成立した（https://fastdemocracy.com/bill-search/az/56th-1st-regular/bills/AZB00014756/）。

[103] Illinois Compiled Statutes (https://ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs4.asp?DocName=075500060HArt%2E+1&ActID=4176&ChapterID=60).

[104] Illinois Administrative Code Title14, §100.10によれば、このセキュリティ手続とは、電子記録が特定の者のものであることの確認、又は特定の時点以降の電子記録の通信、内容若しくは保存におけるエラー若しくは変更の検出のために使用される方法又は手続を言う。セキュリティ手続においては、アルゴリズム若しくはコード、識別語若しくは識別番号、暗号化、アンサー・バック若しくは受領通知手続、又はこれらと同様のセキュリティ装置の使用を求めることができる。

電子遺言は、遺言者又は遺言者の立会いのもと遺言者の指示による他の者が作成し、かつ、遺言者の立会いのもとで２人以上の信頼できる証人（credible witness）がこれを認証しなければならない（755 ILCS 6/5-5(a)）。遺言者は、自ら電子署名によって電子遺言に署名するか、又は遺言者の立会いのもとで他の者に電子遺言に署名するよう指示することができる。遺言の証人、遺言により遺贈若しくは受益権（beneficial interest）を受ける者、又は遺言により遺贈若しくは受益権を受ける者の配偶者若しくは子は、遺言者の指示により遺言に署名する者となることはできない（755 ILCS 6/5-5(b)）。各証人は、遺言者が署名するか、遺言者がその立会いのもとで他の者に署名を指示するか、又は遺言者が署名を遺言者の行為であると承認するのを見た後、遺言者の立会いのもとで電子署名により電子遺言書に署名しなければならない（755 ILCS 6/5-5(c)）。

証人が、物理的同席ではなく、遠隔地からオーディオ・ビデオ通信により立ち会う場合、立会いの時点でアメリカ合衆国内に所在していることを要する（755 ILCS 6/15-10(a)）。オーディオ・ビデオ通信によって証人が立ち会う遺言は、電子遺言、電子遺言の紙コピー、又は紙の文書のいずれでもよい。電子遺言の場合には、これは遺言を構成する全ての署名ページ、証言条項、宣誓供述書を含め単一の文書でなければならない。電子遺言の紙コピー又は紙の書面による遺言の場合は、電子記録又は紙の文書である独立の署名ページ、証言条項又は宣誓供述書によって構成することができる。その場合、署名ページ、証言条項又は宣誓供述書は、オーディオ・ビデオ通信の前に各証人に配布する（755 ILCS 6/15-10(b)）。そして、遺言者又は遺言者により指名された者は、証人による立会いから 10 営業日以内に、遺言を構成する証人の署名ページ、証言条項若しくは宣誓供述書、又はそれらと同じものの写しを、遺言者の署名が記載された紙の文書又は電子遺言の紙コピーに添付しなければならない（755 ILCS 6/15-10(e)）。

電子遺言を検認手続のため裁判所に提出するときは、申立人は、電子遺言が不正開封不能な電子記録であり、電子署名及び通常の通信、保存、表示の過程で生じるその他の情報は別にして、変更されていないことを申立てにおいて陳述しなければならない（755 ILCS 6/20-5）。電子遺言について遺言の効力の証明（proof of the will）を求める申立てがされたときは、裁判所は、電子遺言が不正開封不能な電子記録であり、電子署名及び通常の通信、保存、表示の過程で生じるその他の情報は別にして、変更されていないかどうかを判断するものとされる（755 ILCS 6/20-40）。

電子遺言の保管方法について、適格保管者等の定めは置かれていない。ただし、電子遺言を含め遺言者の遺言を所持する者は、遺言者の死亡後直ちにこれを適切な県の裁判所の書記官に提出する義務を負う。これを怠り又は拒否した場合、裁判所は、職権又は利害関係人の申立てにより差押命令を出し、遺言書の提出につき強制執行することができる（755 ILCS 5/6-1(a)）。また、遺言者の指示なしに遺言書を故意に変更若しくは破棄した者、又は、遺言者の死亡が判明してから 30 日間故意に遺言書を隠匿した者は、第３級重罪に分類される財

産窃盗の場合と同様の処罰の対象となる（755 ILCS 5/6-1(b)）。

なお、弁護士（弁護士の代理人・後見人、弁護士の被相続人の遺産の人格代表者を含む）については、遺言者の生存が判明しているかどうかにかかわらず、真摯に捜索しても遺言者の所在が不明であることを書面で証明した場合に限り、当該遺言者の遺言書を州務長官に寄託することができる（15 ILCS 305/5.15）。

（３）電子遺言の撤回

電子遺言は、①後日、撤回を宣言する遺言を作成すること、②前の遺言と矛盾する範囲で後の遺言を作成すること、又は③遺言者が撤回を宣言する書面を作成することによって、撤回することができる（755 ILCS 6/5-10(a)）。遺言者が電子遺言に署名した証拠があり、かつ、遺言者の死亡後に電子遺言又は電子遺言の認証された紙コピーのいずれも発見できないときは、電子遺言を撤回する文書又は後の遺言が発見できない場合であっても、遺言者は電子遺言を撤回したものと推定される（755 ILCS 6/5-10(b)）。

（４）電子遺言の利用状況

イリノイ州の電子遺言制度は、少なくとも２人の証人の物理的又は遠隔的な立会いによる作成を要件とし、この点では先に制定された UEWA の電子遺言の要件に沿ったものとなっている。ただし、UEWA にはなかった tamper-evident 要件や、電子署名につきイリノイ州法である Electronic Commerce Security Act のセキュリティ手続の使用を義務づけるなど独自の要件も加えられている。なお、2023 年にイリノイ州は ULC の統一電子エステイト・プランニング文書法（Uniform Electronic Estate Planning Documents Act）の導入を決定し、2024 年１月１日から施行される。これにより、非遺言の方法による電子エステイト・プランニング文書（Electronic Nontestamentary Estate Planning Documents）の作成が法律上正式に規定されることになった（755 ILCS 6/11-5 - 755 ILCS 6/11-70）。一方、すでに法制化されている電子遺言がどのように活用されるかは、なお今後の動向を見守る必要がある。

## 第３節　おわりに

2023 年の調査によれば、アメリカにおいて約 64%の国民が遺言を作成することが重要だと考えているが、実際には 34%の国民しかエステイト・プラン（遺言、信託、事前の医療指示書（advance directives）等）を有していないことが報告されている[105]。遺言書を作成していない者の３人に１人以上が、残すべき財産が十分にないためと回答しているが、その一方で、2022 年の 6.5%というインフレ率の上昇や燃料等生活必需品の価格高騰を受けて[106]、リ

[105] Caring. com's 2023 Wills and Estate Planning Study (https://www.caring.com/caregivers/estate-planning/wills-survey/).

[106] U.S.Bureau of Labor Statistics (https://www.bls.gov/charts/consumer-price-index/consumer-

タイア以降のエステイト・プランニングが重要だと考えられるようになってきていることも指摘されている[107]。エステイト・プランを有するアメリカ人が全体の 34%であるという上述の 2023 年調査の数字は、2022 年の 33%から増加しており、特に、ここ数年、18 歳から 34 歳の若年層によるエステイト・プランの作成率が大幅に上昇して 2020 年よりも 63%増加し、若年層の中で遺言書を持つ者の割合が中年層とほぼ同じになったとされる。

この調査の中では、エステイト・プランニングをしない理由として、インフレによって自己の資産に悪影響が生じたため、エステイト・プランを立てる必要性が小さくなったとする者も 14%いたが、他にも、エステイト・プランの立て方がわからないが 15%、エステイト・プランニングにかかる費用が障壁になっているが 14%、資産を遺す相手がいないが 8%であった[108]。一方、42%の人々は、格別の理由があるということではなく、単にエステイト・プランの作成を先延ばしにしているだけという状況であるが、作成の必要性は上述のように多くの国民によって認識されている。特に、遺言は一般によく知られたエステイト・プランニングの手段であり、エステイト・プラン業界などからは、法律や規制の変革によって遠隔でのリモートによる遺言書の作成や電子署名などの方法が可能となることにより、遺言作成の手続の簡素化や費用の縮減に繋がるとの後押しも見られる[109]。

電子遺言の法制化の是非については学者の間でも意見が分かれるところである。ネバダ州による 2001 年の電子遺言制度導入後には、電子遺言の普及を阻む潜在的障壁として、①適切な認証（authentication）を提供できるソフトウェアの欠如という技術的な障壁（電子遺言の要件を満たす生体認証システムは開発されてきたが、認証ソフトウエアの開発は追いついていない）、②弁護士が電子遺言の作成に消極的であるといった社会的な障壁、③新しい技術を導入するためにかかる費用等経済的な障壁、④電子遺言の潜在的な利点に対する認識の欠如という動機的な障壁、⑤技術の発展や変化に伴う旧式化という障壁、⑥従来からあるものの変化に対する一般的な抵抗といったことが挙げられていた[110]。しかし、これらの課題があるとしても、「時が来れば（電子遺言に）移行できるように準備しておかなければならない」[111]ことも認識されていた。そして、その後のインターネットやスマートフォン等電子機器の普及、SNS（Social Networking Service）の利用者の拡大は目覚ましいものとなっている。それに伴い、上述①から⑥の障壁も緩和され、取り除かれつつある現在、遺言とい

---

price-index-by-category.htm).

[107] Caring. com's 2023 Wills and Estate Planning Study, *supra* fn.105.

[108] Caring. com's 2023 Wills and Estate Planning Study, *supra* fn.105.

[109] Patrick Hicks, *E-wills: Everything You Should Know About Electronic Will* (https://trustandwill.com/learn/e-will Caring. com's 2023 Wills and Estate Planning Study, *supra* fn.105).

[110] Gerry W. Beyer & Claire G. Hargrove, *Digital Wills: Has the Time Come for Wills to Join the Digital Revolution?*, 33 Ohio N.U. L. REV. 865, 898-900 (2007), Developments in the Law, *supra* fn.70,1809.

[111] Beyer & Hargrove, *supra* fn.110, 900.

うこれまで電子化に対する敷居の高かった分野においても変化が生じてきており、残された問題は電子遺言の規制と解釈に当たっての裁判所と立法府の体系的なアプローチのみであるとも言われていた[112]。統一電子遺言法（UEWA）の起草においては、ULC の起草委員会の委員であったハーバード・ロー・スクールの Robert H. Sitkoff 教授が、電子的に作成された遺言をめぐって生じる諸課題への対応のため、現在の判例法では十分でなく、制定法による整備の必要性があるとの認識を示していた[113]。

そのような中で ULC によって策定された UEWA について、遺言に関しこれまで必要とされてきた法定の要件を踏まえた上で、それを現代社会に適合させたものであるとの評価が見られる。UEWA の制定によって、遺言者は遺言の作成と実行方法に関しより柔軟性を得、また、パンデミックのような今後の不測の事態にも恒久的な対応を提供するものとして機能するとも言われる[114]。

UEWA を採択した 2019 年の ULC 年次総会の議題メモ（Issues Memo）では、デジタル化が進んだ現在において、電子遺言を作成、実行できると思い込んでいる人も少なくなく、その結果、証人の前でタブレット上に書かれ「署名」された遺言書[115]や、iPhone の動画やメモファイルで作成された無証言の遺言書[116]、スマイルの顔マークの絵文字で署名され未送信のテキスト・メッセージで構成された遺言書[117]の有効性を裁判所が判断するよう求められるケースが増えていること、何兆ドルもの退職資産がオンラインによる作成・署名の可能な受益者指定（beneficiary designation）によって移転していること、オンラインによる遺言作成サービスの提供を進めたい商業プロバイダーや遠隔公証会社がいくつかの州で個別に不統一に電子遺言を有効とする州法の制定に成功していることといった現状に鑑み、統一電子遺言法は、従来の方式の遺言（通常は紙の書面による遺言）を作成する者が受けることができる法的保護を維持しながら、遺言者が電子的に遺言を作成することを可能にし、それに従えば有効な「自己証明遺言」（当該遺言に対して異議が申し立てられない場合には、有効性を判断するための法廷の審理を経ずに検認手続が認められる遺言）となる要件を規定すると

---

[112] Developments in the Law, *supra* fn.70,1811.

[113] Sitkoff appointed to Drafting Committee for Uniform Electronic Wills Act (https://hls.harvard.edu/today/sitkoff-appointed-drafting-committee-uniform-electronic-wills-act/). Sitkoff 教授とイェール大学の Jahn Langbein 名誉教授は、フロリダ州における電子遺言の導入に影響を有していた当時の Willing.com（前掲２（４））の法律顧問委員会のメンバーであったことでも知られている。Kyle C. Bacchus, *A Testament to the Future Testaments: Electronic Wills Are the Future*, Ave Maria L.REV., Vol. 17:1, 35, 43 (2019).

[114] Spencer Riegelman, *supra* fn.31, 209, 222.

[115] In re Estate of Javier Castro, *supra* fn.33.

[116] In re Estate of Horton, *supra* fn. 33; Re Yu [2013] QSC 322 (Australia).

[117] Nicol v. Nicol & Anor [2017] QSC 220 (Australia). スマイル・マークの絵文字の署名につき、近時のアメリカの例では、2023 年 7 月にミシガン州検認裁判所が検認手続を認めた Aretha Franklin の手書きの遺言書のケースがある (https://www.nytimes.com/2023/07/11/arts/music/aretha-franklin-will-couch.html)。

述べており[118]、電子遺言に関する法の整備と国内における統一の必要性が如実にうかがえる。

このような状況の下で策定されたUEWAは、遺言者が電子署名した時点でテキストとして読むことの可能な遺言であること、自らの電子署名を当該遺言書に加えるべき２人以上の証人によって遺言者の署名行為が目視されることを要件とする。証人のこの立会いについては、UEWAを採用する州の選択により、証人が署名時に遺言者と物理的に同席することを求めるバージョンと、遠隔地からのリモートによる証人の出席を認めるバージョンのいずれかを取ることができる。紙の書面による遺言書と同様に電子遺言書も「自己証明遺言」とすることができ、その場合には、遺言書の真正性が争われない限り、証人による検認裁判所での証言等は必要はない。また、電子遺言の保存や保管について特定の方法や要件を定めることはしておらず、事実上はともかく法律上、遺言者の経済状態やデジタル・リテラシーによる電子遺言の利用の制約に至らないような規定が指向されている（前述第２章Ⅱ２参照）。

UEWAは、その制定・公表の当初、諸州による導入が進んでいないことが指摘されていた（2020年ユタ州のみ、2021年コロラド、ノース・ダコタ、ワシントンの３州、2022年ヴァージン諸島のみ）。しかし、2023年に７州が採択ないし州法化に至っており、今後の状況が注目される。

なお、2022年にULCは統一電子エステイト・プランニング文書法（Uniform Electronic Estate Planning Documents Act. 以下、UEEPDAと記述する）を採択し、公表している。これは、信託や委任状など一定のエステイト・プランニング文書の作成について、統一法の間隙を埋めることを目的としたものである。すなわち、統一電子取引法（UETA）は当事者の合意による双務契約の電子的締結について、統一電子遺言法（UEWA）は電子形式での遺言作成についての統一法であるが、信託や委任状その他のエステイト・プランニング文書は電子的作成を規定する法律が明確でなかった。UEEPDAはこれらの文書も電子形式で作成できることを規定したものであり、UEWAの補完という目的を持つ。UEEPDAは2023年12月時点でイリノイ（前述第２章Ⅲ５（４）参照）、ミズーリ、オクラホマ、テキサスの４州で導入が決定している[119]。

---

[118] Suzanne Brown Walsh et al., *2019 Annual Meeting - Issues Memo*, 1 (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home/librarydocuments?communitykey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71).

[119] ULC (https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=f911ff58-34ae-47a1-8928-68d5396a72b1).

**【資料：Uniform Electronic Wills Act（仮訳）抜粋】**

**第１条　簡略名称**

本［法律］は、統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act）として引用することができる。

**第２条　定義**

本法において、

(1)“electronic”とは、電子的、デジタル的、磁気的、無線的、光学的、電磁的又はこれらと同様の能力を持つ技術に関するものを言う。

［(2)“electronic presence”とは、異なる場所に居る２人以上の者があたかも物理的に同じ場所に存在しているのと同程度にリアルタイムで通信し合う関係を言う。

(3)“electronic will”とは、第５条第(a)項に従って電子的に作成される遺言を言う。

(4)“record”とは、有形の媒体に記載された情報、又は電子媒体若しくはその他の媒体に保存されかつ知覚可能な形式で取り出すことのできる情報を言う。

(5)“sign”とは、記録を認証若しくは採用する現在の意思をもって、

(A)有形の象徴を作成若しくは採用するか、又は

(B)電子的シンボル若しくはプロセスを当該記録に添付し若しくは論理的に結合することを言う。

(6)“state”（省略）

(7)“will”には、単なる、遺言執行者の任命、他の遺言の撤回若しくは変更、後見人の指名、又は無遺言相続によって移転する被相続人の財産を承継する者若しくは集団の権利の明示的な排除若しくは制限を行う遺言補足書及び遺言証書を含む。

**第３条　電子遺言に適用される法；エクイティの原則**

電子遺言は、本州の法における全ての目的にとって、遺言である。遺言に適用される本州法及びエクイティの原則は、本［法］によって修正される場合を除き、電子遺言に適用される。

**第４条　遺言の作成に関する法の選択（省略）**

**第５条　電子遺言の作成**

(a) 第８条(d)［及び第６条に定められている場合を除いて］に従い、電子遺言は以下のものでなければならない。

(1)(2)に基づき署名する時点でテキストとして読み取り可能な記録であること

(2)以下の者によって署名されていること

(A)遺言者、又は

(B)遺言者の名前で、遺言者の物理的な立会いのもと、遺言者の指示によって署名する他の者

(3)［以下のいずれかであること

(A)］遺言者の物理的（又は電子的）立会いのもとで、少なくとも２人の者が［各人が州の居住者であり、かつ、署名時に物理的に州に所在していること、及び］立会いの後、合理的な時間内に署名すること

［(A)］［(i)］第(2)号の遺言書への署名、又は［(B)］［(ⅱ)］第(2)号の遺言書の署名若しくは遺言書の認証についての遺言者の承認［又は、

(B)遺言者が、公証人若しくは法により記録を電子的に公証する権限を有するその他の者の物理的［若しくは電子的］立会いのもと、その前で承認すること］

(b)第(a)項第(1)号の記録を遺言者の電子遺言とするという遺言者の意思は、外部証拠によって立証することができる。

**［第６条　無害の手続的瑕疵**

**選択肢Ａ**

第５条第(a)項に従って作成されていない、テキストとして読み取り可能な記録は、被相続人がその記録が以下のものであることを意図していたことを記録の検認請求者が明白かつ確信を抱くに足る証拠によって立証したときは、第５条第(a)項を順守したものとみなされる。

(1)被相続人の遺言

(2)被相続人の遺言の一部若しくは全部の撤回

(3)被相続人の遺言の追加若しくは修正、又は

(4)被相続人が以前に撤回した遺言若しくは遺言の一部の部分的若しくは完全な復活

**選択肢Ｂ**

［統一検認法典第 2-503 条又は本州の法の同種の規定を引用する］は、電子的に作成された遺言に適用される。］

**第７条　撤回**

(a)電子遺言は、前の遺言の全部又は一部を撤回することができる。

(b)電子遺言の全部又は一部は、以下によって撤回される。

(1)電子遺言の全部若しくは一部を明示的に若しくは抵触によって撤回する後の遺言又は、

(2)遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越によって立証された物理的行為

**第８条　作成時に認証され自己証明される電子遺言**

(a)電子遺言は、遺言者の認証及び証人の宣誓供述書によって、同時に作成され、証明され、かつ自己証明遺言となることができる。

(b)第(a)項による認証及び宣誓供述書は、以下のものでなければならない。

(1)作成が行われる州の法に基づいて宣誓を掌る権限を有する役人［又は、第５条第(a)項(2)に基づく署名の時に遺言者と同じ場所に物理的に所在する証人が２人未満の場合は、［改定統一公証行為法第 14A条（2018 年）若しくは本州の法の同種の規定を引用］に基づいて権限を与えられた役人］の面前で行われること、及び、

(2)電子遺言に添付されるか又は論理的に結合された、公的捺印のある役人の証明書によって証明されること

(c)第(a)項における認証及び宣誓供述書は、実質的に以下の形式でされなければならない。

私、 (氏名) は、遺言者であり、 宣誓の上、本証書に私の電子遺言として署名し、自ら進んで署名又は他の者に私のために署名するよう指示し、本証書に示されている目的のために私の自発的行為としてそれを行い、かつ、私は［18］歳以上であり、心神が健常で、強制や不当威圧を受けていないことを、下名の役人に対して宣言します。

_____

遺言者

私たち、 (氏名) 及び (氏名) は、 証人であり、宣誓の上、遺言者が本証書に遺言者の電子遺言として署名したこと、自ら進んで遺言者が署名したか又は他の者に遺言者のために署名するよう指示したこと、及び、私たち各自は、遺言者の物理的［又は電子的］立会いのもとで遺言者の署名行為の証人として本証書に署名し、かつ、私たちが最もよく知る限りにおいて遺言者は［18］歳以上であり、心神が健常で、強制や不当威圧を受けていないことを、下名の役人に対して宣言します。

_____

証人

_____

証人

役人の証明書

_____ 州

_____ ［県］

（年月日）に、遺言者、（氏名）は、私の前で署名し、宣誓し及び認証し、証人、（氏名）及び（氏名）は、私の前で署名及び宣誓をした。

（捺印）

_____

（署名）

_____

（役職名）

(d)本［法］における電子遺言に添付され又は論理的に結合された宣誓供述書に物理的又は電子的に付された署名は、第５条第(a)項による電子遺言の署名とみなされる。

**第９条　紙コピーの認証**

個人は、偽証罪の対象となることを承知の上で、電子遺言の紙コピーが電子遺言の完全で真実の正確な複製であることを証言することにより、電子遺言の紙の認証謄本を作成することができる。電子遺言が自己証明されたものであるときは、遺言の紙の認証謄本に自己証明宣誓供述書を含むことを要する。

**第 10 条　適用と解釈の統一**

この統一法の適用と解釈においては、同法を制定する州間でその内容に関する法の統一を促進する必要性を考慮しなければならない。

**第 11 条　経過規定**

（省略）

**第 12 条　発効日**

（省略）

注：［　］（ブラケット）の付された条文は、採用を州・準州の選択に委ねる趣旨である。

**参考：Nevada Revised Statutes（仮訳）抜粋**

**NRS§133.085　電子遺言**

1　電子遺言は以下の場合、遺言者の遺言となる。

(a)電子記録の中で作成されかつ保管されていること、及び、

(b)日付及び遺言者の電子署名を含み、かつ、以下のうちの少なくとも一つを含むこと

(1) 遺言者の認証特性

(2)遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った電子公証人が遺言者の前で行った当該遺言への電子署名及び電子印鑑、又は、

(3)遺言者による電子遺言への電子署名に立ち会った２人以上の証人が遺言者の前で行った電子遺言への電子署名

2　18歳以上の心神の健常な者は、最終的な電子遺言によって、不動産か動産かを問わず、全ての遺産を処分することができるが、ただし、遺産は遺言者の債務の支払いに充当される。

3　NRS第133.085条から第133.088条まで、及び第133.300条から第133.340条までに別段の定めがある場合を除き、NRS第133.085条から第133.088条まで、及び第133.300条から第133.340条までの規定に従った電子遺言の効力、効果、有効性及び解釈に関するすべての問題は、NRS第133.040条に従って作成された遺言と同じ方法で判断されなければならない。

4　本条の諸規定は、電子遺言に含まれている信託以外の信託には適用されない。

5　本条で用いられる、

(a) “authentication characteristic” とは、ある者に固有の特性であって、かつ、その者の生物学的側面又はその者の行った物理的行為として電子記録において計測及び認識が可能なものを言う。この特性は、指紋、網膜スキャン、音声認識、顔認識、ビデオ録画、デジタル化された署名、又はその者に固有の特性を用いた商業的に合理的なその他の認証で構成されることができる。

(b) “digitized signature” とは、電子的手段によって作成され、生成され又は保存された手書きの署名のグラフィック画像を言う。

(c) “electronic seal” は、NRS第240.187条で規定される意味を有する。

**NRS§133.086 電子遺言の自己証明の要件；宣言書又は宣誓供述書の受理**

1　電子遺言は、以下の場合に自己証明のものとなる。

(a)証人の宣言書若しくは宣誓供述書が、NRS第133.050条に規定されるように、電子遺言の一部として組み込まれるか、電子遺言に添付され若しくは論理的に結合されていること

(b)電子遺言が、電子遺言の電子記録を保管する適格保管者を指名していること、及び、

(c) 認証された紙の原本に変換される前は、電子遺言が常に適格保管者の保管のもとにあったこと

2 NRS 第 133.050 条に従って作成された認証証人の宣言書又は宣誓供述書、及び NRS 第 133.340 条に従って作成された個人の宣誓供述書は、裁判所の面前で作成されたものとして、裁判所によって受理されなければならない。

**NRS§133.087 電子遺言に関する手続における文書の公証**

1 法の他の規定にかかわらず、電子公証人又はその他の公証人は、電子遺言に関連する手続における文書の作成及び裁判所への提出に関する全ての目的を含むがこれに限定されない本章の目的のために、以下のことを行うことができる。

(a)電子公証人又はその他の公証人の物理的な立会いがない者について、NRS 第 133.088 条の意味における立会いがある場合に、この者の署名又は電子署名を公証すること

(b)遺言、遺言補足書又は遺言信託に関する文書を公証すること

2 本条は、NRS 第 133.085 条から第 133.088 条まで、及び第 133.300 条から第 133.340 条までの目的を促進するために、自由に解釈され適用されなければならない。

**NRS§133.088 電子的手段による一定の公証行為の実行**

1 NRS 第 133.050 条に規定される認証証人による宣言書又は宣誓供述書を含むがこれに限定されない本章の目的、電子遺言に関連する手続における文書の作成及び裁判所への提出に関連する全ての目的、及び、NRS 第 162A.220 条による委任状、事前指示書又は事前指示書に関連する文書の作成に関連する全ての目的のために、

(a)以下の場合、ある者が他の者と同席するか又は面前にいるものとみなされる。

(1)物理的に同じ場所にいるとき、若しくは、

(2)物理的な場所は異なるが、オーディオ・ビデオ通信によって相互に情報伝達できるとき

(b)電子公証人は、第 NRS240.181 条から第 240.206 条までに従い、電子遺言を構成するか又は電子遺言に関連する文書を含むがこれに限定されない、電子文書を電子公証することができる。

(c)文書への署名の要件は、電子署名によって満たすことができる。

(d)法の規定が書面による記録を要求している場合、電子記録は当該規定を満たす。

(e)第(3)号に別段の定めがある場合を除き、文書を作成する者又は証人の物理的な所在にかかわらず、文書が電子的に作成されたときは、以下の場合において、当該文書は本州において作成されたものとみなされ、本州の法律に服し、かつ本州の裁判所の管轄に属する。

(1)文書を作成する者が、文書を作成していること、及び本州内で本州の法に従って

作成することを意図していることを理解している旨を述べていること

(2)文書において、その作成の有効性及び効果が本州の法に服することを述べていること

(3)文書にその電子署名が含まれている認証証人又は電子公証人が、文書が本条に従って作成された時点において、物理的に本州内に所在していたこと

(4)自己証明電子遺言の場合は、電子遺言が、作成の時点で以下の要件を満たしている適格保管者を指名していること

(Ⅰ) 自然人の場合は、本州に居住していること、又は、

(Ⅱ)法主体の場合は、本州の法に基づいて組織されているか、若しくは本州に主たる営業地があること

2　第1項の規定にかかわらず、電子公証人が行った公証行為の効力は、電子公証人が授権され又は任命された法域の法を適用して判断されなければならない。

3　本条で用いられる、

(a)“advance directive”は、NRS 第 449A. 703 条で規定される意味を有する。

(b)“audio-video communication”とは、電子的手段を用いて、他人とリアルタイムで見て、聞いて、情報伝達することができる通信を言う。

**NRS§133.300　適格保管者として務めるために必要な表明書**

1　ある者が電子遺言の適格保管者として務めるには、その前に、その職務を行うことに同意する表明書を作成しなければならない。

2　適格保管者は、NRS 第 133. 310 条の要件が満たされるまで、その職務を行うことをやめることはできない。

**NRS§133.320　適格保管者への制約と義務、書面による通知、電子遺言に適用される要件は電子遺言補足書及び遺言の電子的撤回にも適用される。**

1　電子遺言の適格保管者は、

(a)遺言者の相続人、又は電子遺言による受益者若しくは受遺者であってはならない。

(b)電子記録を破壊、改竄、又は不正アクセスから保護し、電子記録への変更を検知するシステムを一貫して採用し、かつ、そこに電子遺言の電子記録を保管しなければならない。

(c)電子遺言の電子記録には、以下の各々を保存しなければならない。

(1)電子遺言の作成と同時に撮影された、遺言者及び認証証人の写真又はその他の視覚的記録

(2)電子遺言の作成と同時に作成され、かつ、遺言者及び認証証人の身元の十分な証拠となるドキュメンテーションのコピー、写真、ファクシミリ又はその他の視覚

的記録。これにはNRS 第240.1655条の第4項に従って使用された身元確認方法のドキュメンテーションを含むが、これに限定されない。及び、

(3)NRS第133.085条の第1項(b)に従って要求される、遺言者、認証証人及び該当する場合には公証人が電子遺言に電子署名をしたときに行われた、遺言者、認証証人及び公証人の音声及びビデオの録画

(d)適格保管者によって現在又は過去に保管された電子遺言に関連する事件を審理する裁判所に対して、適格保管者の資格、及び電子遺言の維持、保管、作成に関する適格保管者の方針と慣行に関し、裁判所が要求する情報を提供しなければならない。

2 本章の目的において、適格保管者又はその他の者が遺言者に書面による通知を行う必要がある場合、適格保管者又はその他の者が遺言者の最後に知られている住所に書面による通知を配達したときは、通知が行われたものとみなされる。

3 法に別段の定めがある場合を除き、電子遺言に適用される諸要件は、電子遺言補足書及び遺言の電子的撤回にも適用される。

# 第2章　カナダ

横浜国立大学　常岡史子

## 第1節　はじめに

### I　本調査研究の目的とカナダの法状況

本調査では、カナダにおける遺言制度の電子化の現況を対象とする。その目的が、わが国における遺言のデジタル化に関する検討のための基礎資料を提供することにある点は、アメリカ法に関する調査と同様である。ただし、カナダ法はアメリカ法と同じく英米法系に属するものの、その発展の歴史は大きく異なる。両国とも連邦と州から成る連邦制を採り、統治や法律につき事項に応じて連邦と州で管轄を分掌する。遺言を含む相続関係に関する法律は州に委ねられる点はアメリカもカナダも同様であるが、カナダはアメリカに比してイギリス法（イングランド法）の影響をより強く受け、さらにそれを乗り超えて独自の法を展開させてきたという経緯がある。

カナダは、1867年７月１日に発効した英領北アメリカ法（British North America Act. 以下、BNA Actと記述する）によってオンタリオ州、ケベック州、ニュー・ブランズウィック州、ノバ・スコシア州の４州から成るカナダ連邦（Canadian Confederation）を形成し、大英帝国（British Empire. イギリス帝国）内における自治を獲得した。ただし、外交権と憲法改廃権は依然として英国に帰属していた。英領北アメリカ法は、カナダにおける連邦と州の間の権限の分配についても定め、カナダ連邦議会は「カナダの平和、秩序及び善き統治」のために立法する（to make laws for the peace, order, and good government of Canada）権限を有し、州の立法府に専属するとされた事項以外の事柄について、連邦は優先的な立法権を持つとした（BNA Act §91）。そして、連邦と州の専権事項を列挙し、連邦議会と連邦政府は通商、課税による資金の調達、公開市場（public credit）における資金の借り入れ、通貨の発行、軍隊と国防、銀行業務、先住民族及びその居留地、国籍取得等について管轄を持ち（BNA Act §91）、一方、州は、州のための財源を得ることを目的とする州内での直接課税、病院や保護施設等の建設と維持・管理、州内における地方自治機関の創設、州や地域の歳入のための店舗や飲食店等への許可証の発行等（BNA Act §92）及び教育（BNA Act §93）に関する立法権限を有するとした。また、原則として刑法は連邦法（BNA Act §91(27)）、裁判所の構成や組織等に関する司法行政は民事・刑事とも州法の管轄（BNA Act §92(14)）、州における財産権と民事的権利（property and civil rights）に関する法律は州法（BNA Act §92(13)）によるとされていた（ただし「婚姻と離婚」は連邦法〔BNA Act §91(26)〕、婚姻の挙式については州法〔BNA Act §92(12)〕の管轄）。

その後、1931年のウェストミンスター憲章（Statute of Westminster）によって、カナダは自主

的な外交権を有する独立の国家として英連邦（British Commonwealth of Nations）を構成する一員となった。さらに、1981年11月に英領北アメリカ法の修正についてカナダの連邦政府及びケベック州を除く９州の州政府の間で合意が成立し、修正案がカナダ連邦議会の上院と下院、英国議会の上院と下院で可決されて、1982年４月17日に1982年憲法法（Constitution Act, 1982）が公布された（これ以後英領北アメリカ法は1867年憲法法（Constitution Act, 1867）と呼ばれ、1982年憲法法と統合されて、ともにカナダの憲法を構成する[1]）。1982年憲法法はカナダ権利自由憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms） を規定し、また、憲法改廃権のカナダへの移管を実現した[2]。カナダは、英国国王を元首とする立憲君主制を採るが、この憲法改廃権の英国からの移管により名実ともに独立の主権国家となったと言うことができる。

カナダは、現在10の州（province）と３の準州（territory）で構成されている。カナダの法制度は、17世紀から18世紀にかけて入植者らがもたらしたイングランドとフランスの法制度を基礎とするが、フレンチ・アンド・インディアン戦争（French and Indian War. 1754-1763）によるフランスと英国の抗争において1759年のケベックの戦いで英国が勝利した後は、イングランドのコモン・ローがカナダを席巻するに至った[3]。ただし、ケベック州は例外であり、大陸法（civil law）の伝統を引き継いで、フランスのナポレオン法典に基づく成文法としての民法典を有し、独自の法制度を形成している[4]。

## II　カナダにおける法統一の動き

カナダは英語とフランス語を公用語とする二言語主義を採り[5]、また多文化主義を公式の政策とする国として知られる[6]。法制度特に民事法については、Ｉで述べたように、フランス民法典を範とする民法を持つケベック州を除いて、各州・準州はイングランド法に由来するコモン・ローによっていた。

そのような状況の中、諸分野におけるカナダ全体の法の統一の必要性が認識され、カナダ統一法会議（Uniform Law Conference of Canada. 以下、ULCCと記述する）が創設された[7]。

---

[1] Department of Justice Canada (https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/just/05.html). 2023 年 12 月 15 日最終閲覧。以下、各注の URL の最終閲覧につき同一日付。
[2] Constitution Act, 1982, sec.38-sec.49.
[3] Department of Justice Canada (https://www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/just/03.html).
[4] Légis Québec (https://www.legisquebec.gouv.qc.ca/en/document/cs/ccq-1991).
[5] Official Languages Act of 1969.
[6] 多文化主義が連邦政府の公式の政策とされたのは、1971 年 10 月８日のピエール・トルドー首相の連邦議会下院での声明による。その後、1982 年憲法法の権利自由憲章 27 条において多文化的伝統の維持と強化が明記され、また、1988 年に多文化主義の促進と維持を連邦政府の責務と宣言する Multiculturalism Act が制定された。二言語主義の実情と分析につき、クロード・ジェルマン（西山教行訳）「カナダの言語状況について」言語政策９号（2013 年）190 頁、大石太郎「カナダにおける二言語主義の現状と課題」E-journal GEO12 巻１号（2017 年）12 頁。
[7] 以下、ULCC の歴史について、ULCC, *Historical Note* (https://www.ulcc-chlc.ca/About-

ULCCの構想は、カナダ法律家協会（Canadian Bar Association）が各州政府に対して州間の法律の統一の促進を目標とする会議の委員を選出するよう依頼したことに始まる。その背景には、アメリカで1892年に創設された統一州法委員全国会議（The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws. 現在の呼称は統一法委員会〔Uniform Law Commission : ULC〕）の存在とその成果がある。カナダ法律家協会のこの提案は多くの州によって受け入れられ、州の法律又は行政的措置により任命された委員らによる最初の会合が1918年９月２日にモントリオールで開催された。そこにおいて、「法の統一に関する委員会議」（Conference of Commissioners on Uniformity of Laws）が組織され、翌年に名称を「カナダにおける立法の統一に関する委員会議」（Conference of Commissioners on Uniformity of Legislation in Canada）と改め、さらに1974年に現在のカナダ統一法会議（ULCC）へと改称された。

ULCCの年次大会は毎年原則として８月に開催され、民事及び商事に関する統一法の策定や刑法の改正提案等を行っている[8]。年次大会には連邦政府や州・準州政府の代表者も参加する。なお、ULCCは、いかなる政府やその他の団体に対しても責任を負わない、超党派的な独立の組織であるが、カナダ法律家協会との緊密な連携において活動を行っている。ULCCは、年次大会の開催に留まらず、民事部門と刑事部門における各委員会や作業部会が年間を通じて州や準州の法の調和のための勧告の検討や分析、策定作業をしており、カナダ法律家協会はそれらにオブザーバーを派遣している。各部門は連邦政府や州・準州政府の代表者、政府や民間の弁護士、法学研究者、司法関係者らによって構成され、カナダ国内における人の移動・移住の多さに鑑みて法の統一が有益であると考えられる分野を対象に検討を行い、連邦政府や州・準州政府の参考と利用に供している。連邦や州・準州等各管轄区の代表団やカナダ法律家協会等も、ULCCに審議事項を提案することができる。

ULCCでは、このように諸機関や政府、法曹、研究者らの参画によってカナダにおける法の統一が求められる分野と事項がワーキング・グループ等によって検討され、それが具体化されると、ULCCの年次大会において統一法の策定が提案される。それに基づき「統一法」案の起草作業が開始され、策定された「統一法」案が年次大会で審議の結果採択されると、全国の州政府や準州政府に対しその制定が勧告される。これにより、カナダ全土において人々がどこにいようとも同じ法律が適用されることを保証することが目指されている[9]。なお、1990年以降、ULCCによる全ての統一法は原則として英語とフランス語の二言語で作成され、また1995年からは、コモン・ローと大陸法の２法系を有する国における法の調和を目指すというULCCの性格をより的確に反映させるものとして、la Conférence pour l'harmonisation des lois au Canada（CHLC）というフランス語名称も採用している。

---

ULCC/History/Historical-Note).

[8] ULCC (https://www.ulcc-chlc.ca/About-ULCC/What-We-Do).

[9] ULCC, *supra* fn.8.

ULCCは、2022年６月時点でこれまで130件の統一法を採択し、制定を勧告している[10]。そのうち、相続に関するものとしては個別法としてUniform Intestate Succession Act（1925・1985）、Uniform Survivorship Act（1971）等があるが、特に遺言については2015年の統一遺言法（Uniform Wills Act（2015））がカナダにおける遺言法の現代化と統一を図るものとして重要である。さらに、2021年には、電子遺言（electronic will）の導入を目的にUniform Wills Act（2015）の修正条文が採択されている。

そこで、本報告では、まず、ULCCのUniform Wills Act（2015）に基づきカナダの統一遺言法の内容を概観した上で、遺言制度のデジタル化に関し、Uniform Wills Act（2015）の2021年修正による電子遺言の諸規定について解説する。そして、現在、電子遺言を法制化した唯一の州であるブリティッシュ・コロンビア州を取り上げ、電子遺言の実際について検討することとしたい。

## 第２節　カナダにおける遺言制度と遺言のデジタル化

### Ⅰ　統一遺言法（Uniform Wills Act）

#### 1　Uniform Wills Act（2015）の策定

ULCCによる最初の統一遺言法は1929年の統一遺言法（Uniform Wills Act）であり、これはその大部分についてイングランドの遺言法を反映したものであった。統一遺言法はさらに1953年に改定され、カナダの９の法域で採択・施行されていたが、ビクトリア朝以前の旧態の法制度を改め、現代のカナダに合った規定とする必要があるとの声が高まり、2010年にULCCはゼロからの新たな統一遺言法の作成作業に着手した。そこでは、遺言の方式、遺言の変更と撤回、受遺者の先死亡、遺贈の放棄等に関するルールや、遺言者の意思確認の方法、遺言能力とともに、口頭での遺言（oral will）や電子遺言（electronic will）の有効性を認めるべきか、全ての証人が遺言者の署名時に現に立ち会わなければならないかといった事柄も検討事項として挙がっていた[11]。

作業部会では遺言や相続に関するカナダの州法・準州法[12]やアメリカ、英連邦諸国の法律

---

[10] Table 1 - Uniform Acts recommended by the ULCC for enactment (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/Civil-Section-documents/Uniform-Acts-Recommended-by-the-ULCC-for-Enactment-as-of-June-15,-2022.pdf).

[11] Peter Lown & Sandra Petersson, Uniform Wills Act Report (Civil Section, 2010) (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Minutes-2010-review-proposal.pdf).

[12] 改正の対象事項に関する各州法の比較につき、ULCC, *Discussion Chart (2010)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2010/Uniform-Wills-Act-Discussion-Chart.pdf), *Updated Legislation Comparison (2012)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2012/Uniform-wills-Act-Propositions-Updated-Legislation-Comparison_1.pdf), *Uniform Wills Act Propositions (2012)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2012/Uniform-wills-Act-Propositions-Updated-Legislation-Comparison_1.pdf), *Draft Uniform Wills Act Worksheet (2013)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2013/Draft-Uniform-Wills-Act-Worksheet.pdf).

規定も参照しながら[13]、新たな統一遺言法の起草を行い、その間のULCC年次大会での審議をも経て、2015年４月１日に統一遺言法の改定版であるUniform Wills Act（2015）が採択された。これにより既存の統一遺言法は廃止された。

## ２　Uniform Wills Act（2015）の概要

### （１）Uniform Wills Act（2015）の構成

Uniform Wills Act（2015）（以下、UWA(2015)と記述する）は、19条から成る遺言に関する統一法である。したがって、無遺言相続や家族の扶養請求等については扱っておらず、これらを含めた包括的な相続に関する統一法はカナダではまだ作成されていない。UWA(2015)の第１条は用語の定義、第２条は遺言のできる年齢、第３条から第９条は遺言の形式的要件（遺言の方式、証人、署名、自筆遺言、遺言の変更等）、第10条から第16条は遺言の効力、第17条は遺言の解釈、第18条は遺言の復活、第19条は法の抵触について規定する[14]。

なお、Uniform Wills Act（2015）の策定に当たり、ULCCの民事部門における検討事項やワーキング・グループによる統一法案の提案・作成に重要な意見や資料を提供した機関として、アルバータ法改正研究所（Alberta Law Reform Institute。以下、ALRIと記述する）[15]を挙げることができる。カナダでは複数の州が法改正を研究し提言する公的な委員会や研究所を置いているが、その中でも、ALRIは1967年にアルバータ州において州政府、アルバータ弁護士会及びアルバータ大学によって設立された研究所（設立当初の名称は、法研究及び改正研究所〔Institute of Law Research and Reform〕）であり、法令に基づく委員会ではなく、研究所という形態を取る点に特徴を有する。ALRIは、アルバータ州における法律及び司法行政を最新の状態に保ち、州民に資することを目的として、法律の改革とそれに関する研究を行い、アルバータ州政府やその他の機関に対し独立した包括的な助言を提供することを役割とするが、カナダ法改正機関連盟（Federation of Law Reform Agencies of Canada）[16]と英

---

[13] 諸外国の法制度との比較につき、ULCC, Civil Law Section, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2011/Renewal-of-the-Uniform-Wills-Act_1.pdf).

[14] Uniform Wills Act（2015）のオリジナルの条文とコメントは、ULCCのウェブサイト(https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Wills-Act.pdf) に掲載。

[15] ALRIは年次報告書とともに、法改正を要すると考えられるテーマにつき逐次報告を公表している。アルバータ州における電子遺言の導入もALRIのプロジェクトの一つであり、また直近では、配偶者死亡後の生存配偶者の居住権の保護に関するDower Act（寡婦・夫産権法）の改正に関する勧告が公開されている (https://www.alri.ualberta.ca/)。

[16] 1990年に設立されたカナダの法改正機関間の情報共有と支援を目的とする団体であり、現在、ALRIの他にBritish Columbia Law Institute、Manitoba Law Reform Commission、Access to Justice & Law Reform Institute of Nova Scotia、Law Commission of Ontario、Law Reform Commission of Saskatchewan 、Institut québécois de réforme du droit et de la justice がメンバーとなっている (http://www.folrac.com/)。

連邦法改正機関協会（Commonwealth Association of Law Reform Agencies）[17]のメンバーでもあり、ULCCとも緊密な関係を有して、カナダ全土及びより広くコモン・ローの分野における法改正機関ネットワークの一員となっている。ULCCのUniform Wills Act（2015）及び同法の2021年修正において、1988年から2015年までALRIの所長であったPeter Lown, QCが法案作成のワーキング・グループの座長を務めたこともあり、特にUniform Wills Act (2015)では各州・準州の法律とともにALRIの勧告等が影響を与えたことが見て取れる。

（2）遺言能力

UWA(2015)は、遺言をすることができるのは、成年[18]に達しかつ遺言をなしうる精神能力（mental capacity）を有する者である(UWA(2015)§2)とする。遺言能力に関するコモン・ローの要件は規定化されず、また、婚姻した未成年者に遺言能力を認めるこれまでの例外規定は承継されていない[19]。ただし、カナダ国防軍の構成員（又は航海中の船舶の船員）については、未成年であっても必要な精神能力を有していれば遺言をすることができるとの例外が維持されている（UWA(2015)§7）。

（3）遺言の方式（形式的要件）

遺言は、①書面で作成されること(UWA(2015)§3(1)(a))、②遺言者本人の署名又は遺言者の指示により遺言者の立会いのもとで遺言者に代わり署名した他の者の署名があることを要件とする(UWA(2015)§3(1)(b). 認証遺言)。遺言者本人の署名は、2人以上の証人の同時の立会いのもとで、遺言者によって行われるか又は認証されなければならず、かつ、少なくとも2人の証人が遺言者の立会いのもとに、証言し遺言書に署名するか若しくは遺言書への自分たちの署名を認証しなければならない(UWA(2015)§3(2))。他の者が遺言者のために署名をする場合も、当該署名がこの者によって行われるか又は認証され、かつ、証人2人以上の同時の立会いのもとで遺言者によって認証されなければならない。そして、少なくとも2人の証人が、署名を代わりにした者と遺言者の立会いのもとで、証言し遺言書に署名するか若しくは遺言書への自分たちの署名を認証しなければならない(UWA(2015)§3(3))。遺言の証人として遺言書に署名できる者の要件は、署名をする精神的能力（mental capacity）を

---

[17] 2003年-2004年に設立され、2005年に英連邦の認可を正式に受けた団体であり、英連邦及び各国政府と協力して、質の高い法改正のための協力や助言を行うことを目的とする (https://thecommonwealth.org/organisations/commonwealth-association-law-reform-agencies-calras)。

[18] カナダでは成年年齢は州・準州ごとに定めるとされ、現在は18歳又は19歳である。連邦選挙の選挙権等連邦法においては、成年は18歳とされている。

[19] 改定前の統一遺言法（Uniform Wills Act）§8は、未成年者のした遺言を無効とするとともに、例外として、婚姻しているか若しくはかつてしていた場合、カナダ国防軍の構成員である場合、又は船員である場合には遺言能力を認めていた。ULCC, *Discussion Chart (2010)*, *supra* fn.12, 1-2.

有し、かつ成年者であることである(UWA(2015)§4(1))。遺言者に代わって遺言者のために遺言書に署名をする者は、遺言者本人の署名の証人になることはできない(UWA(2015)§4(2))。

なお、遺言者本人の署名の証人として遺言書に署名する者は、当該遺言の受益者又は受益者の配偶者であるということのみで、遺言の作成又は遺言の有効若しくは無効を証明する証人となることを妨げられるものではない(UWA(2015)§4(2))。すなわち、遺言による受益者やその配偶者もそのことによって遺言の証人の資格を失うことはない。ただし、証人として遺言書に署名した者(UWA(2015)§3(2)(3))や遺言者に代わって遺言書に署名した者(UWA(2015)§3(1)(b))に対して遺言で与えられていた受益については、受益者がこれらの署名をしたことにより、当該受益処分は無効となる(UWA(2015)§13(1)(a)(b). 後述Ｉ２（１０））。

遺言者本人や遺言者に代わって遺言者のために署名をする者の署名について、当該署名が遺言書の末尾にない場合でも、その署名によって遺言の効力を生じさせるという本人の意思が遺言書の文面から明らかなときは、遺言は無効とならないとされている(UWA(2015)§5(1)(3))。なお、遺言者の署名の後に記載された部分については、遺言者は効力を生じさせる意思がなかったと推定されるが(UWA(2015)§5(2))、この推定は、UWA(2015)§5(1)(3)の規定によって覆すことができる。

（４）自筆遺言

UWA(2015)は、証人なしに作成される遺言（自筆遺言〔holograph will〕）を認める。すなわち、遺言者は、本人が全文を自筆し署名することで、証人に関するUWA(2015)§3(1)(2)に従わずに遺言を作成することが可能である(UWA(2015)§6)。これは自筆証書の有効性を認める州・準州の既存の例に従ったものである[20]。部分的に自筆であったりタイプで打ち込まれたりした遺言についてUWA(2015)は規定していないが、これらの遺言もUWA(2015)§10によって有効となる場合がある（後述Ｉ２（８））。

（５）遺言の変更

遺言の変更は、当該遺言が作成された方式に従ってなされた場合にのみ有効となる。すなわち、UWA(2015) §3 に従って作成された遺言は、遺言者と証人の署名等同条の方式を踏むことによって変更することができる(UWA(2015)§8(a))。また、UWA(2015)§6 に従って作

---

[20] UWA(2015)の起草作業当時、ブリティッシュ・コロンビア州とプリンス・エドワード島州を除く 11 の州法・準州法が自筆遺言を認める規定を置いていた。また、ブリティッシュ・コロンビア州とプリンス・エドワード島州でも、法律適用免除権限(dispensing power)という無害の手続的瑕疵の法理によって、自筆遺言の救済措置が可能であった。ULCC, *Discussion Chart (2010)*, *supra* fn.12, 12-14, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 11.

成された自筆遺言は、遺言者の自書と署名という同条の自筆遺言の方式に従うことによって変更することができる(UWA(2015)§8(b))。さらにUWA(2015)は、各州・準州の選択肢として、UWA(2015) §3に従って作成された遺言も、同条の方式ではなく遺言者の自筆の方式（遺言者自身による全文自書と署名）によって変更することが可能であるとの規定も設けている(UWA(2015)§8.1)。

（６）法定遺言

UWA(2015)の起草段階で、カナダではニュー・ブランズウィック州のみが、精神上の理由等で遺言能力を有しない者のために他の者（同州では裁判所）が代行的意思決定として遺言を作成・撤回・変更できるという法定遺言（statutory will）の制度を置いていた[21]。UWA(2015)はこれにつき、裁判所がその権限を行使しなければ、精神的に無能力な者（mentally incompetent individual）の死亡の時点において、この者がもし能力を有し遺言を作成していたなら望まなかったであろう結果が生じるであろうと明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によって認定したときは、申立てに基づき、その裁量によって、当該本人のために遺言を作成、修正又は撤回することができるという規定を策定し、各州・準州の選択に供している(UWA(2015)§8.2)。

（７）遺言の公表の要件の削除

歴史的には、遺言が有効であるためには遺言者が証人の立会いのもとで提示された文書が自らの遺言書であることを公表する（publish）ことが必要とされていた。しかし、1837年のイングランド遺言法によってこの遺言の公表の要件は明確に廃止され、それに倣い、カナダにおいてもすべての法域の遺言法で遺言の公表は必要ないとされて、公表に代わるものとして遺言者と証人の同時立会いと署名という手続きが採用された[22]。このことを受けて、UWA(2015)は、遺言の有効要件として証人への公表は必要ない旨を明記している(UWA(2015)§9)。

（８）方式を順守しない遺言の有効化

裁判所は、申立てに基づいて、作成された文書が死亡した個人の遺言意思（testamentary intention）を具現化したものであると明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によって認定した場合、当該文書がUWA(2015) §3(1)(b)若しくは(c)又は

---

[21] ULCC, Civil Law Section, *Uniform Wills Act, Background Discussion on Statutory Wills (2012)*, 11-12 (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2012/Uniform-Wills-Act-Background-Discussion-on-Statutory-Wills_1.pdf).

[22] ULCC, *Discussion Chart (2010)*, *supra* fn.12,30, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook-Background Materials (2011)*, *supra* fn.13,19.

UWA(2015)§6に従って作成されたものでないか、又は電子形式（in an electronic form）で作成されたものであったとしても、当該文書が死亡した個人の遺言として完全に有効であると命じることができる(UWA(2015)§10)。この条文により、裁判所は、署名や証人の立会いに欠陥がある文書や、自筆遺言の要件を満たさない文書であっても、当該文書が死者の遺言意思を具体的に示したものであると確信したときは、有効な遺言として受理することが可能となる。これは、裁判所に法律適用免除権限（dispensing power)を認めたもので、死者が当該文書をその遺言として意図していたことを「明白かつ確信を抱くに足る証拠」によって裁判所が確認したときは、法律の定める遺言の方式との不一致を問題にせず遺言を有効としてよいとするものである。

遺言の変更に関する要件を順守しない変更についても、UWA(2015)は法律適用免除権限を認める規定を置く。それによれば、裁判所は、申立てに基づき、ある文書への記述その他印又は抹消が、死者の遺言書又は遺言書以外の文書に具体化された死者の遺言意思を撤回し、変更し又は復活させるという当該死者の意思を具体的に示すことを明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によって認定したときは、この記述、印又は抹消がUWA(2015)§8(a)若しくは(b)の要件を満たさず又は電子形式（in an electronic form）でされたとしても、死者の遺言書又はその他の文書に具体化された遺言意思の撤回、変更又は復活として完全に有効であると命じることができる(UWA(2015)§11)。

（９）電子方式の遺言

UWA(2015) §10 及び§11 では、電子方式で作成されたものも裁判所の法律適用免除権限（dispensing power)の対象となるとされている。ここに言う電子方式による文書又は記述、印若しくは削除とは、①コンピュータ・システム内又はコンピュータ・システムによる媒体に記録又は保存され、②人による読み取りが可能であり、かつ③目に見える形式での複製が可能であるものを指す（UWA(2015)§12）。2015 年の改定前の統一遺言法§19.1(4)にも同様の規定があり、UWA(2015)§12 はその文言を引き継いでいる。

この規定からは、「電子方式によるもの」に、音声やビデオで録画された遺言や機械読み取り式のみの文書は含まれないことになる[23]。したがって、電子方式で作成された文書やその変更等が遺言やその変更等として有効と認められるためには、UWA(2015)§12 の要件を満たし、かつ、死者が当該文書を遺言とすることを意図していたこと又は遺言書の撤回、変更若しくは復活を意図していたことを裁判所が明白かつ確信を抱くに足る証拠によって認定することが必要であると言える。

---

[23] ULCC, *Uniform Wills Act Propositions (2012)*, *supra* fn.12, 12-13.

（１０）遺言の証人等への処分の無効（void dispositions）

UWA(2015)§13は、はいわゆる証人 - 受益者ルール（witness-beneficiary rule）を定める[24]。すなわち、遺言による受益者への利益（benefit）の供与について、受益者の私利との関係でその文書の有効性が明らかに疑われる場合には、当該利益供与処分（beneficial disposition）は無効と推定される（UWA(2015)§13(1)）。UWA(2015)§3(2)又は(3)により遺言の証人となった者、同条(1)(b)により遺言者に代わって遺言書に署名した者、遺言作成のために翻訳を提供した者がこれに当たる。そして、当該処分は、これらの本人のみならずその配偶者、本人又は配偶者いずれかのもとで請求権を有する他の者に対しても無効とされる。

ただし、裁判所が、申立てに基づき、UWA(2015)§13(1)に言う証人等であると遺言者が知っていたにもかかわらずこれらの者に利益供与処分をする意思を有しており、かつ、当該受益者もその配偶者も遺言者に対して不適切又は不当な威圧（improper or undue influence）を行いはしなかったと認定したときは、当該処分は無効ではないと命じることができる（UWA(2015)§13(2)）。なお、UWA(2015)は各州・準州の選択肢として、この申立て期間を原則として検認又は遺産管理の許可から６か月以内に制限するとする規定も設けている（UWA(2015)§13(3)(4)）。

（１１）遺言者の婚姻や離婚による遺言への影響

UWA(2015)の起草作業当時、ブリティッシュ・コロンビア州を除くすべてのコモン・ロー州・準州で、遺言者の婚姻により遺言は撤回されるとの規定が置かれていた[25]。しかし、これに対しては、今日では配偶者や子に財産を残す手段として遺言ではなく、退職後貯蓄プラン（Registered Retirement Savings Plan）や生命保険が多く利用されており、家族扶養法や夫婦財産法による保護も整備されている、また、法律婚によらないで夫婦関係を形成しているカップルも多いといった批判が見られた[26]。

このような議論を受けて、UWA(2015)は、遺言者が遺言を作成した後に婚姻や離婚をしたことによって、当該遺言の効力に影響を及ぼすかどうかにつき、3種類の選択肢を用意する。第一は、婚姻やそれと同様の関係に入ったことでは遺言は撤回されないが、離婚し又は関係を終了したときは、元配偶者又はパートナーに対する遺言による利益供与処分（beneficial disposition）[27]は、裁判所が、遺言者が反対の意思を有していたと認めない限り、撤回されたとみなすとするものである（UWA(2015)§14A）。これは、離婚やそれに類する

---

[24] ULCC, *Discussion Chart (2010)*, *supra* fn.12, 36-43.
[25] ULCC, *Uniform Wills Act Propositions (2012) supra* fn.12, 14-15; *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 29-30.
[26] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 29-30.
[27] ここに言う利益供与処分には、狭義の遺贈だけでなく、権利取得者指名権（power of appointment）の付与や遺言執行者、信託の受託者、子の後見人への指名等も含まれる。UWA(2015)§14A(2)(a)(b)(c)参照。

関係が終了した場合、遺言はそのまま置いておくが、当該遺言によって元の配偶者やパートナーへ与えられていた利益は除去することを原則とする。

第二の選択肢は、原則として、遺言者が遺言作成後に、婚姻やそれと同様の関係に入り、又は離婚や関係終了に至ったときは、遺言は撤回されたものとみなすとする規定である（UWA(2015)§14B）。これは、婚姻又はそれに類する関係に入ったことや離婚ないし関係の解消によって自動的に遺言の撤回を定めるものである。他の夫婦財産法や家族扶養に関する法律規定による配偶者や家族の保護が十分でない場合には、遺言者の婚姻・離婚等により遺言が法定撤回されるとすることによって対処するのが望ましいとの考慮による。

さらに第三の選択肢は、遺言者が遺言作成後に、婚姻やそれと同様の関係に入り、又は離婚や関係終了に至った場合、一定の要件のもとで無遺言相続とみなすとするものである（UWA(2015)§14C）。これにより、例えば当該婚姻やパートナー関係から生まれた子がいるときは、無遺言相続のもとで相続権が認められ、保護される。これは、当時のニュー・ブランズウィック州法に倣った規定であった[28]。

（１２）遺言による利益供与処分の失効（failed gifts）

遺言による利益供与処分（beneficial disposition）について、UWA(2015) §15は、受益者の先死亡による失効（lapse）、目的物の滅失による撤回（ademption）、受益者の資格喪失（disqualification）に関するルールを定める。UWA(2015)の起草作業段階において、ブリティッシュ・コロンビア州法やアルバータ州法がこれらの場合に関する法定分配のルールを定めており、特にアルバータ州のALRIからは、いずれの失効原因であっても単一の法定分配の枠組みを採用すべきであるとの主張が出されていた[29]。

このような議論のもとで、UWA(2015)は以下のような規定を設けた。それによれば、受益者が遺言者よりも先に死亡した場合、この受益者への利益供与処分は失効し、遺言の解釈によって遺言者が異なる意思を有していたと裁判所が認定しない限り、代わりの受益者（alternate beneficiary）が当該利益を取得する。代わりの受益者がいない場合において、死亡した受益者が遺言者の卑属であるときは、さらにこの受益者の卑属が当該利益を取得する。これらの者がいずれもいない場合には、遺言中で指名されている残余遺産受益者（residuary beneficiary）が利益を取得し、それもいないときは、遺言者が無遺言相続で死亡したと同様に扱われる（UWA(2015)§15(1)）。ただし、いずれの場合も、UWA(2015) §13の証人・受益者ルールに抵触する者は除外される（UWA(2015)§15(3)）。

遺言で意図していた受益者への利益供与処分が無効や法律違反であったり、受益者が放棄したといった場合も、UWA(2015) §15(1)の受益者の先死亡の場合と同様に処理される

---

[28] ULCC, Uniform Wills Act（2015）, *supra* fn.14, 11.
[29] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 31-33; *Uniform Wills Act Propositions (2012)*, *supra* fn.12, 16-17.

（UWA（2015）§15(2)）。

このように、UWA（2015）§15 が定める法定分配の枠組みはあくまで任意規定であり、遺言書に表示された遺言者の意思や、その他の外在的証拠（extrinsic evidence）によって証明された遺言者の意思があれば、それが同条の分配ルールに優先する。このことはUWA（2015）§15 の条文からも明らかである。

なお、遺言者が遺言で受遺者に財産を遺贈したが、死亡前に当該財産の権益（interest）を処分した場合には、遺言者の死亡時点で当該財産について残存している権益を受遺者は承継する。ただし、遺言の解釈により、遺言者が異なる意思を有していたと裁判所が認定したときは、この限りでない（UWA（2015）§16）。このUWA（2015）§16は、同法§15から導かれる帰結でもある。

カナダでは、2015年改定前の統一遺言法において、遺言によって反対の意思が表示されている場合を除き、遺言者がその死亡の時点において、遺贈された物的財産権（real property）又は人的財産権（personal property）について遺言作成後になされた契約や譲渡その他の行為によって発生した権利や、訴訟による実現可能財産（chose in action）、エクイティ上の財産権を有している場合、受遺者はこれらの権利、訴訟による実現可能財産、エクイティ上の財産権を取得すると規定していた（Uniform Wills Act§20(2)）。この種類の転換による遺贈の撤回（ademption by conversion）の例外規定は、当時のアルバータ州、オンタリオ州、ニュー・ブランズウィック州等複数の州法・準州法によって採用されていた[30]。その後、アルバータ州ではALRIは2010年にコモン・ローによる種類の転換による遺贈の撤回のルールを維持した上で、エクイティ上の財産権の形態転換（equitable conversion）に関する例外を残すべきであるとしつつ、そのような法定の例外を拡大すべきではないと勧告し、規定が改正された（AB Wills and Succession Act, SA 2010, c W-12.2 §10）[31]。UWA（2015）§16は、このアルバータ州法を反映したものとなっている。

（１３）遺言の解釈

UWA（2015）§17は、遺言の解釈について規定する。それによれば、遺言は遺言者の意思に効果を与えるように解釈されなければならず、遺言者の意思を判断するに当たり、裁判所は、①遺言書で使用されている語句の通常の意味又は専門的な意味についての証拠、② 遺言作成時の遺言者の状況やその背景との関連における遺言の諸条項の意味に関する証拠、③遺言で言及された事柄に関する遺言者の意思についての証拠を許容することができる。

遺言の解釈において、裁判所が外在的証拠（extrinsic evidence）を証拠として許容するか

---

[30] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 34-37.

[31] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 37; *Uniform Wills Act Propositions (2012)*, *supra* fn.12,18.

どうかは重要な意味を持つ。これは、遺言者が使用した言葉の通常の意味に注目して、外在的証拠を排除するのか、それとも、遺言者の意思を実現することを重視し、外在的証拠によってそれを突きとめることを可能とするかという問題である。カナダにおいては、州や準州によってこの２つのアプローチの仕方が分かれてきた[32]。2000年以降、ブリティッシュ・コロンビア州やマニトバ州等でこの点についての法整備が行われてきたが、2010年にアルバータ州のALRIが、アルバータ遺言法は遺言者の意思を最もよく発見するために外在的証拠を許容すべきであるとの提案をし[33]、UWA(2015) §17もこの提案に沿ったものとなっている。

なお、UWA(2015)は遺言の復元（restoration）についても規定する。すなわち、遺言への記述、印の記入又は抹消により遺言の一部が判読できないものとなり、かつ、これらの記述等がUWA(2015)§8の遺言の変更の方式に合致せずに行われたものであるか又はUWA(2015)§11の裁判所の命令によって有効とされたものでないときは、裁判所は、適切と考えるあらゆる手段によって、当該遺言の元の言葉を復元し又は定めることを許可することができる（UWA(2015)§18）。この規定も、UWA(2015)の起草作業当時のアルバータ州法（AB Wills and Succession Act, SA 2010, c W-12.2 §22(2)）に倣ったものとなっている[34]。

（１４）州際私法について

カナダでは州や準州間での法の抵触が生じうるため、UWA(2015)§19 が州際私法に関するルールを定める。同条により、①不動産と動産を明確に区別し、不動産は目的物所在地法、動産は死者の常居所地法とする、②遺言の形式的有効性については遺言の作成地法又は遺言者の常居所地法とするとされている。

３　Uniform Wills Act（2015）の改定

Uniform Wills Act（2015）は2015年４月１日の採択後、2022年６月時点でブリティッシュ・コロンビア州、ケベック州、ノース・ウエスト準州において導入・施行されている[35]。そして、Uniform Wills Act（2015）本体については、さらに2016年に国際遺言に関する修正、2021年に電子遺言に関する修正が行われている。

国際遺言についての修正は、1973 年の「国際的な遺言の方式の統一に関する条約」

---

[32] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 38.

[33] ULCC, *Renewal of the Uniform Wills Act -Workbook- Background Materials (2011)*, *supra* fn.13, 39-43; *Uniform Wills Act Propositions (2012)*, *supra* fn.12,19.

[34] ULCC, *Uniform Wills Act Propositions (2012)*, *supra* fn.12,11.

[35] ULCC, *Implementation by Jurisdictions of Uniform Acts, Uniform Rules, Model Acts or other Recommendations Recommended by the Conference 2000 – Present (June 20, 2022)*, (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/Civil-Section-documents/Implementation-by-Jurisdiction-of-Uniform-Acts,-Uniform-Rules,-Model-Acts-or-other-Recommendations-as-of%c2%a0-June-20,-2022.pdf).

(Convention providing a Uniform Law on the Form of an International Will (Washington, D.C., 1973)) [36]を受けて、1974 年に ULCC が当時の統一遺言法への修正案を採択し、1977 年にカナダが同条約を受諾後、9 の州がこれを導入していたところ、年月の経過により国際遺言の現状に合わなくなっていた諸規定を改正することを目的としたものである[37]。

一方、2021 年の電子遺言に関する UWA(2015)の修正については、すでに以前から電子遺言の導入が ULCC のワーキング・グループ等によって検討され、特に 2019 年の年次大会で上程されていたところ、2020 年の COVID-19 の感染拡大の時期とも重なり、結果として統一法の修正が 2021 年に実現したと見ることができる。

## Ⅱ　統一遺言法（Uniform Wills Act）と電子遺言（Electronic Wills）

### 1　Uniform Wills Act（2015）採択前の統一遺言法と電子遺言

ULCC では、つとに 2001 年の年次大会で電子遺言の法制化が議題として取り上げられていた[38]。ただし、そこでは、統一遺言法への電子遺言の導入に消極的な報告がなされており[39]、その理由として、電子遺言はシステムの安全性や改竄の恐れ、記録の耐久性といった技術面でまだ十分とは言えないこと、諸州では電子遺言の法制化ではなく裁判所の法律適用免除権限（dispensing power）による対応が用いられていること、また、取引の電子化について ULCC は 1999 年に統一電子商取引法（Uniform Electronic Commerce Act）を採択しているが、取引法と遺言では、当事者間のやり取りと合意をベースとするのか、作成後長期間経過したときの死者の意思の確実性と信頼性を重視するのかといった点で基本的な考え方に相違があり、同じように法制化することはできないことが指摘されていた。

これを受けて、ULCC は、方式の厳格な順守のもとで裁判所に法律適用免除権限（dispensing power）を認める当時の統一遺言法§19.1 の規定を修正し、それによって電子遺言を認めることを可能とするという方向性を打ち出した[40]。具体的には、遺言の方式としての書面の要件を維持しつつ、統一遺言法§19.1(3)に統一電子証拠法（Uniform Electronic Evidence Act）§1(b)[41]

---

[36] UNIDROIT (https://www.unidroit.org/instruments/international-will/).

[37] Peter Lown, *Report, International Wills* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2015/International-Wills-Report.pdf), *Uniform Wills Act - International Wills, Final Report of the Working Group*, *ULCC Civil Section Report, International Wills* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meeting-2015/International-Wills-Report.pdf).

[38] ULCC, *Report (2002)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Electronic-Wills-and-Powers-of-Attorney-2002.pdf), *Report (2003)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Recognition-of-Wills-and-Powers-of-Attorney-in-Electronic-Format.pdf).

[39] ULCC, *Minutes (2001)*〔*Peter Lown, ALRI*〕(https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Minutes-2001.pdf).

[40] ULCC, *Minutes (2001)* , *supra* fn.39, *Issue Paper (2001)*〔*W.H. Hurlburt, ALRI*〕(https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Issues-Paper-Hurlburt-2001.pdf).

[41] 統一電子証拠法は、デジタル技術が活動や記録の手段として重要性を増していることに対応するため 1998 年に ULCC によって採択された。同法§1(b)前段は、「『電子記録』とは、

による文言を組み入れ、「本条においてのみ、書面には、コンピュータ・システム又はその他類似の装置の中の又はそのようなシステム又は装置による媒体に記録され又は保存されたデータであって、人又はコンピュータ・システム若しくはその他類似の装置によって読み取るか又は認識できるものを含む。」とするものであった。この方法を取ることで、遺言は書面によるとする方式上の要件を廃止することなく、電子的に作成され保存されたデータを含め証拠によって証明できるものについて例外を認めることが可能とされた[42]。

しかし、その後、この提案によると、デジタル形式で記録された口頭遺言（oral will）も有効な遺言として認められる可能性が生じることが懸念され[43]、最終的に 2003 年の ULCC の年次大会では統一遺言法§19.1 に新たに第(4)項を追加するとする修正案が決定された。それによれば、裁判所に法律適用免除権限を認める同法§19.1 において、文書に関する「電子形式（electronic form）」とは、「(a) コンピュータ・システムの中の又はコンピュータ・システムによる媒体に記録されるか又は保存されているデータで、(b) 人が読み取ることができ、かつ(c) 目に見える形式で複製可能なもの」を言う。これは、一般的な電子データ（electronic data）の定義よりも狭く、録音や録画された遺言書や、機械読み取り式のみの媒体によるものを除くことを意図したものである[44]。

### 2　Uniform Wills Act（2015）採択後の電子遺言への対応

#### （1）Uniform Wills Act（2015）の規定

2015 年に改定された統一遺言法（Uniform Wills Act（2015）：UWA（2015））も、電子遺言については裁判所による法律適用免除権限の行使で対応するとの立場を維持した（前述Ⅰ２（８）参照）。UWA(2015)§12 は、電子方式による文書や記載等を、コンピュータ・システム内又はコンピュータ・システムによる媒体に記録又は保存されたものであり、かつ、人による読み取り及び目に見える形式での複製が可能であるものを言うとしており、改定前の統一遺言法§19.1(4)の規定（前述Ⅱ１参照）の内容を引き継いだものとなっていた。

#### （2）ULCC による電子遺言導入の検討

ULCC では、UWA（2015）の採択後も電子遺言の法制化についてワーキング・グループ

---

コンピュータ・システム又はその他類似の装置の中の又はそのようなシステム又は装置による媒体に記録され又は保存されたデータであって、人又はコンピュータ・システム若しくはその他類似の装置によって読み取るか又は認識できるものを言う。」と規定する(https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Electronic-Evidence-Act_2.pdf)。

[42] ULCC, *Report (2002)*, *supra* fn.38, *Minutes (2002)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Minutes-2002.pdf).

[43] ULCC, *Report (2003)*〔*Peter Lown, ALRI*〕, 1 (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Recognition-of-Wills-and-Powers-of-Attorney-in-Electronic-Format.pdf), *Minutes (2003)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/%e2%80%8cMinutes-2003.pdf).

[44] ULCC, *Appendix O*〔*Peter Lown, ALRI*〕, 336-337 (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Appendix-O.pdf).

が設けられ、検討が行われていた[45]。2019年の年次大会ではその進捗状況が報告され、デジタル資産の急増や遺言その他の手段によるその譲渡、遺産管理と検認手続のオンライン化等の問題とともに、裁判所の法律適用免除権限による対応という現在のUWA（2015）の方法について、法律適用免除権限に関する裁判例の多くは電子的手段を用いた遺言に関するものであるが、それらは法律の定める遺言の方式を満たさないことから法律適用免除権限の対象に該当し、そこでの判断の限りにおいて書面の要件が緩和されているに過ぎないことが指摘されていた[46]。また、アメリカの統一州法委員全国会議（The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws：現ULC）による統一電子遺言法（Uniform Electronic Wills Act: E-Wills Act〔UEWA〕）の採択等外国の動向も報告され、カナダにおける検討の必要性が説かれた。

カナダではすでに1999年に統一電子商取引法（Uniform Electronic Commerce Act）が採択されていたが、当時はハード・コピーによる書面と原本の必要な文書は除外するとするのが通例であり、遺言書や委任状、不動産譲渡証書（conveyance）などがそうであった（Uniform Electronic Commerce Act §2(3)）[47]。しかし、年月の経過により諸文書のデジタル化が進展し、手続のオンライン化も進む中で、これまで例外とされてきた遺言書等についても、その適切な媒体として書面に限らず電子媒体（electronic medium）を認めるか、また、遺言書への電子署名（electronic signature）や電子的手段による立会い（electronic presence）はどうか、物理的な破棄行為等による電子遺言の撤回は可能か等が検討課題として挙がってきていた[48]。

結論として、ULCCは電子方式での遺言の導入とそれに伴うUWA（2015）、統一電子商取引法及び大陸法系であるケベック民法の法改正を可能とするべきであるとの方針を決定し、2020年の年次大会でワーキング・グループがさらに報告をすることとされた[49]。

### 3　Uniform Wills Act（2015）の2021年修正と電子遺言

ULCCの2020年の年次大会において、電子遺言の導入によるUniform Wills Act（2015）の修正が議論された。そこでは、ワーキング・グループによって、電子文書（electronic documents）に関し従来からの「文書」について現在存在しているのと等しい規定を設けること、一方で、デジタル資産、デジタル保管庫（digital vault）及び完全なデジタル・アイデ

---

[45] ULCC, *Minutes (2019)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Minutes-of-the-Civil-Section-(2019).pdf).
[46] ULCC, *Electronic Wills Progress Report〔Peter Lown, ALRI〕*, 1 (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Annual-Meetings/Electronic-Wills-Progress-Report.pdf).
[47] 統一電子商取引法§2(3)は、遺言及び遺言補足書（codicil）、遺言又は遺言補足書によって設立された信託、個人の財務又は身上に関する委任状、土地に関する権益を設定又は譲渡する文書で第三者に対して効力を生じるために登録を要するものについては、同法は適用されないと規定していた（https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Electronic-Commerce-Act_3.pdf)。
[48] ULCC, *Electronic Wills Progress Report*, *supra* fn.46, 1-3.
[49] ULCC, *Minutes (2019)*, *supra* fn.45,1-2.

ンティティ（digital identity）については扱わないことが提案されていた[50]。また、統一電子商取引法にある遺言等に関する例外規定は残し、同法の注釈で電子遺言に関する UWA（2015）の改正に触れておくこと、電子委任状に関し統一継続的委任状法（Uniform Enduring Powers of Attorney Act）[51]にも UWA（2015）の電子遺言と同様の規定を置くことも提案された。

ULCC は 2020 年 8 月 12 日の年次大会でワーキング・グループのこれらの提案を受理し、ワーキング・グループがさらに改定作業を進め UWA（2015）及び統一継続的委任状法の修正案を作成し完成して、州・準州等各法域の代議員に回付すること、2020 年 11 月 30 日までに 2 件以上の反対が提出されないときはこれらは統一法として採択されたものとみなし、州・準州に対して立法化を勧告することを決議した[52]。その後、ULCC のこの決議に従い、電子遺言に関する UWA（2015）及び電子委任状に関する統一継続的委任状法の各修正案は 2021 年 2 月 16 日に正式採択され、統一法として公表された。

## Ⅲ　Uniform Wills Act（2015）の 2021 年修正による電子遺言制度

### 1　電子遺言の法制化に関する 2021 年修正の基本姿勢

Uniform Wills Act（2015）の 2021 年修正（以下、UWA（2015）2021 年修正と記述する）は、それまでの法律適用免除権限を通じた電子遺言の認容ではなく、電子形式で作成された遺言そのものを遺言の方式として認める点に意義を有する。これによって、ある電子文書が死者の遺言意思を表したものであるとして法律適用免除を求め裁判所へ申立てをすることを要することなく、電子的に作成された遺言も遺言として有効となる。

UWA（2015）の修正による電子遺言の法制化の基本姿勢は、修正法案の起草作業を担当してきたワーキング・グループの報告中に端的に示されている[53]。電子遺言に関する最も大きな懸念事項は、そのような遺言の真贋や真正性の確保であった。2020 年の段階においても一般に電子形式の文書の真贋や信頼性について完全に懸念が払拭されているわけではないことから、電子遺言をめぐる詐欺や文書の真正性に関し規定を設けておくことが必要と

---

[50] ULCC, *Minutes (2020)* (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Minutes-of-the-Civil-Section-2020.pdf).

[51] コモン・ローの伝統では、本人が無能力者となったときは委任状は失効するのが原則であるが、英米法系の国においても高齢や疾病により無能力となった場合に財産管理等を自己の選んだ代理人に委ねる手段として、制定法により継続的委任状による継続的代理権の付与という方法が用いられている。カナダでは、すでに 1978 年に統一委任状法（Uniform Powers of Attorney Act）が採択されていたが、高齢者への財産的虐待等に対応するため 2015 年に新たに統一継続的委任状法が採択された (https://www.ulcc-chlc.ca/Civil-Section/Uniform-Acts/Uniform-Enduring-Powers-of-Attorney-Act)。

[52] ULCC, *Minutes (2020)*, *supra* fn.50.

[53] ULCC, *Amendments to the Uniform Wills Act (2015) Regarding Electronic Wills as adopted February 16, 2021*,1-8 (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Amendments-Regarding-Electronic-Wills-(2020).pdf).

も考えられた。しかし、UWA（2015）2021年修正の策定では、電子遺言の真正性に関する具体的な規定を統一法に置くことはせず、各州・準州が制定法に加えて規則や実務規約（practice protocols）を作成することで対応できるだろうとの立場が取られた[54]。これは、真正性確保の方法には、電子文書が保存されている媒体へのアクセス制限、パスワードや２段階認証による保護、権限を与えられた保管者以外の者への読み取り専用バージョンのみの提供、基本的に仮想原本（virtual original）を作成し保存するデジタル保管庫等数多くのものがあり、これらは法律ではなく規則等に定めておくのが適切であると考えられたことによる[55]。

電子遺言の場合、改竄等がされたときに従来の書面による遺言よりも判明しにくいのではないかという懸念に対しては、電子遺言の預託や保管について明確な形で決めておくことにメリットがあるとされた。例えば、検認手続において遺言の真正性に関し争いが生じた場合、電子遺言では、検認の申立人は遺言の原本版とそのメタデータを共有することができ、そのことを検認規則として申立人に義務付けることで、検認通知の受領者は遺言が作成時から変更されていないかどうかを確認することが可能になると指摘されていた[56]。

電子的手段を利用した遠隔での証人の立会い（リモート立会い）等については、COVID-19の影響を受けて、遺言者や証人となる者の能力等の確認方法に関し弁護士ら実務家の経験が蓄積され、しかるべき手順が構築されてきており、それらはやはり法律ではなく規則や弁護士会の実務規約等によるのが妥当であるという立場が取られた。

このように、UWA（2015）2021年修正では、電子遺言について従来の書面の方式による遺言と比べて真正性や信頼性が劣るとはとらえず、むしろ電子データであることによる利点が認められること、真正性の確保のための規律は必要であるが、それらは統一法中ではなく州や準州の規則や実務規約に委ねるのが適切であることを基本的な考え方としていたと言うことができる。

### 2　Uniform Wills Act（2015）2021年修正の内容

#### （1）Uniform Wills Act（2015）2021年修正の構成

2021年の電子遺言に関するUWA（2015）の修正条文[57]は、2016年の国際遺言に関する修

---

[54] ULCC, *Amendments to the Uniform Wills Act (2015) Regarding Electronic Wills as adopted February 16, 2021*, *supra* fn.53, 1-3.
[55] ULCC, *Amendments to the Uniform Wills Act (2015) Regarding Electronic Wills as adopted February 16, 2021*, *supra* fn.53, 4.
[56] ULCC, *Amendments to the Uniform Wills Act (2015) Regarding Electronic Wills as adopted February 16, 2021*, *supra* fn.53, 4.
[57] UWA（2015）の修正条文は英語版とともにフランス語版も作成され、両者を並記したドラフトが公表されている（https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/An-Act-to-Amend-the-Uniform-Wills_1.pdf）。

正条文ともに、2022年2月にUWA（2015）の本体に統合された[58]。以下では、この統合版（Uniform Wills Act (2015) (as amended 2016;2021)．以下、UWA (2015) 統合版と記述する）の条文に従い、電子遺言の法制化によるUWA（2015）の修正の内容について解説する。特に電子遺言に関する規定で重要なのは、電子遺言に関する諸定義（UWA (2015) 統合版§§1, 2）、電子遺言作成の方式（同§5）、電子遺言の撤回である（同§16）。

（２）遺言の電子化に関する用語の定義

UWA（2015）統合版§1は、“audiovisual communication technology”、“communicate”、“electronic”、“electronic form”、“electronic signature”、“electronic will”、“virtual presence”に関する定義規定を新設した。以下、各々の用語について解説する。

（ｉ）audiovisual communication technology（視聴覚的コミュニケーション技術）

2019年のULCC年次大会の民事部門では電子遺言が議題となったが、そこでは、電子遺言の法制化に着手するにあたり、障害を有する者がその利用から排除されないよう規定上の配慮が必要であることが指摘されていた[59]。採択されたUWA（2015）2021修正はこの点を考慮したものとなっており、audiovisual communication technology（視聴覚的コミュニケーション技術）については障害を有する者への支援技術が含まれること、また、communicateにはお互いに聞き、見て、話をすることによって相互に意思や意見を伝達し共有することを可能にする視聴覚的コミュニケーション技術を用いた対話を含むこととしている。コミュニケーションを取るとは、聞くこと、見ること及び話すことという双方向での対話の要素を持つものであり、障害のある者が支援技術を用いて行う場合も含まれることが明記されたことで、そのような者による視聴覚的コミュニケーション技術を使用した遺言の作成について条文上の根拠を与える意味を有すると言える。

（ii）electronic（電子的）とelectronic form（電子形式）

遺言の電子化に関して、electronic（電子的）とは、デジタル形式、又はその他の電子的、磁気的若しくは光学的手段又はこれらの手段と類似の作成、記録、伝達、保存能力を有する他の手段による無体の形式で、作成、記録、伝達、保存されるものを言い、electronically（電子的に）もこれに対応すると定義する。electronic に関するこの定義は、統一電子商取引法§1(a)に倣っている。

そして、electronic form（電子形式）とは、電子遺言、他の文書若しくは書面、又はその他の印や抹消に関して、①電子的で、②電子遺言、文書、書面、印又は抹消がなされた時点でテキスト（文字データ）として読み取り可能で、③後日の参照のために使用に適した方法で

---

[58] Uniform Wills Act (2015) (as amended 2016;2021)の条文とコメントは, ULCCのウェブサイト (https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Wills-Act-as-Amended.pdf) に掲載。

[59] ULCC, *Minutes (2019)*, *supra* fn.45, 2.

アクセス可能であり、かつ④後日の参照のために使用に適した方法で保存可能な形式を言うとされている。特に、②のテキストとして読み取り可能という要件は、遺言作成の際に文字として読めることを求めるものであり、ビデオや録音による遺言を除くことを意図している。

（iii）electronic signature（電子署名）と electronic will（電子遺言）

electronic signature（電子署名）については、人が文書に署名するために作成し又は採用した電子形式（electronic form）の情報であり、当該文書の中にあるか、添付されているか又は結合されているものと定義される。この定義は、統一電子商取引法による電子署名の定義（Uniform Electronic Commerce Act§1(b)）と同様である。統一電子商取引法によれば、電子署名とは単なる電子情報であり、手書きをそのように見えるようにデジタル化することは可能であるが、必ずしも手書きの署名のように見える必要はない。また、インクによる手書きの署名が紙の上に書かれるのと同じように電子文書に記載されるというものでもなく、数理論的に又はその他の原理により文書に結合される（be associated）こともありうる[60]。

そして、electronic will（電子遺言）とは、electronic form で作成された遺言である。electronic signature（電子署名）と electronic will（電子遺言）は、UWA（2015）統合版§2 にも規定が置かれている。そこでは、同法§7（証人）、§8（署名）、§19（遺言による処分の無効）の各条において、署名には電子署名を含み、署名された文書には電子署名された文書を含むこと、及び、個人による署名の要件は電子署名によって満たされることとされている（UWA（2015）統合版§2(1)）。また、電子署名が遺言の中にあるか、添付されているか又は結合されており、その結果、遺言者が遺言全体を有効とする意思を有していたことが明らかである場合には、電子遺言は署名されたものと決定的にみなされる（UWA（2015）統合版§2(2)）。これにより、定型化された署名の電子版の作成や、署名を表すものとしての印やシンボルの使用、第三者であるプロバイダによる署名の認証による文書の有効化等の方法を用いることが可能とされる[61]。また、「遺言に添付されているか又は結合されている」との定義によって、UWA（2015）2021 年修正は諸々の電子的方法を受け入れ、新しい技術に対して開かれており、特定の技術に依拠することなく中立であることが示されている[62]。

（iv）virtual presence（仮想的立会い）

virtual presence（仮想的立会い）とは、異なる場所にいる２人以上の者が、あたかも物理的に同じ場所にいる場合に生じるコミュニケーションと同程度に、同時にコミュニケーションをする状況を指す。virtually present（仮想的に立ち会っている）も、この定義に対応する。この virtual presence の定義は、遺言者と証人が同じ場所にいるのと同様にコミュニケー

---

[60] Uniform Electronic Commerce Act§1, Comment (https://ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Electronic-Commerce-Act-(Consolidation-2011)_1.pdf).
[61] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 6.
[62] ULCC, *Minutes (2020)*, *supra* fn.50.

ションを取ることができる場合に、遠隔でのリモート立会い（remote witnessing）を有効と認めるものである。

COVID-19 によるパンデミックへの緊急的対策として、カナダではほとんどの州・準州でこれに相当する仮想的立会いを認める措置が取られていたが、UWA（2015）2021 年修正はこれを統一遺言法の規定として明記した。なお、そこでは、virtual presence と遠隔での遺言作成は、主にケベック州で一般的に行われている公証人による公的遺言（公正証書遺言（notarial will））にも適用可能なものであると解説されている[63]。

（３）遺言の方式（形式的要件）

電子遺言以外の遺言の方式（UWA（2015）統合版§4）は 2021 年修正前の UWA（2015）と同じで、変更は条文番号のみであり内容に変更はない。一方、電子遺言の方式については UWA（2015）統合版§5 に新設された。それによれば、電子遺言は、①電子形式のものであり、かつ、②遺言者によって遺言者の電子署名が署名されているか又は他の者による電子署名が遺言者のために遺言者の指示と立会いのもとで署名されていることを要件とする（UWA（2015）統合版§5(1)(a)(b)）。そして、遺言者本人が署名する場合は、２人以上の証人の同時の立会いのもとで、遺言者によって電子署名が行われるか又は認証されなければならず、かつ、少なくとも２人の証人が遺言者の立会いのもとに、証言し遺言書に署名するか、又は遺言書中にあるか、遺言書に添付若しくは結合された自分たちの電子署名を認証しなければならない（UWA（2015）統合版§5(2)）。他の者が遺言者のために遺言書に署名をする場合も、当該電子署名がこの者によって行われるか又は認証され、かつ、証人２人以上の同時の立会いのもとで遺言者によって認証されなければならない。そして、少なくとも２人の証人が、署名を代わりにした者と遺言者の立会いのもとで、証言し遺言書に署名するか、又は遺言書中にあるか、遺言書に添付若しくは結合された自分たちの電子署名を認証しなければならない（UWA（2015）統合版§5(3)）。これら UWA（2015）統合版§5 において、署名が証人等他者の立会いのもとで行われるとの要件は、同法の仮想的立会いによって署名がされた場合にも満たされる（UWA（2015）統合版§5(4)）。また、電子署名をする際に、ある者は物理的に立ち会い、その他の者は仮想的に立ち会うことも可能である（UWA（2015）統合版§5(5)）。電子遺言について、遺言者又は証人のいずれかが仮想的立会いである場合、遺言の作成地は遺言者の所在地となる（UWA（2015）統合版§5(6)）。

（４）遺言のその他の有効要件

---

[63] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 5. ケベック民法典 712 条は、遺言の方式として公正証書遺言、自筆遺言、証人立会いのもとで作成された遺言の３方式のみを認め、一般的に、公正証書遺言が利用されている（後述第２章Ⅳ４）(https://www.quebec.ca/en/justice-and-civil-status/wills-estate/wills/forms-will/notarial-will)。

UWA(2015)2021年修正は遺言の方式として電子遺言を法制化したものであり、上述（２）のUWA(2015)統合版§5にあるように、従来からの遺言の形式的要件に関する規定（UWA(2015)統合版§4）が電子遺言に拡張された。一方、電子遺言の導入によりその他の遺言の有効要件が電子遺言について変更されるわけではなく、遺言能力（UWA(2015)統合版§3）や詐欺、不当威圧による遺言の無効、遺言の証人等への処分の無効（UWA(2015)統合版§19. 後述Ⅲ２（１０））等、UWA(2015)統合版§5の方式以外の遺言の有効要件に関する諸規定は電子遺言にも適用される[64]。

裁判所における遺言の検認・遺産管理の手続については、UWA(2015)をはじめ統一遺言法では規定しておらず、これらの手続は各州・準州の法令に委ねられている。これはUWA(2015)統合版でも同様であり、電子遺言の導入による裁判所の遺言執行手続の修正は州・準州がそれぞれ行うことになる[65]。

なお、COVID-19によるパンデミックの拡大中、各州や準州では遺言への遠隔での署名や立会いを認める緊急命令が出されていたが、多くの所で遺言者への法的助言のために弁護士や公証人の関与を要件とし、それによってしばしば弁護士が証人の一人となるといった現象が生じるであろうことが指摘されていた[66]。電子遺言の作成に当たり弁護士や公証人の立会いを法律上の要件とするかどうかについては、UWA(2015)2021年修正の起草に際しても検討されたが、これらの法曹の関与は電子署名の不正使用による遺言や電子形式による安易な遺言の作成等を防ぐことが期待される反面、専門家の関与なしに遺言を作成することを遺言者に保障してきた従来からの遺言法の伝統にそぐわず、遺言の自由を損なうものであるとの批判があった。詐欺や不当威圧、遺言能力の欠如等のリスクは電子遺言に限られず、従来からの書面による遺言についても同様に起こり得る。結論として、UWA(2015)2021年修正は電子遺言につき弁護士又は公証人を証人とすることを要件とせず[67]、証人については従来の遺言と同様とされている（UWA(2015)統合版§7）。

（５）遺言への立会いと署名

遺言作成時に遺言者と証人が互いに仮想的に立ち会う場合、相互に完全かつ同一の遺言書の写しに署名することで、遺言を作成することができる(UWA(2015)統合版§6(1))。遺言が対で署名される場合、遺言書の写しの全てが電子形式であるには及ばない(UWA(2015)統合版§6(2))。なお、遺言書の写しの体裁に相違があってもその相違が本質的なものでないときは、写しは同一とみなされる(UWA(2015)統合版§6(3))。

---

[64] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 8.
[65] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 8.
[66] ULCC, *Amendments to the Uniform Wills Act (2015) Regarding Electronic Wills as adopted February 16, 2021*, *supra* fn.53, 5.
[67] ULCC, *Minutes (2020)*, *supra* fn.50.

遠隔で遺言書の副本（写し）に署名をするというこの方法は、COVID-19 のパンデミック中にカナダで広まったものである。このようにして遺言者と証人２人がそれぞれ署名した 3 通の写しを合わせたものが、完全な遺言書となる。仮想的立会いによる遺言書への署名のこの方法は、紙等のハード・コピーの遺言書で使用される可能性が高いであろうが、電子遺言でも行われうるとされている[68]。

遺言書への署名の位置について、UWA（2015）2021 年修正でも、署名が遺言書の末尾にない場合でも、その署名によって遺言の効力を生じさせるという本人の意思が遺言書の文面から明らかなときは、遺言は無効とならないとの規定が維持されている（UWA（2015）統合版§8(1)(a)）。さらに電子遺言について、遺言書が、電子署名認証プロセスを必要とする電子遺言に添付された（又は結合された）電子署名で署名されている場合は、署名が遺言書の末尾にないときでも有効となるとの条文が追加された（UWA（2015）統合版§8(1)(b)）。これによって、ファイルを認証し、ファイルに添付又は結合されるが、ファイル内に特定の場所を持たない署名プロセスにも対応することが可能となる[69]。

（６）電子遺言によることができない遺言

（ｉ）自筆遺言

UWA（2015）は、証人なしに作成できる遺言（自筆遺言）を認めている。これは 2021 年の修正後も変わらない（UWA（2015）統合版§9(1)）。ただし、遺言の確実性を確保するため、電子遺言により自筆遺言を作成することは認められない（UWA（2015）統合版§9(2)）。

（ii）カナダ国防軍の構成員や船員の遺言

UWA（2015）は、従来からカナダ国防軍の構成員や船員の遺言について要件を緩和する規定を置く（UWA（2015）統合版§10）。これにより、遺言能力の成年要件や遺言の証人の要件の変更等が認められている。ただし、このような特例による遺言を電子遺言の方式で作成することはできない（UWA（2015）統合版§10(5)）。

（７）遺言の変更

遺言の変更については、電子遺言に関してもそれが作成された方式に従って変更がなされる場合にのみ有効となることが明記された。すなわち、UWA（2015）統合版§4 に従って作成された遺言は、遺言者と証人の署名等同条の方式を踏むことによって変更することができ、同法§9 に従って作成された自筆遺言は、遺言者の自書と署名という同条の自筆遺言の方式に従うことによって変更することができる（UWA（2015）統合版§11(a)(c)）。そして、電子遺言は、電子形式でありかつ電子署名がされていること等 UWA（2015）統合版§5 の電子遺言

---

[68] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 9.
[69] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 10.

作成の方式に従うことで変更が可能である（UWA(2015)統合版§11(b)）。なお、各州・準州の選択肢として、UWA(2015)統合版§12(1)で、UWA(2015)統合版§4に従って作成された遺言は、同条の方式ではなく遺言者の自筆の方式（遺言者自身による全文自書と署名）によっても変更することができるとの規定が設けられているが、これは電子遺言には適用されないとされている（UWA(2015)統合版§12(2)）。

（８）遺言の撤回

遺言の撤回方法についてUWA(2015)はまとまった規定を置いておらず、これへの対応が必要であることが認識されていた[70]。2021年修正ではこの点にも対応し、電子遺言以外の遺言の撤回（UWA(2015)統合版§15）と電子遺言の撤回（UWA(2015)統合版§16）に関する条文がそれぞれ設けられた。

（ｉ）電子遺言以外の遺言の撤回

電子遺言以外の遺言の全部又は一部は、①遺言者によって作成された他の遺言、②UWA(2015)統合版§4によって作成された遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣明、又は、③遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもってする何らかの方法による遺言の全部又は一部の焼却、破り捨て若しくは破棄のいずれかによって、撤回することができる（UWA(2015)統合版§15(1)）。①に言う「他の遺言」は電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよい。また、②の「書面による宣言」は電子形式でかつ電子署名されたものでも、又は電子形式以外のものでもよい（UWA(2015)統合版§15(2)）。

UWA(2015)統合版§15はこれら以外の撤回方法は定めず、また、事情の変更による撤回意思の推定による遺言の撤回は認められない（UWA(2015)統合版§15(3)）。

（ii）電子遺言の撤回

電子遺言の全部又は一部は、①遺言者によって作成された他の遺言、②UWA(2015)統合版§5によって作成された遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣言、③遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言を撤回する意思をもってする遺言若しくは遺言の一部の１つ若しくは複数の電子版の消去、又は、④遺言者又は遺言者の立会いと指示のもとでの他者による、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもってする、証人の立会いのもとでの何らかの方法による遺言の紙コピーの全部又は一部の焼却、破り捨て若しくは破棄のいずれかによって、撤回することができる（UWA(2015)統合版§16(1)）。①に言う「他の遺言」は電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよく、②の「書面による宣言」は電子形式でかつ電子署名されたものでも、又は電子形式以外のものでもよいのは、電子遺言以外の遺言の撤回の場合と同様である（UWA(2015)統合版§16(2)）。なお、

---

[70] ULCC, *Minutes (2020)*, *supra* fn.50.

遺言又は遺言の一部の１つ又は複数の電子版の不注意による消去は、遺言撤回の意思の証拠にはならない（UWA(2015)統合版§16(3)）。

立会いの要件については仮想的立会いも含み、相互に仮想的に立ち会う中でこれらの行為が行われることで満たされる（UWA(2015)統合版§16(4)）。また、事情の変更による撤回意思の推定による電子遺言の撤回は認められない（UWA(2015)統合版§16(5)）。これも電子遺言以外の遺言の撤回の場合と同様である。

このように電子遺言の撤回も、電子遺言以外の遺言の撤回方法に倣って規定されている。ただし、電子遺言等の電子文書は原本を特定することが事実上困難であり、UWA(2015)統合版§16はそのことを反映した規定となっている。ファイルの偶発的な削除やコンピュータの突然の故障、記憶装置の破損等は、遺言者の意思と関係なく起こり得るものであり、電子遺言が撤回されたと言うためには、そのようなファイルの消去が遺言者の撤回意思と結びついていることが要件となることをここで明示している[71]。

（９）方式を順守しない遺言の有効化

裁判所に法律適用免除権限（dispensing power）を認める規定は、UWA(2015)2021 年修正でも維持されている。その内容に実質的な変更はなく、裁判所は、申立てに基づいて、作成された文書が死亡した個人の遺言意思を具現化したものであると明白かつ確信を抱くに足る証拠（clear and convincing evidence）によって認定した場合には、当該文書が電子遺言以外の遺言に関するUWA(2015)統合版§4(1)(b)若しくは(c)、電子遺言に関する同法§5(1)(b)、又は自筆遺言に関する同法§9 に従って作成されたものでないか、又は電子形式で作成されたものであったとしても、当該文書が死亡した個人の遺言として完全に有効であると命じることができる（UWA(2015)統合版§17）。すなわち、UWA(2015)の 2021 年修正後も、裁判所に申立てをして、裁判所が死者の遺言意思を反映したものであると確認すれば、電子遺言を含む遺言の方式を満たさないものであっても、遺言として有効とされることが可能である。

遺言の変更の要件を順守しない変更についても同様に、UWA(2015)2021 年修正は電子遺言の場合も含めて法律適用免除権限を認め、UWA(2015)の内容を維持する。それによれば、裁判所は、申立てに基づき、ある文書への記述その他印又は抹消が、死者の遺言書又は遺言書以外の文書に具体化された死者の遺言意思を撤回し、変更し又は復活させるという当該死者の意思を具体的に示すことを明白かつ確信を抱くに足る証拠によって認定したときは、この記述、印又は抹消がUWA(2015)統合版§11(a)、(b)若しくは(c)の要件を満たさず、又は電子形式でされたとしても、死者の遺言書又はその他の文書に具体化された遺言意思の撤回、変更又は復活として完全に有効であると命じることができる(UWA(2015)統合版§18)。

---

[71] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 14.

（１０）遺言の証人等への処分の無効（void dispositions）

UWA(2015)統合版§19は、遺言の証人等への処分の無効について定めるUWA(2015)§13の証人‐受益者ルール（witness-beneficiary rule）を維持し、電子遺言にもこれが適用されることを明記する。すなわち、遺言による受益者への利益の供与について、受益者の私利との関係でその文書の有効性が明らかに疑われる場合には、当該利益供与処分（beneficial disposition）は無効と推定される。電子遺言以外の遺言又は電子遺言で遺言の証人となり署名した者や遺言者に代わって遺言書に署名した者、遺言作成のために翻訳を提供した者がこれに当たる。当該処分は、これらの本人のみならずその配偶者、そして本人又は配偶者いずれかのもとで請求権を有する他の者に対しても無効となる（UWA(2015)統合版§19(1)）。

ただし、裁判所が、申立てに基づき、UWA(2015)統合版§19(1)に言う証人等であると遺言者が知っていたにもかかわらずこれらの者に利益供与処分をする意思を有しており、かつ、当該受益者もその配偶者も遺言者に対して不適切又は不当な威圧（improper or undue influence）を行いはしなかったと認定したときは、当該処分は無効ではないと命じることができる（UWA(2015)統合版§19(2)）。各州・準州の選択肢として、裁判所への申立て期間を原則として検認又は遺産管理の許可から６か月以内に制限するとする規定を置く点もUWA(2015)と同様である（UWA(2015)統合版§19(3)(4)）。

（１１）遺言の復元（restoration）

遺言の復元についても、UWA(2015)統合版はUWA(2015)の規定を維持し、電子遺言にもこれを認める。すなわち、電子遺言を含む遺言への記述、印の記入又は抹消により遺言の一部が判読できないものとなり、かつ、これらの記述等がUWA(2015)統合版§11の遺言の変更の方式に合致せずに行われたものであるかまたはUWA(2015)統合版§18の裁判所の命令によって有効とされたものでないときは、裁判所は、適切と考えるあらゆる手段によって、当該遺言の元の言葉を復元し又は定めることを許すことができる（UWA(2015)統合版§24）。

（１２）その他の規定

UWA(2015)のその他の諸規定すなわち、遺言能力（UWA(2015)§2・統合版§3）、証人（UWA(2015)§4・統合版§7）、法定遺言（UWA(2015)§8.2・統合版§13）、遺言の公示要件の削除（UWA(2015)§9・統合版§14）、婚姻や離婚による遺言への影響（UWA(2015)§14・統合版§20）、遺言による利益供与処分の失効（UWA(2015)§15・統合版§21）、遺言者による死亡前の財産処分（UWA(2015)§16・統合版§22）、遺言の解釈（UWA(2015)§17・統合版§23）、州際私法（UWA(2015)§19・統合版§25）は条文番号の変更のみで、内容はそのままUWA(2015)統合版において維持されている。

なお、UWA(2015)と統一継続的委任状法の2021年の修正に伴う統一電子商取引法2条[72]の修正はなく、同条の解説に、「その結果、統一遺言法及び統一委任状法は、電子形式による遺言及び委任状について規定し、そのような文書の作成、変更又は撤回に関する詳細なルールを定めている。第2条における例外は、遺言及び委任状に関するルールが、遺言又は委任状の法制度の中で排他的かつ包括的に定められることを確保するため、明確に維持される。」との一節を追加することで対応するとしている[73]。

## IV　州における遺言制度の電子化

### 1　電子遺言制度の導入状況

2020年に起きたCOVID-19の感染拡大による社会活動の制限から派生した遺言作成上の諸問題に対処するため、複数の州で遺言やその他のエステイト・プランニングの文書作成における電子的手続の利用について、時限的な緊急立法や規則制定が行われた。主なものは裁判所への検認手続の電子申請や電子的手段による文書の提出・嘱託等であるが[74]、遠隔による証人の立会い(remote witnessing)を許容した州もある。例えば、サスカチュワン州は、ビデオ会議等の電子的手段による遠隔での証人の立会いによる遺言の作成を可能とする規則を定め、2020年9月24日にはこれを恒久的なものとすることを決定した[75]。また、オンタリオ州は、2020年4月7日のEmergency Management and Civil Protection Act WESA（2014）7.0.2(4)に基づき、COVID-19による緊急事態の間、視聴覚通信技術を用いた遺言や委任状の作成を一時的に許可するとし、さらにその後Accelerating Access to Justice Act（2021）により相続法修正法（Succession Law Reform Act）を改正して、緊急事態中よりも要件を厳格にした上で、緊急事態終了後も、2020年4月7日以降そのような技術を用いた遠隔立会いによる遺言の作成を可能とするとした[76]。マニトバ州も、2021年10月1日に遺言へのビデオ会議による証人の立会いを認める規則（Regulation 81/2021: Remote Witnessing Regulation）を定め、同規則は2023年10月時点でなお効力を有している[77]。ただし、これらの州も電子的通信技術を用いた証人等の立会いを認めるという段階に留まり、電子署名やデジタル技術を用いた遺言書の作成・保管にまで進んだものではない。

一方、2023年11月30日時点で、電子遺言制度を制定したUWA（2015）2021年修正ない

---

[72] 前掲注47）参照。
[73] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 25.
[74] Canadian Bar Association, *COVID-19 : Laws and Practices for Wills, Estates and Trusts* (https://www.cba.org/Sections/Wills,-Estates-and-Trusts/Resources/Resources/2020/COVID-19).
[75] Law Society of Saskatchewan (https://www.lawsociety.sk.ca/law-society-of-saskatchewan/remote-executing-of-certain-documents-and-remote-witnessing-of-wills-by-electronic-means-legislation-now-permanent-2/).
[76] Legislative Assembly of Ontario (https://www.ola.org/en/legislative-business/bills/parliament-42/session-1/bill-245).
[77] Province of Manitoba (https://web2.gov.mb.ca/laws/regs/current/_pdf-regs.php?reg=81/2021).

し統合版を導入し立法化した州・準州はまだない。ただし、ブリティッシュ・コロンビア州はUWA (2015) 2021年修正より先に、一足早く州法において電子遺言を法制化した。また、それに続いて、サスカチュワン州では電子遺言や電子署名の導入を内容とするThe Wills Amendment Act（2023, SS 2023, c 45）が2023年5月17日に議会で可決された（ただし、同法の施行日はまだ決まっていない)。

## 2　ブリティッシュ・コロンビア州

### （1）2020年のWills, Estates And Succession Amendment Actの制定

ブリティッシュ・コロンビア州は、2009年に「遺言・遺産及び相続法」（Wills, Estates and Succession Act）を制定し、2014年にこれが改定されて、同年3月31日から現行の「遺言・遺産及び相続法」（Wills, Estates and Succession Act（2014）. 以下、WESA（2014）と記述する）[78]が施行されている。WESA（2014）§58は、遺言の作成、変更、撤回、復活に関する裁判所の法律適用免除権限（dispensing power)に関する規定を置いており、同条によって、法定の方式を満たさない遺言も裁判所の判断によって有効とされ得ることが明示された。法律適用免除権限によって裁判所が方式上の欠陥のある遺言を救済するには、当該文書が死者の遺言意思を具現化したものであると認定することが必要である。法律の定める遺言の形式的要件は、遺言の真正性を確保し詐欺等を防ぐことによって、遺言者の遺言意思を保持し実現することを目的とするが、この要件を厳格に適用することはしばしば本来の目的に反する自滅的な結果に至るというのが、同条により裁判所による救済を認める理由とされた[79]。すなわち、遺言書の真正性に疑問がなく、遺言者の知識の不足や不注意によって遺言の方式に関する規定に違反したに過ぎないときは、そのような遺言も有効と認め、遺言者の意思を廃しないことが求められるという考えに基づく。法律適用免除権限の対象となる遺言の例としては、自筆遺言[80]、遺言者の署名等に際して証人による同時の立会いがなかった遺言、文房具店等で販売されている遺言書を使用して不適切に完成された遺言、電子的に保管された遺言（wills stored electronically）等が挙げられている。なお、当該文書に遺言としての効力を与えるための最低レベルの基準といったものは、WESA（2014）に規定されていない。ただし、WESA（2014）§58(2)は法律適用免除権限を行使するための基準として、「記録、文書又は遺言書若しくは文書に記載された筆記若しくは印」が死者の遺言意思を表すと

---

[78] Wills, Estates and Succession Act, [SBC 2009] Chapter 13 (https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/09013_01).

[79] 以下、Wills, Estates and Succession Act（2014）の解説につき、Ministry of Justice of British Columbia, Wills, Estates and Succession Act Explained: Original 2014 Version (https://www2.gov.bc.ca/gov/content/justice/about-bcs-justice-system/legislation-policy/resources/wills-estates-succession-act-probate-rules/the-wills-estates-and-succession-act-explained).

[80] WESA（2014）は証人の立会いを要件とする認証遺言を法定の遺言の方式とし、軍隊に所属している者についてのみ自筆遺言を認める。WESA§§37, 38.

判断した場合に、裁判所はそれらが遺言として効力を生じると命じることができると規定する。したがって、これによれば、ビデオに録画された口頭の遺言は、法律適用免除権限による治癒の対象にならないと言える[81]。

このように、WESA（2014）は法律適用免除権限を用いることで、電子的に作成された遺言も有効とするという方法を取っていたのであるが、COVID-19の感染拡大に対する緊急措置として2020年5月19日に州政府はElectronic Witnessing of Wills (COVID-19) Orderを出し、これによって、証人の一人が弁護士又は公証人であること、遺言書にこの命令に従って署名と立会いを行った旨を記載すること等を要件として、遺言作成における証人の電子的立会いが認められることになった。さらに、ULCCによるUWA（2015）への電子遺言規定の導入が議論されているなか、ブリティッシュ・コロンビア州は先行して2020年に「2020年遺言・遺産及び相続修正法」（Wills, Estates And Succession Amendment Act, 2020. 以下、WESAA(2020)と記述する）を採択し、遺言の法定の方式として電子遺言制度を導入した。WESAA(2020)は同年8月14日に女王の裁可（royal assent）を受け、2021年12月1日から施行されている[82]。

（2）Wills, Estates And Succession Amendment Actの電子遺言制度

WESAA(2020)は、電子遺言について、①電子形式（electronic form)のものであること、②遺言者による遺言書の末尾への署名、又は2人以上の証人の立会いのもとで遺言者によるその署名の承認があること、及び③遺言者の立会いのもとで2人以上の証人が遺言書に署名することを要件として定める（WESA§37(1)(3)[83]）。電子遺言との関係において、「電子形式」とは、ⓐ電子的に記録又は保存され、ⓑ人が読むことができ、かつⓒ目に見える形式で再現することができるものを言う（WESA§35.1(1)）。電子遺言への署名には、電子署名（electronic signature）を含む（WESA§35.3(1)）。そして、「電子署名」とは、人が記録に署名するために作成し又は採用した電子形式の情報であり、当該記録中にあるか、当該記録に添付又は結合されているものと定義されている（WESA§35.1(1)）。

WESAA(2020)で採用された電子遺言に関する諸規定は、条文の文言等について細かい相違はあるものの、電子的立会いの認容や電子署名、電子遺言の法律上の定義等その方向性と内容において後にULCCが採択するUWA（2015）2021年修正と軌を一にすると言うことが

---

[81] Ministry of Justice of British Columbia, *supra* fn.79.

[82] Legislative Assembly of British Columbia (https://leg.bc.ca/parliamentary-business/legislation-debates-proceedings/41st-parliament/5th-session/bills/third-reading/gov21-3), Canada Bar Association (https://www.cba.org/Sections/Wills,-Estates-and-Trusts/Resources/Resources/2020/COVID-19). WESAA(2020)の各条文は、WESA（2014）の第4章「遺言」に組み込まれ、現行のWESAとなっている (https://www.bclaws.gov.bc.ca/civix/document/id/complete/statreg/09013_01#section35.3)。

[83] 条文はWESAA(2020)を反映した現行WESAのもの。以下、同じ。

できる。特に、同時に対面して立ち会うことができない者が各自遺言書の副本（写し）に署名することで副本の統合が一つの遺言書となるとする扱いは、すでにブリティッシュ・コロンビア州が WESAA (2020) で導入していた制度であり（WESA§35.2(3)(4)）、UWA (2015) 2021 年修正はこれを参考に、UWA (2015) 統合版§6 の規定を加えたことが報告されている[84]。

（３）電子遺言の利用状況

ブリティッシュ・コロンビア州による WESAA (2020) の制定は、COVID-19 への対応としての緊急措置としてではなく、恒久的な州法の改正として、遺言書作成における遠隔的立会いとともに電子遺言の立法化を実現したという点で注目される。なお、ブリティッシュ・コロンビア州では、生命統計局（Vital Statistics Agency）が遺言書登録簿を管轄し、ここに、遺言書が作成されたこと、その日付、遺言書の所在等の情報を登録することができる（遺言書自体の登録ではないことに注意を要する）[85]。遺言者の生前に遺言書について公的に登録できる制度を置いているのは、ブリティッシュ・コロンビア州とケベック州の２州に留まる（ケベック州については後述４参照）。

ブリティッシュ・コロンビア州公証人協会の 2020 年の調査によれば、同州民の 50%が、署名があり法的に有効な最新の遺言書を有しており、2018 年の調査時の 44%から６%増加したことが報告されている。そのうち、持ち家の所有者については遺言書を有する者の数はさらに多く、55 歳未満の持ち家所有者の 50%強が、55 歳以上の者では 80%が遺言書を有するとされる[86]。ブリティッシュ・コロンビア州政府は遺言の作成を州民に積極的に呼びかけており[87]、電子遺言の法制化によりさらに作成者が増えていくかが注目される。ただし、電子遺言について、州政府は遺言者が遺言書を PDF ファイルとして保存することを奨励しているが[88]、法律にはそのような形式に関する規定は置かれていないこと、電子遺言の撤回には、遺言者が撤回の意思をもって遺言のデータを削除するか若しくはコピーをプリントアウトして証人の前で破棄することが必要であり、また、電子遺言の変更は元の電子遺言を削除して新しい遺言を作成することによってのみ、可能であるが、複数のバージョンが存在する場合には、どの遺言が有効か不明確となる可能性があることなど、課題も残っているとの指摘もある[89]。

---

[84] ULCC, *Minutes (2020)*, *supra* fn.50.
[85] Vital Statistics Agency (https://ewills.vs.gov.bc.ca/).
[86] BC Notaries (https://www.bcnotaryassociation.ca/resources/blog/?id=38).
[87] Government of British Columbia (https://www2.gov.bc.ca/gov/content/life-events/death/wills-estates/make-a-will-week).
[88] Government of British Columbia, *supra* fn.87.
[89] Michael Mckiernan, *B.C. Lawyers Still Wary After A Year of Electronic Wills* (https://www.advisor.ca/tax/estate-planning/b-c-lawyers-still-wary-after-a-year-of-electronic-wills/).

3　サスカチュワン州

サスカチュワン州政府は、COVID-19に対する緊急措置の後、遺言等につきビデオ通話等の電子的方法を用いた遠隔的な文書の作成を認めるとの規則を恒久的なものとする改正を2020年9月24日に行っていた（前述Ⅳ1参照）[90]。その後、2022年11月28日に政府が電子遺言の導入を内容とする遺言法の改正法案を議会に提出し[91]、2023年5月17日にはWills Amendment Actが議会で可決されて、従来の紙の書面による遺言とともに、電子遺言、電子署名そして遠隔的立会いが法定の遺言の方式として導入されることとなった（施行日は2023年12月時点で未定）[92]。

Wills Amendment Actは、電子遺言について、①電子形式(electronic form)のものであること、②遺言者による電子署名（electronic signature）、又は遺言者の立会いのもとで遺言者の指示による他の者の電子署名があること、③2人以上の証人の立会いのもとで、②の署名がされるか又は遺言者が②の署名を承認すること、及び④③における証人が遺言者の立会いのもと、証言の上で遺言に署名するか、又は遺言中にしたか、遺言に添付若しくは結合した自己の電子署名を認証することを要件とする（the Act §5(1)）。「電子形式」とは、ⓐ電子的であり、ⓑ電子遺言、文書、記述、印又は削除が行われた時点でテキスト（文字データ）として読み取り可能であること、ⓒ後日の参照のために使用に適した方法でアクセス可能であり、かつⓓ後日の参照のために使用に適した方法で保存可能な形式を言う（the Act §3）。また、「電子署名」とは、人が文書に署名するために作成し又は採用した電子形式の情報であり、当該文書中にあるか、当該文書に添付又は結合されているものと定義されている（the Act §3）。なお、立会いは電子的手段による方法でもよいとされているが、その場合、2人の証人のうち少なくとも1人は弁護士であることを要する（the Act §5(3)(4), Order in Council /388/2020）。同法では、自筆遺言は電子形式ではできないこと、撤回された電子遺言を復活させることはできないこと、電子遺言は変更できず、新たな遺言を作成することを要することも規定されている。

4　ケベック州

ケベック州は、フランスのナポレオン法典を範とする民法典（以下、CCQ-1991と記述する）を持つ[93]。ケベック民法典第3編（CCQ-1991§§613～898）が「相続」に関する規定であり、その第4章（CCQ-1991§§703～775）が「遺言」について定めている。ケベック民法典で認められている遺言の方式は、公証人による公正証書遺言（notarial will）、自筆遺言

---

[90] Law Society of Saskatchewan, *supra* fn.75.
[91] Bill 110, An Act to amend The Wills Act, 1996, 3rd Sess, 29th Parl, 2022 (first reading 28 November 2022) (https://publications.saskatchewan.ca/#/categories/5744).
[92] The Wills Amendment Act (2023, SS 2023, c 45) (https://www.canlii.org/en/sk/laws/astat/ss-2023-c-45/latest/ss-2023-c-45.html).
[93] Légis Québec, *supra* fn.4.

（holograph will）、証人立会いのもとで作成された遺言（will made in the presence of witnesses）の３方式のみである（CCQ-1991§712）。

そのうち公正証書遺言は裁判所における検認手続を行う必要がなく（CCQ-1991§772）、遺言者の死亡と同時に効力を生じる。公正証書遺言の作成には公証人の他に１人の証人[94]の立会いが必要であるが（CCQ-1991§716）、作成された公正証書遺言の原本は公証人の事務所に保管され、また、公証人は、受理した全ての公正証書遺言をケベック州公証人局（Chambre des notaires du Québec）の遺言作成登録簿（Register of Testamentary Dispositions）に登録することを要する[95]。この公式の「遺言書」の登録簿を有するのはケベック州のみであり、遺言作成登録簿に登録することによって、検認手続を経ずに遺言を執行することが可能となる。

このように、公正証書遺言はケベック民法典が認める他の方式の遺言と異なり検認を要せず、また、公証人による法律上のアドバイスや保管等の観点における便宜もあって、ケベック州において、一般に利用しやすい遺言の方式とされている[96]。そして、ケベック州の公証人法（Notaries Act）は、真正な認証行為の要件として、原則として公証人の物理的な立会いのもとで紙の書面に手書きで署名することを要するとしていた[97]。

その一方で、COVID-19 の感染拡大に対応するための緊急措置として、ケベック州でも2020 年３月 27 日の健康社会福祉省令[98]及び同年８月 31 日の司法省令[99]により、公証人が科学技術的媒体を用いて遠隔で公証行為をすることが許された。これによって、2020 年４月１日から科学技術を用いた公証行為に遠隔で署名をすることが可能となった。

ケベック州公証人局ではこれを受けて、ケベック州政府等との協力のもと遠隔による署名のための手順を定め、実施している。電子的手段により遠隔で作成された公正証書遺言のデジタル・コピー（digital copy）は公証人のもとで保管され、遺言者には認証されたコピーが交付される。公証人の保管するコピーも遺言者に交付されるコピーも、従来の紙による遺言書の場合と同じく真正なものである。また、公証人法も改定され、公証人の公式の署名は

---

[94] 遺言者が自分で署名できない場合や目が見えない者である場合は、２人の証人の立会いを必要とする（CCQ-1991§§719, 720）。

[95] ケベック州公証人局は公証実務に関する法定の規制機関である。Chambre des notaires du Québec (https://www.cnq.org/en/the-chambre-and-your-protection/the-chambres-services/search-the-registers/), Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 14.

[96] Gouvernement du Québec (https://www.quebec.ca/en/justice-and-civil-status/wills-estate/wills/forms-will/notarial-will).

[97] Chambre des notaires du Québec (https://www.cnq.org/en/the-chambre-and-your-protection/faq/can-i-sign-a-notarial-act-remotely/).

[98] Ministerial Order 2020-010 of the Minister of Health and Social Services dated 27 March 2020 (https://cdn-contenu.quebec.ca/cdn-contenu/adm/min/sante-services-sociaux/publications-adm/lois-reglements/AM_numero_2020-010-anglais.pdf).

[99] Order 2020-4304 of the Minister of Justice dated 31 August 2020 (https://www.justice.gouv.qc.ca/fileadmin/user_upload/contenu/documents/En__Anglais_/centredoc/covid-19/MJQ_Arrete_5_1_2020-08-31_VA.pdf).

手書きか又は科学技術的手段を用いて添付されたものとするとし、後者の科学技術的手段を用いた署名を公式の署名として用いる場合は、公証人局の事務局長（secretary of the Order）の認証を要するとされている（Notaries Act capter-N3 §21）。また、電子的手段による公正証書遺言の場合も、従来の紙の書面による公正証書遺言と同様に、遺言者の氏名や住所とともに証人の氏名、住所等が記載され、遺言者、証人及び公証人の立会いのもとで遺言に署名がされることが求められる（Notaries Act capter-N3 §§50, 52, 53, 61）。ただし、公証人の立会いについては、公証人局の理事会規則による制限の範囲内で、物理的立会いではなく仮想的立会いも可能とされている（Notaries Act capter-N3 §50 (3), Guidelines of Chambre des notaires）。他方で、これらの規定から見て取れるように、遺言の録音や録画には遺言としての法的効力は認められない[100]。

COVID-19 によるケベック州の緊急措置は、当初 2021 年９月１日に失効する（ただし１年の期限付きで５回まで更新することができる）とされていた。しかし、2023 年７月 28 日の Order-in-Council 2023-5041 によって、さらに 2023 年９月１日から 2024 年８月 31 日まで１年間延長することが決定されている[101]。これにより、遠隔による公正証書遺言の作成が COVID-19 への対応を超えて恒久的措置となることも予想される[102]。ケベック州では、年間の遺言登録数は COVID-19 の感染拡大前と比べて感染拡大以降減少傾向にあったが、2022 年になって上向きとなっていることがケベック州公証人局[103]やケベック州弁護士会[104]の年次報告書から見て取ることができる。緊急措置が出された当初は、遠隔的立会いによる公証行為を行うことのできる公証人の数が十分でなく、また、州民一般に遠隔による遺言書の作成ができることが必ずしも周知されていなかったことが登録数減少の一因であったとする見方もある[105]。

---

[100] Gouvernement du Québec (https://www.quebec.ca/en/justice-et-etat-civil/testament-succession/testament/formes-reconnues-testament/requirements).

[101] Règlements et autres actes (https://www.publicationsduquebec.gouv.qc.ca/fileadmin/gazette/pdf_encrypte/lois_reglements/2023F/80474.pdf).

[102] Chambre des notaires du Québec (https://www.cnq.org/en/your-notary/a-digital-professional/).

[103] 公正証書遺言の登録件数は 2019 年 - 2020 年が 202, 765 件であったのが、2020 年 - 2021 年は 181, 973 件と 10. 25%の減少となったが、2021 年 - 2022 年は 202, 560 件の登録があった。ただし、電子的公証行為による場合と従来の公証行為による場合の区別はされておらず、両方を含む数字となっている。Chambre des notaires du Québec (https://www.cnq.org/en/the-chambre-and-your-protection/the-chambres-publications/annual-reports/).

[104] 弁護士が作成に立会い保管する遺言の登録件数は、2019 年 - 2020 年が 1, 292 件であったのが、2020 年 - 2021 年は 622 件と 51. 86%の減少となったが、2021 年 - 2022 年は 1, 088 件の登録があった。ただし、弁護士による遺言は証人立会いのもとで作成された遺言（will made in the presence of witnesses）と同様であり、遠隔による立会いは認められていない。

[105] Mona Salefi, *Has there really been an increased demand for wills during the pandemic in Quebec?* (https://monasalehinotaire.com/has-there-really-been-an-increased-demand-for-wills-during-the-pandemic-in-quebec/).

## 第３節　おわりに

カナダでは遺言の作成において証人の立会いを必要とするのを原則とし、自筆遺言は例外的な方式と位置づけられてきた。その点で、自筆証書遺言のデジタル化という日本における電子遺言制度導入の議論とはそもそも対象とする遺言の方式を異にする面があり、電子遺言法の比較検討においてはこの点に留意する必要がある。

他方で、遺言のデジタル化にあたりどのような電子的技術を用いるか、そこにおいて遺言の真正性や遺言者の遺言意思の確保をどのように実現するかという面においては、カナダの法制度から示唆を得られる部分も多い。例えば、遺言者が遺言書を保管するために電子保管庫（electronic vault）を利用した場合、通常、この種のサービスではパスワードによるアクセスや遺言書の変更・削除のために二重の認証プロセスが必要となることからすれば、遺言者がこのような手続きを踏んだということは、遺言の撤回や修正の意思があったことを示す証拠となると解することができる[106]。また、今後、電子遺言の利用が拡大して行けば、それに応じてさらに新たな技術が開発されることが予想される。カナダのUWA（2015）2021年修正の基本方針（前述第２章Ⅲ１参照）は、そのような技術の発展を不当に阻害したり、実務において使用可能な方法を固定することはせず、将来的にもオープンで対応可能な法制度とする[107]という考え方に基づくものと言える。

---

[106] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 14.
[107] Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）, *supra* fn.58, 14.

**【Uniform Wills Act（2015）（as amended 2016;2021）（仮訳）抜粋】**

**第１条　定義**

“audiovisual communication technology”には、障害を有する者のための支援的技術を含む。

“communicate”には、お互いに聞き、見て、かつ話をすることによって相互に伝えあうことを可能にする視聴覚的コミュニケーション技術（audiovisual communication technology）を用いた対話を含む。

“electronic”には、デジタル形式、又はその他の電子的、磁気的若しくは光学的手段又はこれらの手段と類似の作成、記録、伝達若しくは保存機能を有するその他の手段による無体の形式で、作成、記録、伝達又は保存されるものを言う。“electronically”もこれに対応した意味を有する。

“electronic form”とは、電子遺言、その他の文書若しくは書面、又はその他の印若しくは抹消との関係において、（a）電子的であり、（b）電子遺言、文書、書面、印又は抹消がなされた時点でテキストとして読み取り可能であり、（c）後日の参照のために使用可能な方法でアクセスでき、かつ、（d）後日の参照のために使用可能な方法で保存できる形式を言う。

“electronic signature”とは、人が文書に署名するために作成し又は採用した電子形式（electronic form）の情報であり、当該文書の中に含まれているか、添付されているか又は結合されているものを言う。

“electronic will”とは、電子形式（electronic form）の遺言を言う。

“virtual presence”とは、異なる場所にいる２人以上の者が、物理的に同じ場所にいる場合にする情報伝達と同程度に、同時に情報伝達する状況を言う。“virtually present”もこれに対応した意味を有する。

“will”には、（a）他の遺言を変更若しくは撤回する書面、又は（b）遺言者の死亡時に権利取得者指名権（power of appointment）を付与し若しくは行使する書面を含む。

**第２条　電子署名**

（1）第７条、第８条及び第19条において、

（a）署名については電子署名が含まれ、署名された文書については電子的に署名された文書が含まれる。かつ、

（b）人の署名の要件は、電子署名によって満たされる。

（2）電子署名が遺言に含まれ、添付され又は結合されており、それによって遺言者が遺言全部を有効とする意思を有していたことが明白である場合、電子遺言は確定的に署名されたものとみなされる。

**第３条　成年年齢**

成年に達した者は、精神能力を有するときは、遺言を作成、変更又は撤回することができる。

**第４条　電子遺言以外の遺言の形式的要件**

(1)電子遺言以外の遺言は、以下の場合に有効となる。

(a)書面であること

(b)遺言者又は遺言者の指示により遺言者の立会いのもとで遺言者に代わって署名した他の者の署名が含まれていること、かつ、

(c)第(2)項又は第(3)項のいずれかの要件を満たしていること

(2)遺言者が遺言書に署名した場合、その署名は、遺言者が、同時に在席した２人以上の証人の立会いのもとで行ったか又は認証したかしたものでなければならず、かつ、証人のうち少なくとも２人は、遺言者の立会いのもとで、以下のことを行わなければならない。

(a)遺言書について証言し、かつ署名する。又は、

(b)遺言書への自分たちの署名を認証する。

(3)他の者が遺言者に代わって遺言書に署名した場合、当該署名は、同時に在席した２人以上の証人の立会いのもとで、署名がされたか若しくはこの署名者によって認証され、及び遺言者によって認証されたものでなければならず、かつ、証人のうち少なくとも２人が、署名者及び遺言者の立会いのもとで、以下のことを行わなければならない。

(a)遺言書について証言し、かつ署名する。又は、

(b)遺言書への自分たちの署名を認証する。

**第５条　電子遺言の形式的要件**

(1)電子遺言は以下の場合に有効となる。

(a)電子形式であること

(b)署名されていること

(i) 遺言者の電子署名を用いた遺言者による署名、又は、

(ii) 他の者が、遺言者の指示により、遺言者の立会いのもとで遺言者に代わって署名したときは、この者の電子署名を用いた署名

(c)第(2)項又は第(3)項のいずれかの要件を満たしていること

(2)遺言者が遺言書に署名した場合、その電子署名は、遺言者が、同時に在席した２人以上の証人の立会いのもとで行ったか又は認証したかしたものでなければならず、かつ、証人のうち少なくとも２人は、遺言者の立会いのもとで、以下のことを行わなければならない。

(a)遺言書について証言し、かつ署名する。又は、

(b)遺言書に含まれ、添付され、若しくは結合された自分たちの電子署名を認証する。

(3)他の者が遺言者に代わって遺言書に署名した場合、当該電子署名は、同時に在席した２人以上の証人の立会いのもとで、署名がされたか若しくはこの署名者によって認証され、及び遺言者によって認証されたものでなければならず、かつ、証人のうち少なくとも２人が、署名者及び遺言者の立会いのもとで、以下のことを行わなければならない。

(a)遺言書について証言し、かつ署名する。又は、

(b) 遺言書に含まれ、添付され、若しくは結合された自分たちの電子署名を認証する。

(4)本項において、署名が他の者の立会いのもとで又は各人が同時に在席する間に行われることという要件は、各人が互いに仮想的に立ち会っている間に署名が行われる場合、満たされている。

(5)疑義のないように、本条は、電子遺言に署名するときに、本条に記載される者の一部が物理的に立ち会い、他の者が仮想的に立ち会うことを妨げるものではない。

(6)電子遺言が、遺言者と証人の誰かが仮想的に立ち会っている間に遺言者及び証人によって署名された場合、遺言の作成地は遺言者の所在地である。

(7)電子遺言は、[州又は準州]の立法の全ての目的のために、遺言である。

**[第６条　副本への署名**

(1)第(2)項に従い、遺言者が遺言を作成する際に遺言者と証人が互いに仮想的に立ち会っているときは、遺言は、遺言書の完全かつ同一の写しである副本に署名することによって作成することができる。

(2)遺言が副本で署名される場合、署名される遺言書の副本はどれも電子形式であってはならない。

(3)遺言書の副本は、写しの形式に実質的でない相違がある場合であっても、同一であるとみなされる。]

**第７条　証人**

(1)以下の者は、遺言者の署名の証人として遺言書に署名することができる。

(a) 署名を行う精神能力を有していること。かつ、

(b) 成年に達していること

(2)遺言者に代わって遺言書に署名する者は、遺言者の署名の証人となる資格を有しない。

(3)遺言者の署名の証人として遺言書に署名する者は、以下の理由のみによっては、遺

言の作成又はその有効若しくは無効を証明する証人として不適格とならない。

(a) 遺言による受益者、又は

(b) 受益者の配偶者

**第８条　署名**

(1)以下の場合において、遺言者の署名が遺言書の末尾にないことを理由に遺言が無効となることはない。

(a)遺言書の文面から、遺言者が署名によって遺言を有効にする意思を有していたことが明らかである場合

(b)電子署名の検証プロセスを必要とする電子遺言に結合された［又は添付された］電子署名で署名されている場合

(2)遺言者は、遺言者の署名の下部に記載された文書について、効力を発生させる意思を有していなかったと推定される。

(3)第(1)項及び第(2)項に言う遺言者の署名には、第４条又は第５条に従い遺言者に代わって署名した者の署名を含む。

**第９条　証人要件の例外－自筆遺言**

(1)遺言は、全文を遺言者自身の手書きによって作成され、遺言者が署名した場合には、第４条第(1)項(c)及び第(2)項に従うことなしに、作成できる。

(2)疑義のないように、第(1)項に基づいて作成された遺言は、電子遺言であってはならない。

**第10条　軍人及び船員についての例外**

（省略）

**第11条　変更**

遺言について行われた変更は、以下の場合に限り有効である。

(a) 第４条に基づいて作成された遺言の変更が、同条に従って行われた場合

(b) 第５条に基づいて作成された遺言の変更が、同条に従って行われた場合、又は、

(c) 第９条に基づいて作成された遺言の変更が、同条に従って行われた場合

**［第12条　自筆による変更**

(1)第11条(a)にかかわらず、遺言の変更が全て遺言者自身の手書きによって行われ、かつ、遺言者によって署名がされたときは、遺言は、第４条第(1)項(c)に従わずに変更することができる。

(2)疑義のないように、本条は電子遺言には適用されない。]

**[第13条　精神的無能力者**

(1)裁判所がその権限を行使しなければ、精神的無能力者の死亡の時に、この者がもし能力を有し裁判所が権限を行使する時点で遺言を作成したならば望まなかったであろう結果が生じると、裁判所が明確かつ確信を抱くに足る証拠に基づいて認定したときは、裁判所は、その裁量により、申立てに基づいて、精神的無能力者に代わって遺言を作成、修正又は撤回することができる。

(2)第(1)項に基づく遺言、修正又は撤回は、その後の撤回及び修正を含めて、全ての目的において、遺言の作成、修正又は撤回が行われた本人の遺言とみなされる。]

**第14条　遺言の公表（削除）**

**第15条　電子遺言以外の遺言の撤回**

(1)電子遺言を除く遺言又は遺言の一部は、以下の状況のうちの１つ以上がある場合に限り撤回される。

(a)遺言者によって作成された他の遺言

(b)第４条に従って作成された、遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣明

(c)遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、何らかの方法で遺言の全部若しくは一部を焼却、破り捨て、又は破棄すること

(2)疑義のないように、

(a)第(1)項(a)に言う遺言は、電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよい。

(b)第(1)項(b)に言う書面による宣明は、電子形式でかつ電子署名で署名されているものでも、又は電子形式でないものでもよい。

(3)遺言は、事情の変更による撤回意思の推定によってその全部又は一部が撤回されることはない。

**第16条　電子遺言の撤回**

(1)電子遺言又は電子遺言の一部は、以下の状況のうちの１つ以上がある場合に限り撤回される。

(a)遺言者によって作成された他の遺言

(b)第５条に従って作成された、遺言の全部又は一部を撤回するという遺言者の書面による宣明

(c)遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言又は遺言の一部の１つ又は複数の電子版を削除すること

(d)遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、証人の立会いのもと、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言の紙コピーの全部又は一部を何らかの方法で焼却、破り捨て、又は破棄すること。

(2)疑義のないように、

(a)第(1)項(a)に言う遺言は、電子遺言でも、電子遺言以外の遺言でもよい。

(b)第(1)項(b)に言う書面による宣明は、電子形式でかつ電子署名で署名されているものでも、又は電子形式でないものでもよい。

(3)疑義のないように、遺言の全部又は一部の１つ又は複数の電子版の不注意による削除は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない。

(4)本条において、ある者が、他の者の面前で又は各人が同時に在席する間に、ある行為を行うという要件は、各人が互いに仮想的に立ち会う間にその行為が行われる場合、満たされる。

(5)遺言は、事情の変更による撤回意思の推定によってその全部又は一部が撤回されることはない。

**第17条　方式不順守の遺言を有効にする権限**

申立てにより、裁判所が、書面による文書が死者の遺言意思を具現化したものであると明白かつ確信を抱くに足る証拠によって認定した場合、第４条第(1)項(b)若しくは(c)、第５条第(1)項(b)若しくは(c)、又は第９条に従って作成されたものでないか、又は電子形式で作成されているかにかかわらず、裁判所は、当該文書が死者の遺言として完全に有効であると命じることができる。

**第18条　方式不順守の変更を有効にする権限**

申立てにより、裁判所が、ある書面による文書への記載又はその他印若しくは抹消が、死者の遺言又は遺言以外の文書に具体化された死者の遺言意思を撤回し、変更し又は復活させるという死者の意思を具現化することを、明白かつ確信を抱くに足る証拠によって認定した場合、この記載、その他の印又は抹消が第11条(a)、(b)若しくは（c）に従って作成されたものでないか、又は電子形式でされているかにかかわらず、裁判所は、死者の遺言又はその他の文書に具体化された遺言意思の撤回、変更又は復活として完全に有効であると命じることができる。

**第19条　無効な処分**

(1)第(2)項のもとでなされた命令に従い、遺言によって以下のいずれかの者に対して行われた利益供与処分は、その者、その者の配偶者及びそれらのいずれかのもとで請求権を有するその他の者に対して、無効である。

(a)第４条第(2)項若しくは第(3)項又は第５条第(2)項若しくは第(3)項により、遺言に署名した証人

(b)第４条第(1)項(b)又は第５条第(1)項(b)に言う者で、遺言者に代わって遺言に署名する者

(c)遺言の作成に関して翻訳業務を提供した通訳者

(2)申立てにより、裁判所が、以下の各号に該当すると認める場合、裁判所は、第(1)項に言う利益供与処分は無効でないと命じることができる。

(a)遺言者が、その者が第(1)項で規定される者であることを知っていたにもかかわらず、この者に利益供与処分を行うことを意図していたこと、及び、

(b)その者もその者の配偶者も、遺言者に対して不適切又は不当な影響力を行使しなかったこと

[(3)第(2)項の申立ては、裁判所がその期間の延長を命じない限り、検認又は管理の許可が発出された日から６カ月を超えて行うことはできない。

(4) 裁判所は、裁判所が適切と考える条件で、期間の延長を命じることができる。]

**第24条　復元**

記載、印又は抹消により遺言の一部が判読不能となり、かつ、それが第11条(a)、(b)若しくは(c)［または第12条］に従ってされたものでない場合、又は第18条に基づく命令によって有効とされない場合、裁判所は、裁判所が適切と考える手段により、遺言の原文の言葉の復元又は決定を認めることができる。

注：[　]（ブラケット）の付された条文は、採用を州・準州の選択に委ねる趣旨である。

# 第3章　韓　国

淑明女子大学校　郭　珉希

## Ⅰ．遺言制度の概要

### 1. 遺言制度の意義及び沿革

韓国の場合、遺言者の一方的な意思表示によって自らの死後に法律効果を生じさせる制度である遺言制度はかなり昔から存在していた。すなわち、朝鮮時代の法令である経国大典の刑典の私賤においては、祖父母及び父母の遺書について定めているが、その注釈をみると「祖父母または父母は文字を知っている者は必ず自筆し、祖母と母の場合は常に親族中の顯官の証人及び署名が必要である」と説明している。なお、「文字を知らないということが公衆に知られた者及び疾病者の場合は、婦人（祖母と母）の例による」とも規定されている[1]。このように最初は祖父母と父母の遺言のみを認めていたが、以後には母方の祖父母と養親の遺書も認めるようになった[2]。ただし、継母及び嫡母庶子との関係においては、官署の確認が必要とされていた[3]。すなわち、朝鮮時代の遺言はその対象により「遺書」という書面によらなければならない要式行為として規定されており、その書面に捺印または花押が必要であったという。

以上のように韓国の伝統的な遺言制度は、要式行為であったことは確かである。しかし、日帝強占期の当時に施行された朝鮮民事令は、家族法はそれぞれ固有の伝統と習俗に基づいて形成される点が多いため、日本民法の親族·相続編をそのまま韓国に適用することはできないとして、韓国の遺言に関する事項を慣習法の規律対象とした（朝鮮民事令第11条参照）。当時日本は朝鮮の慣習上遺言には一定の方式を要さずとして口述または書面によっても行うことができると見て朝鮮の遺言の要式性を認めなかった。以後、韓国の独立後に制定された韓国民法[4]は、伝

---

[1] 「用祖父母以下遺書」の註には“① 祖及父，則須手書。祖母及母，則須族親中顯官證·筆。衆所共知未手書者·疾病者，並依婦人例”と説明されている。

[2] 續大典の刑典の文記に「外祖父母遺書」に関して“外祖父母遺書，並皆通用”と定められている。

[3] 續大典の刑典の文記に「繼母傳係文記」に“繼母傳係文記，用官署”と定められており、その註①において“嫡母·庶母同”と説明されている。

[4] 法律第471号1958年2月22日制定（施行1960年1月1日）。

統的な韓国の遺言制度に従って遺言の要式性を明文化し(制定民法第1060条)[5]、遺言の方式は自筆証書、録音、公正証書、秘密証書と口授証書の5種類に規定している。このような5種の方式は現行民法にも依然として維持されている（現行民法[6]第1065条、第1066条以下)。また、民法制定当時には遺留分制度はなかったが、1977年の民法改正で遺留分制度が新設・導入された。

このような遺言制度が認められる根拠について、韓国の憲法裁判所は、「遺言制度は法律行為の自由と私有財産制度に基づいたものであり、遺言の自由は憲法上の財産権および幸福追求権から派生した遺言者の一般的な行動の自由という憲法上の基本権に当てはまる」と判示している[7]。なお、遺言制度の機能については、遺言者の死後の紛争を予防するためのものであるという説明[8]もあるが、遺言制度の第一次的な機能は遺言者に死後にも自分の意思を実現し、自分の財産を処分できる権能を付与することにあるという見解もある[9]。

## 2. 現行の遺言制度の概要

### (1) 遺言の自由と制限

現行の韓国民法において遺言とは、遺言者が死亡と同時に一定の法律効果を発生させる目的でする一定の方式に従う意思表示であって、相手のいない単独行為である。遺言の効力は遺言者の死後に生じる。遺言は、必ず遺言者の本人の独立した意思によって行われなければならない。したがって代理は許されない。遺言を有効にするためには遺言者に遺言能力がなければならないが、韓国民法は一般的な法律行為能力より緩和している。つまり、遺言は17歳以上であればできると規定している。また、制限能力者の遺言は法定代理人の同意がなくても有効なので(第1062条)、未成年者であっても17歳以上であれば単独で遺言することができる(第1061条)。しかし、17歳未満の未成年者は法定代理人の同意があっても遺言できない。被成年後見人も単独で遺言することができるが、意思能力が回復した時にのみ遺言することができる。この場合には医師が心身回復状態を遺言書に付記して署名及び捺印しなければならない(第1063条)

---

[5] 制定民法第1060条（遺言の要式性）遺言は、本法が定めた方式によらなければ効力が生じない。

[6] 法律第19098号2022年12月27日一部改正(施行2023年6月28日)。以下、特別な法令表示がない場合には、この現行の韓国民法の条文を意味する。

[7] 憲法裁判所2008年3月27日宣告2006憲バ82決定など。

[8] 郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)220頁から221頁。

[9] 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)548頁。

[10]。後述するが、口授証書による遺言の場合は医師の参加が事実上不可能であるため、上記のような医師の付記は要しない（第1070条第3項）。17歳以上の未成年者の遺言又は意思能力の回復した被成年後見人の遺言は取り消すことができない(第1062条)。意思能力がないことを理由に遺言が無効となるためには遺言の無効を主張する側がそれに関する立証責任を負う[11]。

**第1061条(遺言適齢)** 17歳に達していない者は遺言をすることができない。
**第1062条(制限能力者の遺言)** 遺言に関しては第5条、第10条及び第13条を適用しない。
**第1063条(被成年後見人の遺言能力)** ① 被成年後見人は意思能力が回復されたときのみ遺言をすることができる。
② 第1項の場合には、医者が心身回復の状態を遺言書に附記し署名捺印しなければならない。

一方、韓国民法上、遺言者の遺言の自由は多様な側面から制限されている。第一に、要式行為として法律の定める一定の方式に違反した遺言は無効である。第二に、遺言は法定事項に限ってのみできる。韓国民法の規定する遺言事項は、(ⅰ)財団法人の設立(第47条2項)、(ⅱ)親生否認(嫡出否認)(同法第850条)、(ⅲ)認知(第859条)、(ⅳ)未成年後見人の指定(第931条第1項)、(ⅴ)未成年後見監督人の指定（第940条の2)、(ⅵ)相続財産分割方法の指定又は委託及び分割の禁止（第1012条)、(ⅶ)遺贈（1074条以下)、(ⅷ)遺言執行者の指定などがある。

この他に、特別法の定める遺言事項は、(ⅰ)信託の設定（信託法第3条第1項)、(ⅱ)遺族補償受給権者の指定（勤労基準法施行令第48条3項、労災補償保険法第65条4項、船員法施行令第30条2項）等がある。一方、実務の解釈において遺言の自由が制限される場合がある。例えば、韓国の大法院は被相続人の遺体・遺骨の処分方法や埋葬場所の指定の意思表示がある場合、その相続権者の祭祀主宰者はこれに拘束されなければならない法律的な義務までは負わないと判示している[12]。ただし、祭祀主宰者の地位に関連して被相続人の直系卑属の中で最近の親の年長者であっても祭祀主宰者の地位が認められない特別な事情がありうるとした上で、その特別な

---

[10] 韓国大法院の2022年12月1日宣告2022ダ261237判決によれば、韓国家事訴訟法62条1項による事前処分として後見審判が確定するまでに臨時後見人が選任された場合、事件本人は意思能力がある限り臨時後見人の同意がなくても遺言することができ、まだ成年後見が開始される前であれば医師がその遺言書に心身回復の状態を付記し署名捺印すると定めている民法1063条2項は適用されないとした。

[11] 大法院2022年12月1日宣告2022ダ261237判決。

[12] 大法院2008年11月20日宣告2007ダ27670全員合議体判決。

事情の根拠として被相続人の明示的・推定的な意思を挙げている例もある[13]。第三に、遺言の自由を制限するものとして遺留分制度が認められている。

現行の韓国民法は遺言に関しては次のような規定を設けている。民法の第5編の相続の第2章で遺言制度を規律しているが、各下部項目には第1節 総則(第1060条ないし第1064条)、第2節 遺言の方式(第1065条ないし第1072条)、 第3節 遺言の効力(第1073条ないし第1090条)、 第4節 遺言の執行(第1091条ないし第1107条)、 第5節 遺言の撤回(第1108条ないし第1111条)がある。

(2) 遺言の要式性及び方式

> **第1060条(遺言の要式性)** 遺言はこの法律に定める方式に従わなければその効力を生じない。
> **第1065条(遺言の普通方式)** 遺言の方式は自筆証書、録音、公正証書、秘密証書又は口授証書の5種とする。

韓国民法は遺言は法律の定めた方式によらなければその遺言の効力が生じないとして遺言の要式性を明文化している(第1060条)。遺言を要式行為として規定した立法の趣旨に関して、韓国の大法院の判例は一貫して遺言者の真意の明確化及びそれによる法的紛争と混乱の予防という二つの目的を挙げている[14]。なお、憲法裁判所も遺言者に熟慮した慎重かつ正確な遺言をさせるために遺言を厳格な要式行為として規定したのであると判示している[15]。学説も一般的に遺言は遺言者が死亡した後に効力が発生するので遺言者の真意や遺言の存否を確認しその紛争を避けるために遺言を要式行為として規定したものであるとしている[16]。ちなみに、遺言の要式性は、このような証明機能のほか、遺言を慎重にするための警告機能をも有しており、特に、公正証書による遺言の場合には公証人による相談機能も有すると説明されることもある[17]。民法の定める要件と方式に反した遺言は無効であることは前述のとおりである(第1060条)。大法院の判例も、「法定された要件と方式に反する遺言は、それが遺言者の真の意思に合

---

[13] 大法院2023年5月11日宣告2018ダ248626全員合議体判決の多数意見。

[14] 大法院1999年9月3日宣告98ダ17800判決;大法院2006年3月9日宣告2005ダ57899判決など参照。

[15] 憲法裁判所2008年3月27日宣告2006憲バ82決定など。

[16] 郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)225頁:尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)554頁など。

[17] 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)554頁。

致しても無効であると言わざるを得ない」と判示している。韓国民法上認められる遺言の方式は5つである。すなわち、(ⅰ)自筆証書による遺言、(ⅱ)録音による遺言、(ⅲ)公正証書による遺言、(ⅳ)秘密証書による遺言、(ⅴ)口授証書による遺言である。通常は、前の4つの方式により遺言が作成されなければならない（普通方式の遺言)。口授証書による遺言の方式は、これらの普通方式によることができない場合に簡易な方式の遺言として行われる補充的な遺言方式である。普通方式の遺言のどれによるかは遺言者の自由である。各遺言方式の詳細については後述する。

一方、韓国民法は自筆証書による遺言以外には証人が必要としているが、これらの証人の欠格事由については別途の規定を設けている（民法第1072条)。すなわち、未成年者、被成年後見人と被限定後見人、遺言で利益を受ける者及びその配偶者と直系血族は証人になることはできない(同条第1項各号)。公正証書による遺言の場合には、このような欠格事由以外にも公証人法による欠格者は証人となることができない。

**第1072条(証人の欠格事由)**

① 次に掲げる者は遺言に参加する証人となることができない。

1. 未成年者
2. 被成年後見人及び被限定後見人
3. 遺言によって利益を得る者、その配偶者及び直系血族

② 公正証書による遺言には「公証人法」による欠格者は証人となることができない。

(3) 遺言の効力

**第1073条(遺言の効力の発生時期)**

① 遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

② 遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、その条件が成就した時から遺言の効力を生ずる。

遺言の効力に関して韓国民法は第1073条以下で規定しているが、遺言の一般的効力に関する第1073条を除けばそれ以下の第1074条ないし第1090条は遺贈に関する規定である。韓国民法第1073条によると、遺言は遺言者が死亡した時からその効力が生じる（民法第1073条第1項)。遺言そのものの成立は遺言したときであるが、その効力は死亡時に生ずる。遺言に停止条件を付し

ている場合、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、その条件が成就した時から遺言の効力が生ずる（同条第2項）。これに対して解除条件が付いた遺言については明文の規定はないが、この場合の遺言は遺言者が死亡した時からその効力が生じ、その条件が死亡後に成就した場合には条件が成就した時から効力を失うと解される（第147条第2項参照）[18]。

(4) 遺言の撤回・変更

**第1108条(遺言の撤回)** ① 遺言者は、いつでも、遺言あるいは生前行為によってその遺言の全部又は一部を撤回することができる。

② 遺言者はその遺言を撤回する権利を放棄できない。

**第1109条(遺言の抵触)** 前後の遺言が抵触したり遺言後の生前行為が遺言に抵触する場合には、その抵触する部分の前の遺言を撤回したものとみなす。

**第1110条(破毀による遺言の撤回)** 遺言者が故意に遺言証書あるいは遺言の目的物を破毀したときは、その破毀した部分に関する遺言を撤回したものとみなす。

**第1111条(負担付遺言の取消し)** 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人又は遺言執行者は相当の期間を定めてその履行の催告をして、その期間内に履行しないときは、裁判所に遺言の取消しを請求することができる。

遺言者は遺言をした後であっても生前はいつでも遺言または生前行為をもって遺言の全部または一部を撤回することができる(第1108条第1項)。このような遺言者の撤回権は放棄することができない（同条第1項)。遺言の撤回の方法は、必ずしも前の遺言と同一の方法にしなくてもいいので新たな遺言あるいは生前の行為によってすることもできる。新たな遺言による撤回の場合には、前の遺言を撤回する旨を明らかにすることによってすることもあるが、前の遺言を撤回する旨を明らかにしなかったとしても、後の遺言が前の遺言に抵触する場合には、その抵触した部分の前の遺言は撤回したものとみなされる（第1109条)。ところが、後の遺言が方式を遵守できず無効である場合、前の遺言は撤回されたものとみなすべきであるかについては、後の遺言が効力を生じなかったため撤回の効力も認められないと解される[19]。

これに対して、生前行為による撤回の場合には、その撤回の方法に関して韓国民法は特別な

[18] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)847頁。

[19] 郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)241頁。

規定を設けていない。しかし、新たな遺言による撤回と同様に、前の遺言に抵触する生前行為をした場合には、その抵触した部分の前遺言は撤回したものとみなすべきである(第1109条)。ここで「抵触」とは、前の遺言を失効させることなくしては遺言後の生前行為が有効となることができない場合をいう[20]。前の遺言に抵触する生前行為は必ずしも財産的な行為のみを意味するわけではなく、親族法上の法律行為も前の遺言に抵触するものと見られるならば遺言は撤回されたとみなすべきであるという見解がある[21]。この見解によると、遺言者が配偶者に遺贈をした後、配偶者と遺言者が離婚をした場合、その遺贈は撤回されたものとみなす。しかし、このような場合に対しては、遺言者やその相続人が錯誤を理由に遺言を取り消すことができるという見解[22]もある。

一方、撤回の意思表示がなくても遺言者が故意に遺言証書を破毀する場合には、遺言は撤回されたものとみなす(第1110条)。ここで「破毀」とは、物の形体又は効用を失わせるすべての行為をいう。破毀の理由は問わないので、現実に遺言を撤回する意思なく、別の理由で遺言証書を破毀したとしても撤回とみなされる[23]。破毀による撤回の効果は破毀または抹消された部分に限られる。単に遺言証書が滅失されたり紛失されたという理由だけでは遺言が失効するわけではない[24]。遺言の撤回を再び撤回することもできるが、この場合、最初の遺言が再び復活するかどうかについては見解が対立する。韓国の学説は大体、民法が特別な規定を設けていないことを根拠に復活主義を支持している[25]。

遺言の撤回は錯誤、詐欺、強迫などを理由に取り消すことはできると解されているが、その根拠については議論がある。通常、民法総則上の詐欺·強迫の意思表示の取消の規定によるべきであるというが、他の見解もある[26]。遺言の場合には相手方の信頼保護は問題とならないた

---

[20] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決。このような撤回の擬制が認められるためには、撤回権を持つ遺言者が自ら抵触する生前行為をした場合でなければならず、他人が遺言者の名義を用いて任意に遺言の目的である特定財産に関して処分行為をしても遺言撤回としての効力は当然発生しない。

[21] 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)577頁。

[22] 金炯錫「遺言の成立と効力に関するいくつかの問題」民事判例研究38巻(2016)または「遺言方式の改正方向」家族法研究33巻1号(2019)。

[23] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)844頁。

[24] 大法院1996年9月20日宣告96ダ21119判決。

[25] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)844頁; 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)578頁。

[26] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)844頁は遺言の撤回が詐欺又は強迫によってなされたときに、遺言の内容が身分上のものであった場合には認知取消の規定が類推適用されなければならない

め、一般的には法律行為の取消事由としては認められない、いわゆる、動機の錯誤の場合にも取消の事由として認められるという[27]。

## Ⅱ. 遺言の方式

### 1. 自筆証書による遺言

**第1066条(自筆証書による遺言)**

① 自筆証書による遺言は遺言者が、その全文、年月日、住所、姓名を自書し、これに印を押さなければならない。

② 前項の証書に文字の挿入、削除又は変更をするには、遺言者がこれを自書し、これに印を押さなければならない。

「自筆証書による遺言」は遺言者が証書にその全文と年月日、住所、姓名を自書した上で、捺印しなければならない(第1066条第1項)。自筆証書による遺言には、他の遺言と異なり証人の参加や検認などは要件ではない[28]。遺言者は直接遺言を書く過程において遺言内容の意味を再確認することになり(警告機能)、遺言を自ら書いたという事情及びその筆跡によって遺言者の同一性と遺言の真正性が確認される(真正性機能)からである[29]。したがって、作成者の同一性が判別できないタイプライターやワープロなどの機械的な方式で遺言が作成された場合には、自筆証書の遺言としては認められない。

自筆証書遺言において、遺言者が自書すべき事項は、全文、年月日、住所及び姓名である。(ⅰ)全文の自書が求められるのは遺言者の筆跡を通じて個人的な特性が証明できれば遺言の偽造や変造を防ぐことができるためであるので、遺言者が直接、遺言書の全文を自筆で作成しなければならない。全文の自書を通じて遺言者の意思の独立性とその意思表示の真正性を証明し、遺言者に自分の最後の意思を自筆で作成させることでより慎重かつ正確に自分の意思を整

---

が、財産上のものである場合には民法総則上の一般原則により取り消すことができると説明している。

[27] 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)578頁。

[28] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決。

[29] 郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)230頁; 金炯錫「遺言方式の改正方向」家族法研究第33巻1号(2019)123頁。

理することができる。(ⅱ)遺言能力の有無の判断に当たっては遺言の時期が基準となり(民法第1061条)、複数の遺言がある場合には後の遺言により前の遺言は撤回されたものとみなされるので(民法第1109条)、年月日を遺言者が直接自筆で記載することが求められる。(ⅲ)住所の自書が求められるのは、韓国民法上の自筆証書遺言の特徴ともいえるが、遺言者の人的同一性を明確にするためである。この場合、住所は必ずしも住民登録法により登録された住所である必要はないが、少なくとも韓国民法第18条の定める生活の根拠となるところであって、他の場所と区別される程度の表示を備えなければならない。なお、遺言者の住所は遺言の全文に記載されていなくても遺言証書として一体性が認められる以上、その全文を入れた封筒に記載されても差し支えない[30]。しかし、遺言者が住所を自書しなかった場合には遺言者の特定に差し支えがなくても、法定された遺言の方式に違反したものとして、その効力が否定される[31]。実務上、自筆証書による遺言において、住所はかなり厳しく求められるが、この規定については違憲かどうかが問題となったことがある。これに対して憲法裁判所は憲法に違反しないと判断した[32]。(ⅳ)氏名の自書は、遺言者の筆跡を通じて遺言作成者と、遺言状に遺言者として表示された者との間の同一性を立証し、遺言者の意思表示の完全性及び真正性を確保するためである。最後に、(ⅴ)自筆証書による遺言において捺印は遺言者の同一性を確認し、遺言が遺言者自身の意思に基づくものであることを確認するためのものである。これは単に当該遺言が草案に過ぎないものではなく、確定的な遺言であることを担保する意味、すなわち意思の最終性を確認する意味を持つ。判例も捺印のない遺言状は自筆証書による遺言としての効力がないことを明らかにしている[33]。捺印は必ずしも実印に限らず、判例によると、印章だけでなく拇印も有効

---

[30] 大法院1998年5月29日宣告97ダ38503判決; 大法院1998月6月12日宣告97ダ38510判決。

[31] 大法院2014年9月26日宣告2012ダ71688判決。

[32] 憲法裁判所2008年12月6日宣告2007憲バ128決定の多数意見;憲法裁判所2011年9月29日宣告2010憲バ250.456決定では違憲意見と合憲意見が4:4だったという。この決定で憲法裁判所は、自筆証書による遺言は偽造や変造の危険性が相対的に高く、遺言者の死後、本人の真意を客観的に確認することが難しいため、厳格な形式を備える必要があるという。氏名の自書で遺言者の人的同一性が一次的に特定されるが、同名異人の場合には遺言者の住所がその人的同一性を確認できる簡便な手段になれるという。それだけでなく、住所の自書まで要求することで、遺言者に、より慎重かつ正確に遺言の意思を表示させるためのものであるので、立法目的の達成に適していると判断した。ちなみに韓国の法務部の民法改正特別委員会の2011年改正案では自筆証書による遺言の方式において住所と捺印の要件を削除したが、実際の改正には至らなかった。

[33] 大法院2006年9月8日宣告2006ダ25103, 25110判決参照; 憲法裁判所2008年3月27日宣告2006憲バ82決

な捺印として認められる[34]。また、他人が本人に代わって捺印することも許される。

自筆証書に文字の挿入、削除、変更をするときには、遺言者がこれを自書し、捺印しなければならない(民法第1066条第2項)。ただ、証書の記載そのものからみて明白な誤記を訂正するにすぎない場合には、その訂正の部分に捺印しなかったとしても、その効力には問題ないとされる[35]。

韓国民法上、自筆証書による遺言は作成が簡単で遺言が存在するという事実と遺言内容の秘密性が最もよく維持できる長所がある。しかし遺言の存否が不明で紛失や他人による偽造または変造、詐欺・強要などによって遺言がなされる恐れがある。特に、文字を知らない者は利用できず、あるいは、法律的知識が足りない者が自筆証書による遺言を作成する場合には、方式の不備や内容の不明確によって紛争の余地がある。なお、公正証書による遺言を除き、韓国民法には遺言書に関して公的保管に関する特別な規定がないため紛失・毀損のおそれがある。これらの自筆証書による遺言の短所に対して、作成した自筆証書を一定の公的機関に保管させることにより、遺言者の死亡後の遺言による法律関係を担保することは考慮すべきであると主張する見解[36]がある。これによると、民法第1066条に項を追加して保管に関する根拠になる規定を設け、具体的な内容は特別法によって規律するのが適切であるという。特に、制度の設計の観点からは自筆証書による遺言の長所である遺言事実及び内容の秘密が維持されることを活かすような工夫が必要であるという。

### 2. 録音による遺言

> **第1067条(録音による遺言)** 録音による遺言は遺言者が遺言の趣旨、その姓名及び年月日を口述し、これに立ち会った証人がその遺言の正確なこと及びその姓名を口述しなければならない。

韓国民法上、「録音による遺言」は普通方式の遺言の一つとして、韓国民法の制定の当時から認められてきたものであって、比較法的に特徴的な規定である。録音による遺言は遺言者の肉

---

定。

[34] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決。

[35] 大法院1998年5月29日宣告97ダ38503判決。

[36] 金炯錫「遺言方式の改正方向」家族法研究第33巻1号(2019)132頁。

声を事後にもそのまま保存でき、録音機さえあれば簡単に遺言できるという点、文字が分からない場合にも使えるという点などが長所である。しかし、録音ファイルが消失されやすく、変造の恐れがあるという点が指摘されている[37]。録音による遺言は、(ⅰ)録音などにより、(ⅱ)遺言者が遺言の趣旨、その氏名及び年月日を口述し、(ⅲ)これに立ち会った証人が遺言の正確さ及びその氏名を口述しなければならない。ここでの録音には音声録音のほかに、映像録画も含まれるという。意思能力を回復した被成年後見人が録音による遺言をする場合には、医師がその心身回復の状態について録音をもって口述しなければならない（第1063条参照）[38]。録音遺言の場合、他の遺言と同様に証人の立会が必要であるが、二人以上の証人が求められる他の遺言の場合と異なり、人数の制限はないので一人の証人によっても認められる。証人は前述した民法上の証人欠格者である未成年者、被成年後見人と被限定後見人、遺言で利益を受ける人及びその配偶者と直系血族は証人になることはできない(民法第107条1項各号)。

録音による遺言の成立後に、録音テープや録音ファイルなどが滅失あるいは紛失したという理由だけでは遺言の効力が直ちに失われることにはならないので、このような場合には、利害関係人は遺言の内容を証明して遺言の有効を主張することができる[39]。下級審の判決[40]ではあるが、この場合の証明力に関して、録音による遺言がデジタル録音媒体を利用して行われた場合には、従来の磁気方式の録音に比べて録音ファイルの複製・操作がより容易に行われ、偽造・変造の危険性が高くなるので、録音ファイル原本が存在しない場合には、遺言者が口述したとおりに録音されたか否かを確認することが技術的に難しいところがあると指摘している。したがって録音ファイルの原本に代えてコピーが提出された場合、その証拠の価値または証明力は厳格に判断する必要があり、録音ファイルのコピーを通じて確認できる方式と内容どおり遺言者が口述したと簡単に断定できないとした。

---

[37] 郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)231頁。

[38] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)834頁。

[39] 大法院2023年6月1日宣告2023ダ217534判決。

[40] ソウル南部地方裁判所2021年9月7日宣告2019ガ合110538判決。遺言証書がなくなった場合と同様に、録音による遺言から遺言録音の原本がなくなった場合にも、その理由のみで遺言の効力がなくなったとはいえないので、遺言録音の原本がなくなったにもかかわらずその遺言の有効を主張するためには、その有効を主張する者が遺言録音原本の内容を証明しなければならないと判示した。

### 3. 公正証書による遺言

> **第1068条(公正証書による遺言)** 公正証書による遺言は、遺言者が証人2人の立ち会った公証人の面前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記・朗読して、遺言者及び証人がその正確なことを承認した後、各自これに署名あるいは記名捺印しなければならない。

「公正証書による遺言」は遺言者が公証人の面前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記・朗読したら遺言者とここに立ち会った証人がその正確さを承認した後、各自、署名または記名・捺印する方式の遺言である(第1068条)。公正証書による遺言は最もその成立及び内容の真正性が確実に担保できる方式である。さらにこうした公正証書は公証人が保管するので紛失・隠匿・変造される余地が少ない。しかし、最も厳格な方式によるので面倒で費用がかかるという点が短所である。公正証書による遺言の要件は、(ⅰ)遺言者は公証人の面前にて口授すること、(ⅱ)公証人及び証人2人の立会、(ⅲ)公証人が遺言者の口述を筆記し朗読すること、(ⅳ)遺言者及び証人がその正確さを承認し、それぞれ署名又は記名・押印することが求められる。

まず、(ⅰ)遺言者の「遺言趣旨の口授」とは、言葉で遺言の内容を相手方に伝えることをいう。判例によると、これは制限的に解釈するのが原則であるのでいかなる形であれ遺言者の口授は必ず存在しなければならないが、実質的に口授が行われたと認めるためにはどの程度の陳述が必要なのかは一律に決めることは難しいため、具体的な事案によって判断しなければならないという[41]。例えば、第三者によって予め作成された遺言の趣旨が書かれている書面をもって遺言者に質問をし、遺言者が行動や簡単な言葉で同意の返事をする場合には、原則として、民法第1068条の定めた「遺言趣旨の口授」とは認められない。これに対し、遺言者が予め公証人に自分の意思を表示して公証人がその遺言者の意思に従って遺言趣旨の書面を作成した後に、その書面をもって公証人が遺言者に遺贈対象と受贈者に関する質問をしたら遺言者がこれに返事をする形で遺言が行われた場合について次のように判断したものもある。つまり、遺言者の返事によって遺言者の意思を具体的に確認することができ、その返事が実際に遺言の趣旨を陳述したものと同様であると認められる場合、さらに遺言者の意思能力や遺言の内容、遺言

---

[41] 大法院2008年2月28日宣告2005ダ75019, 75026判決。

をした全体的な経緯などからみて、その返事から認められる遺言の趣旨が遺言者の真の意思に基づいたものであると認められる場合には、「遺言趣旨の口授」の要件は満たされたと判断することができるとした[42]。

しかし、そもそも遺言者の遺言能力自体が疑わしい場合[43]、例えば、いわゆる仮眠性精神状態（半昏睡状態）の患者が公証人の質問にうなずいた程度では、遺言趣旨の口授であるとは認め難いのでそのような状態で作成された公正証書の遺言は無効である[44]。一方、疾病などにより言語能力を失った者は遺言趣旨の口授ができないため、事実上、公正証書による遺言はできないという問題がある。そこで「口授」の意味を緩和すべきであるとしたり、立法論的に書面による公正証書の遺言を認める規定を新設すべきであるとの主張[45]もある。

（ⅱ）公正証書遺言は公証人及び二人の証人が出席しなければならない。前述した民法上の証人欠格者は証人になれない（民法第107条第1項各号）。さらに、公正証書による遺言の場合には、公証人法上の欠格者も証人になることはできない（同条第2項）。公証人法の規定する欠格者には「公証人欠格者」（公証人法第13条）と、「参加人欠格者」（同法第33条3項）とがあるが、公正証書による遺言の証人のできない欠格者は、参加人欠格者を意味するという[46]。したがって公正証書による遺言の場合には、民法第107条1項各号に規定する者以外に、公証人法上の参加欠格の未成年者、視覚障害者又は文字の解読できない者、署名することができない者、嘱託事項に関して利害関係のある者、嘱託事項に関して代理人又は補助人若しくは代理人又は補助人であった者、公証人の親族、被雇用人又は同居人、公証人の補助者など（以上は公証人法第33

---

[42] 大法院2008年2月28日宣告2005ダ75019，75026判決。同旨の判決として大法院2007年10月25日宣告2007ダ51550，51567判決；大法院2008年8月11日宣告2008ダ1712判決もある。

[43] 大法院2006年3月9日宣告2005ダ57899判決によると〝遺言当時に自分の意思をきちんと言葉で表現できない遺言者が遺言趣旨の確認を求める弁護士の質問に対してうなずいたり、「うん」、「うん」と言っただけでは民法第1070条が定めた遺言の趣旨を口授したとは認められない〟と判示した。

[44] 大法院1980年12月23日宣告80ム18判決によると、「脳血栓症で入院治療中の遺言者が不完全な意識状態と言語障害のせいで話すことができず、うなずきながら反応できるだけの医学上、いわゆる仮眠性精神状態の下で公証人が遺言内容の趣旨を遺言者に話し、『そうですか？』と尋ねると遺言者は話さずうなずけば公証人の事務員がその内容を筆記し、これを公証人が朗読する方法で遺言書が作成された場合に、これは遺言者が口授したとはいえないので無効である」と判示した。同旨の判決は、大法院1993年6月8日宣告92ダ8750判決；大法院1996年4月23日宣告95ダ34154判決など。

[45] 玄昭恵「遺言方式の改善方向に関する研究」家族法研究第23巻2号(2009)32頁。

[46] 大法院1992年3月10日宣告91ダ45509判決；郭潤直『相続法(改訂版)』博英社(2004)272頁；尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)569頁；金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)830頁。

条3項の各号)は、この方式による遺言の証人となることができない。ただし、判例は、このような公証人法上の欠格者でも公証嘱託人の遺言者が公証に参加させることを要求した場合には、公証人法第33条3項の但書及び同法第29条2項に基づき欠格者ではないと[47]解している。これらの欠格者の規定は限定的な列挙と解されるので、本条に掲げる欠格者でない者は、誰でも証人となることができるので遺言執行者も証人の資格を有する[48]。証人の参加のない遺言は、たとえ公証人の認証を受けたとしても、公正証書による遺言とは言えない[49]。

(iii)遺言者が上記のような事項を口述すれば、公証人は遺言者の口述を筆記し、これを遺言者と証人の前で朗読しなければならない。筆記は必ず遺言者の面前でしなくてもよく、また、公証人自ら筆記せず事務員などに書かせても良い。なお、公証人が予め遺言者の作成した文案を受けて遺言者が口授することを聞いた後に先に渡された文案を持って筆記に代わる場合のように、口述と筆記の順番が逆であっても構わないという[50]。ちなみに、公証人法第17条によれば、公証人はその事務所で職務を行うのが原則であるが、遺言の場合にはその規定の適用はない(公証人法第56条)。したがって、遺言者の状態を考慮して病院や遺言者の住所地などで公正証書による遺言を作成することもできる。最後に(iv)遺言者と証人はこうして作成された公正証書の内容の正確さを承認し、その証書にそれぞれ署名または記名・捺印しなければならない。署名あるいは記名・押印はどれか一つだけすれば足りるが、署名には符号、芸名のようなものも含まれる。記名・捺印は必ず遺言者や証人が自らする必要はない。判例も遺言者の記名・捺印は遺言者の意思により記名・押印したものとみなすことができる場合には、必ずしも遺言者自らする必要はないという[51]。しかし、公正証書は必ず韓国語で作成しなければならない(公証人法第26条)。

ちなみに、2011年に韓国の法務部の家族法改正特別委員会では、障害者の場合、あまりにも厳しい遺言方式が求められるのは問題があるとして、障害者の遺言に関する特別規定を設ける改正案が提出されたことがあるが、実際に導入されてはいない。参考までに当時提出された改正案は次の通りである。

---

47 大法院1992年3月10日宣告91ダ45509判決; 大法院2014年7月25日ザ2011ス226決定。

48 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)830頁。

49 大法院1994年12月22日宣告94ダ13695判決。

50 大法院2007年10月5日宣告2007ダ51550, 51567判決。

51 大法院2016年6月23日宣告2015ダ231511判決。

| 現行民法 | 2011年の改正案 |
| --- | --- |
| **第1068条(公正証書による遺言)** 公正証書による遺言は、遺言者が証人2人の立ち会った公証人の面前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記・朗読して、遺言者及び証人がその正確なことを承認した後、各自これに署名あるいは記名捺印しなければならない。 | **第1068条(公正証書による遺言)**①公正証書による遺言は、遺言者が証人2人の立ち会った公証人の面前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記・朗読し、又は遺言者及び証人　がそれを閲覧して、その正確なことを承認した後、各自これに署名あるいは記名捺印しなければならない。<br>② 言葉で意思疎通が不可能な者が公正証書による遺言をする場合、第1項の口授は遺言の趣旨を自書した書面の交付に代えることができる。<br>③ 第2項に該当する者又は国語が解読できない者は、第1項の遺言をするとき、通訳人を使うことができる。<br>④ 公証人が第2項又は第3項の規定により公正証書を作成したときは、その旨を証書に付記し、第3項による通訳人は、それに署名又は記名押印しなければならない。 |

公正証書による遺言の場合にも、遺言者はいつでもその遺言を撤回することができる（第1108条第1項)。判例によると、遺言者が公正証書による遺言を修正する場合には必ず相続人の同意が必要であるとしたのは遺言者の自由を制限することなので無効であるとした上、遺言者を除き相続人の間に約定があったとしてもこのような約定は無効であるとした[52]。すなわち、このような約定は、受遺者が、遺言者の死亡によって遺言の効力が生じる前に、その遺言により取得する権利の処理に関する事項を前もって定めるものとして、遺言の性質に照らしてそのような約定の効力を認めることはできないと判断した。

[52] 大法院2015年8月19日宣告2012ダ94940判決。

### 4. 秘密証書による遺言

**第1069条（秘密証書による遺言）**① 秘密証書による遺言は、遺言者が筆者の氏名を記入した証書を厳封捺印し、これを二人以上の証人の面前に提出して自己の遺言書である旨を表示した後、その封書表面に提出年月日を記載し、遺言者及び証人が各自署名又は記名押印しなければならない。

② 前項の方式による遺言封書は、その表面に記載された日から五日以内に公証人又は裁判所書記に提出し、その封印上に確定日付印を受けなければならない。

**第1071条（秘密証書による遺言の転換）**秘密証書による遺言がその方式に欠けるものがある場合において、その証書が自筆証書の方式に適合するときは、自筆証書による遺言とみなす。

「秘密証書による遺言」は遺言者が筆者の氏名を記入した証書を厳封・捺印し、これを二人以上の証人の面前に提出して自己の遺言書であることを表示した後、その封書の表面に提出した年月日を記載し、遺言者と証人がそれに署名または記名・捺印する方式の遺言である（第1069条）。文字が分からない場合でも署名・捺印さえできれば秘密証書による遺言ができる。しかし、検認手続きを経なければならない煩わしさがあり、秘密維持の側面では長所があるだけに、その内容に対して争いが生じる恐れがある。また、公的保管に関する規定がないため、紛失・毀損の恐れがあるという点は自筆証書による遺言と同様である。

秘密証書による遺言の要件は次のとおりである。（ⅰ）遺言者が筆者の氏名を記入した証書を厳封・捺印しなければならない。自筆証書と異なり遺言者は証書そのものを自書する必要はなく年月日・住所の記載も必要ない。しかし、筆者の氏名は必ず記入しなければならない。厳封と捺印は条文の文言上、本人がしなければならないものと規定されているが、これに対しては見解が分かれている[53]。（ⅱ）遺言者は厳封した捺印証書を二人以上の証人の面前に提出し、自分の遺言書であることを表示しなければならない。表示の方法は必ずしも言葉でする必要はなく、文章で書くこともできる。証人は2人以上であることを要しているので、1人だけが参加した遺言は無効である。他の遺言と同じく、前述した民法第1072条の証人欠格者は証人となるこ

[53] 厳封は遺言者がしなければならないが、捺印は必ずしも本人がする必要はないという見解（金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)837頁）と厳封と捺印の両方とも他人がしてもいいという見解などがある。

とはできない。(iii)遺言者が封書の表に遺言書の提出の年月日を記載し、遺言者及び証人がそれに署名または記名・捺印しなければならない。遺言者が被成年後見人である場合には、遺言に参加した医師が封書の表に心身回復の状態を付記し、署名・捺印しなければならない(第1063条)。

ちなみに、秘密証書による遺言の封書は、その表に記載された日から5日以内に公証人又は家庭裁判所の書記にこれを提出し、その封印上（厳封した封筒に捺印したものを意味する）に確定日付印を受けなければならない（第1069条第2項)。秘密証書としての方式に不備があれば秘密証書遺言としては無効である。しかし、一種の民法上の無効行為の転換(第138条)として、証書の全文と年月日、住所、氏名を自書して捺印することで自筆証書の方式として適合すると認められる場合には、自筆証書による遺言としてみなされる(第1071条)。

### 5. 口授証書による遺言

> **第1070条(口授証書による遺言)** ① 口授証書による遺言は疾病その他の急迫した事由により前の4条の方式によることができない場合には、遺言者が二人以上の証人の立会をもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、その口授を受けた者がこれを筆記朗読し遺言者の証人がその正確なことを承認した後、これに各自署名又は記名押印しなければならない。
> ② 前項の方式による遺言は、その証人又は利害関係人が急迫した事由の終了した日から七日以内に裁判所にその検認を申請しなければならない。
> ③ 第1063条第2項の規定は、口授証書による遺言に適用しない。

最後に、「口授証書による遺言」は、前述の普通方式の遺言ができない急迫した場合に、簡単な形式のみで認められる補充的な遺言方式である(第1070条)。口授証書による遺言は、規定上普通方式の遺言が客観的に可能な場合にはできない[54]。韓国民法上、口授証書による遺言の要件は次の通りである。(ⅰ)遺言者が病気その他の急迫した事由により他の方式による遺言ができない場合にのみ認められる。ここで「その他の急迫した事由」とは、負傷、災害または伝染病などにより交通の遮断された場所にいる場合や遭難した船舶の中にいる場合などを意味する。被成年後見人が口授証書による遺言をする場合には、意思能力が回復したときにのみ行う

[54] 大法院1999年9月3日宣告98ダ17800判決。

ことができる(1063条1項)。但し、この場合には、医師が心身回復の状態を遺言証書に付記し、署名・捺印する必要はない(1070条3項)。これは、口授証書による遺言は急迫した状況で認められる遺言であるため、実際に医師が参加できない状況で行われる場合が多いからである[55]。(ⅱ)2人以上の証人の立会が必要であるが、遺言者はその中の1人に遺言の趣旨を口授すればいい。(ⅲ)遺言者の口授を受けた証人はこれを筆記・朗読し、遺言者の証人がその正確さを承認した後、それぞれに署名または記名・捺印をしなければならない。署名または記名・捺印の主体に関しては、文言上では「遺言者の証人」と規定されているが、「遺言者と証人」の両者を意味するものと釈することが妥当である[56]。

さらに、口授証書による遺言は、(ⅳ)証人あるいは利害関係人が急迫した理由が終了した日から7日以内に家庭裁判所にその検認を申請しなければならない。ここでいう証人は、口授証書による遺言の作成に立ち会った証人である。また、利害関係人とは相続人、受贈者、遺言執行者として指定された者など、その遺言により法律的な影響を受ける者を指す[57]。検認とは、遺言証書の形式・態様など遺言の方式に関するすべての事実を調査・確認し、その偽造・変造を防止し、かつ、その保存を確実にするための一種の検証手続であり証拠保全の手続である[58]。韓国の家事訴訟規則85条1項によれば、「家庭裁判所は遺言を検認するにあたっては遺言方式に関するすべての事実を調査しなければならない」と定めている。検認は審判をもって行われる(家事訴訟法2条1項、ラ類家事非訟事件)。検認審判の管轄は遺言者の住所地や相続開始地の家庭裁判所にある(家事訴訟法44条1項7号)。検認を棄却した審判に対しては即時抗告ができる(家事訴訟規則85条2項)。検認手続きは遺言の方式に関するものであるため、遺言が遺言者の真意

---

[55] 金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)840頁。

[56] 尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)567頁によると、本来、政府が提出した民法案には「遺言者および証人」となっており、審議過程でも特別な異議が提出されなかったという。 また、語文法上でも「遺言者の証人」という表現は自然ではないので、これは単純な編集上の誤りだと説明する。金疇洙・金相瑢『親族・相續法』法文社(2023)839頁も特別な説明なしに「遺言者と証人」が各自署名または記名·捺印しなければならないという。しかし、これに対して緊迫した状況下では遺言者は承認または署名や記名·捺印が不可能な場合が多いため、法文どおり解釈しなければならないという見解もある。

[57] 大法院1990年2月12日ザ89ス19決定。遺言により認知を受けた者は、これに含まれることができるが、相続債権者は、これに含まれないものとした(尹眞秀『親族相續法講義』博英社(2023)568頁)。

[58] 家事訴訟規則第85条第1項によれば「家庭裁判所は遺言を検認するにあたっては遺言方式に関するすべての事実を調査しなければならない」と規定する。

によるものであるかどうか、なお、適法なものであるかどうかを審査するものではないし、遺言の効力を直接判断する審判ではない。したがって、検認された遺言に対して無効確認請求ができるのはもちろん、裁判所は検認された遺言に対しても自由にその真否と効力に関する判断ができる。このような検認の申請は申請人が7日以内に行わなければならないが、その期間を超えた検認の申請は不適法であり[59]、上記期間内に検認申請がなされなければ、その遺言は無効となる[60]。

口授証書による遺言は補充的に行われる遺言であるということから、他の普通方式の遺言とその実質が異なるとされその遺言の要件を緩和して解釈しなければならないというのが従来の実務であったといえる[61]。例えば、証人の表示がなくても遺言書に口述を筆記·朗読して遺言者と証人がその正確性を承認さえすれば、遺言書にその理由を記載しなかったとしても無効ではないとした。しかし、最近の韓国の判例は、口授証書による遺言においても、法定の要件と方式に違反した場合には、それが遺言者の真の意思に合致しても無効とみなすべきであるとして、遺言の厳格な要式性を貫こうとする旨を判示するものもある[62]。

## Ⅲ. 遺言の執行

### 1. 遺言の検認[63]

韓国民法の定める5つの遺言方式のうち、公正証書による遺言（第1091条第2項）を除き、それ以外の場合は検認が必要である。すなわち、自筆証書、録音及び秘密証書による遺言検認は遺言検認調書として、口授証書による遺言検認は審判として検認が行われる。これらの検認は、偽造若しくは変造を防止する目的で行われる遺言執行手続の一つである。

(1) 遺言の証書あるいは録音の検認

---

[59] 大法院1986年10月11日ザ86ス18決定；大法院1989年12月13日ザ89ス11決定；大法院1994年11月3日ザ94ス16決定。

[60] 大法院1992年7月14日宣告91ダ39719判決。

[61] 大法院1977年11月8日宣告76ダ15判決。

[62] 大法院2006年3月9日宣告2005ダ57899判決。

[63] 以下の内容は『法院実務提要家事[Ⅱ]』司法研修院(2022)848頁から858頁参照。

**第1091条(遺言証書，録音の検認)**

① 遺言の証書あるいは録音を保管した者又はこれを発見した者は遺言者の死亡後に遅滞なく家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければならない。

② 前項の規定は公正証書及び口授証書による遺言には適用しない。

自筆証書・秘密証書のような証書による遺言及び録音による遺言の場合、遺言証書あるいは録音を保管した者又はこれを発見した者は遺言者の死後に直ちに家庭裁判所に提出し、その検認を経なければならない(第1091条2項)。ここで遺言証書とは、自筆証書と秘密証書を指し、公正証書や口授証書による遺言は検認の対象ではない。遺言証書や録音の検認は遺言の方式に関する事実を調査・確認し、その偽造・変造を防止し、その保存を確実にするための一種の検証手続ないし証拠保全手続である。すなわち、検認は遺言が遺言者の真意によるものであるか否か、その適法性の有無など遺言の効力を審査するものではない。そのため家庭裁判所は遺言の検認請求があった場合、遺言書の内容やその遺言が方式に反するものであっても請求を棄却又は却下することができず、検認しなければならない[64]。

検認を請求するためには、その遺言の証書や録音帯（録音テープなど）を家庭裁判所に提出しなければならない（家事訴訟規則第86条1項）。しかし、必ず請求時に提出する必要はなく、家庭裁判所は検認期日に直接提出するようにとするのが実務である。これは家庭裁判所で証書や録音の保管が難しいという点を考慮したものである。

検認請求がある場合、家庭裁判所は検認期日を指定して検認手続きを行う。遺言証書が封印されている場合には開封して検認しなければならないので、このときは開封期日と検認期日を同日に指定する。検認調書には参加人の氏名及び住所を記載しなければならないため(家事訴訟規則第87条2項)、検認期日には請求人を召還し相続人その他の利害関係人にもその期日を通知して参加の機会を付与する。このため実務では検認請求書には相続人の名前、住民登録番号、住所(相続人リスト)を記載して、相続人の家族関係証明書・基本証明書及び住民登録票謄本も添付しなければならないとしている[65]。家庭裁判所は遺言証書または録音を検認する場合、「遺言の方式に関するすべての事実」を調査しなければならない(家事訴訟規則第86条3項)。

---

[64] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決;大法院1980年11月19日ザ80ス23決定。

[65] 『法院実務提要』家事[Ⅱ]司法研修院(2022)853頁ないし854頁。

「遺言の方式に関するすべての事実」とは、民法の定めた遺言方式の具備の判定に必要なすべての事実をいう。このような調査は提出された遺言書や録音帯の紙質、形状、文言、字体、加筆・削除・訂正の有無とその内容、日付、署名、印影などの外的な状態を肉眼で確認し、期日に出席・参加した相続人またはその代理人や利害関係人を尋問するなどの方法で行う。このほか、遺言者の意思能力や真意を調査する必要はないが、参加者などがそれに関する主張をしている場合には、その期日において調査の可能な範囲内で資料を調査する。特に、遺言の録音については、その形状を確認し、これを再生して錄取しなければならない。遺言方式に関する事実調査の結果は、検認調書に記さなければならない。検認調書を作成するにあたり、事実調査の結果のうち遺言書や録音帯の形状に関する事項は通常、遺言書の写しや録取書を調書に添付してその記載に代える。

このような家庭裁判所の検認に対し、当事者は不服を申し立てることができない。証書または録音の検認は遺言の証書や録音の方式と内容を客観的に確認しておくだけで、その効力の有無を判断するものではないため、遺言の成立要件や効力発生要件ではない。したがって、家庭裁判所の検認があっても、当事者及び利害関係人は、その遺言の無効を主張することができる。検認結果は遺言に基づく登記手続きで登記原因書類として提出することができる。

(2) 口授証書による遺言検認

口授証書による遺言の場合、遺言の証人又は利害関係人が急迫した事情が終了した日から7日以内に裁判所に検認を申請しなければならず(第1070条2項)、検認を経なければ遺言の効力がない[66]。この点から前述の遺言に対する一種の検証ないし証拠保全手続としての性格を有する証書及び録音による遺言の検認（第1091条第1項）と異なる。つまり遺言の検認を受けても、いかなる形であれ遺言の無効を主張することができるが、逆に遺言の検認を受けなければ、その遺言の有効を主張する余地はなくなる[67]。口授証書による遺言の検認請求権者は遺言の証人又は利害関係人であるが、ここで証人は求受証書の作成に立ち会った証人を指し、利害関係人は推定相続人、受贈者、遺言執行者などの法律上の利害関係人をいう。請求期間を経過した検認請求は不適法であるため却下しなければならず、特別な事情がない限り遺言があった日に急迫し

---

[66] 大法院1992年7月14日宣告91ダ39719判決。

[67] 大法院1992年7月14日宣告91ダ39719判決。

た理由は終了したと解さなければならない[68]。

口授証書による遺言の検認の場合には、証書若しくは録音による遺言検認と異なり、家庭裁判所の審判としなければならない。この場合、家庭裁判所は、遺言書による遺言が遺言者の真意によるものであるかを審理しなければならない。 つまり遺言者の真意は検認の審理対象である。なお、家庭裁判所は、口授証書に基づく遺言の検認の場合にも遺言の方式に関するすべての事実を調査しなければならない(家事訴訟規則第85条第1項)。ただし、遺言書が遺言者の真意によるものではあるが、口授証書による遺言としての方式に反する場合、遺言の検認ができるかどうかについては見解が分かれる。有力説によると、口授証書による遺言の検認は、その遺言が遺言者の真意によるものであることを確認するのみであって、その遺言の効力を確定するものではないため、遺言の効力は最終的に訴訟によらなければならない。したがって、方式に反する場合でも遺言者の真意による限り、家庭裁判所は遺言の検認手続を行わなければならないという。

口授証書による遺言検認請求については審判が行われるが、その請求が不適法であれば却下し、遺言が明らかに無効である場合や遺言者の真意により作成されたであろう程度の心証が得られない場合には請求を棄却する。遺言者の真意によるものであることが確認されれば、確認審判をする。ただし、このような確認審判は既判力がなく、当該遺言が有効であることを確定する効力もない。請求を棄却する審判も既判力がないため、理論上では再請求が可能であるが、現実的には請求期間が過ぎた場合がほとんどであろう。

### 2. 遺言書の開封

> **第1092条（遺言証書の開封）** 裁判所が封印された遺言証書を開封するときは、遺言者の相続人、その代理人その他の利害関係人の立会がなければならない。

封印された遺言証書は開封しなければ検認できないが、その開封は必ず家庭裁判所で遺言者の相続人、その代理人その他利害関係人の立会で行わなければならない(第1092条)。秘密証書による遺言の場合には、厳封捺印がその遺言の要件となっているため、常に封印された遺言証

---

[68] 大法院1986年10月11日ザ86ス18決定；大法院1994年11月3日ザ94ス16決定。

書に該当するが、他の証書による遺言、すなわち自筆証書や口授証書などの場合には封印されている場合にのみ、家庭裁判所で封印手続きが行われる。すなわち本条の封印された遺言証書の開封手続は検認のための開封手続を規律したにすぎないため、適法な遺言はこのような開封手続を経なくても遺言者の死亡により直ちに効力を生じるのであり、検認や開封手続は遺言の効力に影響を及ぼすものではない[69]。

## Ⅳ. 遺言制度の現代化及びデジタル化に関する議論

### 1. 遺言制度の活用の現況

韓国で遺言制度の利用に関する公式的な統計はない。もっとも、韓国民法上遺言は厳格な形式性を有しているため、5つの遺言方式のうち証書(自筆証書・秘密証書・口授証書)および録音による遺言の場合には家庭裁判所での遺言の検認が必要であり、公正証書による遺言の場合には公証事務所で公証を受けなければならない。したがって、韓国で遺言制度がどの程度利用されているかは、家庭裁判所の遺言検認に関する統計と大韓公証人協会の公証事務処理の統計に基づいて推測するしかない。まず、遺言の検認に関しては、大法院の法院行政処で毎年、各級裁判所において処理した事件に関する司法年鑑を発行しているが、ここには遺言事件の属しているラ類家事非訟事件に関する統計がある。2013年から最近の2022年までの10年間、各級裁判所で処理した家事非訟事件のうち遺言に関する事件の統計は次の通りである。

［表1］家事非訟事件 遺言に関する事件の処理の統計[70]

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家事非訟事件 | 62003 | 67574 | 73270 | 73724 | 74775 | 81716 | 84080 | 85576 | 87982 | 92937 |
| 遺言事件 | 262 | 292 | 265 | 288 | 289 | 296 | 323 | 342 | 350 | 436 |
| 相続事件 | 35030 | 37002 | 38431 | 39125 | 38440 | 42579 | 43799 | 44927 | 46496 | 51626 |

[69] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決。

[70] 大法院の法院行政処の統計資料室の司法年鑑(https://www.scourt.go.kr/portal/justicesta/JusticestaListAction.work?gubun=10)

ここで遺言事件とは、遺言に関する事件のうち家庭裁判所の関与が必要な場合のみを意味する、すなわち、口授証書遺言の検認事件(第1070条第2項)、遺言証書及び録音による遺言の検認(第1091条)、遺言証書の開封(第1092条)、裁判所による遺言執行者の選任及びその任務に関する処分(第1096条)、遺言執行者の承諾又は辞退のための通知の受理(第1097条2項)、遺言執行者の辞退に対する許可(第1105条)、遺言執行者の解任(第1106条)、負担付遺言の取消し(第1111条)に関する事件が含まれている。したがって遺言に関する事件の統計には家庭裁判所の検認が必要な遺言の方式だけでなく、他の遺言に関する非訟事件もすべて含まれている。ただし、録音による遺言の場合には遺言者が死亡した後、遅滞なく裁判所の検認が必要なので、この統計の中には現在韓国で行われている録音による遺言のほぼすべての件数が反映されていると考えられるが、具体的に何件かは示されていない。なお、この統計には、家庭裁判所の関与を要しない公正証書による遺言は含まれていない。

公正証書遺言の場合には、以下のように公証事務所による公証業務に含まれている。2013年から最近2022年までの10年間、大韓公証人協会に登録された公証事務所で処理した公正証書処理の統計は次の通りである。

［表2］大韓公証人協会の公正証書に関する公証業務の処理の統計[71]

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合 | 4030468 | 3825991 | 3758294 | 3745816 | 3374216 | 3050649 | 2739042 | 2446159 | 2531088 | 2368002 |
| 公正証書 | 494745 | 293953 | 303793 | 286850 | 270872 | 245743 | 229065 | 199035 | 168586 | 159664 |

ここで公正証書とは、遺言公正証書を含めて協議離婚、金銭消費貸借契約などの法律行為の公正証書と私権に関する事実に対する公正証書（事実実験公正証書）及びその他の場合がすべて含まれたものである。このうち、公正証書遺言が具体的に何件かは示されていない。

[71] 大韓公証人協会の公正証書に関する公証業務の処理の統計
(http://www.koreanotary.or.kr/?page_id=2392)

以上のような統計に照らして、現在の韓国での遺言制度の相対的な利用率は把握しにくい。なお、5つの遺言方式のうち検認など家庭裁判所の関与が必要な証書や録音による遺言に比べ、公正証書遺言の相対的な利用率が高いかについても明確に把握することは難しい。ただし、私見としては家庭裁判所の検認などを経なければならない煩わしさによって実際に遺言者が遺言をする場合には急迫した場合を除き、公正証書による遺言を利用することを好むだろうと予想される。最近は公証業務そのものが減少する傾向にあるが、遺言に関する国民的な認識が広がり、これからは遺言公証の業務が増加すると予想するだけである。さらに、家庭裁判所の処理する相続関連事件の中には、相続財産分割をめぐってその遺言の存否や効力が問題となる事件が相当含まれており、[表1]に見るように家庭裁判所の処理すべき遺言に関する事件が占める割合が今後増加の傾向であることは明らかである。2000年代初めから事件数が増加し続けており、2022年には2021年に比べて100件以上大幅に増加したためである。また、実務上は、スマートフォンやビデオカメラなどを利用して手軽に遺言を残すことができる録音による遺言を争う紛争が増えていることに鑑み、録音遺言に関する現行民法の規定に基づいた遺言方式やスマート機器による自筆証書の作成などが活用される傾向にあるといえる。

### 2. 電子文書及び電子署名による自筆証書遺言

自筆証書による遺言の場合、遺言者の自書は遺言者の遺言意思の独立性と遺言の真実性を担保するため、極めて重要な意味を有する要件である。ところがデジタル技術の発展に伴い、このような自筆証書遺言で要求する(1)自筆性、(2)文書性、(3)捺印の法律的意味について新たな問題が提起されている。すなわち、スマート機器、例えばタッチペンやタブレットを利用して自筆で作成した遺言の効力が問題になる。特に、電子文書法及び電子署名法に規定する「文書」や「署名」に関する規定と民法上の自筆証書による遺言の要式性との関係などに関する解釈上の議論があり、実務においても問題になっている。

まず、(1) 自筆証書遺言において、自筆性は個人ごとに筆跡が異なるため、他人による偽造・変造を識別するための手段であり、かつ遺言者の真の意思を推定できる根拠となる必須かつ絶対的要件である[72]。筆跡から作成者の同一性を確認できればよいので、使用した筆記具や

[72] 大法院1998年6月12日宣告97ダ38510判決。

道具は問題とならない。これに関して、最近、韓国では保険会社や銀行で保険契約書や預金契約書を作成したり、公共機関での文書作成にあたって、タブレット等により作成者の筆跡確認が可能な電子署名や電子記載による文書の作成と署名が公然と行われており、法的にも本人が自筆した有効な文書として認められる。したがって、遺言の場合にもタッチペンのようなスマートペンなどを使って遺言者が自ら遺言書を作成し、その筆跡に基づいて遺言者の同一性が識別できるならば自筆証書遺言の自筆性の要件を備えたものと見なすべきであるという見解がある[73]。

(2) ただし、自筆性を備えても、このように作成されたタブレットの内容やファイルが自筆証書遺言における「文書」に該当するかについては議論がある。韓国民法は録音による遺言を除き、他の遺言方式の場合は証書によるものとしているため、ここでの証書とは一般的な辞書的な意味における「文書」を指す。すなわち、作成された内容の可読性と持続性を確保できる手段としての文書性を要件としているものである。しかし、現代では文書の概念は必ずしも紙によるものだけを意味するわけではない。したがって、もし遺言書がタブレットやファイルを通じて作成された場合、すなわち、「電子文書」によって作成された場合、その法的な効力が問題になることがある。韓国ではこのような電子文書に対しては「電子取引基本法(略称、「電子文書法」)[74]で定めている。ここでいう「電子文書」とは、情報処理システムによって電子的形態に作成・変換され、又は送信・受信又は保存された情報をいう。この法律は、他の法律に特別な規定がある場合を除き、すべての電子文書及び電子取引に適用される。これらの電子文書の効力に関しては、「電子文書は電子的形態になっているという理由だけで法的効力が否認されない」と規定している（同法第4条第1項）。さらに、電子文書は一定の要件を満たせば書面とみなされるが、その要件は①電子文書の内容を閲覧することができること、②電子文書が作成・変換され、又は送信・受信又は保存されたときの形態又はそのように再現されうる形態で保存されていることである（同法第4条の2）。したがって、自筆証書による遺言がデジタル化された電子文書で作成されている場合にも、上記のような要件を備えていれば、その書面性が認められ、法的な効力が認められる。これに関して、この法律の適用される前の大法院判決

---

[73] イゾンソク「デジタル時代の到来による遺言方式に対する少考-スマート機器を利用した自筆遺言を中心に-法と政策研究(2020)570頁ないし571頁。

[74] 法律第18478号、2021年10月19日一部改正(施行2022年10月20日)。

では、電子文書の文書性を否認した経緯があるが[75]、現行法制の下では上記のような法令上の要件をすべて備えた電子文書の場合、自筆証書遺言としての文書性や書面性を否定することは難しいと考えられる。

(3) 自筆証書遺言の場合には、その証書に署名及び捺印をしなければならない。まず、署名の場合、タブレットにスマートペンのようなタッチペンを利用して「電子署名」した場合にも有効な署名として認められうる。「電子署名法」[76]上、「電子署名」とは、署名者の身元又は署名者が当該電子文書に署名したことを示すために電子文書に添付され、又は論理的に結合された電子的形態の情報をいう（同法第2条2号）。このような電子署名は電子的形態であるという理由だけで署名、署名捺印又は記名押印としての効力が否認されないためである（同法第3条第1項）。一方、韓国民法上、自筆証書遺言には署名以外にも捺印が必要とされている。これに対して憲法裁判所は合憲であると判断したことがあるが[77]、これについては、批判的な見解[78]が提示されており、後述するように2018年に行われた家族法専門家対象のアンケートでも批判的意見が多数であることが分かった。ところが問題はデジタル機器を使用して署名がなされた場合には伝統的な方式による捺印が不可能であるということにある。ただし、「電子署名法」によれば、他の法令において文書又は書面に署名、署名捺印又は記名押印を要する場合において、電子文書に「電子署名」があるときは、これを満たしたものとみなすという規定がある（同法第3条）。したがって、この法の適用上では自筆証書遺言が「電子文書」として作成され「電子署名」された場合にはその書面性が認められ、ひいては電子署名は捺印としての効力を持つものと解釈できる。

ちなみに遺言を作成した機器からファイルを複製して保存・転送した場合には原本性を欠き、

---

[75] 大法院2012年3月29日宣告2009ダ45320判決。

[76] 法律第18479号、2021年10月19日一部改正(施行2022年10月20日)。

[77] 憲法裁判所2008年3月27日宣告2006ホンバ82決定によると、「捺印は遺言者の死亡後、その真意を確保し、相続財産をめぐる利害当事者間の法的紛争と混乱を予防して法的安定性を図り、相続制度を健全に保護するためのものであり、その立法目的は正当であり、自筆証書による遺言は最も簡易な方式の遺言であるが、偽造や変造の危険性が相対的に大きく、遺言者の死後、本意を客観的に確認することが困難であるため、方式を備えることそのものは上記のような立法目的を達成できる適切な手段である」と判示した。

[78] 玄昭惠「遺言方式の改善方向に関する研究」家族法研究第23巻2号(2009)293頁；ゾインソップ「自筆証書遺言の改善方案」家族法研究第30巻3号(2016)312頁。

それ自体は自筆証書とはみなせないという問題がある。また、自筆証書による遺言が電子的文書からなる場合、電子文書から作成されたということのみでは遺言公証の効力が認められるわけではないため、自筆証書として作成した電子機器が破損し又は紛失した場合には自筆証書として認められない側面があるとの指摘[79]がある。これに対し、電子文書法は公認電子文書センターに保管されている電子文書の場合は、保管期間中にはその内容が変更されなかったものと推定している。なお、公認電子文書センターが、当該公認電子文書センターに保管された電子文書の保管の事実、作成者、受信者及び送信・受信日時等に関する事項についての証明書を一定の要件を満たして発給した場合には、その証明書に記された事項は真のものと推定する（同法第31条の7）。したがって、自筆証書遺言の場合、電子文書として作成された場合には、これらの公認電子文書センターに保管したり、遺言公証と同様の効力を付与するなどの関連規定の補充が必要であることが提案されている[80]。

### 3. デジタル機器による録音遺言の活用

前述したように、韓国民法は録音による遺言を普通方式の遺言として認めている(第1067条)。録音による遺言は文字が分からなくても利用できる簡易な方式であるが、偽造や変造のリスクがあるため、検認を受けなければならない(第1091条)。検認など手続上の厳しさゆえに、今まではあまり利用されていなかったと思うが、スマートフォンが普及し、デジタル機器による録音や動画制作などが一般化した現代社会において、録音による遺言方式は遺言の方式として非常に効果的な手段であることは間違いない。法律上、「録音」は通常の録音方式を網羅するものであって、テープに磁気的な方法[81]によって録音する方式、アルバムに機械的に録音する方式、フィルムに光学的に録音する方式、コンパクトディスクなどにデジタル信号で録音する方

---

[79] イゾンソク「デジタル時代の到来による遺言方式に対する少考-スマート機器を利用した自筆遺言を中心に-法と政策研究(2020)574頁ないし575頁。

[80] イゾンソク「デジタル時代の到来による遺言方式に対する少考-スマート機器を利用した自筆遺言を中心に-法と政策研究(2020)575頁。

[81] 磁気録音は音波の波形に対応する電流によって変化する磁場を作り、鋼線をこの磁場の中に通過させて音波の波形と同じ波形からなる磁石系列を作ることができる性質を利用したもので、その後この方面の技術が大きく進展した(https://terms.naver.com/entry.naver?docId=1077495&cid=40942&categoryId=31759)。

式などがある[82]。民法の解釈上、音声録音だけでなく録画する映像方式、携帯電話のようなデジタル録音媒体を利用した方式などによる録音遺言も認められる。ただし、最近は、磁気方式による録音はあまり想定しにくく、スマートフォンのようなデジタル媒体による録音や録画がほとんどであるといえる。この場合、前述した下級審判決[83]でも述べたように、デジタル録音媒体を用いた遺言は磁気方式の録音に比べてファイルの複製や改竄などにより遺言の偽造・変造の危険性が大きいため、その証拠価値や証明力については厳しく判断される。例えば、他の音源から取った部分(証人の確認や遺贈の対象に関する部分)を録音された遺言の途中に編集して挿入したり、既存の内容を編集して除去するなどの作業が磁気的な方法による録音の場合より簡単に行われることができるからである[84]。

特に、最近、話題になっているディープフェイク(deepfake)による音源や映像を利用すれば、完全なデジタルファイルの創出による偽造ができるということが指摘される[85]。それにもかかわらず、大体の学説は、デジタル録音媒体を通じた録音や録画が簡単にできることから、この規定は遺言の自由に資するという。このように韓国民法上、録音遺言は科学の発達によって発明された文明の利器を利用する遺言の方式であるだけにこの規定を通じて時代の変化にある程度対処できたために、今まで韓国ではデジタル技術の活用に伴う新しい遺言制度の議論の必要性が比較的に少なかったと言える。

しかし最近では、現行の録遺言の規定だけではデジタル技術の発展に応じて適切に対処できるかについて解釈論上の限界が指摘されている。要するに、韓国民法上の録音遺言はデジタル技術の発展と時代変化を考慮して新しい法政策的な評価が要求されている遺言方式であると言える。

## Ⅴ. 参考-遺言制度に関する専門家アンケート

2018年、韓国法務部の発注で韓国家族法学会は相続法の主要争点7つを導き出し、これに関するアンケート質問項目を開発して全国の法学者および実務家を対象にその意見を収斂するため

---

[82] https://terms.naver.com/entry.naver?docId=348900&cid=42617&categoryId=42617

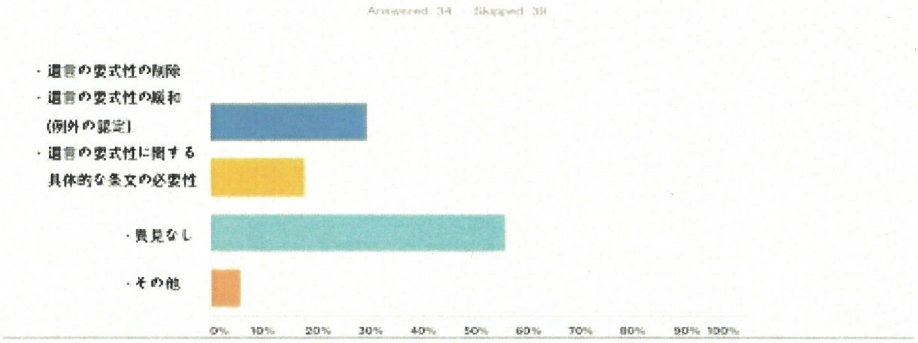
[83] ソウル南部地方裁判所2021年9月7日宣告2019ガ合110538判決。

[84] 金炯錫「遺言の成立と効力に関するいくつかの問題」民事判例研究ⅩⅩⅩⅦⅡ(2016)1047頁。

[85] 金炯錫「遺言の改正方向」家族法研究第33巻1号(2019)141頁ないし143頁。

に「相続法改正のための専門家アンケート調査」を実施した[86]。このアンケート調査は相続法の主要争点に関して専門家の意見と改正提案を取りまとめ、今後、相続法関連の政策を樹立し立法作業に実質的に反映するために行われた[87]。この調査は一般国民を対象にしたものではなく、専門家[88]、すなわち学界、実務家、関連機関従事者などを対象に行われたものという点でその意見の信頼性を担保することができる。アンケート項目は現行の相続法の条文を基に学説や判例上議論のある争点を中心に作成された。このうち遺言に関するアンケート[89]は、(1)遺言の要式性、(2)遺言の方式、(3)遺言の効力発生時期、(4)遺言の撤回、(5)遺贈及び遺言の執行の5つの争点で構成された。本報告書では主に遺言の要式性と遺言の方式に関するアンケート調査の結果について紹介する。

## 1. 遺言の要式性




[86] このアンケート調査の研究用役は韓国家族法学会の会員が遂行し、このアンケートの結果に対する報告書は2018年12月に法務部に提出された。

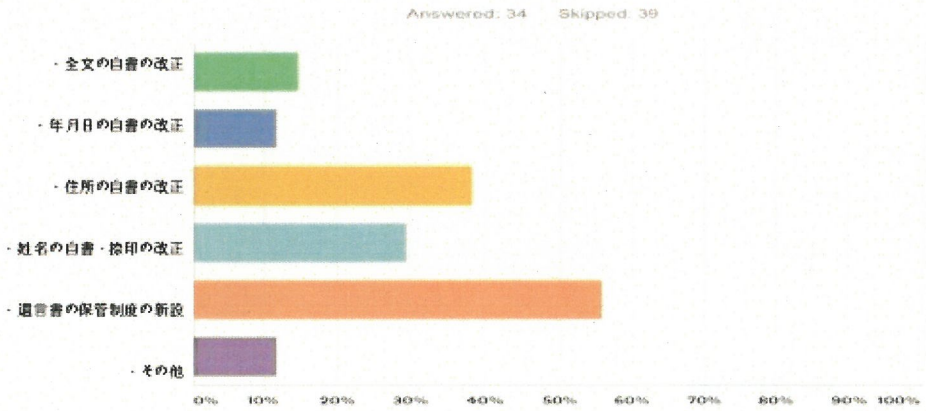
[87] アンケート調査方法および対象に対する詳細な説明は鄭求泰「「相続法改正のための専門家アンケート調査」からみた遺留分制度の改善方案」法学論叢第26集第3号(2019)274頁ないし276頁。

[88] このアンケートに参加した回答者は計73人であったが、そのうち教授(36.62%)が最も多く、その他に弁護士(23.29%)、その他(20.55%)、家族関連団体所属研究者(17.81%)、司法書士(2.74%)などである。回答者は親族相続法に関する研究をしたり、関心を持った期間が5年以上10年未満の場合は27.4%、10年から20年未満の場合は28.77%、20年以上の場合は24.66%で、ほとんど親族相続法分野における専門家といえる者が参加した。このような点で、アンケート回答においてある程度意見の信頼度が担保されるといえる。

[89] 以下の遺言に関するアンケート調査の結果と分析に関しては、郭珉希・鄭求泰「‘相続法改正のための専門家調査’からみた遺言制度の改善法案」法学論叢第27集第3号(2020)119頁以下参照。

専門家の多くは、遺言の形式性を固守する点については特別な異見がなかった。また、遺言の要式性に関する現行民法（第1060条）についても、特に改正する必要はないとの意見（55.88%）が大半であった。ただし、遺言の要式性を維持しながらも例外を許容する但し書きの規定が必要であるという意見（29.41%）と、代理遺言など遺言の要式性に関する具体的な条文が必要であるという意見（17.65%）もあった。

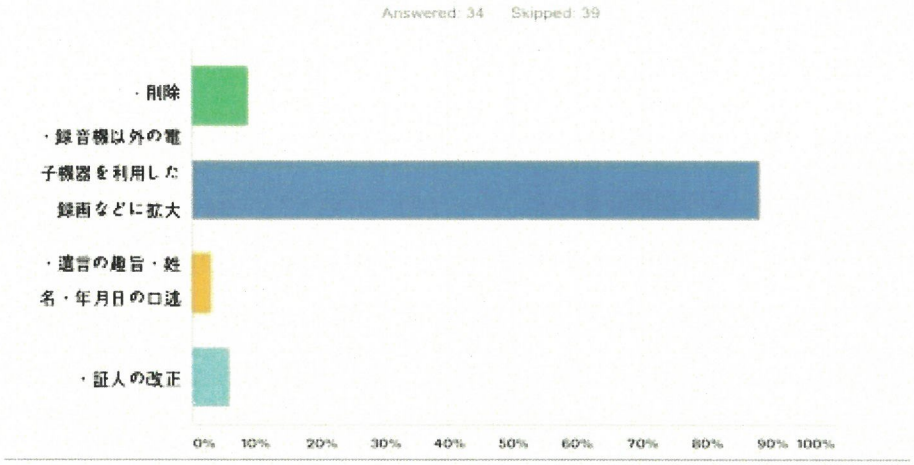
## 2. 自筆証書による遺言




遺言の方式のうち、まず自筆証書遺言に関する民法第1066条については、やはり遺言書保管制度の新設が必要であるという意見（55.88%）が最も多かった。自筆証書方式の遺言は他の遺言方式に比べて比較的に簡単にできる遺言であるため、遺言者の死亡後に遺言書の存在確認が難しく偽造・変造の恐れがあるという点から、その保管上の紛失・毀損・偽造・変造などを防止する必要性があることが理由である。遺言書保管制度の新設のほか、改正の必要な点は従来、最も指摘されてきた「住所」の自書に関する部分であって、住所を記載しなくても遺言の効力を認めるべきであるという意見（38.46%）が多かった。この他にも、姓名の自書および捺印（29.4%）や専門医の自書（14.71%）、年月日（11.76%）などについての改正が必要であるという意見もあった。改正の必要な具体的な内容としては、姓名の自書及び捺印については、二つのうち一つを選択する制度に改めるべきであるという意見（66.67%）が最も多く、住所の自書要件の削除（61.54%）、捺印要件の削除（22.22%）、氏名の自書要件の削除（11.11%）などの意見があった。自書方法に関しては、技術の発達に伴う新たな自書の方法を認めるべきであると

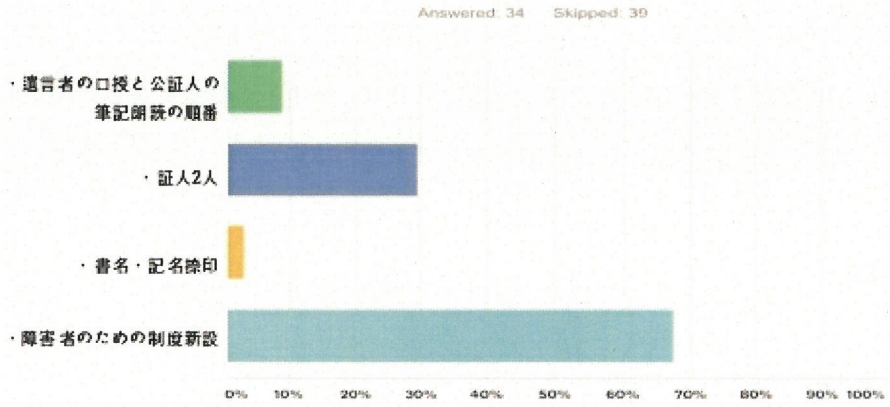
いう意見（71.43%）が圧倒的に多かったが、逆に自書の範囲を縮小すべきであるという意見（28.57%）もあった。年月日の自書については、年月日を書かなくても遺言の効力を認めるべきであるという意見（80.0%）が最も多く、「日」の部分は削除すべきであるという意見（20%）があった。要するに、自筆証書遺言の場合には、全文、年月日、住所、氏名の自書と捺印が必要であるが、多少の範囲の違いはあるが自書の方法や要件を緩和せよという意見が多数といえる。

### 3. 録音による遺言



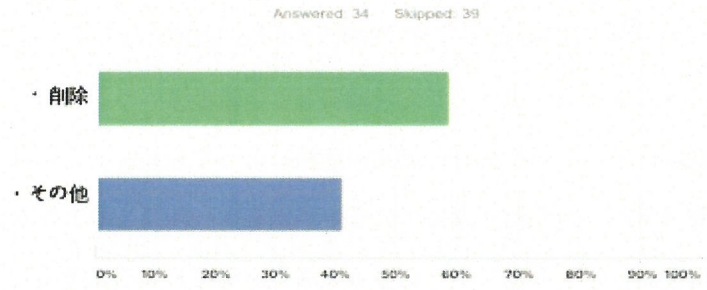

録音による遺言の場合は、録音機以外の電子機器を利用した録画などによる遺言を定めるべきであるという意見（88.24%）が最も多かった。これは録画などによる遺言を認めようという意見が音声のない映像だけで録画される遺言を認める趣旨であるかは確かではないが、現代の科学技術の発展に相応して録音機以外に先端デジタル機器などの録音媒体を拡大しようという趣旨の意見であると思われる。事実、現行民法の条文の解釈によっても文言上「録音」機能があれば携帯電話、ビデオカメラなどの録画に遺言者の音声が録音されればこのような方式による遺言も可能であるので解釈論としては音声がない録画の場合が問題となると考えられる。その他の意見としては、「証人」の部分に対する改正（5.88%）や遺言者の遺言の趣旨、姓名と年月日の口述部分の改正の意見（2.94%）などがあった。録音による遺言を削除しようという意見(8.82%)もあった。

## 4. 公正証書による遺言



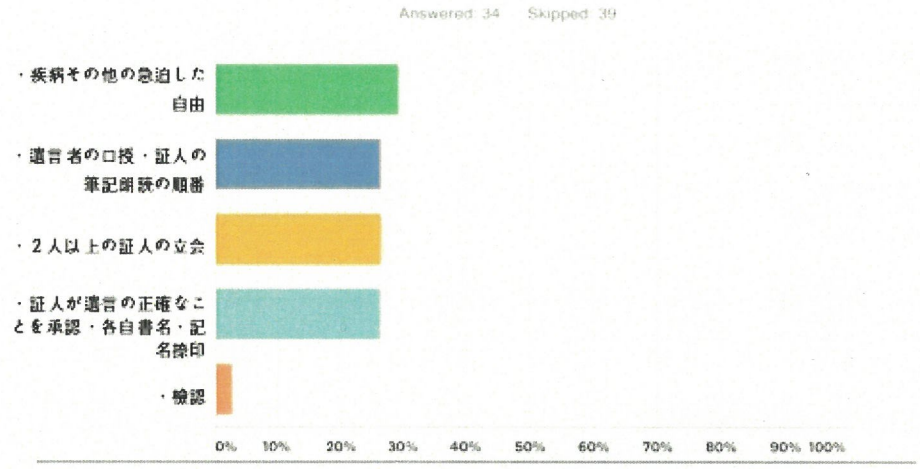

公正証書による遺言の場合には、前述のように、従来から学界では障害者の場合、厳格な遺言方式を遵守することについての指摘があったため、今回の調査でも障害者のための公正証書制度の新設についての意見（67.65%）が最も多かった。その次に、「証人の2人」の部分の改正が必要であるという意見（29.41%）があり、遺言者の口授と公証人の筆記朗読の順序に関する部分の改正（8.82%）と署名・記名押印の部分の改正（2.94%）が必要であるという意見が示された。

## 5. 秘密証書による遺言



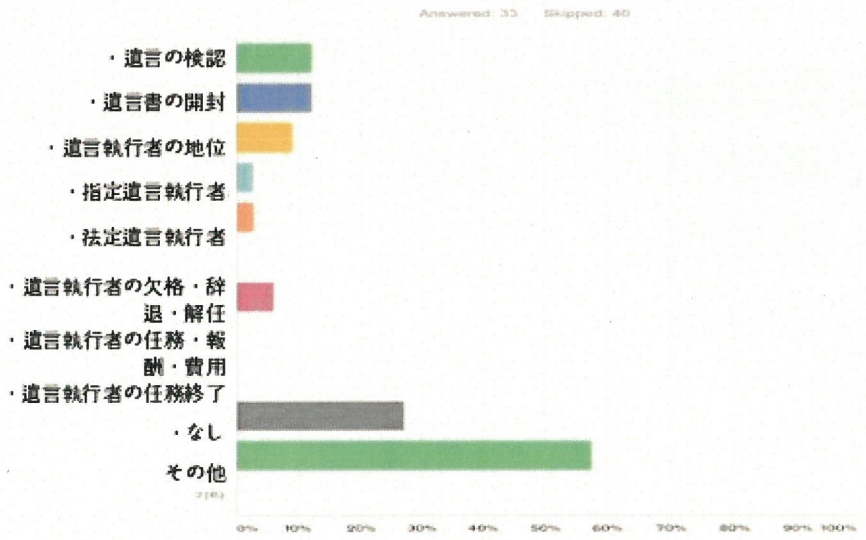

秘密証書による遺言に関しては、現行の条文を削除すべきであるという意見（58.82%）が、その他の意見（41.18%）より少し多かった。その他の意見としては、現在の規定の維持、改正などが含まれることもあるが、具体的には示されていない。

## 6. 口授証書による遺言




口授証書による遺言の場合、改正が必要な部分について専門家は大体、現行の条文の文句のほぼすべての項目で同じ割合で改正が必要であると返事した。すなわち、疾病その他の急迫した理由の部分(26.4%)、遺言者の口授及び証人の筆記朗読の順序に関する部分(26.4%)、2人以上の証人の立会(26.4%)、「遺言者の証人が正確なことを承認した後、各自署名または記名押印」の部分(26.4%)に対する改正意見の割合がほぼ同じであった。ただし、検認部分に対しては改正が必要であると答えた割合は少なかった。

## 7. その他の遺言の執行




遺言の執行については、専門家は現行の民法条文について、「改正の必要性はない」という意見（57.58%）が半分以上を占めている。これに対して改正が必要であるという意見の中には、遺言執行者制度を全面的に改正する必要性についての意見（27.27%）が最も多く、遺言執行者の資格に関して欠格・辞退・解任に関する規定についての改正が必要であるという意見（6.06%）があった。その他、遺言の検認と開封に関する手続きについての改正意見（12.12%）もあった。

# 第4章　中　国

南山大学　王　冷然

## Ⅰ　中国の遺言制度の概要

中国では、遺言制度が明文化されたのは1985年に施行された相続法（以下、「旧相続法」という）であったが、それ以前に遺言により自らの財産を処分することは禁止されておらず、司法部の返答文書や最高人民法院（日本の最高裁判所に相当する）の意見文書によって認められていた。2021年1月1日に施行された中華人民共和国民法典（以下、「中国民法典」という）において、遺言に関する条文は基本的に旧相続法の規定を踏襲し[1]、そのうえで、裁判実務で問題とされた「プリントアウト形式による遺言」と技術進歩に合わせて導入の必要性が議論された「録画形式による遺言」という二つの遺言の方式が追加され、ほかの方式で作成された遺言は公証遺言を撤回・変更することができない（「公証遺言の効力が優先する」）という旧相続法の規定が廃止された。

また、遺言能力について、中国民法典に条文が設けられていないが、遺言の無効事由を定める条文（1143条）によると、行為無能力者又は制限行為能力者がなした遺言は無効である。この規定からすると、行為能力者しか遺言能力が認められない。中国民法典の規定によると、18歳以上の成年者は行為能力者であり、8歳以上18歳未満の未成年者および自己の行為を完全に弁識できない成年者は制限行為能力者であり、8歳未満の未成年者および自己の行為を弁識できない成年者は行為無能力者である（18条～22条）。ただ、16歳以上の未成年者は自己の労働収入で生活をしている場合には行為能力者とみなされる（18条2項）。

## Ⅱ　中国民法典における遺言の方式と要件

### 1．遺言の方式と要件

遺言の方式に関して、中国民法典では、自筆証書遺言、代筆証書遺言、プリントアウト形式による遺言、録音・録画形式による遺言、危急状況における口頭遺言、公証遺言の6種類が定められている。条文上は、すべての方式に関しては、押印が要求されていない。また、自筆証書遺言を除き、ほかの方式の遺言については第三者の立会いが必要とされており、録音・録画形式による遺言と危急状況における口頭遺言を除き、他の方式の遺言については書面が必要とされている。

---

[1] 楊立新「我国継承制度的完善与規則適用」中国法学2020年第4期88頁以下参照。

なお、第三者の立会いが必要とされる方式の遺言について、証人たる第三者は行為能力を有することが必要であり、相続人、受遺者および相続人または受遺者と利害関係を有する者が証人にはならない（1140条）。

### (1) 自筆証書遺言の要件

自筆証書遺言に関しては、①遺言者が遺言の全文を自書すること、②遺言者の署名、③作成した年月日の明記、という3つの要件が必要とされる（1134条）。

条文上は遺言者自身で遺言の全文を書く必要があると規定されていないが、立法担当者は遺言者が「遺言の全文」を自書する必要があると説明し[2]、最高人民法院により公表された民法典の理解と適用に関する本においても「遺言の全文」を自書する必要があるとされている[3]。

### (2) 代筆証書遺言の要件

代筆証書遺言に関しては、①二名以上の証人の立会い、②証人のうちの一人が代筆すること、③遺言者、代筆者及びその他の証人の署名、④作成した年月日の明記、という4つの要件が必要である（1135条）。

立法担当者の説明によると、代筆者は遺言の全文を自書する必要があり、プリントアウト形式を利用してはならない[4]。

### (3) プリントアウト形式による遺言の要件

プリントアウト形式による遺言に関しては、①二名以上の証人の立会い、②遺言者と証人は遺言書の各頁に署名すること、③作成した年月日の明記、という3つの要件が必要である（1136条）。

立法担当者の説明によると、遺言者本人が遺言の内容を電子機器に入力し、それをプリントアウトするだけでなく、他の者が遺言者の口述内容を電子機器に入力し、それをプリントアウトすることも認められる[5]。

また、プリントアウト形式による遺言は、中国民法典に初めて規定された方式であるが、中国民法典が施行される前にも、公証遺言がプリントアウト形式で行われており、その効力が認められている。

---

[2] 黄薇編『中華人民共和国民法典釈義（下）人格権編・婚姻家庭編・継承篇・侵権責任編・附則』2178頁（法律出版社、2020年）。

[3] 最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組編『中華人民共和国民法典婚姻家庭編継承篇理解与適用』561頁（人民法院出版社、2020年）。

[4] 黄薇・前掲注2）2181頁。

[5] 黄薇・前掲注2）2182頁。

### (4) 録音・録画形式による遺言の要件

録音・録画形式による遺言に関しては、①二名以上の証人の立会い、②遺言者及び証人は、録音録画の中にその氏名又は肖像、及び年・月・日を記録すること、という２つの要件が必要である（1137条）。

立法担当者の説明によると、録音・録画形式によって遺言を作成するとき、遺言者本人が遺言の内容を口述する必要はあるが、障害のため口述できない場合は手話を使って遺言の内容を伝えることも認められる[6]。

### (5) 危急状況における口頭遺言の要件

危急状況における口頭遺言に関しては、①遺言者が危急な状況にあること、②二名以上の証人の立会い、という２つの要件が必要である。ただ、危急の状況が解消された後に、遺言者が書面又は録音録画の形式により遺言をなすことできるときには、口頭でなされた遺言は無効となる（1138条）。

### (6) 公証遺言の要件

公証遺言に関しては、中国民法典では公証機関で行う旨しか規定されておらず、具体的な要件が定められていない。

公証遺言はもっぱら中国司法部により制定された「遺言公証細則」（以下、「細則」という）に基づいて行われている。細則３条の規定によると、公証所が法的手続きに従い遺言者の遺言作成行為が真実かつ合法であることを証明し、このような証明を受けた遺言は公証遺言という。遺言が遺言者の真の意思表示であることを保証するために、遺言者本人が公証所に申請し、かつ立ち会わなければならない。遺言者本人が公証所に行くことが困難な場合には、管轄公証所に公証所の職員を自らの住所に派遣するよう要請することも可能である（細則５条）。また、細則６条によると、公証遺言を作成するには公証人を含め二人の公証所の職員によって行う必要があり、公証人が公正証書に署名しなければならない。特別な事情があって、一人の公証人により行われる場合には、一人の証人の立会いが必要であり、証人は遺言と記録に署名しなければならない。

さらに、細則13条によると、公証遺言により作成された遺言は、以下の内容を記載しなければならない。すなわち、①遺言者本人の氏名、性別、出生年月日、住所、②遺言で処分する財産の状況（種類、数量、所在地および共有や抵当権の設定の有無など）、③財産や他のことに関する具体的な処分内容、④遺言執行者を指定した場合は、遺言執行者の氏名、性別、年齢、住所など、⑤遺言作成の年月日および遺言者の署名。また、遺言者本人によって作成された遺言は、修正あるいは補充を行う場合に、修正または補充したあとに、遺言者が

---

[6] 黄薇・前掲注2）2184頁。

確認し、署名する必要がある。遺言者本人は遺言を作成しなかった場合は、公証所の職員が代筆することができる。代筆した場合は、遺言者は作成した遺言を確認し、署名しなければならない。

遺言者が行為無能力者である場合や意思表示が真実性を有しないとき、遺言で処分する財産が個人の財産であることを証明できないなどのような場合には、公証人が公証遺言の作成を拒否しなければならない（細則17条）。

以上のように、中国での公証遺言に関して、公証人は遺言の有効性を確認することが求められている。

なお、公証遺言の効力要件ではないが、細則16条によると、遺言者は①高齢で病弱である場合、②重篤な患者である場合、③聴覚障害者、視覚障害者である場合、④間欠性精神病患者、知的障害者である場合には、公証人は遺言者との会話を録音または録画しなければならない。これは、公証遺言を作成するときに遺言者の行為能力を確認するために規定されたものであり、録音・録画がないことを理由に公証遺言の効力を否定することができないと解釈されている[7]。

## 2．遺言の撤回又は変更について

中国民法典に遺言の変更又は撤回に関する条文があるものの、撤回又は変更の方式については具体的に定めておらず、包括的に遺言者が遺言を撤回又は変更することができると規定している（1142条1項）。

旧相続法には他の方式で作成された遺言は公証遺言を撤回又は変更することができないと定められていたが、中国民法典を編纂するにあたって、当該規定が削除された。また、旧相続法には複数の遺言が存在する場合に、最後に作成された遺言に従うと定められていたが、中国最高人民法院は司法解釈において、複数の遺言の中に公証遺言があるとき、最後の公証遺言に従い、公証遺言がなければ、最後の遺言に従うと示されていた。中国民法典1142条3項は単に最後の遺言に従うと規定し、公証遺言の優先的効力を否定した。

## 3．遺言の保管方法および認証について

### (1) 遺言の保管について

#### i）公証所による保管[8]

遺言の保管については、中国民法典に明文規定がない。細則20条によると、公証所は公証遺言のみならず、自筆証書遺言や代筆証書遺言、録音の形式による遺言も保管することができる。

中国公証協会により作成された「遺言保管業務に関するガイドライン」4条、5条による

---

[7] 最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組・前掲注3）588～589頁。

[8] 劉晶晶「保管遺言問題探討」法制博覧2019年3月（上）166頁以下参照。

と、遺言者本人は遺言の保管を申請する必要があり、遺言の保管を申請するにあたって、公証所に自己の身分証明書を提示し、遺言保管申請書を提出しなければならない。当該申請書には以下の事項の記載が必要である。すなわち、①申請者（遺言者）の個人情報および連絡方法、②保管する遺言の方式、③遺言者が遺言の受取人を指定する場合は、遺言受取人の個人情報および連絡方法、④遺言の開示および受取の条件、⑤遺言の原本が公証所により保管され、遺言受取人が遺言の副本を受け取ることに承諾すること、⑥法定相続人全員の個人情報を登録することである。

また、公証所は遺言を保管する業務を行うにあたって、一人の公証人を含め二人の公証所職員によって行わなければならない（ガイドライン６条）。しかも、公証所は保管している遺言の情報を全国公証遺言検索ネットワークに登録しなければならない（ガイドライン 8 条）。

遺言者が死亡した場合の遺言の開示などに関しては、当該ガイドライン 12 条によると、遺言受取人が遺言者の死亡証明書を持って遺言の開示を申請し、遺言の副本を受け取ることができる。遺言者が遺言受取人を指定しなかった場合、あるいは遺言受取人が死亡し、若しくは行為無能力者になった場合には、法定相続人全員は遺言の開示を申請し、遺言の副本を受け取ることができる。

#### ii）公益財団「中華遺言データバンク」による保管

2013 年 3 月に中国老齢事業発展財団と北京陽光老年健康財団は連携して、遺言の作成や登録、保管などのサービスを提供する公益財団である「中華遺言データバンク」を設立した。中華遺言データバンクで作成された遺言はもちろん、他の遺言も中華遺言データバンクに保管してもらえる。保管するにあたって、まず遺言を登録する必要がある。登録して保管した遺言について、「登録証明書」が発行され、遺言者が死亡したあと、相続人は「登録証明書」を使って遺言の所在を確認することができる。また、遺言者の親族は遺言者の死亡証明書と自己のマイナンバーを提示し、遺言の有無、受取人の情報を確認することもできる。

### (2) 遺言の認証について

中国では、遺言の認証を行う制度がないものの、公証所は遺言の公証を行う際に、実質的に遺言の有効性に関する認証を行っている。また、地方の公証所は公証業務のほか、業務の一環として遺言の認証を行っているところもある。たとえば、深圳市や昆明市の公証所協会は遺言認証業務を展開させるためのガイドラインを作成し、公証遺言のほか、公証所によって保管されている遺言および公証人の立会いのもとで作成された遺言に関しては、認証業務を引き受けることができると定めている[9]。

---

[9] 徐俊傑「公証在遺言検認制度中的地位与作用」中国公証 2023 年第 7 期 32 頁以下参照。

### 4．遺言の存在に関する通知制度および第三者の関与を必要とせず、電子的記録または映像のみによる遺言を有効とする制度

中国では、遺言の存在に関する通知制度が存在しないが、「中華遺言データバンク」は、遺言者の委託を受けて、遺言者が死亡したあと、親族を集めて遺言の内容を読み上げるサービスを提供している。

また、中国では、第三者の関与を必要とせず、電子的記録または映像のみによる遺言を有効とする制度は存在しない。

### 5．遺言の成立の真正性と内容の真意性が争われる事案について

#### (1) 弁護士調査チームによる全国の調査結果

相続紛争に関する各地の裁判所の認定状況を明らかにするために、中国全国約 300 人余りの弁護士は調査チームを形成し、判例データベースを利用して、中国全国 30 省、自治区、直轄市を対象[10]に、2017 年から 2019 年までに出された相続に関する判決を整理・分析し、一冊の本にまとめた[11]。調査チームは、判例データベースを検索した結果、5 万 8487 件判決が表示されたが、整理したうえで、最終的に 3 万 8917 件判決を対象にして分析が行われた。

当該文献によると、3 万 8917 件判決のうち、遺言の有効性に関するものは 8107 件であり、有効と認定されたものは 5814 件、無効と認定されたものは 1598 件、一部無効と認定されたものは 695 件であり、有効と認定された遺言は全体の 71.7%を占めている。これらの判決から見ると、一番よく利用された遺言の方式は自筆証書遺言であり（3488 件）、その次は代筆証書遺言（2662 件）、三番目は公証遺言（1940 件）、最も少ないのは録音形式による遺言（152 件）である。民法典に規定された方式ではないが、共同遺言は 412 件あった。

有効と認定された割合から見ると、公証遺言の 93.5%が有効と認定され、その次は自筆証書遺言と共同遺言（80%を超えた[12]）であり、有効割合が一番低いのは口頭遺言（13.8%）である。

共同遺言について、旧相続法と民法典には禁止規定が設けられていない。裁判実務上の判断は分かれているが、有効と認定されるものが少なくないようである。

#### ｉ）公証遺言が無効と認定された事由

公証遺言が無効と認定された事由は 5 つ挙げられている。すなわち、①遺言の中には遺

---

[10] チベット自治区、香港特別行政区、マカオ特別行政区に関するデータがない。

[11] 買明軍＝袁芳編『承継案件裁判要旨総梳理』（法律出版社、2022 年）。

[12] 文献には、公証遺言や口頭遺言、共同遺言の有効割合について、本文の中で具体的な数字が示されたが、他の方式の遺言については、表で示されただけで、具体的な数字が示されていない。

言者が処分権限を有しない財産が含まれていたこと、②必留分の規定に違反したこと、③遺言者が行為能力を有しなかったこと、④遺言者の真意と一致しなかったこと（遺言者の口述内容と公証人が代筆で作成した遺言の内容と一致しなかった）、⑤手続き上の瑕疵があったことである。

**ii）自筆証書遺言が無効と認定された事由**

自筆証書遺言が無効と認定された事由は 6 つ挙げられている。すなわち、①遺言の内容について表現が明確ではないこと（例えば、遺言の中に「建物甲を A に処分させて、権利書を A に渡す」と書かれたが、「処分」は贈与の意味を有するかどうかは不明確であるため、無効と認定された）、②遺言者本人による自書や署名がなく、あるいは作成の年月日の明記がなかったこと、③遺言者が行為能力を有しなかったこと、④遺言者の行為が遺言の内容と抵触したこと、⑤必留分の規定に反したこと、⑥遺言の中には遺言者が処分権限を有しない財産が含まれていたことである。

**iii）代筆証書遺言が無効と認定された事由**

代筆証書遺言が無効と認定された事由は 6 つ挙げられている。すなわち、①二人の証人の立会いおよび証人の署名といった要件を満たさなかったこと（遺言の内容は遺言者の真意であることが証明された場合、有効とした判決もある）、②証人が利害関係者であること、③遺言者が署名せず、捺印したこと（字を書けない遺言者に関しては、捺印だけで有効とした判決もある）、④遺言の内容について遺言者が口述しなかったこと（他の証拠により遺言の内容は遺言者の真意であることが証明された場合、有効とした判決もある）、⑤遺言を作成する過程から見ると、遺言者の真意を反映しなかったこと（たとえば、代筆者の主導のもとで遺言が作成され、遺言者は受動的に反応しただけの場合）、⑥遺言の中には遺言者が処分権限を有しない財産が含まれていたことである。

以上の 3 つの方式の遺言に共通する無効事由は、「遺言の中に遺言者が処分権限を有しない財産が含まれていること」である。これは中国では夫婦財産共有という制度と関係するところがあり、法的に配偶者に属する財産を自らの遺言で処分すると、当該遺言が無効となる。また、遺言で処分した不動産はその所有権に関する争いがあって、最終的に遺言者に一部の持分しかないと認定された場合に、遺言の一部が無効となる。

また、遺言者は、労働能力のない、かつ収入源も有しない法定相続人のために、必要とされる遺産相続分を留保しなければならないという「必留分」制度が規定されているが（旧相続法から定められている）、周知されていないこともあり、必留分を設けていない遺言は一部無効とされる。

なお、各方式の遺言の形式要件に瑕疵があっても、遺言の効力が必ずしも否定されず、遺言の内容が遺言者の真意であることは証明された場合に遺言の効力を認める裁判例が存在

する。学説上も、形式要件に瑕疵があっても、遺言の内容は遺言者の真意であることが証明できれば、遺言の効力を認めるべきであるという見解が多数である[13]。

### (2) 地方人民法院による統計結果

上海市長寧区人民法院は管轄内の遺言相続に関する事件を整理し、2021 年 10 月に白書を公表した[14]。当該白書によると、2017 年から 2020 年まで、上海市長寧区人民法院は遺言相続に関する判決 548 件を出して、そのうち、自筆証書遺言が 197 件、代筆証書遺言が 197 件、公証遺言が 193 件であり、これらの三つの方式の遺言は全体の 96.54%を占めている。

遺言の効力が否定される割合に関しては、自筆証書遺言の場合は 15.23%が無効または一部無効と認定され、代筆証書遺言の場合は 28.93%が無効または一部無効と認定され、公証遺言の場合は 5.70%が無効または一部無効と認定された。無効と認定される割合は代筆証書遺言のほうが一番高いのである。

無効または一部無効と認定される事由については、①必留分の規定に違反すること、②遺言の中には遺言者が処分権限を有しない財産が含まれていること、③形式要件に瑕疵があったこと、④遺言者の意思表明は不明確であったことなどが挙げられている。

また、北京市海淀区人民法院は管轄内の 2019 年から 2022 年までの遺言相続に関する事件を整理し、2023 年 3 月に白書を公表した[15]。ただ、当該白書には、弁護士調査チームや上海市長寧区人民法院のように、各方式の遺言の件数や無効と認定された割合が示されなかった。当該白書によると、中心的な争点は遺言の効力であり、中国民法典が施行される前では自筆証書遺言、代筆証書遺言と共同遺言に関する紛争が多かったが、中国民法典が施行されたあとではプリントアウト形式による遺言に関する紛争が増加し、共同遺言に関する紛争が依然として多かった。遺言の効力に関して紛争が生じた原因は、主に①形式要件に瑕疵があったこと、②遺言者の行為能力に異議があったこと、③遺言の中には遺言者が処分権限を有しない財産が含まれていたこと、といった理由が挙げられている。

以上のように、上海市長寧区人民法院の白書に取り扱われた判決が多くないものの、利用された遺言の種類や遺言の効力の認定状況、効力の否定事由に関する統計結果は、弁護士調査チームによる全国の調査結果とは凡そ同じである。北京市海淀区人民法院の白書には統計数字が具体的に示されなかったが、遺言の効力に関する紛争理由については、弁護士調査チームや上海市長寧区人民法院が出した結果とは大きな差が見られない。

---

[13] 劉耀東「民法典編纂視野下遺言形式要件的完善与形式瑕疵遺言的効力」上海政法学院学報（法治論叢）2019 年第 5 期 90 頁、任江「民法典継承編遺言形式要件効力解釈論」法商研究 2020 年第 6 期 61 以下など参照。

[14] 上海市長寧区人民法院「2017 年—2020 年渉遺嘱継承案件審判白皮書」。

[15] 北京市海淀区人民法院「北京市海淀区人民法院遺嘱継承糾紛審判白皮書（2022 年度）」。

## Ⅲ　遺言制度のデジタル化等に関する議論の状況・内容等

### 1．議論状況および内容

中国民法典では、デジタル遺言に関する規定が設けられていない。民法典を編纂する際に、新しい方式の遺言を定めるべきかどうかについて、プリントアウト形式による遺言および録画形式による遺言に関する議論があった[16]ものの、デジタル遺言に関する議論は見当たらない。中国国内の家族法の学者や弁護士にヒアリングしたが、立法過程にデジタル遺言に関する議論があったかどうかは、立法に関する資料が公開されていないため、不明である。

学者サイドには、議論があったものの、活発的な状況とは言い難い。そもそも、中国では、デジタル遺言に関する理解が多様であり、以下のような方式で作成された遺言はデジタル遺言として紹介されている[17]。①電子メールや携帯電話のショートメール、SNS（WeChat、Weibo など）を利用して作成された遺言、②インターネットサービスプロバイダーが提供した特定のホームページに作成された遺言、③インターネット上、ビデオカメラを利用して立会いまたは公証サービスを提供するだけでなく、作成された遺言の保管も行う方式の遺言、④紙媒体を利用せず、デジタル設備を利用して文字を入力し、かつ電子署名を行う遺言。①方式の遺言は電子データ遺言とも呼ばれ、②方式の遺言はインターネット遺言とも呼ばれ、③と④方式の遺言はデジタル遺言と呼ばれている。

このように、中国ではデジタル遺言に関する認識が一致しておらず、一般論として、電子方法を利用して作成された遺言の効力を認めるべきかどうかについて、肯定と否定の見解があるものの、立法論として認める場合の具体的な要件に関する議論がまだ展開されていない。

電子方法を利用して作成された遺言の効力を否定する理由としては、技術上、遺言者本人

---

16 黄薇・前掲注 2）2181～2184 頁。

17 孫毅「論遺言方式的緩和主義進路」求是学刊 39 巻 4 期 75 頁以下（2012 年）、盧楽寧「網絡遺言的効力初探」法制博覧 2015 年 2 月（下）53 頁以下、鄒暁玫「網絡遺言服務的法律困境及対策研究」黒龍江省政法管理幹部学院学報 118 期 49 頁以下（2016 年）、施孝超「電子遺言的分類及発展探究」哈爾濱学院学報 40 巻 12 号 67 頁以下（2019 年）、趙春「民法典編纂視野下摘遺言形式及其形式要件完善」北方法学 13 巻 76 期 67 頁以下（2019 年）、陳建兵「新類型遺言形式的法律効力探討」法制与社会 2019 年 2 月（中）43 頁以下、張文怡「浅析電子遺言的法律地位及其効力規則」法制与社会 2020 年第 4 期（上）61 頁以下（2020 年）、潘家慶「基于区塊錬技術的電子遺言法律問題探究」西部学刊 133 期 105 頁以下（2021 年）、和麗軍「電子遺言法律効力之否定」山西省政法管理幹部学院学報 35 巻 4 期 29 頁以下（2022 年）など参照。

によって作成されたものであるかどうか、遺言の内容は遺言者の真意であるかどうかを担保することは困難であること、技術の開発が可能であっても費用が高くなると、利用者が増えない可能性もあるなどが挙げられている。肯定的な立場からは、科学技術の発展によって、人々のニーズが多様になり、簡単に遺言を作成できるような方法があれば認めるべきであるという見解が示されている。

なお、中国では電子署名法3条3項によると、婚姻、養子、相続などの身分関係に関する書類には、電子署名の使用が禁止されている。デジタル遺言を導入するためには、まず電子署名法の改正が必要となる。

### 2．電子署名について

中国では、2005年に実施された「中華人民共和国電子署名法」（以下、「電子署名法」という）2条によると、電子署名は、電子情報の中に電子形式により含まれ、または添付された、署名者の身元を識別し、かつ署名者がその内容を承認したことを示すデータを指す。信頼性のある電子署名は、手書きの署名や捺印と同等の法的効力を有するとされている（同法14条）。

また、「信頼性のある電子署名」として認められるためには、4つの要件を満たさなければならない（同法13条）。すなわち、①電子署名作成データにつき電子署名に用いられるときに、電子署名者の専有に属していること、②署名のときに、電子署名作成データにつき電子署名者のみがコントロールしていること、③署名後の電子署名に対するいかなる改変についても、発見可能であること、④署名後の電子情報の内容および形式に対するいかなる改変についても、発見可能であること、という4つの要件である。つまり、この4つの要件をすべて満たした場合、「信頼性のある電子署名」として、手書きの署名などと同等の法的効力が認められる。

## Ⅳ　遺言利用状況について

### 1．遺言の利用状況の概況

中国では、遺言の利用状況に関する全国範囲の調査がなかったようである。2008年に学者グループによって一部の地方を対象に遺言の利用状況を調査し、一冊の本にまとめたが、その書籍は入手できていない。

Ⅱ5（1）のところで紹介した弁護士調査チームの統計結果から、相続紛争事案において遺言の効力をめぐって争う事案の割合から、間接的に中国での遺言の利用状況を推察することができる。

弁護士調査チームは、全国の3万8917件相続に関する判決から、各地方における遺言の効力をめぐる紛争が相続紛争事案に占める割合を算出し、各地方の遺言の利用状況を示し

ている。その結果、遺言の利用率が40%に達したのは上海市のみであり、30%以上40%未満は9省[18]、20%以上30%未満は12省、自治区、直轄市[19]、10%以上20%未満は4省、直轄市[20]、10%未満は4省、自治区、直轄市[21]である。このように、30省、自治区、直轄市のうち、遺言の利用率30%未満は20省、自治区、直轄市であり、全体の3分の2を占めており、遺言の利用は決して多くないようである。

また、II3（1）ii）で紹介した中華遺言データバンクにより作成された「中華遺言データバンク白書（2022年度）」[22]によると、60歳以上の高齢者（中国では60歳から高齢者となる）の依頼をうけて、中華遺言データバンクで保管されている遺言の件数は、中華遺言データバンクが設立された2013年は6804件であったが、2018年は4万5791件に達しており、その後減少したものの、2019年は3万7886件、2020年は2万882件、2021年は2万5926件、2022年は2万7736件であった。中国の60歳以上の人口は、2021年末に2.67億人、2022年末に2.8億人に達したことから見ると、中華遺言データバンクでの遺言利用者数は決して多いとは言えない。ただ、中華遺言データバンクにより行われた意識調査によると、2013年は12.4%の人々は遺言が必要と答えたが、2019年は46.87%になり、最新の調査結果（資料には具体的な年数が示されなかった）は90%を超えた。遺言の利用者数は多くないものの、遺言に対する人々の意識は確実に変化しており、今後の利用者数が増える可能性は十分あるように思われる。

### 2．録音・録画形式による遺言の利用状況

録音・録画形式による遺言の利用状況につき正確な統計データ等は見当たらなかった。中国国内の家族法学者や弁護士に問い合わせたところ、このような統計が行われていないようである。

II5（1）のところで紹介した弁護士調査チームの統計結果によると、遺言の効力に関する8107件の裁判例のうち、録音形式による遺言に関するものは最も少なく、152件しかない。また、II5（2）のところで紹介した上海市長寧区人民法院の統計結果によると、取り扱った608件遺言のうち、録音形式による遺言は3件しかない。

録音形式による遺言は、早くも1985年の旧相続法によって導入されたものの、実際に利用されるのは多くないようである（録画形式による遺言は2021年の民法典に規定されたばかりで、利用状況は確認できなかった）。あまり利用されていない原因に関しては、以上の

---

[18] 福建省、江西省、江蘇省、山東省、安徽省、黒龍江省、遼寧省、陝西省、海南省である。

[19] 広東省、河南省、河北省、広西チワン族自治区、湖南省、四川省、天津市、内モンゴル自治区、貴州省、寧夏回族自治区、甘粛省、青海省である。

[20] 湖北省、重慶市、山西省、雲南省である。

[21] 北京市、浙江省、吉林省、新疆ウイグル自治区である。

[22] https://www.will.org.cn/upload/files/ueditor/20230321/202303211310149169.pdf

統計資料には言及が見当たらなかった。中国国内の家族法学者や弁護士にヒアリングしたところ、便宜性がないことと、保管が容易ではないことは主な原因であると考えられる。録音形式による遺言を作成するに当たって、遺言者は遺産状況を口述する必要があり、言い間違えや機械のトラブルなどがあったら、また一からやり直さなければならないし、しかも2人以上の証人の立会も必要であり、自筆証書遺言や公証遺言の作成より利便性が感じられない。また、個人にとっては、録音形式による遺言の保管が容易ではなく、毀損や紛失などのリスクも他の方式の遺言より高いとも言われる。これらの事由は、録画形式による遺言の場合にも当てはまるものであり、2021年の民法典に録画遺言が規定されたものの、今後活用される可能性が高くないのではないかと思われる。

## Ⅴ．中国民法典における遺言に関する条文の和訳

第1133条（遺言相続）

①自然人は、本法の規定に従って遺言をなし、個人の財産を処分することができ、かつ遺言執行者を指定することができる。

②自然人は、遺言により、法定相続人の一人又は数人を指定して個人の財産を相続させることができる。

③自然人は、遺言を作成し、個人の財産を国・集団又は法定相続人以外の組織・個人に贈与することができる。

④自然人は、法に従って遺言信託を設定することができる。

第1134条（自筆証書遺言）

自筆証書遺言は、遺言者が自筆で内容を書き、署名し、年・月・日を明記しなければならない。

第1135条（代書証書遺言）

代書証書遺言は、二名以上の証人が立ち会い、その内の一人が代書し、かつ遺言者、代書者及びその他の証人が署名し、年・月・日を明記しなければならない。

第1136条（プリントアウト形式の遺言）

プリントアウト形式による遺言は、二名以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者及び証人は遺言の各頁に署名し、年・月・日を明記しなければならない。

第1137条（録音録画遺言）

録音録画の形式によって遺言を作成する場合は、二名以上の証人が立ち会わなければならない。遺言者及び証人は、録音録画の中にその氏名又は肖像、及び年・月・日を記録しなければならない。

第1138条（危急状況における口頭遺言）

遺言者は、危急の状況において口頭で遺言をなすことができる。口頭遺言は、二名以上の

証人が立ち会わなければならない。危急の状況が解消された後に、遺言者が書面又は録音録画の形式により遺言をなすことができるときには、口頭でなされた遺言は無効とする。

第 1139 条（公証遺言）

公証遺言は、遺言者が公証機構で遺言をなす。

第 1140 条（遺言作成時の証人）

次に掲げる者は、遺言の証人となることができない。

(1) 民事行為無能力者、制限民事行為能力者及びその他証人となる能力を有しない者

(2) 相続人、受遺者

(3) 相続人又は受遺者と利害関係を有する者

第 1141 条（必留分）

遺言は、労働能力を欠き、かつ収入源を有しない法定相続人のために、必要とされる遺産相続分を留保しなければならない。

第 1142 条（遺言の撤回・変更）

①遺言者は、自己がなした遺言を撤回、変更することができる。

②遺言をなした後に、遺言者が遺言の内容と抵触する民事法律行為を行った場合は、それによって抵触する部分の遺言の内容が撤回されたものとみなす。

③複数の遺言がある場合には、その内容が相互に抵触するときは、最後の遺言に従う。

第 1143 条（遺言の無効）

①民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がなした遺言は、無効である。

②遺言は遺言者の真実の意思によらなければならず、詐欺・脅迫を受けて作成した遺言は無効である。

③偽造した遺言は、無効である。

④遺言が改竄された場合は、改竄された内容は無効である。

第 1144 条（負担付きの遺言・遺贈）

負担付きの遺言相続又は遺贈の場合は、相続人又は受遺者は義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しない場合は、利害関係者又は関係する組織の請求を経て、人民法院は、その義務付き部分の遺産取得の権利を取り消すことができる。

**日本語参考文献**

鈴木賢『現代中国相続法の原理―伝統の克服と継承―』（成文堂、1992 年）

胡光輝『中華人民共和国民法典～2021 年 1 月施行～立法経緯・概要・邦訳～』（日本加除出版、2021 年）

小田美佐子＝朱曄訳「中華人民共和国民法典（1）（2・完）」立命館法学 390 号 412 頁以下、391 号 436 頁以下（2020 年）

白出博之「中国民法典の制定について（4・完）」ICD news:法務省法務総合研究所国際協力部報88号（2021年9月）https://www.moj.go.jp/content/001356739.pdf

# 第5章　イギリス

名古屋大学　金子敬明

## Ⅰ　前提

### 1　イギリスの遺言法の改正検討作業

イギリス[1]においては、Wills Act 1837（以下では「1837年法」という）の第9条が、これまで何度か改正を受けてきたものの、現在でも依然として、遺言の方式を定める基本的な規定である[2]。

Law Commission[3]は、2014年夏から始まる第12期における改正プロジェクトの1つとして、遺言法を取り上げることに決定し[4]、調査の上、2017年7月に試案（Consultation Paper）を出した。改正の検討が特に要望されていたのは遺言能力と方式についてであり（もっとも、2017年試案での検討はそれらにとどまらない幅広い内容を含むものであった）、電子遺言（Electronic Wills）は方式要件の1つとして2017年試案の第6章で取り上げられた。

2017年試案に対する意見募集は同年11月に締め切られ、回答への分析が始められたが、2019年に、政府との合意のうえ、別のプロジェクトを優先させるために一時作業を中断した。そのうちに、2020年にCovid-19騒動が発生し当該別プロジェクトの作業が遅れたた

---

[1] 本稿では、イングランドを指すものとして「イギリス」の語を用いる。注で挙示したウェブサイトは、いずれも2023年12月16日時点でアクセス可能であったことを確認している。

[2] Brian Sloan, *Borkowski's Law of Succession* (4th ed., 2020, OUP), p.51. 以下では同書を「Sloan」と表記する。なお、同書の出版社ウェブサイト（www.oup.com/he/sloan4e）にはアップデートが掲載されており、本稿執筆にあたり2023年3月版を参照した（以下ではこれを「Sloan Update」と表記する）。ただし、本稿執筆の最終段階では2023年10月版に差し替えられているところ、それにはロックがかかっていて閲覧することができなかった（その後2023年12月16日にアクセスしたところ、ロックが解除されていたが、2023年10月版のアップデートを本稿の内容に反映させるだけの時間的余裕がなかった）。

[3] Law Commission（https://lawcom.gov.uk/）とは、Law Commissions Act 1965に基づいて設立されている、政府から独立して、イギリスの法改正の検討を行う機関である。期ごとに、どの分野について改正プロジェクトに取り組むかを、関係者からの意見を聴取し、法務大臣（Lord Chancellor）の承認も得て決定し、各プロジェクトについて、現行法とその問題点の分析を経て、試案（Consultation Paper）を出し、それへのパブリックコメントの手続（Consultation）の後、最終報告書（Report）を出す。Reportの内容がおおむねそのまま受け入れられて立法に結実することが多いが、あくまで政府の方針に依存しない提案をする独立の機関であるため、店晒しにされることもときどきある。

[4] Law Commission, *Making a Will* (CP 231), paras 1.4-1.6.（https://lawcom.gov.uk/project/wills/）　以下ではこれを、日本語では「2017年試案」、注では「CP231」と表記する。

め、遺言法改正の作業が再開されたのは2022年秋であった[5]。

この間に、II 2で後述するように、遺言の方式要件のうち見届け（witnessing）の要件について、Covid-19対応のために、期間限定での改正がされた。このこともあって、電子遺言については、再度検討のうえ試案を作成し意見募集の手続に付するのが適当であるとされ、2023年10月に追加試案（Supplementary consultation paper）が発表された。回答は2023年12月8日に締め切られ、その後、寄せられた意見の分析を経て、いずれ最終報告書（Report）が出されることになる。

## 2　検認手続について[6]

イギリス法では、被相続人死亡後の遺産（とりわけ土地）について、相続人であるというだけでは、管理処分をすることは原則として一切できない。それをする権限を有するのは、裁判所の手続で人格代表者（personal representative）として選任された者である。この裁判所での手続で人格代表者が受ける権限証書を、遺産管理状（grant of representation）という。

遺言があり、その遺言において遺言執行者（executor）として指名された者がいる場合には、遺言書が裁判所の一部門であるProbate Registryに提出され、特に問題がなければその指名された者が遺言執行者として選任される。具体的には、かれは検認状（grant of probate）という種類の遺産管理状の発給を受けることになる。

検認状の発給に至る裁判所の手続を検認（Probate）という（日本法における遺言書の検認が証拠保全の手続にすぎないとされるのとは全く異なることに注意）。検認は準行政的手続であり、この手続で、遺言者の遺言能力などについて争いが起こると、その点を先に訴訟で解決する必要が出てくることもあるが、圧倒的に大多数の事例では、訴訟を伴うことなく、検認状が発給される。もっとも、検認状が発給された後に遺言の有効性が争われて効力が否定されることもあり、その場合には、すでにされた検認状が取り消される（revoke）ことになる[7]。

方式要件違背による無効についての統計として、1978年の3か月間に検認に付された40664件の遺言のうち、93件のみ（0.2%）について検認状の発給が拒絶（reject）されたという数値が紹介されることがある[8]。しかし、ここでいう「拒絶」には、訴訟の結果とし

---

[5] Law Commission, *Making a Will: Supplementary consultation paper* (CP 260), paras 1.7-1.9. (https://lawcom.gov.uk/project/wills/)　以下ではこれを、日本語では「2023年試案」、注では「CP260」と表記する。

[6] 詳細は、金子敬明「イングランド法」大村敦志監修『相続制度の比較研究』（2020年、商事法務）81頁参照。

[7] Sloan, p.392.

[8] Sloan, p.120. 同所で引用されているのは、Law Reform Committee, *The making and revocation of wills* (May 1980, HMSO, Cmnd 7902. 以下ではこれを「Cmnd7902」と表記する）のAnnex 2にある調査結果である。これによると、1978年9月4日から同年12月1日までのあいだにPrincipal Registryに対してgrant of probateが申請された40664

て（例えば遺言能力が欠けているために）遺言無効であると判断された事例は含まれていない[9]。方式要件を満たしていないと見込まれる遺言については、最初から検認の申立てをしないことも多いと考えられ、0.2%という数字に重きを置くべきではない[10]。

参考までに、イギリスにおいて遺言がされる頻度について、統計を紹介しておく。

死亡する者の約4割（年間約20-25万人）は無遺言であると推測されている[11]。

また、任意の年度における遺言の作成件数の特定は、登録強制制度もない中（Ⅳで後述する）、困難であるが、被相続人が死亡した後に遺産管理状（grant of representation）が発給される件数については、法務省の統計がある（イングランドとウェールズを合わせたもの）。四半期ごとに数値が公表されており、平均的な処理週数なども示されている。

たとえば、2022年1月から同年12月までに発給された遺産管理状は総数で269769件であり、そのうち、検認状（遺言があり、遺言中で指名された遺言執行者が選任される場合に出される遺産管理状）は221820件、grant of administration with the will annexed（遺言はあるが、遺言で指名されたのではない者が人格代表者となる場合に出される遺産管理状）は9722件となっている[12]。

## 3　遺言の諸方式

---

件（うち、専門家が作成したものは34281件）のうち、拒絶されたのが97件（うち、専門家が作成したものは4件）であり、拒絶97件のうち1837年法9条の規定（本文Ⅱ1で説明する）に違反することを理由とするものが93件を占めている。具体的には、遺言者の署名が遺言の末尾になければならないという要件（この要件は現在では撤廃されている。Sloan, p.146）の不遵守8件、証人2人の要件を欠くのが34件、証人が同時に面前にいる（present）という要件の不遵守が20件、遺言者の面前で証人がサインしなかったのが19件、その他が12件となっている。

ちなみに、同期間中に特別方式の遺言（priviledged wills）として検認を受けたのは6件で、いずれも書面によるものであった。

[9] grant of probateを得るために訴訟を経る必要のある事例は非常に少ないと一般に言われているが、統計的数値として示すことは困難である。なお、訴訟において遺言が無効とされる原因としては、方式違反を別にしても、遺言能力の欠如、遺言内容の承認（knowledge and approval）の欠如、詐欺、強迫（coersion; undue influence）などがある（CP231, para 1.20）。

[10] Sloan, p.120-121は、この数字が示唆するよりももっとずっと多くの事例で1837年法9条違反が起こっているが、そのような事例が白日の下にさらされるわけでは必ずしもないと推測される、という。

[11] CP231, para 1.1. この数値は、イングランドとウェールズを合わせた数値と思われる。2017年のイングランドとウェールズを合わせた死亡登録数は533253件であった（https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/deaths/bulletins/deathsregistrationsummarytables/2017）。

[12] https://www.gov.uk/government/statistics/family-court-statistics-quarterly-january-to-march-2023 本文で示した数値は、このウェブサイトに載っているいくつかのデータファイル形式へのリンクのうち、csvを選択した場合にダウンロードされるzipファイル中、CSV Probate Timeliness 2023 Q1という名前のcsvファイルから引用した。同csvファイル中で出てくる用語の説明としては、同じzipファイルに1つだけ含まれているdocファイルの、“Probate timeliness”の表についての説明を参照のこと。

遺言としては、本稿で扱う通常方式のほかに、特別方式（priviledged wills）があり、特別方式については口頭での遺言も可能とされている。しかし、特別方式が許容されるのは、現に軍務に服する兵士および船員（1837年法11条、Wills (Soldiers and Sailors) Act 1918, s.2）に限られており、日本の死亡危急時遺言に対応するものは存在しない[13]。また、試案では特別方式の改正も検討されたが、その適用範囲は軍務に服する者（兵士のみならず、これに準ずる民間人も含む）に限られるべきであるとの提案がされている[14]。

したがって、本稿では特別方式の遺言については扱わず、「遺言」というときは普通方式のものをもっぱら想定する。

なお、普通方式も、Ⅱでみる1種類しかなく、日本のように普通方式として複数のものがあるわけではない。自筆遺言（holograph will）のように、証人なしに遺言者だけで完結して作成できる方式は存在しない[15]。専門家のもとで作成する方式（日本の公正証書遺言に近いもの）もない[16]。

## Ⅱ　遺言の方式要件

### 1　従来の規定

遺言の方式に関する基本的な規定は、先述のように、1837年法の9条である（Covid-19対応のため、Ⅱ2で後述するように改正があり、現在は9条1項となっているが、以下で「1837年法9条」とだけいうときはこれをさすものとする）。同規定は、被相続人（遺言者）が1983年以降に死亡した場合に適用される。内容は次のとおりである。

---

13 もっとも、P Critchley, "Privileged wills and the testamentary formalities: a time to die?" [1999] *Cambridge Law Journal* 49 は、死に瀕している者について特別方式を認めることを提案している。

14 CP231, paras 5.75-5.80. コロナ禍のもとで、特別方式の適用対象の拡大を主張する者もいたが、支持を得られなかった。2020年3月23日付の議会での書面質問（parliamentary written question）33619番に対して、法務省の副大臣（parliamentary under-secretary at the Ministry of Justice）であるAlex Chalk庶民院議員は、現在の特別方式を正当化している軍事的な文脈（military contexts）は、「現下の平時の状況（current civil circumstances）と同視しえないと主張した。以上につき、Sloan Update, p.12.

15 2017年試案はこの点について検討を加えているが、全文につき自筆を求めることにしても、詐欺（fraud）の防止には多少は役立つかもしれないが、強迫（undue influence）の防止には役立たないことや、普通方式について現行法のように1種類しかないようにすることが混乱を避けるためには望ましいことなどを挙げて、採用しないという提案をしている。CP231, para 5.72, Consultation Question 25.

16 Sloan, p.152によると、1971年に、法務委員会（Justice Committee）の報告書「Report on Home Made Wills」（入手することができなかった）において、公務員（public official）の面前で完成することのできる遺言の方式を追加的に導入することが提案された。同じ提案は1980年にもLaw Reform Committeeで検討されたが、意見聴取された者らはこの提案におおむね否定的だったという（Cmnd7902, para 2.23）。また、遺言作成への事務弁護士（solicitor）の介入を強制する提案も検討されたが、遺言の作成を躊躇させることが懸念され、斥けられた（Cmnd7902, para 2.23）。

「遺言は、次の要件がみたされる場合にのみ、有効である。

(a) 書くことによってされ（in writing）、遺言者が、または遺言者の面前（presence）で遺言者の指示に従って別の者が、署名したこと、かつ

(b) 遺言者が署名によって遺言に効力を与えることを意図していると見受けられる（it appears）こと、かつ

(c) そこに同時にいた（present at the same time）2人以上の証人らの面前で、遺言者が署名するか、承認する[17]（acknowledge）こと、かつ

(d) 各証人が、遺言者の面前において（しかし他の証人の面前であることは要しない）、

(i) 遺言を見届けて（attest）署名すること、または

(ii) 自分の署名を承認する（acknowledge）こと。

なお、見届けの方式（form of attestation）は必要とされない[18]。」[19]

電子遺言との関連性に留意しつつ、少し補足する。

(a)について、writingとは、目に見える（visible）形で語によって表記されていることを意味し、紙媒体に書かれていることまでは必要とされない[20]。したがって、テキストのファ

---

[17] すでにされている署名について、同時にそこにいた2人以上の証人らの面前で、遺言者が「これは私の署名である」と述べる場合が想定されている。

[18] 年月日を書くことは遺言の有効要件とされていないが、通常は、遺言の冒頭か、末尾のtestimonium という部分（専門家が作成する場合でもこれが欠ける場合もある）において年月日を記載する。また、(1837年法9条の末尾で規定されているように）これも要件ではないのだが、attestation clauseが遺言の末尾に付されるのが通常であり、強く推奨されている。これは、「われわれ（＊証人2人のこと）の面前で遺言者により署名され、かつ遺言者および他方の証人の面前で署名された（signed by the testator in our presence and attested by us in the presence of the testator and each other)」という記載であり、その右側に遺言者と証人2人の署名欄が置かれるのが標準的な構成である。以上について、Sloan, p.72-73の遺言見本を参照。

[19] No will shall be valid unless—
(a) it is in writing, and signed by the testator, or by some other person in his presence and by his direction; and
(b) it appears that the testator intended by his signature to give effect to the will; and
(c) the signature is made or acknowledged by the testator in the presence of two or more witnesses present at the same time; and
(d) each witness either—
(i) attests and signs the will; or
(ii) acknowledges his signature,
in the presence of the testator (but not necessarily in the presence of any other witness),
but no form of attestation shall be necessary.

[20] Interpretation Act 1978, sch 1. 契約の文脈では、電子メールも、合意がwritingでされるべきという要件を満たすものと裁判例では扱われている（CP231, para 6.19)。なお、Sloan, p.123-124によれば、食べ終えた卵の殻に書くのでもかまわないとされる（ある裁判例で出てくる極端な例。ただし、当該裁判例では、遺言の意図〔*animus testandi*〕がないという

イルとして保存された遺言も(a)の writing の要件を満たすと考えられる[21]。また、署名を除けば、自筆であることは特に必要とされない。したがって、遺言の全文をパソコンで作成して紙にプリントアウトしたものについて、それに署名等をする（後述Ⅲ 1 (1)の(α)）のでも、遺言としての有効性に全く問題はない。

(c)および(d)における面前（presence）について。これには、((c)を例に取ると）遺言者が何かを筆記しているところを証人が意識すること（mental presence）だけでなく、遺言者がそうしているのを証人が見ることが可能であったこと（現実に見たかどうかまでは要求されない。'line of sight'ルールと呼ばれる）も必要である。物理的に同じ場にいる（bodily presence）ことも必要とされるかについては、裁判例では、明示的な議論はほとんどないものの当然必要だと考えられていたようであり[22]、2017 年試案もそう考えていた[23]。

(d)について。まず遺言者が署名をするか署名を承認するのを、その場で同時に立ち会う 2 人以上の証人が見守り（attest）、次に、各証人が遺言者の面前で署名するか署名を承認するというのが、この規定が想定している順序である[24]。

## 2　Covid-19 対応の改正とその評価

Covid-19 禍の行動制限のもとで、証人による見届け（witnessing）の要件が問題となり、Wills Act 1837 (Electronic Communications) (Amendment) (Coronavirus) Order 2020 (S.I. 2020/952)[25]によって、1837 年法 9 条の規定は 9 条 1 項となり、同条 2 項として次の規定が追加された[26]。

「第 1 項の規定のパラグラフ(c)および(d)について、2020 年 1 月 31 日から 2024 年 1 月 31 日まで[27]のあいだに作成された遺言との関係では、面前（presence）とは、ビデオコンファレンスその他の視覚的中継（visual transmission）の手段によるものを含むものとする。」

なお、この規定に基づいて遠隔での見届けを採用する場合でも、遺言書自体は 1 通であり、したがって、証人らが遠隔で見届ける中で遺言者が署名すると、その原本が証人 1 に郵送されて、証人 1 が署名するのを遺言者が遠隔で見届け、その後、（証人 1 と証人 2 が別々のところにいる場合には）さらに証人 2 に原本が郵送されて、証人 2 が署名するのを遺言者

---

理由で、効力が否定された）。

21 CP231, para 6.19; CP260, para 2.27.

22 Sloan, p.132-133.

23 CP231, para 6.32.

24 Sloan, p.136.

25 これは法律の文言を変更する命令であるが、Electronic Communications Act 2000, s 8 による担当大臣への授権に基づいて、制定されたものである。

26 実際には、法務省は、1837 年法 9 条 2 項の規定が施行された 2020 年 9 月 28 日よりも前の 2020 年 7 月に、同項の草案すら公表していない段階で、ガイダンスを発表していた。

27 2020 年 1 月 31 日とは、連合王国において最初の Covid-19 患者が記録された日であると思われる（Sloan Update, p.6）。終期は、当初は 2022 年 1 月 31 日までとされていたが、2022 年 1 月になって、Wills Act 1837 (Electronic Communications) (Amendment) Order 2022（S.I. 2022/18）により、期限が延長された（Sloan Update, p.5）。

が遠隔で見届ける、という手順を取ることとされていた。つまり、これは作成に時間のかかるやり方であり、その間に遺言者が死亡したり能力を喪失したりすることが起こりうることになる[28]。

また、物理的に同じ場にいて遺言が作成される場合には、証人には遺言の内容を見たりする権限はないしそうすることが期待されてもいないが、遠隔方式で郵送される場合だと、証人は遺言の内容を見ることが可能であり、したがってそれを改ざんしたりする可能性もあることになる。そこで、証人としては、遺言者から何かを得ることに期待をもつことが考えられないような、縁遠い人を選ぶことが望ましいとされる。また、郵送でのやり取りの途中で証人がページをすり替えることなども起こりうるので、全ページに署名かイニシャルを書くことを、STEP[29]は推奨した[30]。

その旨の明文の定めはないものの、1837 年法 9 条 2 項に関する法務省のガイダンス[31]では、遠隔方式は最後の手段として行われるべきことが強調されており、実際にもその意識は遺言者や実務家に浸透していた。Law Society[32]の 2021 年 11 月の調査によると、調査の回答者の 95%がロックダウンの時期に遺言を作成する機会をもったが、実際に遠隔方式で遺言を作成したのは 14%にすぎなかったとされる[33]。また、同調査によると、遠隔方式を経験したことのある回答者のうち、59%がポジティブな経験だったと回答し（否定的な回答は 21%）、58%が、パンデミック後も遠隔方式が選択肢になるのであれば使いたいと回答した（使わないという回答は 35%）。もっとも、回答者全体でみると、73%はパンデミック後は遠隔方式を使わないだろうと回答し、その理由としては、遺言者が強迫（undue influence）を受ける可能性、後日に遺言の効力が争われるリスク、時間を要すること、遺言者の能力の判定が遠隔方式では難しいこと、などが挙げられた[34]。

---

28 Sloan Update, p.7.

29 Society of Trust and Estate Practitioners. 相続・信託関係のさまざまな専門家（法律家だけでなく会計士や大学教授なども含まれる）が任意に加入する団体である。

30 Sloan Update, p.7.

31 Ministry of Justice, Guidance on making wills using video-conferencing. (published 25 July 2020)（https://www.gov.uk/guidance/guidance-on-making-wills-using-video-conferencing）

32 事務弁護士（solicitor）の職業団体である。

33 Sloan Update, p.6.

34 Law Society, "The use of video witnessing wills through lockdown."（https://www.lawsociety.org.uk/topics/research/the-use-of-video-witnessing-wills-through-lockdown-report-2021）；Sloan Update, p.8.

## Ⅲ　電子遺言に関する Law Commission の試案

### 1　用語の定義

#### (1)　電子遺言

試案は、「電子遺言（electronic wills）」として、(α)遺言の準備段階でデジタル技術を用い、その後それをプリントアウトしたものに署名をして完成させる、(β)遺言の完成までを電子署名などを用いて電子的に行い、それをプリントアウトして1通の正本とする、(γ)遺言の完成後の保管や、検認手続までも電子的に行う（電子ファイルそれ自体が遺言として検認手続にまわされる）、という3段階のものが考えられるとしているが、Ⅱ1でも述べたように(α)は現在でも全く問題なくできるので、(β)と(γ)だけを「電子遺言」と呼ぶこととされている[35]。試案は、(β)を「電子的に完成された遺言（electronically executed wills）」と、(γ)を「完全電子遺言（fully electronic wills）」と呼んでいる[36]。

2017年試案の公表前の段階で行われた関係者へのインタビューでは、電子遺言への需要は少なかった[37]。意見募集[38]に寄せられた意見でも、およそ半分の回答者は、およそ需要はない（no demand）と回答し、将来においては電子遺言への需要が期待されるという回答もあった反面で、需要があるとしても、電子的に完成させることの不便さや費用を上回るとは思えないという回答もあったという[39]。

#### (2)　電子署名

2017年試案では、電子署名として、名前をタイプして署名の画像を付す、パスワードおよび暗証番号（Personal Identification Number）、生体認証、デジタル署名の4種類を想定した議論が展開されていた[40]。しかし、その後、イギリスでは、技術中立的な記述として、(a)単純な電子署名（simple electronic signatures. 名前をタイプして署名の画像を付すなど。署名者の特定のための要件を伴わない）、(b)高度電子署名（advanced electronic signatures. 署名と署名者とが関連付けられていて署名者の身元を確認すること、および署名後の改変を検知することが可能なもの。署名者は自分だけがコントロールするシステムを通じて電子署名を付する）、(c)適格電子署名（qualified electronic signatures. (b)のセキュリティをさらに高めたもの）の3分類を採用するのが一般的となっている[41]。

---

35 CP231, paras 6.2-6.7.
36 CP231, para 6.3.
37 CP231, para 6.80.
38 CP231, Consultation Question 32.
39 CP260, paras 2.58-2.60.
40 CP231, paras 6.46-6.86.
41 CP260, para 2.17. これは、Electronic Identification and Trust Services for Electronic Transactions (Amendment etc) (EU Exit) Regulations 2019（"UK eIDAS"と呼ばれる）に依拠した分類である。同様の分類法はEUや日本にもみられる。(b)と(c)はいずれも、日本の電子署名及び認証業務に関する法律2条1項にいう「電子署名」にあてはまると思われる。

2023年試案では、電子遺言が紙の遺言と機能的に等価であるかを検討する際に（Ⅲ2第3で後述する）、特に(c)への言及がしばしばされている[42]。しかし、デジタル技術は常に変動しており、現時点での技術に過度に固執すると、議論が急速に時代遅れのものとなることが懸念されるため、2023年試案は、電子遺言が有効とされるためにどのような方式要件が満たされるべきかに議論を集中させている。いいかえると、その要件を満たすために用いられるべき特定の技術について詳述することは意図的に避けられている[43]。

## 2　主な内容

ここでは、2023年試案の内容を、（相互に重複する部分もあるが）5点に分けて紹介し、それを補うものとして必要に応じて2017年試案にも言及する。もっとも、2017年試案のスタンスと2023年試案のそれは、ほとんど変わらない。

第1に、2023年試案は、電子遺言について何らかの規定を遺言法の中に置くべきであるかという問いを立てている。その際には、取引行為とは異なり遺言には、一方的な文書である（相手方がいない）こと、専門家の助けを得ずに作成されることも多いこと、死亡まで撤回可能であること、検認手続を経るまでは個人的文書（personal document）であること、頻繁に作成されるものではないこと、基本的に誰でも証人となることができるので証人を直接にその場に呼び出すことが困難という状況はなかなか考えられないこと、署名にあたり適格電子署名のような高度な電子署名システムが必要となると考えられるが、遺言作成だけのためにそれを取得しようと考える人はいないであろうこと、といった独自性が考慮されるべきだとしている[44]。しかし他方で、今後、電子遺言への需要が増加することも考えられ、今回の機会に電子遺言について何の規定も設けないことは好機を失する（lost opportunity）ものであるから、電子遺言について、それが有効であることを想定した何らかの規定を置くべきではないかと提案し[45]、この点につき意見を寄せることを求めている[46]。

第2に、規定の仕方として、電子遺言の有効性は、紙の遺言とは異なる固有のルールによって規律されるべきであるとする。一定の質を伴う電子署名をもって1837年法9条の署名の要件が満たされるのかどうかは、現行法上は明確でないが（試案は、満たされないという立場をとる）[47]、いずれにしても政策的な問題としては、紙の遺言を想定した1837年法9

---

[42] なお、2023年試案の時点で、(b)や(c)を満たすことのできる技術は、デジタル署名だけであるとされる（CP260, para 2.18）。
[43] CP260, paras 2.21-2.22.
[44] CP260, paras 2.9, 2.116, 2.121, 2.122.
[45] CP231, Consultation Question 30では、電子遺言が有効であるための要件をStatutory Instrumentによって定める権限を法務大臣に与えるという提案がされていたが、2017年の段階では、大多数の回答者がこれに反対する意見を寄せていた、という経緯がある（CP260, paras 2.42-2.52）。
[46] CP260, paras 2.123-2.124, Counsultation Question 1.
[47] CP260, paras 2.79-2.84.

条の要件のもとで電子遺言が有効であると扱われるべきでないとする[48]。なお、2017 年試案においては、電子署名は 1837 年法 9 条の署名に該当しないと考えるべきであるという提案について意見が募集されたが[49]、これには約 90%の回答者が賛成した[50]。

第 3 に、電子遺言が有効である[51]ための独自の要件の検討にあたり、紙の遺言の場合の方式要件がどのような機能を果たしているかを考え、電子遺言においてそれと同等の機能がもたらされるような要件はどのようなものになるかを考える、という立場を採用している。逆に言うと、一部の法域で採用されているような、現行法での紙の遺言が有効となるための各方式要件を、電子遺言版の対応する要件でもって単純に置き換えるというアプローチ[52]をとらない。

具体的に、1837 年法 9 条の方式要件が果たす機能としては、①証拠機能（evidentiary function）、②警告機能（cautionary function）、③キャナライズ機能（channelling function）、④保護機能（protective function）の 4 つが挙げられており[53]、それぞれにつき検討が加えられている。

①証拠機能とは、当該遺言を作成したのは遺言者であることの証拠を提供するという機能である。これについては、高度電子署名や適格電子署名を用いたとしても、遺言者が知っている人物（典型的には家族）が詐欺をはたらく可能性が懸念されている（もちろん紙の遺言の場合にも、署名の偽造は考えられるが、これについては専門家による鑑定が可能であるという）。一定の水準以上の電子署名を証人の立会いの要件と組み合わせれば証拠機能が満たされるという反論もありうるが、検認時に証人の証言が得られるとはかぎらない（証人が

---

48 CP260, para 2.127.

49 CP231, Counsultation Question 31.

50 CP260, paras 2.53-2.57; p.17 note 59.

51 2017 年試案では、記録から遺言者の遺言の意図が証明できる場合に、裁判所に、遺言の方式要件を免除して有効と認める権限（dispensing power）を与えるという提案がされていた（CP231, paras 5.81-5.105; Consultation Question 28）。2023 年試案でもこれは維持されており、同試案のもとで提案されている電子遺言の有効要件を満たさない電子遺言であっても、dispensing power に基づいて、例外的に有効と認められることはありうる（CP260, para 2.163）。オーストラリア各州では、電子遺言を有効にするために、dispensing power が用いられているという（CP260, para 2.107）。

52 CP260, para 2.165 は、外国にはそのような立法をするところもある、と指摘している。CP260 で外国の立法として参照されているのは、アメリカ合衆国の統一電子遺言法ならびにフロリダ、インディアナ、アリゾナ、イリノイ、ネバダおよびメリーランド州の立法、カナダの統一遺言法ならびにブリティッシュ・コロンビアおよびサスカチュワン州の立法、オーストラリアのビクトリア州の法律である（CP260, paras 2.91-2.109）。

53 CP260, para 2.131. CP231, para 5.6 でも同じ 4 つの機能が挙げられていたが、そこでの議論は、いずれもアメリカ合衆国での論文（L Fuller, "Consideration and Form" (1941) 51:5 *Columbia Law Review* 799 at 803; A Gulliver and C Tilson, "Classification of Gratuitous Transfers" (1941) 51 *Yale Law Journal* 1; and J Langbein, "Substantial compliance with the Wills Act" (1975) 88:3 *Harvard Law Review* 489）に依拠していた（同所 note 10. 同注では、イギリスの雑誌では遺言の方式要件についての関心はより低かったようである、とのコメントが付されている）。

先に死亡した等）などの問題点がある。そこで、許容される電子署名として一定水準以上のものを求めるだけでなく、遺言の作成の際に遺言者の身元を確認するための追加的要件が必要であると提案している[54]。さらに、技術の陳腐化により、検認時にはファイルを読むことができなくなっていることも考えられ、それへの対処策として、完全電子遺言については登録を強制することも考えられるという[55]。なお、デジタルなファイルについては複製が可能であるという問題点については、たとえば分散台帳技術を用いることで、単一の原本を作成・保管することが可能であろうとしている[56]。

②警告機能とは、遺言を作成することは重大な性質の行為であることにつき遺言者の注意を向けさせ、遺言によって何を実現しようとするのかを注意深く考えるように仕向ける機能である。遺言においては、writing によるものであり遺言者が署名するという要件（これは電子遺言でも満たされる）が警告機能を果たす。しかしその他にも、証人2名以上による見届けの要件は、遺言の作成の儀式性という点で重要な警告機能を果たしているので、電子遺言の場合には、証人による見届けが、現在の紙の遺言におけるのと同じやり方で行う必要はないかもしれないとしても[57]、やはり何らかの形で必要である（writing によるものであり遺言者が署名するというだけでは足りない）という提案をしている[58]。

③キャナライズ機能とは、望んでいる死後の財産承継を達成するために、熟考され標準的な（standard）やり方に依ることへと遺言者を誘導する機能である。この機能は、電子遺言でも、現行法と類似の要件を用意することで満たすことができるとしている[59]。

④最後に保護機能とは、遺言者を詐欺や強迫から守る機能である。試案は、電子遺言については、（一定以上の水準の）電子署名だけで、現行の紙の遺言の方式要件がもつ保護機能と同程度のものが達成されるとは思われず、したがって何らかの追加的要件が必要である、と論じている。興味深いことに、紙の遺言について、コロナ禍のもとで期間限定で認められた遠隔方式での見届け（Ⅱ2参照）が、対面方式での見届けと同じ程度の保護機能を果たしていなかったのではないかという評価も付されている[60]。

第4に、電子遺言用の独自の制度（bespoke regime）を設ける際に、技術的に中立なルールを設けるべきという立場から、原則としては、満たすべき特徴や機能性（features and functionalities）を特定するにとどめるべきであるとしている。その留保の上で、考えられ

---

54 CP260, paras 2.136-2.142.
55 CP260, paras 2.143-2.144. なお、現行法のもとでの任意の遺言登録制度については、本文Ⅳ参照。
56 CP260, para 2.145.
57 CP260, para 2.23 はこのような可能性に言及している。なお、本文Ⅱ1で触れたように、2017年試案は、遠隔方式での見届けが1837年法9条の要件を満たすことについては否定的な立場を取っていたが、Ⅱ2で言及したコロナ禍のもとでの期間限定の改正の経緯を踏まえて、2023年試案は立場を改めている。
58 CP260, paras 2.148-2.149.
59 CP260, para 2.151.
60 CP260, paras 2.153-2.160.

るアイディアの例として、遺言作成時に遺言者の身元を確認するか遺言作成の記録を残すとともに、証人が見届けを証する方式を定めること、一定程度のセキュリティのある電子署名を遺言者に求める（証人にはそこまで求めないことも考えられる）こと、現行の見届けの要件が果たしている機能がどのようにすれば電子遺言作成の場合でも果たされるかを再考すること、完全電子遺言（Ⅲ 1 (1)(γ)）については、有効要件として、当局への登録や、特定のやり方・場所での保管を求めること、などを挙げている[61]。さらに、電子遺言用の独自の制度を設ける場合に検討すべき付随的な問題として、電子遺言を後の紙の遺言によって撤回すること（あるいはその逆）ができるか、電子遺言のファイルを削除する（あるいは登録から削除することを請求する）ことで撤回とみてよいか、などを挙げている[62]。

第５に、具体的な遺言法の立法のやり方として、単に電子遺言の方式要件を定める権限（enabling power）を法務大臣に与える（もっとも、電子遺言に関する委員会[63]の助言を得ることおよび国会両院の積極的承認を必要とすることを 2023 年試案は提案しており、意見が募集されている[64]）というものと、より電子遺言に積極的な立場を取り、電子遺言の方式要件（その具体的な内容についても意見が募集されている[65]）を条文で定めておき、細則だけを規則（regulation）で定めるというものが提案されており、いずれがよいかについて意見が募集されている[66]。2017 年試案、2023 年試案のいずれも、前者のやり方が望ましいと考えている[67]。

### 3　ビデオ遺言

ビデオ遺言は、現行法のもとでは、writing の要件を満たさないし、署名（sign）をすることもできないので、遺言としての効力を有しない[68]。

2017 年試案では、ビデオ遺言は、完全電子遺言の一種ととらえることができるとしつつも、言語を正確に用いるという遺言の特質にそぐわない、CG を用いるなどして本物らしい偽物が作られる可能性がある[69]、カメラ外での強迫の可能性を排除できないことを考えると証人は依然として必要とせざるを得ない、動画ファイル保存に課題がある（いま作成された動画ファイルが将来見ることができるか定かでない）などの点を挙げて、ビデオ遺言は遺言

---

61 CP260, paras 2.161-2.168. なお、紙の遺言も完璧ではない（詐欺・強迫の可能性や滅失の可能性がある）ということに留意する必要があるとも付言している（CP260, para 2.168）。
62 CP260, paras 2.169-2.170. ファイル削除と撤回という問題については、本文Ⅲ 4 も参照。
63 CP260, para2.179 は、この委員会は、法専門職団体、遺言書作成業者（will writers. 後出注 83 参照）、裁判所、消費者および技術者の代表者ら、ならびにその他委員会にとって有益な経験を持つ者たちによって構成されるべきであるとしている。
64 CP260, Consultation Question 3.
65 CP260, Consultation Question 4.
66 CP260, Consultation Question 2.
67 CP231, Consultation Question 30; CP260, para 2.184.
68 CP231, para 6.98.
69 CP260, para 2.147 では、2017 年以降に生じた新たな事情として、deepfake 技術の進歩が挙げられている。

そのものに代替するものとなりえず、むしろ書かれた遺言に添付されるべきものとみるべきだとしている[70]。2017年試案への意見募集では、ビデオ遺言に関してもenabling power（Ⅲ2第5参照）を規定するのがよいかが質問項目の1つとされたが[71]、含めるべきと回答したのは約3割にとどまった[72]。

2023年試案は、ビデオ遺言について、Ⅲ2第3で見た4つの機能のうち、少なくとも証拠機能と保護機能の面で否定的な評価を下しており[73]、立法においてビデオ遺言については特に規定を設けないことを提案している[74]。

### 4　物理的行為による遺言の変更・撤回

現行法のもとで、一旦完成させた遺言を変更（alteration）するためには、原則として、変更部分について1837年法9条と同じ方式を満たす必要がある。ただし、当該遺言を目で見たときに単語が見えない（not apparent）ように消去してあり、かつその消去がもともとの文言を撤回する意図でされたものであるときは、有効な消去として扱われる（1837年法21条）。

同様に、一旦完成させた遺言を撤回（revocation）するためには、遺言の方式により完成された別の遺言または遺言補足書（codicil）によるか、あるいは、撤回したい遺言に撤回の旨を記載してそれにつき遺言作成と同じ方式を満たすことが必要である。しかし、遺言者が、あるいは遺言者の指示のもとその面前で第三者が、遺言を燃やす、引き裂くなどの方法で破壊し、かつ当該破壊行為が撤回の意図でなされたものである場合にも、撤回は有効である（1837年法20条）。

2017年試案では、完全電子遺言が遺言者のパソコンと証人のパソコンに保存されており、遺言者が自分のパソコンに保存されているものを撤回の意図のもとに消去した場合に、その遺言は撤回されたことになるのか、という問題が扱われ、電子遺言において破壊による撤回ができないということが容認できるかにつき、意見が求められた[75]。この点につき、半数は容認できないと回答し、4分の1は容認できると回答した[76]。もっとも、Ⅲ2第3で先述したように、2023年試案では、分散台帳技術によって完全電子遺言でも単一の原本という

---

[70] CP231, paras 6.98-6.105. なお、遺言の効力が争われた場合に、遺言者の能力があったこと等の証拠として録画は有用なものでありうるが、それは証拠一般の問題として考えれば足りるという（CP231, para 6.109）。

[71] CP231, Consultation Question 34.

[72] CP260, para 2.70 note 63. 寄せられた意見の具体的な内容については、CP260, paras 2.71-2.75 参照。

[73] CP260, paras 2.150, 2.152.

[74] CP260, para 2.129.

[75] CP231, paras 6.95-6.96; Consultation Question 33(1).

[76] CP260, para 2.63. 具体的な回答内容や、単一の遺言書という概念が完全電子遺言においてはなくなることがもたらすと思われるその他の問題点（これもConsultation Question 33(2)で意見募集がされていた）についての回答者からの指摘の詳細は、CP260, paras 2.64-2.69 を参照。

概念をもつことが可能であることが認識されており、また、完全電子遺言については登録を義務づけるとするというアイディアも出されている。2023年試案は、enabling power（Ⅲ2第5参照）を法務大臣に与えることが考えられる事項の1つとして、電子遺言を削除する（あるいは登録から削除する請求をする）ことが遺言の撤回にあたるか否かを挙げている[77]。

## Ⅳ　遺言の保管・登録制度

現行の、紙の遺言の保管制度及び登録制度を紹介する。

### 1　保管

Senior Courts Act 1981, s.126に基づき、裁判所（HM Courts and Tribunals Service）が遺言書を保管する制度が設けられている[78]。費用は1通あたり定額20ポンドである。遺言書を入れた封筒に、所定の書式を貼り付けて（書式には、証人1人の署名欄や、遺言執行者の名前・住所を記入する欄がある。遺言者は、遺言執行者として指名したことと遺言を保管にまわしたことを遺言執行者として指名した者に直ちに伝えることを、署名することによって引き受ける、という形の書式になっている。遺言書が保管されていることをこれら以外の者が知ることは想定されていないと思われる）、記入のうえ封緘し、それを別の封筒に入れてPrincipal Registryに書留郵便で送ることによって、保管を依頼する。保管の手続には2週間ほどを要し、その後に遺言者に預り証（certificate of deposit）が発行される[79]。

保管された遺言を、遺言者本人はいつでも引き取ることができる。また、遺言者の死亡後は主に遺言執行者が引き取ることになる。所定の申請フォームに記入の上、郵便かメールによって引取りを申請する（死亡証明書が必要な場合にはメールによることはできず、死亡証明書の謄本を郵送する必要があるようであるが、イングランド・ウェールズで死亡した事例に関しては死亡証明書の添付は不要とされており、メールでも申請ができる）。手続完了には4週間ほどを要する[80]。

---

77 CP260, para 2.169, Consultation Question 3(5).

78 細目は、Wills (Deposit for Safe Custody) Regulations 1978で定められている。

79 Guidance: How to store a will with HM Courts and Tribunals Service (HMCTS). (Updated 14 November 2023)
（https://www.gov.uk/government/publications/store-a-will-with-the-probate-service/how-to-store-a-will-with-the-probate-service）　なお、本件調査のために2023年9月段階で同ウェブサイトを閲覧した際には、予約のうえでProbate Registryに直接持ち込むという方法も記載されていたが（Sloan, p.162にも同旨の記述がある）、現在は郵送のみとなったようである。

80 Guidance: How to withdraw a will stored with HM Courts and Tribunals Service (HMCTS). (Updated 29 September 2022)
（https://www.gov.uk/government/publications/how-to-withdraw-a-will-from-storage-with-hmcts/how-to-withdraw-a-will-stored-with-hmcts）

この公的保管制度は、かつてはあまり使われていなかったが（not heavily used）最近では以前よりも使われるようになっているようであるとか[81]、うまく機能しているように見える[82]といった評価を受けている。事務弁護士（solicitor）やwill writers[83]などは、自分の事務所内で保管することが多いようである[84]。

## 2　登録

任意に寄託された遺言の統一的登録システムについて、ヨーロッパ評議会の条約（Council of Europe Convention on the Establishment of a Scheme of Registration of Wills 1972）があり、それに基づく規定がAdministration of Justice Act 1982で設けられているが（23条～25条）、これまで一度も施行されていない[85]。

現在、遺言の登録を強制する仕組みは存在しない。登録サービスを商業的に提供するところもあるが、通常は保管まではしておらず、遺言がどこで保管されているかを登録するだけである[86]。

1966年に、Law Commissionは、公証人のもとで登録しない限り遺言を無効とするオランダの例にならって、強制的登録制度の導入を提案したことがあったが、自家製の遺言（home-made wills）が無効になることが懸念され、実現には至らなかった[87]。2017年試案では、強制的登録制度の検討がされたものの、改正は必要ないとする提案がされており[88]、

---

81 Sloan, p.162.

82 CP231, para 5.118.

83 そのような業種があるが、現在のところイングランドでは法規制を受けていない。詳細については、Catherine Fairbairn, *Research Briefing: Regulation of will writers* （Published 10 August 2023）（https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05683/）を参照。

84 事務弁護士について、Sloan, p.162. ただし、詐欺的な場合（will writersの一部であると思われる）には、事業をやめてしまい事務所がなくなってしまったり、顧客から保管費を取っているにもかかわらず実際にはよそで無料で保管してもらっていたということもあるようである。2011年のものだが、規制導入を呼びかけるSTEP（注29参照）のリーフレットとして、STEP Policy Briefing, COWBOY WILL WRITING: Incompetence and dishonesty in the UK wills market (January 2011)（https://www.legalservicesconsumerpanel.org.uk/ourwork/will_writing/documents/STEP.pdf）を参照。さらに、これも2011年のものだが、調査会社による“wills-writing market”の報告書（遺言作成依頼をしてquality assessmentをする等、調査手法も興味深い）として、R Warren and L Adams, Understanding the consumer experience of will-writing services. （https://legalservicesboard.org.uk/wp-content/media/lsb_will_writing_report_final.pdf）がある。

85 Sloan, p.163.

86 CP231, para 5.113.

87 Sloan, p.162-163による（Law Commissionの元の文書を参照することはできなかった）。もっとも、2017年試案には、オランダ（およびベルギー、イタリア、スペイン）においては登録強制は公正証書遺言に限られているように見受けられる、との記述がある（CP231, para 5.117 note 169）。

88 CP231, Consultation Question 29.

妥当であると評価されている[89]。

## V　遺言代替手段における方式要件

遺言代替手段（Will-substitutes）とは、死後の財産処分につき、遺言と同様の機能を、遺言によらずに実現させる諸制度の総称である。ここでは、信託設定と死因贈与を取り上げる。

### 1　信託の設定

土地（land）の自由保有権（freehold. 日本法の所有権だと考えて大過ない）につき生前に自然人を受託者とする信託を設定する場合を例にして説明する。

信託の設定の方式としては、対象財産を委託者から受託者にコモンロー上移転することについての方式と、受託者がコモンロー上移転を受けて保有する対象財産について信託の制約をかけることについての方式に分けることができる。

前者については、捺印証書（deed）によって行う必要がある。deed の作成については、両当事者の署名のほか、1 人以上の証人が面前（presence）で当事者の署名行為を見届ける（witness）こと（当事者が立ち会っている中でその代理人が署名する場合には証人 2 人以上が見届けること）が必要とされる[90]。登記所（HM Land Registry）は、「面前（presence）」として物理的な面前性が必要だとしている。もっとも、空間が仕切られていてもガラス越しに見える（家の窓越しに見たり車の中から見たりする）のであれば差し支えない[91]。

他方で、後者について、一般的には方式要件は特に存在しない。しかし、土地が信託財産となる場合には、裁判所による強制を求めるためには、設定者によって署名された writing が必要とされる（Law of Property Act 1925, s.53(1)(b)）。署名された writing としては、電子メールの文面に自分の名をキーボード入力するのでも足りると考えられている[92]。

では、生前の信託設定ではなく、遺言による信託設定についてはどうか。従来、前者（信託財産の受託者への移転）についても後者（信託設定それ自体）についても、1837 年法 9 条の方式要件が当てはまると考えられてきた。しかし、最近、1837 年法 9 条の方式を満たす必要があるのは前者だけであり、後者については、生前に信託を設定する場合と同じく、土地が信託財産となる場合に限り署名された writing という要件を満たす必要があるだけ

---

89 Sloan, p.163.

90 Law of Property (Miscellaneous Provisions) Act 1989, s.1(3).

91 HM Land Registry, Practice guide 8: execution of deeds (Updated 19 June 2023), para 2.1.2. (https://www.gov.uk/government/publications/execution-of-deeds/practice-guide-8-execution-of-deeds#execution-of-deeds-by-individuals)

92 同様に「署名された writing」を求める規定である Law of Property Act 1925, s.53(1)(c) について、*Hudson v Hathaway* [2022] EWCA Civ 1648 はこのことを認める。CP231, para 6.21 note 16 は、その他の規定において「署名された writing」の要件としてそれで足りるとする裁判例をいくつか挙げている。

である、とする有力な説が主張されている[93]。

## 2　死因贈与

死因贈与（*donatio mortis causa*）とは、近い将来における贈与者の死を予期してなされる贈与であり、遺言の方式を満たしていないにもかかわらず例外的に有効性が認められる[94]。日本法の死因贈与と異なり、有効であるためには生前に贈与者が目的物を渡す（deliver：現物そのものを渡すだけでなく、現物が保管されている金庫のカギを渡すとか、未登記の土地の場合に権原証書〔title deed〕を渡すとかであっても差し支えない）という行為をする必要がある[95]。

---

93 James Penner, *The Law of Trusts* (12th ed., 2022, OUP), para 9.79.
94 Sloan, p.356.
95 Sloan, p.360.

# 第6章　ドイツ

大阪大学　青竹美佳

## 1．遺言制度の概要

ドイツ民法典では、第5編相続法の第3章で遺言について定められている。そのうち第7節「遺言の作成と廃止」の中に、遺言の方式の規定が置かれている。それによると、遺言は、普通方式の遺言と特別方式の遺言に分かれ、普通方式の遺言には、遺言者が公証人の面前で意思表示をし、公証人がこれを記録することによって作成される公的遺言（ドイツ民法[Bürgerliches Gesetzbuch、以下条文数のみを示す]2232条）と遺言者本人が作成する自筆遺言（2247条、2248条）がある。公的遺言の方式は、証書作成法（Beurkundungsgesetz）に規定されている。

また、特別方式の遺言には、市長の面前での危急時遺言（2249条）、3人の証人の面前での危急時遺言（2250条）、海上の危急時遺言（2251条）の3種があり、普通方式の遺言の方式要件が緩和されている。

以下では、ドイツ法における遺言の方式について、保管および通知の制度の情報を補足しながら概要を紹介する。まず、自筆遺言の方式についてドイツ法の規定と解釈について概要を紹介し（後述2）、次に、公的遺言の方式（後述3）、特別方式の遺言の方式（後述4）、遺言の変更と撤回の方式（後述5）について規定とその意義を紹介し、ドイツにおける遺言の利用状況を示した上で（後述6）、自筆証書遺言のデジタル化についてのドイツ法の現状および議論状況を確認し（後述7）、最後に、遺言の方式における署名の要件の改正の議論にかかわることから、電子署名の定義について規定を示す（後述8）。

## 2．自筆遺言の方式、保管および通知

### （1）　自筆遺言の方式とその意義

自筆遺言の方式については、被相続人が意思表示を自書し、それに署名、日付、記載した場所を示すこととされる。自筆証書遺言をするためには、公証人の関与は必要とされていない。自筆証書のメリットは、遺言者が、いつでも特別な費用をかけずに遺言をすることができ、遺言の自由を容易に享受することができることであるとされる[1]。もっとも、自筆証書

[1] Dieter Leipold, Erbrecht, 23.Aufl., 2022, Rn.305. もっとも、遺言をするには遺言者が16才以上でなければならない（2229条1項）。

遺言には、変造、偽造、破棄が生じやすいこと、また発見されない、内容が不明確であるといったデメリットが指摘されている[2]。

自筆遺言の方式については、ドイツ民法で次のように規定されている。

**ドイツ民法**

第2247条（自筆遺言）[3]

1項　被相続人は、自書し署名された意思表示により遺言をすることができる。

2項　被相続人は、意思表示において、それを書き記した時（年月日）、及び場所を示すこととする。

3項　署名は被相続人の氏、及び名を含むこととする。被相続人が他の方法で署名した場合において、その署名が被相続人本人によりなされたこと、及び、被相続人の意思表示が真意のものであることを確認するのに十分であるときは、そのような署名は遺言の効力を妨げない。

4項　未成年者又は書面を読むことができない者は、前項までの規定によっては遺言を作成することができない。

5項　第1項によって作成された遺言が作成した時についての表示を含まず、それによって遺言の有効性に疑いが生じる場合には、遺言は、作成した時についての必要な特定を別の方法でなしうるときにのみ有効とみなされる。このことは作成した場所についての表示を含まない遺言にも準用する。

① 書面の要否

被相続人は、書面により遺言書を作成する必要があるが、「遺言書」と明示される必要はなく、手紙、ハガキ、ノート等に記載して遺言書を作成することも可能である[4]。遺言書を作成する際に使用する筆記具について制限はなく、鉛筆、ボールペン、万年筆、チョークを使用してもよい[5]。テレファックスの原本も遺言書となりうるが、受領者のもとでの表示は、送信者の手で直接に作成されたのではなく、データ伝送技術を介して作成されているので、遺言書とはなりえない[6]。

---

[2] Leipold, Erbrecht, Rn.305.; Knut Werner Lange, Erbrecht, 3.Aufl., 2022, § 14, Rn.18.

[3] 以下、本稿で挙げるドイツ民法条文の翻訳は、ドイツ相続法研究会「遺言（17）～（19）」民商116巻2号（1997年）136－161頁、116巻3号（1997年）144－160頁、116巻4・5号（1997年）283-312頁を参考にしている。

[4] Litzenburger, in: Bamberger/Roth/Hau/Poseck, BGB Kommentar, Bd.5, 5.Aufl., 2023, § 2247, Rn.8.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.19.

[5] Litzenburger, in Bamberger Kommentar, § 2247, Rn.5.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.19.

[6] Litzenburger, in Bamberger Kommentar, § 2247, Rn.8.

② 自書の意義

a)自書要件の一般的な厳格さ

遺言は、全体部分が被相続人によって自書されなければならない。意思表示の真正を確保し、偽造を回避するために、自書は、遺言者の筆跡の特徴が表れ、筆跡鑑定によりその真正性を確認しうるものでなければならない[7]。判例は自書の要件を厳格に解する立場を示している[8]。被相続人が自書していない部分については、遺言は無効となる[9]。

自書の前提として、遺言者は、文字を書くことができ、使用する言語に堪能であることが要求される[10]。遺言者が文字を書くことができない場合において、他人の作成による下書きをなぞったり、色を塗ったりするだけでは自書の要件を満たさない[11]。もっとも、自書は手書きである必要がなく、障がい者が、足や口、義足を使って自筆遺言を作成することはできるが、パソコン等を使って作成することは認められない[12]。

b)第三者によって補助された遺言

第三者が遺言者の自書を補助する場合には、遺言者の筆跡を妨げてはならない。被相続人の手書きが第三者の補助を受け、実際には第三者の筆跡となっている場合には、その遺言は無効とされる[13]。第三者の補助が、第三者の筆跡が表れるようなものではなく、単なる腕の支えなど、第三者の意思ではなく、遺言者の意思に従って書かれたものになっていれば、遺言は有効である[14]。

---

[7] Münchener Kommentar zum BGB, Bd.11, 9.Aufl., 2022, § 2247[Philipp Sticherling], Rn.24.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.18.

[8] 判例は、自書の意義を狭く解し、遺言者が自ら起案して記録しただけではなく、遺言者が自らの筆跡で作成し、各人の筆跡の持つ特徴に基づいて遺言書の真正性を検証できるような方法で作成された遺言書のみが、自書の要件を満たすとの判断を示す。BGHZ 47, 68 (70); NJW 1967, 1124 (1125).

[9] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.24. 遺言の無効な部分は、他の有効な部分の解釈にとって重要な意味を持つ場合があるとされる。

[10] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.; Litzenburger, in: BambergerKomm, § 2247, Rn.6. 使用言語についてはドイツ語に限らず遺言者が自由に選択することができる。

[11] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.

[12] Lange, Erbrecht, § 14, Rn.18.; Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.

[13] BGH NJW 1981, 1900; OLG Hamm NJW-RR 2002, 222. その場合には、自書ではない部分については無効であるが、他の部分はドイツ民法 2085 条により有効とされる。

[14] Leipold, Erbrecht, Rn.308.; Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.26.

c)デジタル遺言

タイプライター、パソコンによって作成された遺言、それが印刷された遺言、タブレットやスマートホンで作成された遺言は自書の要件を満たさず無効であると解されている[15]。Eメールやテレファックスの印刷も自書の要件を満たさず[16]、遺言者がタッチペンを使用するなどして、デジタル機器の画面上に自ら筆記した遺言（Tablet-Testament）についても、自書の要件を満たさず無効と解されている[17]。その理由として、自書の要件についての判例の厳しい基準の背後にある考え方によると、このような厳しい基準は、デジタル遺言にも妥当すると解され、デジタル化された文書は、プリントアウトすることでは認識できない加筆や修正の可能性を拡げ、偽造のリスクを生じさせるためである、とされる[18]。したがって、ドイツ民法126a条の電子書式、同法126b条のテキストフォームによる作成は自書とみられない[19]。目の見えない被相続人が補助具の助けを借りて点字でのみ書くことができる場合には、自筆証書遺言を作成することはできない[20]。

d)判読可能性

遺言者の筆跡は、他者の筆跡と区別でき、第三者が模倣することが困難な、個性的なものでなければならない[21]。もっとも、判読できない場合には遺言は無効となる[22]。判読が困難な遺言の解釈は、遺言書に基づいて行われなければならないが、判読可能な文章に暗示されている限りにおいて、遺言書外の事情(手紙、日記、メモ等)や、遺言者の筆跡を知っている証人の意見を参考にして、判読できない部分を補充することは可能である[23]。

---

[15] Lange, Erbrecht, § 14, Rn.19.; Litzenburger, in: BambergerKomm, § 2247, Rn.12.; Leipold, Erbrecht, Rn.306.; Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.

[16] Lange, Erbrecht, § 14, Rn.18.

[17] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.

[18] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.23.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.19.

[19] Leipold, Erbrecht, Rn.306.

[20] Lange, Erbrecht, § 14, Rn.20.

[21] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.27.

[22] OLG Schleswig ErbR 2015, 644 Ls. = FamRZ 2016, 583 (584); OLG Hamm NJW-RR 1991, 1352 = FamRZ 1992, 356.

[23] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.27. もっともこのような遺言の解釈の可否については争いがあるとされる。ドイツにおける遺言の補充的解釈についての判例・学説については、浦野由紀子「遺言の補充的解釈―ドイツにおける遺言完成後の事情変更と遺言の効力をめぐる議論を中心として―（1）（2・完）」民商115巻1号（1996年）31頁以下および115巻2号（1996年）224頁以下に詳しい。

e)添付書類の自書

遺言の添付資料および遺言において参照を指示された書類についても自書である必要がある[24]。被相続人は、遺言において自筆によらない書類を参照することはできない[25]。自書その他の方式の要件を満たす遺言による処分がなされた際に、他の書類の参照が遺言の解釈として参考にされる場合には、他の書類は遺言の形式要件を満たす必要がない。これは、遺言外の諸事情もまた、遺言の解釈には参考にしうるとされるからである[26]。

f)自書であることの証明

遺言が遺言者の自書でなされたものであるかどうかは、事実認定の問題であり、立証責任は遺言の有効性を主張する者、通常は受遺者（又は単独相続人、共同相続人）にある[27]。裁判所が専門家の鑑定を参考にする場合には、裁判所が独立かつ自律的に検討して鑑定を評価しなければならないとされる[28]。

③ 署名

署名は、被相続人の氏および名を含むこととされる（2247条3項1文）。押印は要件とされていない。もっとも、署名がそれ以外の方法で行われても、被相続人自身が作成したこと、真意に基づく意思表示であることが確認されるときは、遺言は有効である（同項2文）。この要件を満たす限りは、略称や氏と名の一方のみによる署名、家族関係を示すのみの署名（たとえば「君たちの父」[29]）なども署名として認められる。

署名は、遺言の真実性および遺言が完結したものであることを確認し、下書きと区別し、遺言の加筆を排除する意義を有する。したがって、署名は遺言を締めくくるものでなければならず、一般的には、遺言の文書の末尾になされなければならない[30]。氏名を文書の最初に

---

[24] Leipold, Erbrecht, Rn.306.; Litzenburger, in: BambergerKomm, § 2247, Rn.13. これに対して、日本では民法968条2項により、自筆証書遺言に添付された目録については自書である必要がないこととされている。

[25] BGH NJW 2021, 474.

[26] Leipold, Erbrecht, Rn.306, Fn.16, Rn.364.

[27] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.25.

[28] Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.25. 筆跡鑑定では科学的な意味での絶対的な確実性を求めることはできないため、現実の生活において合理的な疑いを排除できる程度の確実性で十分であるとされる。

[29] BGH NJW 1985, 1227; BayObLG Rpfleger 1983, 836; ZEV 2003, 331 = FamRZ 2003, 1779.

[30] Lange, Erbrecht, § 14, Rn.25.; Leipold, Erbrecht, Rn.311.; Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.40.

示すのでは署名として不十分である[31]。たとえば「私、Karl Erl は、ここに以下のように定めます。」では、署名したことにはならない[32]。

なお、自筆遺言の自書においては判読可能であることが要求されているのに対して、署名は判読可能である必要はない[33]。ただし、特徴を欠く場合には署名とはみなされず、署名が誰によるものであるかが疑いの余地なく明らかでなければならない[34]。

④ 第三者の立会の要否

自筆遺言について第三者の立会は要件とされていない。

### （2） 遺言の保管方法、公証人のような公的機関が遺言の認証や保管を行う制度の有無及びその内容

自筆遺言は、被相続人が請求する場合には、区裁判所のもとで特別の公的保管のもとに置くことができる（2248 条）。これにより遺言が偽造や紛失から守られる[35]。もっとも、自筆証書遺言は、公的保管によって公文書となるわけではなく、土地登記簿上の相続を証明するものでもない[36]。公的に保管された自筆証書遺言の届出内容は[37]、連邦公証人会議所（Bundesnotarkammer）が管理する中央遺言登録簿（Zentrale Testamentsregister）にも記載される[38]。自筆遺言は、公的保管のもとに置くこともできるが、公的保管が必要とはされていない。被相続人が机の引き出しに保管した自筆遺言も有効である[39]。

### （3） 相続人等に対して遺言が存在すること等を通知する通知制度の有無及びその内容

公的に保管されていない自筆遺言は、遺言を占有する者が、被相続人の死亡を知った後遅滞なく遺言を遺産裁判所に提出しなくてはならない（2259 条 1 項）。遺産裁判所は、遺言の提出を、強制力をもって命じることができる（家事事件手続法 358 条、35 条）。遺言を占有

---

31 BayObLG FamRZ 1988, 1211; OLG Hamm FamRZ 1986, 728.

32 Leipold, Erbrecht, Rn.311.

33 Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.42.

34 Sticherling, in: MünchKomm Bd.11, § 2247, Rn.42.

35 Leipold, Erbrecht, Rn.316.

36 OLG Schleswig ErbR 2021, 1069.

37 通知については、ドイツ家事事件及び非訟事件の手続に関する法律（以下「家事事件手続法」とする）347 条に規定されており、それによると、特別の公的保管のもとに置かれた死因処分については、被相続人の出生地を管轄する身分登録局に、書面によって通知がなされなければならないとされる。

38 この点は、公的遺言と同様である。連邦公証規則（BnotO）78b 条 1 項 1 号。

39 Leipold, Erbrecht, Rn.316.

する者から遺言の提出を受けた遺産裁判所が受遺者等の利害関係人に通知する。

公的に保管された遺言書は、被相続人の死後に遺産裁判所に提出されなければならない（2259条2項）。公的に保管された自筆遺言は、被相続人の出生地を管轄する身分登録局に通知される（家事事件手続法347条1項1文）。身分登録局は、遺言一覧表を作成し、死亡の知らせを受けた場合には、通知した裁判所に対して、死亡の事実を通知する（同項2文）。つまり、公的に保管された遺言書は、身分局に死亡の知らせがあれば、遺産裁判所に提出されることとなる。

遺産裁判所は、被相続人の死亡を知った場合には、直ちに、保管している遺言を開封しなければならず（家事事件手続法348条1項）、関係人に対して、当該関係人に関する遺言の内容を書面で知らせなければならない（同条3項。ただし、同条2項により開封の期日に出席した関係人を除く）。このようにして、公的に保管されている遺言書は、死亡の知らせを受けた身分局が保管裁判所に通知し、保管裁判所が遺産裁判所に通知し、遺産裁判所が、受遺者等の利害関係人に通知する。

自筆遺言の通知および保管についてのドイツ民法の規定は以下の通りである。

**ドイツ民法**

第2248条（自筆遺言の保管）

第2247条により作成された遺言は、被相続人の請求に基づいて、特別の公的保管に付す。

第2259条（提出義務）

1項　特別の公的な保管に付されていない遺言を占有する者は、被相続人が死亡したことを知った後、遅滞なく、遺産裁判所に遺言を提出する義務を負う。

2項　遺言が、裁判所以外の官庁のもとで公的な保管に付されている場合には、被相続人の死後に、遺言書が遺産裁判所に提出されなければならない。遺産裁判所は、遺言を知ったときは、提出させなければならない。

**家事事件手続法**[40]

第347条(保管についての通知)

1項　特別の公的保管がなされた各死因処分について、被相続人の出生地を管轄する身分登録局に書面により通知がなされるものとする。被相続人がドイツ国内に出生地を持たない場合には、ベルリンのシェーネベルク区裁判所に対して通知されなければならない。身分登録局及びシェーネベルク区裁判所において、特別の公的保管がされた死因処分に関する一覧表が作成される。遺言一覧表を作成した官署は、被相続人の死亡の知らせを受けた場合には、第1文の通知をした裁判所に、その事

---

[40] ドイツ家事事件手続法の翻訳は全て、青木哲・浦野由紀子・八田卓也「家事事件及び非訟事件の手続に関する法律」(https://www.moj.go.jp/content/000012248)を参考にしている。

実を書面により通知する。身分登録局の通知義務は、身分登録法に規定されている。

第348条（遺産裁判所による死因処分の開封）

1項　裁判所は、被相続人の死亡を知った場合には遅滞なく、その保管の下にある遺言書を開封しなければならない。開封については調書を作成しなければならない。死因処分が封印されていた場合には、調書に、損傷の有無を記載しなければならない。

2項　裁判所は、遺言書の開封のために、期日を定めて、法定相続人その他の関係人を、期日に呼び出すことができる。出席者には、死因処分の内容が、口頭で知らされなければならない。出席者は、死因処分を閲覧することもできる。請求がある場合には、死因処分を出席者に閲覧させなければならない。

3項　裁判所は、関係人に、関係する死因処分の内容を書面により知らせなければならない。第2項により期日に出席した関係人については、この限りではない。

## 3．公的遺言

普通方式の遺言は、上述の自筆遺言と、公的遺言の2種類である（2231条）。私的に作成される自筆遺言と対照的に、公的立場にある者（公証人）が遺言の作成に関与するので、公証人による遺言は公的遺言と呼ばれる。ここでの公的遺言は、誰でも閲覧できるという意味で公的であるということではない[41]。公的遺言の一般的な方式については、ドイツ民法2232条に「遺言が公証人の作成によりなされるためには、被相続人が最終意思を公証人に表示し、又は、文書が最終意思を含むことを表示して文書を公証人に引き渡さなければならない。被相続人は文書を封印せず、又は、封印して引き渡すことができる。文書は被相続人が自書することを要しない。」と規定されている。もっとも、公的遺言の詳細な方式についての規定（2234—2246条）は削除され、現在では、公的遺言の方式は、1970年に施行された証書作成法（Beurkundungsgesetz、以下ではBeurkGと略記する）に規定されている。

なお、証書作成法は2021年に改正されている。会社法の手続をデジタル化する目的で、証書作成法16条および40条が改正され[42]、改正法は2022年8月1日に施行された。これにより、同法16条には、オンラインおよびデジタル書類による公証手続について16a条—16e条が新設され、同法40条に電子署名についての規定が置かれ、電子公証制度が導入されている[43]。同法は、公証人が会社の設立および特定の商業登記申請に関するオンライン手

---

[41] Leipold, Erbrecht, S.112, Fn.2.

[42] BGBl. 2021 I, 3338.

[43] BeurkG 16a条はオンライン公証システムについて、同法16b条は電子記録の作成について、同法16c条はビデオ通信による当事者の特定について、同法16d条は電子記録の作成

続およびデジタル書類の作成を行えるようにするための要件を定めたものであり、上述の新規定によって、当事者がビデオ通信によって参加し、デジタル書類が作成されるオンライン公証手続が可能になった[44]。もっとも、公証人による遺言については、オンラインおよびデジタル書類による公証は認められていない[45]。

### （1） 公的遺言の意義

公証人が、遺言者に法的観点から助言することにより、法的安定性と法的明確性が確保される[46]。つまり、遺言者は容易に有効な遺言をすることができるようになり、また、意図する処分の内容も明確となる。このような助言的機能は、公的遺言のメリットの1つである。公的遺言の他のメリットとして、証拠保全機能を挙げることができる[47]。この点は、相続開始後に明らかとなる。遺言書が存在するかどうか、遺言が真正かどうか、どのように解釈されるべきか、といった疑念は公的遺言では、通常回避される。また、公的な保管は、後々の遺言書の改ざん等を防ぐことにもなる。さらに、公的遺言による遺言書は、遺産裁判所が申請に応じて発行する相続証明書に代わる意義を有し（2353条）、登記所に相続証明として提出されうる（土地登記簿規則[Grundbuchordnung]35条1項）[48]。

### （2） 公的遺言の方式―被相続人による最終意思の表示（2232条）

ドイツ民法2232条によると被相続人は最終意思を様々な方法で公証人の前で表示することができる。

① 最終意思の表示

遺言者が最終意思を公証人に表示するためには、遺言者本人が意思表示をすることが不可欠であり、法定代理人又は任意代理人の代理による意思表示は認められない（2064条）。録音技術の使用、たとえばオーディオテープ、CD-ROM、ビデオフィルム、テレビ電話等は、文書の引渡しの場合と同様に、遺言者の意図する処分の内容を公証人に伝えるために使

---

における代理人の資格証明について、同法16e条は混合公証について、同法40a条は適格な電子署名の認証について規定する。

[44] DNotZ, 2021, 722.

[45] 日本では令和5年法改正（法律第53号。令和5年6月14日公布、2年6か月以内に施行）により、遺言公正証書については、公正証書作成の申請の際にインターネットを利用し、公証人の面前での手続について一定の場合にはウェブ会議を利用することができ（改正民法969条2項、改正公証法40条3号）、公正証書原本を電子データで作成し保存することができる（改正公証法40条4項1号）などのデジタル化が進められている。

[46] Leipold, Erbrecht, Rn.293.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.35.

[47] Leipold, Erbrecht, Rn.293.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.37.

[48] Leipold, Erbrecht, Rn.293.; Lange, Erbrecht, § 14, Rn.38.

用することができるが、遺言を有効とするためには、遺言者自身の立会のもとで、これらの録音装置を再生した後、遺言者が公証人に対し、これが自身の最終意思であることを表明する必要がある[49]。

遺言者は、遺言の全内容を口頭で表示することができるが、公証人が遺言者と相談した上であらかじめ作成した遺言の文案を読み上げ、遺言者が、これらの処分が遺言者の意思に合致することを表示により確認することでも十分である。

表示は、上級地方裁判所代理修正法（OLG-Vertretungsänderungsgesetz, BGBl. I , S.2850, 2858. 2002 年 8 月 1 日施行）による法改正後は、もはや口頭でする必要がなくなった[50]。表示を口頭でする必要がないとされるのは、話せない人だけではなく、すべての遺言者に妥当する。表示の要件について、以前の連邦裁判所は、最低でも、公証人が読み上げた遺言の文案に対して、口頭での「はい」（最終的な「はい」、“Schluss-Ja”）の発言を必要とするとの判断を示していた[51]。しかし、この先例は、修正法により妥当しなくなった[52]。したがって、遺言者の意思が明確に認識できるのであれば、口頭の表示による確認だけでなく、うなずいたり、手話を用いたりすることもできる。また、「はい」とする筆記でも十分である。

② 最終意思が含まれていることを表示して文書を引き渡すこと

遺言者が公証人に引き渡した文書に最終意思が含まれていることの表示は、口頭によるのみならず、書面、手話によっても行うことができる[53]。

引き渡された文書に署名があるかどうか、誰が署名したかは問題ではなく、公証人や顧問弁護士によって作成された文案であってもよい。文書は、封印されずに引き渡されてもよいし、封印して引き渡されるのでもよい（2232 条 2 文）。文書が封印して引き渡された場合には、公証人は封印されたままの状態で、その内容を遺言者に尋ねることができ、遺言者が何も情報を提供しない場合でも、証書を作成しなければならないが、公証人は被相続人の具体的な処分について助言することができないので、公正証書の目的は部分的にしか達成されない[54]。

③ 方式についての特別の制限

特別な場合の公的遺言について、ドイツ民法 2233 条 1 項に「被相続人が未成年者である

---

[49] Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2232, Rn.5.

[50] Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2232, Rn.2.; Leipold, Erbrecht, Rn.295.

[51] BGHZ 2, 172 (174) = DNotZ 1952, 75.; NJW 1962, 1149 (1150) = DNotZ 1962, 657.

[52] Leipold, Erbrecht, Rn.295.

[53] Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2232, Rn.31.

[54] Leipold, Erbrecht, Rn.297.

場合には、遺言は、公証人に対する表示によって、又は、封印されていない文書の引渡しによってのみなしうる」と規定され、同条2項に「被相続人の自らの申告又は公証人の鑑定に従い、被相続人が書かれたものを読むことができない状態である場合には、被相続人は遺言を公証人に対する表示によってのみすることができる。」と規定されている。

これにより、未成年者は、公証人に対する意思表示または封印されていない文書の引渡しによってのみ遺言をすることができる。その趣旨は、未成年者については、公証人が具体的に助言することを確実にすることにある[55]。

また、本人の申告または公証人の鑑定に従い、書面を読むことができない者は、公証人に対する表示によってのみ遺言をなすことができるとされていることから、このような者は、公証人への最終意思の表示を書面によって行うことができない。

④ 話せずかつ書けない者の遺言の作成

上級地方裁判所代理修正法（OLG-Vertretungsänderugsgesetz）により、話せずかつ書けない者は、他の方法で自身の意思を表明することができれば（いわゆる「瞬きによる遺言書」[56]）、公正証書遺言を作成することができる。話せずかつ書けない者は、最終意思の表示によるだけではなく、最終意思が含まれていることを表示して書面を引き渡すことにより遺言をすることができる。これらの場合に、意思表示は、サインによってもなしうるからであるとされる。これは、連邦憲法裁判所の、話せずかつ書けない者を遺言書の作成から排除してきたことは、憲法が保障する遺言の自由（基本法14条1項1文）、平等の一般原則（基本法3条1項）、障害者に対する差別の禁止（基本法3条3項2文）に違反するとの決定に基づいている[57]。ただし、遺言者との意思疎通を可能にするために、遺言者が十分に聞いたり話したりすることができず、筆談が不可能な場合には、障がいのある遺言者と意思疎通が可能な者、例えば身振り手振りを通訳できる者を公証人のために呼ばなければならない（BeurkG 24条1項2文）。さらに、遺言者が十分に聞いたり、話したり、見たりすることができない場合には、証人または第2の公証人を呼ぶべきである（BeurkG 22条1項1文。後述（3）に示すように努力規定である）。

### （3） 証書作成法の主な規定

公証人が考慮すべきことの詳細は、証書作成法（BeurkG）に規定されている。同法の規定には、必要規定 Muss-Vorschriften と努力規定 Soll-Vorschriften の区別がある。必要規定

---

[55] Leipold, Erbrecht, Rn.298. 未成年者であっても、16才以上の者は法定代理人の同意を伴わずに単独で遺言をすることができるとされているから（2229条1項、2項）、ここでいう未成年者は、16才以上18才未満の者である（Leipold, Rn.306）。

[56] Leipold, Erbrecht, Rn.299.

[57] BverfGE 99, 341 = NJW 1999, 1853.

の違反は遺言の無効をもたらすが、努力規定の無視は遺言の有効性に影響を与えない[58]。

証書作成法は、第1に、公証人が具体的な遺言を公証する権限があるかどうかについての定めを置く。例えば、公証人の配偶者が遺言書の作成を望む場合など、遺言者との個人的な関係によって、公証人として欠格とされることがある。欠格とされた公証人による公証は、全体として無効である（BeurkG 6条1項）。公証人本人、その配偶者もしくは近親者に遺贈する遺言、又は、それらの者を遺言執行者に指定する遺言については、その公証人が公証することはできない。これに違反した場合、そのような処分（遺言全体ではない）は無効となる（BeurkG 7条、27条）。第2に、一定の場合には、公証人は、公証の際に証人または第2公証人に相談しなくてはならない。例えば、聴覚、言語、視覚に障がいのある被相続人の場合などである（BeurkG 22条1項1文）。遺言者が自身の名前を書けない場合には、このことは必須とされる（BeurkG 25条）。第3に、公証人は、遺言者の身元を確認し、その身元に関する疑義を記録する義務を負う（BeurkG 10条）。第4に、必要な遺言能力が欠けていると公証人が確信した場合、公証人は遺言の公証を拒否しなければならない（BeurkG 11条）。公証人は、遺言者の必要な遺言能力についての認識を記録すべきである（BeurkG 28条）。第5に、遺言者の意思を明確にし、助言するのは公証人の義務である（BeurkG 17条、30条4文）。

すべての場合に、口頭の意思表示により作成された遺言または文書の引渡しの確認のいずれかが含まれた書類を作成しなければならない（BeurkG 8条）。書類は、公証人の立会のもとで遺言者に読み上げられ、公証人の承認を得て、遺言者本人（遺言者が文字を書けない場合は、証人または2人の公証人。BeurkG 25条3文）と公証人が署名しなければならない(BeurkG 13条)。その後、遺言書（すなわち公証人の作成による書類、場合によっては遺言者が引き渡した文書）を封書により封印する。公証人は封筒に遺言者の名前を書き、遺言書が作成された日付を記載する。

### （4） 特別な公式保管、登録、開封

公証人は、遺言書が遅滞なく管轄の区裁判所（家事事件手続法344条、345条以下）に特別に保管されるよう手続をしなければならない（BeurkG 34条1項4文）。

遺言者が死亡して相続が開始した際に遺言が確実に考慮されるようにするため、公的遺言（BeurkG 34a条に従って公証人が作成した遺言情報）は、連邦公証人会議所が管理する遺言中央登録簿に登録される（連邦公証人規則 Bundesnotarordnung[BNotO]78b条1項1号）。遺言者が死亡して相続が開始した場合には、連邦公証人会議所は、身分登録局（Standesämtern）から死亡を知らされ、遺言書の保管者と管轄の遺産裁判所に通知する。遺言者の死後、遺言書は遺産裁判所によって開封される（家事事件手続法348条以下）。

---

[58] Leipold, Erbrecht, Rn.300.

## 4．危急時遺言

特別方式の遺言として、市長の面前での危急時遺言（2249条）、3人の証人の面前での危急時遺言（2250条）、海上の危急時遺言（2251条）の3種が置かれている。

### （1） 危急時遺言の目的および有効期限

緊急遺言の簡略化された形式要件は、特別な遺言選択肢が必要な例外的状況にある場合に用いられる。例えば、事故や病気で字が書けなくなった人や、その他の理由で自筆証書遺言の作成を望まない人がいる場合、遺言者の生前に公証人に相談することがもはや不可能な場合などである[59]。

これらの遺言の効力の基本的な制限については、ドイツ民法2252条1項に規定され、遺言の効力は3ヶ月に制限されている。つまり、遺言が作成されてから3ヶ月後に遺言者がなお生存する場合、遺言は成立しなかったものとみなされる。ただし、この期間は遺言者が公証人の前で遺言をなしうるようになった時点から始まる（2252条2項）。その後は、遺言者は、遺言の有効性を継続させたい場合には、危急時遺言に代えて普通方式の遺言（自筆遺言または公的遺言）を新たになす必要がある。この規律は、特に急いで作成されることの多い危急時遺言の内容が、本当に遺言者の意思と一致しているかどうかを明確にすること、危急時遺言の濫用を防ぐことを目的としている[60]。

### （2） 各種の特別遺言

① 市長の面前での危急時遺言（2249条）

公証人の面前で遺言書を作成する前に遺言者が死亡する恐れがある場合は、証人2人の立会を必要とする市長の面前で遺言書を作成することができる（2249条1項）。隔絶地の場合も同様である。作成の詳細についてはドイツ民法2249条により、証書作成法の適用が指示されており、同法2249条6項により、証書作成における方式違反の効果が特に緩和されている。同条は以下のように規定されている。

**ドイツ民法**

第2249条

1項　被相続人が、公証人の面前で遺言をすることが可能となる時点より前に死亡するおそれがある場合、被相続人はその居所の市町村長の調書により遺言を作成することができる。市長村長は、証書作成のために2名の証人を立ち会わせなければならない。証人としては、公証される遺言書において受益者とされている者または遺言執

---

[59] Lange, Erbrecht § 15, Rn.58.; Leipold, Erbrecht, Rn.324.

[60] Lange, Erbrecht § 15, Rn.59.; Leipold, Erbrecht, Rn.325.

行者に指定されている者を立ち会わせることはできない。証書作成法第7条及び第27条の規定を準用する。遺言書の作成には、第2232条及び第2233条並びに証書作成法第2条、第4条、第5条第1項、第6条ないし第10条、第11条第1項第2文及び第2項、第13条第1項及び第3項、第16条、第17条、第23条、第24条、第26条第1項第3号、第4号及び第2項、第27条、第28条、第30条、第32条、第34条、第35条の規定が適用される。 調書には証人が署名しなければならない。被相続人が、自らの申告により、または市長の鑑定によりその氏名を書くことができない場合、被相続人の署名は、調書にこの申告または鑑定の確認を記述することによって代えることができる。

2項　公証人の面前で遺言をすることができなくなるというおそれは、調書に記載されなければならない。そのおそれに理由がないことによって遺言の効力は妨げられない。

3項　市町村長は、被相続人が第2252条第1項及び第2項に規定する期間の満了後もなお生存している場合には、遺言がその効力を失うことを被相続人に知らせなければならない。市町村長は、調書にその旨を記載しなければならない。

4項　（2007年2月19日法改正により削除）

5項　遺言は、法律の規定に従って市町村長を代理する権限を有する者の面前でも作成することができる。代理人は、調書に代理権限の根拠を記載する。

6項　前各項に規定する遺言書の作成に関する調書の作成に方式違反があるものの遺言書に被相続人の表示の正確な再現が含まれていることが確実であると認められる場合には、その方式違反は公証の効力を妨げない。

② 3人の証人の面前での危急時遺言（2250条）

遺言者が隔離された場所にいる場合、または公証人も市町村長の調書によることができないほど死の危険が差し迫っている場合（2250条2項）[61]、遺言者は3人の私的な証人の面前で、口頭で意思表示をすることにより遺言をすることができ、その調書も作成しなければならない。ドイツ民法には以下のように規定されている。

**ドイツ民法**

第2250条

1項　特別な事情により、隔絶された場所にいて、公証人の面前で遺言を作成することが不可能又は著しく困難な者は、第2249条に規定された方式、又は、3人の証人の面前での口頭による意思表示によって遺言を作成することができる。

2項　死亡の危険が差し迫り第2249条に従って遺言を作成することが不可能とみられる

---

[61] 判例は、この要件について極めて厳しい基準を設けている。OLG Düsseldolf NJW-RR 2017, 905.

者は、3人の証人の前で口頭の意思表示により遺言を作成することができる。

3項　遺言が3人の証人の面前での口頭の意思表示によってなされる場合には、その調書を作成しなければならない。証人には証書作成法第6条第1項第1号ないし第3号、第7条、第26条第2項第2号ないし第5号、及び第27条の規定が適用され、調書には証書作成法第8条ないし第10条、第11条第1項第2文、第2項、第13条第1項第3文、第23条、第28条の規定及び第2249条第1項第5文、第6項第2文、第6項の規定が準用される。調書は、ドイツ語以外の言語でも作成することができる。被相続人及び証人は、調書の言語について十分に理解していなければならない。

③ 海上の危急時遺言（2251条）

被相続人は、航海している間にはドイツ船内では、3人の証人の面前での口頭による意思表示の方式（2250条3項）で、特別な危険を要件とすることなく遺言を作成することができる。ドイツ民法2251条に「航海中、国内の港の外でドイツ船内にいる者は、第2250条第3項に従い、3人の証人の面前で口頭の意思表示により遺言をすることができる。」と規定されている。

## 5．遺言を変更又は撤回する場合の方式

### （1） 変更

遺言の変更については規定がなく、解釈による。解釈論上問題になっているのが、遺言者が後で行った加筆については、それぞれの加筆箇所に常に署名を必要とするか否かである。判例は、加筆部分が元の署名で場所の上でカバーされているとみられる場合には、新たな署名は不要であるとする[62]。これは、遺言書の修正または補充をする際には新しい署名が必要であると考えないのが被相続人にとっての常識であると認められるからである。もっとも、修正の真実性を証明するのは難しいことが指摘されている[63]。

### （2） 撤回

遺言者は、遺言の撤回を自由にすることができる（2253条）。撤回は遺言の方式によることができる（2254条）。もっとも、遺言の方式によるほか、以下の事情があれば、遺言が撤回されたものとみなされる。①先になされた遺言に矛盾する処分が後でなされたとき（2258条）、②被相続人が遺言を廃棄する意図で破棄する意図で遺言を破棄しまたは変更したとき

---

[62] BayObLGZ 1965, 258, 262; BayObLGZ 2002, 359 = FamRZ 2003, 1590.

[63] Leipold, Erbrecht, Rn.312.

（2255 条）である（なお、公的遺言については、公的保管から遺言書を取り戻すことによって撤回されたものとみなされる。2256 条）。

遺言の撤回についてのドイツ民法の規定は以下の通りである。

**ドイツ民法**

第 2253 条（遺言の撤回）

被相続人は、遺言及び遺言に含まれる個々の処分をいつでも撤回することができる。

第 2254 条（遺言による撤回）

撤回は遺言によってなされる。

第 2255 条（破棄又は変更による撤回）

遺言は、被相続人が遺言を廃棄する意図をもって、遺言書を破棄し、書面による意思表示を廃棄する意思が示されたとみられる変更を遺言書に加えることにより撤回することができる。被相続人が遺言書を破棄し、又は前記の方法で変更した場合には、被相続人は意図的に遺言書を廃棄したものと推定する。

第 2256 条（公的な保管からの遺言の取り下げによる撤回）

1項　公証人の面前で、又は第 2249 条により作成された遺言は、公的保管に付された証書が被相続人に返還された場合には、撤回されたものとみなされる。返還する保管書は、第 1 文に規定する返還の効果について被相続人に説明し、これを証書に書き留め、かつ、両者が行われた旨を文書に記すものとする。

2項　被相続人は、返還をいつでも請求することができる。遺言は、遺言者本人に対してのみ返還することができる。

3項　第 2 項の規定は、第 2248 条により保管される遺言にも適用される。返還は、遺言の効力には影響を与えない。

第 2258 条（後の遺言による撤回）

1項　遺言の作成により、後の遺言が前の遺言に抵触する範囲で、前の遺言が撤回される。

2項　後の遺言が撤回される場合には、疑わしいときは、前の遺言が撤回されなければ効力を有していたと同様に、前の遺言が効力を有する。

## 6．遺言作成の状況

ドイツデータ調査会社“Statista”によるアンケート調査によると、2022 年 8 月 28 日の時

点で、18才以上のドイツ人の66%は、遺言書を作成していないと答えた。また、25.8%のドイツ人が、遺言を作成した、または相続契約をしたと答えている[64]。

ドイツバンク（Deutsche Bank）の遺言調査報告書によると[65]、2018年には、39%の潜在的な被相続人が遺言書を既に作成していた。これは、2012年の31%より多くなっている。年齢による内訳をみると、50才未満の人は15%、50才以上64才以下の者は36%、65才以上の者は58%の人が遺言書を既に作成していた。遺言書を作成した年齢の平均は55.6才である。

遺言書を作成した人の65%は、パートナーと共に作成する共同遺言をしており、単独で遺言をした人は34%だけである。また、既婚者で遺言書を作成した人で、単独で遺言をした人は12%に過ぎず、87%は他方配偶者と共同遺言をなしている。

遺言の種類および保管について、遺言の50%は自筆遺言であり、36%は公証役場または法律事務所に保管され、12%は遺産裁判所に保管されている。

遺言の内容の傾向について、2018年には、まず全財産を他方配偶者に相続させる旨の遺言（ベルリン方式の遺言による）が59%を占めている。これは、2012年の50%から増えている。また、近年重要視されるようになっているのが、相続人が遺言を簡単に発見できることである。2018年には、53%の遺言者が、遺言の保管場所を相続人に知らせていた（2012年：44%）。さらに、相続紛争を経験した遺言者が多くなっていることを背景に、紛争の回避を第一に重視して遺言書を作成した者が41%であった（2012年：33%）。

遺言書を作成する際に、誰かに相談した者は84%であった。最も多い相談先は公証人であり（53%）、続いて、パートナー（23%）、知合い又は血族（17%）、弁護士（15%）、インターネット（12%）、銀行窓口（9%）であり、全く誰にも相談しなかった遺言者は15%に過ぎなかった[66]。

---

[64] https://de.statista.com/

[65] Deutsche Bank AG, “Erben und Vererben”, 2018, S.43-48. https://www.deutsche-bank.de/content/dam/deutschebank/de/shared/pdf/Studie_final.pdf

[66] なお、大村敦志監修『相続法制の比較研究』（商事法務、2020年）36－39頁[浦野由紀子]に、遺言制度等の利用実態に関するドイツ国内の実態調査、アンケート調査の結果が詳細に紹介されている。それによると、例えば、2006年の調査により、遺言書を作成したことがある人は18%、相続契約を締結したことがある人は5%である。また、「同種のアンケート調査報告はないので、単純には比較できないが」とされた上で、日本の遺言の利用者は約8%であると概算されている。そこで計算された方法と同様の手法を採用すると、2021年には日本の遺言の利用者は約9.8%（死者145万2,289人、遺言の検認件数1万9,576件、遺言公正証書の作成件数10万6,028件、遺言書保管所での保管件数1万6,954件）と概算される。正確な割合ではないが、ドイツに比べると日本での遺言の利用者割合はかなり少ないとみられる。

## 7．自筆証書遺言のデジタル化等に関する議論の状況・内容等

現在のドイツにおける自筆遺言では、デジタル技術を活用することは認められていない。パソコン、タブレット、スマートホンによって作成された遺言、タッチペン等で自ら画面上筆記することで作成した遺言も無効であると解されている。このように解されることの法的根拠は、「自書」の要件である（2247条1項）。この「自書」という形式的な要件により、遺言者は、手書きで作成され署名された書面によってのみ遺言を作成することができると解される。

判例上、パソコン、タブレット、スマートホンなどのデジタル技術が普及する前にこの点を明らかにしたのは「青写真」判決である。連邦通常裁判所は、「自筆」について、遺言者が遺言を自ら作成し自筆で書かなければならない、とする狭い解釈を提示した。その理由は、遺言の真正性の確認を容易にするためである。つまり、虚偽の遺言や、遺言の偽造・隠匿を防止することが「自書」要件の目的とされ、したがって、タイプライターや印鑑、その他の機器を使って作成された遺言書は形式的要件を満たさず無効となる[67]。

学説は、判例を支持し、パソコン、タブレット、スマートホンを使って作成された遺言は、ドイツ民法2247条の「自書」の要件を満たさないとの立場を示している[68]。デジタル遺言は、デジタル機器を使って作成され遺言者自ら作成し自書で書かれたものではないため、現行法上は無効と解されている[69]。

立法論上は、「自書」要件の緩和が検討されている。デジタル技術の普及により、自書の持つ、本人によって作成されたことを示す機能が低下していることが学説上指摘され、立法により自書に加えてあるいは自書に代わってデジタル技術を取り入れる可能性が指摘されている。たとえば、ヘルゲンレーダーは、遺言者の遺言意思の実現を簡略化することができることから、スマートペン、タッチペンを使って作成されたデジタル遺言を可能とする法改正を主張している[70]。ザンダース/ゲルトナーは、ドイツ民法2247条を、デジタル遺言を一定の要件で可能とするように改正するべきであると主張する[71]。賛成説は、タッチペン等により遺言者の筆跡が現れること、実際的かつ簡便な遺言の自由を保障することを主張する。

---

[67] BGH NJW 1967, 1124 (1125).

[68] Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2247, Rn.23.; Knut Werner Lange, Erbrecht, 3.Aufl., 2022, S.78.

[69] Scholz AcP 219 (2019) Scholz, S.100 (132); Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2247, Rn.23. もっとも、外国の法制度でデジタル形式の遺言を認めている場合には、方式についてはドイツでも有効とされる(Rn.22)。

[70] Hergenröder, Cyril, Testieren 2.0: Errichtung eines digitalen eigenhändigen Testaments mittels Touch- oder Smartpen?, ZEV 2018, S.7 (11).

[71] Sanders, Anne/Göldner, Kevin, Das Tablet-Testament, ErbR 2020, 335 (337).

自書の機会は、特に学校などでタブレットを使う機会が増加したことにより少なくなり、デジタルによるコミュニケーションの増加により、日常的に自書する機会が少なくなったことで、個人の筆跡の特徴が表れにくくなり、したがって、自書による真正性の証明の審査にとっての重要性が下がっていると指摘されている[72]。

もっとも、自筆遺言のデジタル化については、具体的な議論はそれほど多くはなく、デジタル化に賛成する学説からも慎重な立場が示されている。ヘルゲンレーダーは、自筆証書遺言のデジタル化に賛成する立場を、変化した技術的発展という点から支持するが、パソコンやスマートホンなどの書類作成の新技術がドイツ民法2247条の目的からみて自筆遺言が法的安定性のために提供する基準に適合する前提のもとで、現代的な新しい書式を検討するべきであるといった慎重な指摘がされている[73]。自書と並んで、あるいは自書に代わって生じる新たな遺言の形式が認められる場合には、虚偽の遺言や真正な遺言の改ざん等の危険に対処する必要性が増すことも指摘されている[74]。

上述の学説において、自筆遺言の方式のデジタル化について議論されているのは、主にタッチペン、スマートペン等で作成された、遺言者の筆跡を確認することが容易なタブレット遺言についてである。もっとも、学説においてはタブレット遺言についても、立法論上の反対説が主張されている。反対説は、タッチペンなどによりデジタルタブレットを介して書かれ、または自筆の書面がスキャンされ、印刷された場合に、確かに遺言者の筆跡は認識されるが、複製や様々な操作の余地が残ること、いつ誰が印刷したかを確認することができず、遺言者自身がその文書を遺言として認識しているか否かが不明確であることを指摘する[75]。

以上のように、ドイツでは、現行法上デジタル遺言は認められておらず、遺言の方式に関する法改正を求める意見は多くなく、また、法改正を求める学説においても、タッチペン等の利用の可否など議論の対象が限定的であり、デジタル遺言に関する一般的かつ具体的な法改正提案はまだなされていない。

## 8．電子署名の定義について

ドイツにおいては、2001年に施行された電子署名の一般的要件に関する法律（Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen）が一般的な取引行為に適用される。電子署名の定義については、同法2条1文に規定されている。それによると、「『電子署名』とは、他の電子データに添付され、または他の電子データと論理的に関連付けられ、認証を目

---

[72] Hergenröder, a.a.O., Fn.70, S.7.

[73] Hergenröder, a.a.O., Fn.70, S.11.

[74] Sticherling, in: Münchner Kommentar zum BGB, 2022, § 2247, Rn.4.

[75] Obergfell, in Hausmann/Hohloch, Handbuch des Erbrechts, 2.Aufl., 2010, Kap.6, Rn.88.

的として使用される電子形式のデータをいう」、とされている。同条2文には、「高度な電子署名」として、1項に定義される電子署名のうち、a)「署名符号保有者に排他的に割り当てられ」b)「署名符号保有者の識別が可能とされ」、c)「署名符号所有者が単独で管理できる方法で生成され」、かつ、d)「署名符号に関連付けられたデータと、そのデータのその後の改変を認識できる方法でリンクされている」電子署名であると定義されている。同条3文には、「適格電子署名」について、2文に従った署名で、a)「生成時に有効に認定された証明書に基づいており」、かつ、b)「安全な署名生成デバイスを用いて生成された」署名であるとされる。

EU規則No.910/2014（いわゆるeIDAS規則）が、2016年7月1日から施行されている。同規則は、EUにおける電子署名の国境を越えた利用について、標準化された強制的な一般的要件と規制を定めている。同規則3条10文にも、電子署名の定義が規定されている。それによると、「『電子署名』とは、他の電子データに添付または論理的に関連付けられ、署名者が署名に使用する電子形式のデータをいう」、とされている。

# 第7章　フランス

広島修道大学　柳迫周平

本報告書は、フランスにおける遺言制度の概要とそのデジタル化の状況を紹介することを目的とする。もっとも、結論として現時点においてフランス法については、電子遺言のようなデジタル技術を用いて作成することを前提とした新たな遺言の方式は導入されておらず、また従来の遺言の方式に従った遺言作成に当たって、デジタル技術を活用することについてもそれほど積極的とは言えない状況にある。

そこで、以下ではまず現行法におけるフランスの遺言制度の概要を紹介したうえで（1）、フランスにおける遺言制度のデジタル化をめぐる学界及び実務界における議論状況を概観していくこととする（2）。

## 1．フランス法における遺言制度の概要[1]

フランス法において遺言（民法典895条[2]。以下、特に断りのない限り本報告書における条文番号はフランス民法典のものである）とは、遺言者の最終意思を表明する法律行為であり、それは契約と異なり一方的な意思表示によるもの、つまり単独行為であるとされる[3]。

---

[1] フランス法における遺言制度全般を概観できる邦語文献としては、野村豊弘「フランス遺言法の方式」川井健ほか編『講座・現代家族法第6巻』（日本評論社、1992）309頁以下がある。また、現行フランス法における遺言制度の概要をまとめるにあたっては、B. Beignier et S. Torricelli-Chrifi, *Libéralités et Successions*, LGDJ, 6e éd., 2022 ; P. Malaurie et C. Brenner, *Droit des successions et des libéralités*, LGDJ, 10e éd., 2022 を主に参考としている。

[2] 民法典895条「遺言は、遺言者がもはや生存しない時のために、その財産あるいは権利の全部又は一部を処分する行為である。遺言者は、それを撤回することができる。」

なお、本報告書におけるフランス民法典の条文訳については、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典－家族・相続関係－』（法曹会、1978）を基本としつつ、同書の刊行後の改正を筆者の方で反映する形で訳出している。

[3] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.295. 野村・前掲注1）309頁。

さらに、遺言は一定の形式要件に服する要式行為であり、そのような形式要件に反する遺言は無効[4]となる（1001条[5]）。

フランスにおいても遺言の方式として普通の方式のものと特定の例外的な状況の下でのみ利用されうる特別の方式のものが存在する。もっとも、あらゆる方式の遺言に共通する問題も多く存在することから、まずはすべての遺言の方式に共通する事項を紹介し、そのうえで普通の方式の遺言についてその要件を紹介する。最後に遺言の保管・登録に関する制度についてまとめておく。

なお、民法典981条以下には公証遺言をすることができないような極めて例外的な状況下にある場合に利用できる特別な方式の遺言について規律を用意している[6]。特別な方式の遺言として具体的には、軍人遺言（981条）、伝染病隔離者のための遺言（985条）、離島にある者の遺言（986条）、船員遺言（988条以下）、国外遺言（999条）がある。これらの方式による場合、公証人に代わって士官や司法裁判所判事、市町村の役人、艦長などの面前で2人の証人の立会いのもとで遺言をすることができ、2通の正本を作成する。このようにして作成された遺言は、普通の方式の遺言ができるような状況になった時から6か月間、遺言者が生存した場合は効力を失う。もっとも、遺言者が筆記をすることができるのであれば、これらの特別の方式の遺言の利用が認められている場合であっても、普通の方式の遺言の1つである自筆遺言を利用すれば十分であることから、特別の方式が利用されることはほぼなく、今日のフランスにおける相続法の概説書でもこれらの方式についてはほとんど解説がなされることはない状況である。

### （1）すべての方式の遺言に共通する事項

すべての方式の遺言に共通する事項としては、①書かれたものでなければならない点、②共同遺言の禁止、③撤回可能性の3点を挙げることができる[7]。また、それに加えて最後に④遺言事項に関する問題について簡単に触れておく。

---

[4] なお、ここでいう無効は絶対無効であるため、形式要件違反を理由とする無効主張はすべての利害関係人によってなされうる（Sous la coordination de S. Torricelli-Chrifi, *Guide des Successions 2022/2023*, LexisNexis, 2022, p.137, n° 801）。

[5] 民法典1001条「この款及び前款の規定によってさまざまな遺言が服する方式は、順守しなければならない。これに反する場合には、無効とする。」

[6] なお、特別な方式の遺言に関しては、山口俊夫『概説フランス法（上）』（東京大学出版会、1978）521～522頁、M. Nicod, *Droit patrimonial de la famille*, sous dir. M. Grimardi, Dalloz, 7e éd., 2021, p.1039, n° 321.231 et 321.232を参照した。

[7] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.295, n° 375.

### ① 書かれたもの

まず、遺言は書面に書かれたものでなければならない、つまり筆記（ただし、後述するように筆記方法については方式ごとに要件が異なる）により作成されなければならないとされている。このように、筆記を求める趣旨としてはそれを遺言者にさせることで遺言者に熟慮を促し、遺言者の意思の確保につながるという点[8]、筆記によって遺言者の意思の存在の持続性が口述のみによる場合に比べて確保できるようになる点[9]などが挙げられている。

そして、このような要件が課される結果として口述のみによる口頭遺言（testament nuncupatif）はフランス法上禁止されている[10]。そのため、例えば遺言者が証人の面前や録音によりした口頭遺言も無効であると考えられている[11]。

### ② 共同遺言の禁止

同一の証書において複数人が共同でなす遺言である共同遺言（testament conjonctif）は、民法典において明示的に禁止されている（968条[12]）。共同遺言の禁止の趣旨は、各遺言者による自由な撤回に困難をきたす点[13]、共同で遺言をなすことで各遺言者の自由を完全に確保することが困難になる点[14]などが挙げられる。

### ③ 撤回可能性

遺言者は遺言の効力が発生する時点、つまり遺言者の死亡まではいつでも自由に遺言を撤回することができる[15]（895条）。撤回は遺言の全部だけではなく、特定の条項についてのみ行うこともできるが、1035条以下に規定された方式に従って行う必要がある[16]。

1つ目は公証遺言と同じような要件の下で公証人の作成する公署証書により、翻意の申述をするという方法である（1035条[17]）。2つ目は、前の遺言を撤回する旨の条項を置いた新

---

[8] S. Torricelli-Chrifi, *supra note* 4, p.136, n° 795.

[9] Nicod, *supra note* 6, p.1024, n° 321.31.

[10] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.130, n° 217. なお、口頭遺言によりなされた処分であっても、それがひとたび履行された場合には自然債務の理論により有効な民事債務になると考えられている（この点については、野村・前掲注1）312頁も参照）。

[11] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.296, n° 376.

[12] 民法典968条「遺言は、第三者のためであれ、交互及び相互の処分としてであれ、2人又は数人が同一の証書において行うことができない。」

[13] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.130-131, n° 218.

[14] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.298, n° 380.

[15] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.299, n° 381.

[16] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.310-311, n° 396.

[17] 民法典1035条「遺言は、後の遺言又は翻意の申述を内容とする公証人の面前での証書によるのでなければ、全部又は一部について撤回することができない。」

しい遺言を作成するという方法であり、こちらの方法の利用の方が一般的であるとされる[18]（同条）。

1035条に規定された上記の2つの方法による撤回はいずれも明示的な形で遺言を撤回するものであるが、以下に挙げる方法は黙示的な形であるが一定の事実により遺言の撤回の効果が生じることを認めるものである。1つが、前に作成された遺言と両立しない遺言が事後的に作成された場合、両立しない範囲において後の遺言により前の遺言が撤回されることになる[19]（1036条[20]）。もう1つが、遺贈目的物の処分によるものであり、無償行為であれ有償行為であれ、遺贈に関する条項を含む遺言の作成後に遺贈目的物が処分された場合、当該遺贈に関する条項は撤回されたものとして扱われる（1038条[21]）。

**④　遺言事項**

895条の定義に従えば、遺言事項は遺言者の財産の処分に関するものに限定されることになる。しかし、実際のところ遺言事項としてはそれ以外にも様々なものが挙げられている。そして、遺言事項は財産的なものと非財産的なものに大別される。

まず、財産的な事項の代表例としては遺贈を挙げることができるが（1002条1項[22]参照）、それ以外に相続権のはく奪（exhérédation）に関する条項を含むこともある[23]。これに対して非財産的な事項としては、葬儀の方法に関するもの、遺言による後見人の指定（403条2

---

[18] なお、前遺言を撤回する旨の遺言が方式違背等を理由に無効となる場合、撤回の効果は発生しない（Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.311, n° 397）。

[19] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.312, n° 399.

[20] 民法典1036条「前の遺言を明示的な仕方で撤回しない後の遺言は、前の遺言において、それに含まれる処分のうち新たな処分と両立せず、又はそれに反する処分でなければ無効としない。」

[21] 民法典1038条「遺言者が遺贈物の全部又は一部について行う譲渡はすべて、買戻し権能付き売却又は交換による譲渡であっても、後の譲渡が無効であり、かつ、その物件が遺言者の手中に復帰した場合であっても、譲渡されたもののすべてについて遺贈の撤回をもたらす。」

[22] 民法典1002条1項「遺言による処分は、包括の、包括名義の、あるいは特定名義の遺贈である。」

なお、フランス法における遺贈の種類に関しては、幡野弘樹、宮本誠子「フランス法」大村敦志監修『相続法制の比較研究』（商事法務、2020）65頁を参照。

[23] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.314, n° 402.

項参照)、臓器提供に関する意思表示、子の認知などを挙げることができる[24]。また、遺言執行者の選任（1025条1項[25]参照）も遺言によって行うことができる[26]。

なお、いくつかの遺言事項については公証遺言のみによって行うことができるとされている。第1に、民法典764条1項[27]により被相続人の生存配偶者に認められている主として居住している住居に対する終身の居住権及びその住居に備え付けられた動産に対する使用権は、当該被相続人の反対意思の表明により奪うことができるが、その意思の表明は公証遺言の方式によって行わなければならない[28]。第2に、子の認知に関しては公署証書により行う必要があるため（316条3項[29]参照)、遺言による認知の場合は公署証書の1つである公証遺言の方式によってのみ行うことができる[30]。

### （2）普通の方式の遺言について

普通の方式の遺言として民法典に規定されているものは、自筆遺言(testament olographe)、公証遺言（testament authentique)、秘密遺言（testament mystique）の3種類である（969条[31]参照)。これに加えて、民法典に規定はないものの、1973年10月26日のワシントン条約（フランスは1994年4月25日の法律第320号により批准）により設けられた国際遺言（testament international）とも呼ばれる方式も普通の方式の遺言と並んで検討されることもある。以下では、民法典上の3つの方式に国際遺言を加えてその要件等を紹介していく。

---

[24] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.315-316, n° 404.

[25] 民法典1025条1項「その意思の執行を監督し、又は実現するために、遺言者は完全な民事上の能力を享有している1人あるいは複数人の遺言執行者を選任することができる。」

[26] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.320, n° 409.

[27] 民法典764条1項「第971条の要件の下で表明された死者の反対の意思がある場合を除き、死亡時に、主たる居住として、夫婦に帰属する又は全部が相続財産に属している住居を実際に占用していた相続権を有する配偶者は、その死亡まで、当該住居に対する居住権及び相続財産に含まれているその住宅に備え付けられた動産に対する使用権を有する。」

[28] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.307, n° 392. なお、被相続人の生存配偶者に認められる居住権の概要については、幡野＝宮本・前掲注22）46〜49頁参照。

[29] 民法典316条3項「認知は、出生証書において、身分吏により受け取られる証書によって、又は他のあらゆる公署証書によって行われる。」

[30] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.316, n° 404.

[31] 民法典969条「遺言は、自筆で、公の証書によって、又は秘密証書の形式にしたがって行うことができる。」

### ① 自筆遺言

自筆遺言はフランスにおいてもっともよく利用されている遺言の方式だとされている[32]。自筆遺言のメリットとしては簡単に低費用で作成でき、その内容や作成した事実も秘密にできる点が挙げられ、デメリットとしては法律に詳しくない遺言者が形式要件違反を犯し遺言が無効になるリスクがあること、条項の内容が不明確であることが少なくないこと、紛失や破棄、変造のリスクがあることなどが挙げられる[33]。

自筆遺言は私署証書の 1 種であるものの、一定の形式要件の遵守が求められている。もっとも、課されている要件は全文自書（あ）、日付の記載、署名（い）の 3 点だけである（970 条[34]）。また、自筆遺言の効力発生後は一定の手続を踏む必要がある（う）。

#### （あ）自書

まず、自書という要件から遺言者は自筆遺言の全文を自ら手書き[35]で作成する必要がある。このような要件を課す趣旨は、筆跡などから遺言者が自ら筆記したものであるのかという

---

[32] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.299, n° 382.

[33] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.132, n° 220 ; Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.299-300, n° 382.

[34] 民法典 970 条「自筆遺言は、遺言者の手で全体を書き、日付を記入し、かつ、署名するのでない場合には、なんら有効でない。自筆遺言は、他のいかなる形式にも服さない。」

[35] なお、日本法では自筆証書遺言の作成において相続財産の目録を添付する場合には、目録については自書を要しないとされているところ（日本民法 968 条 2 項）、フランス法では自筆遺言の作成において全文手書きという要請がどの範囲まで求められるのかという疑問が生じるところである。この点について少なくとも日本法のように財産目録まで全文手書きを要するのかという形で議論が展開されているわけではないため、一般的なフランスにおける相続法の概説書類の記述を踏まえれば、目録も含めた形で全文手書きが求められているとも考えられる。

もっとも、この論点に関連する興味深い判例として、破毀院民事第 1 部 2009 年 6 月 17 日判決（Cass. 1re civ., 17 juin 2009, n° 08-15.894, *D.* 2009. Pan. 2508, obs. M. Nicod）がある。この事案では、パーキンソン病であった遺言者は、全文手書きで自筆遺言を作成したうえで、それとほぼ同じ内容をタイプライターを用いて転記したものも添付したところ、遺言の全文が遺言者の手書きで作成されていないとして、当該遺言の効力が争われた。破毀院は、あくまで「遺言は最終意思の表明を含む手書きの文書のみから構成されており、その作成者は、（中略）パーキンソン病の影響を受けた文字を読むのは難しいということに気づいていたために、手書きのものに他の条項を一切含まない形でタイプライターで転記したものを添付することで、その読み上げ作業を容易にすることを欲した」と判断して、遺言の効力を認めた原審の判断を是認した。そして、このような判例を評価する上記の評釈では、遺言者が遺言で示そうとする条項全体が手書きの文書で示されている以上は形式要件としては十

ことを特定することを可能にするとともに、手書きで作成するという作業を通じて遺言者に自らのする行為の帰結を自覚させるということなどにあるとされる[36]。このため、タイプライターで書かれたものはこの要件に反するため無効であるとされている[37]。全文が手書きでなければならないという点については判例上も厳格に理解されている[38]。

もっとも、全文手書きでさえあればよく、何に書かれているのかという点は特に問題とはならない（例えば、壁に書かれたものでもよく[39]、裁判例では洗濯機の側面に書かれたものでもよいという事例も存在する[40]）。また、手書きの際に利用される言語に関しても遺言者が理解できるものであればフランス語以外でもよく、暗号を利用してもよいとされている[41]。

さらに、自筆遺言の作成にあたって公証人の助言を受けることもフランスでは少なくないが、その際に公証人が遺言のひな型を作成し、遺言者がそれを自ら手書きで書き写すということが実際には行われているとされる[42]。また、最近では一定の質問事項に回答することにより遺言の文例を作成してくれるインターネット上のサービス（« e-testament »）が民間企業から提供されている[43]。そして、40〜80€程度の費用を払ったうえでこのサービスを利用すれば、遺言者はその文例を書き写すだけで自筆遺言を作成できるというものである[44]。そして、遺言者がその内容を理解したうえであれば、これらのようにひな型や文例を書き写したものであっても自書要件には反しないとされている[45]。

なお、身体的な問題から単独で遺言を手書きすることができない遺言者が、第三者による身体的な介助を受けて自筆遺言を作成するということも認められている。もっとも、あくま

---

分であり、タイプライターで作成された補足文書が添付されていたとしても遺言を無効にする必要はないという指摘もなされている。

[36] Nicod, *supra note* 6, p.1028, n° 321.72.

[37] Cass. civ., 18 mai 1936, *DH.* 1936, 345.

[38] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.133, n° 222.

[39] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.133, n° 223.

[40] CA Nancy, 26 juin 1986, *JCP N* 1987. II. 96, n. Venandet.

[41] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.133, n° 223. ただし、自書要件には反しないとしても、暗号などを用いると遺言の効力発生後にその解釈をめぐって争いは生じうる。

[42] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.132, n° 221.

[43] 例えば、https://testamento.fr/fr/accueil（2023 年 12 月 15 日アクセス）

[44] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.300, n° 383.

[45] CA Lyon, 25 mars 1975, *D.* 1978. 263, n. B. Dufour. なお、上記のように遺言者が理解できる言語であれば自筆遺言の作成はフランス語以外でもよいが、フランス語を理解しない遺言者がフランス語で書かれたひな型を手書きで書き写すことで作成された遺言については、遺言者がその内容を理解したうえで書いたものと評価できないので、自書要件に反するものとして無効とされる（Cass. civ. 1re, 9 juin 2021, n° 19-21.770, *Dr. Fam.* 2021, comm. 132, note M. Nicod）。

で遺言者が自らの手で書いたと評価できる必要があり、介助の程度からもはやその第三者によって書かれたものと評価される場合は自書要件に反するものとされる[46]。

### （い）日付・署名

次いで、遺言者は手書きで遺言の作成年月日を記入する必要がある[47]。日付要件の趣旨は、遺言者の能力の有無の判断の基準時の確定や複数の遺言が作成された場合における前後関係を解明する必要性にあるとされている[48]。もっとも、判例はこの要件を緩和しており、日付の誤りや遺漏があっても、遺言書内外の事情を考慮して真の日付を特定することを認めているだけではなく[49]、遺言書内に日付の記載がない場合でも、遺言書内外の事情から一定の期間内に遺言が作成されたことが明らかであり、遺言者はその期間内に能力を有しており、期間内における撤回がなければ遺言を有効なものとして扱っている[50]。

最後に署名要件について、その趣旨は遺言者の特定[51]と遺言者の意思の最終確認にある[52]。そして、署名は遺言者による遺言を完結させるという意思の表明であることを踏まえれば、それは原則として遺言の条項の末尾にしなければならないとされている[53]。もっとも、署名については遺言者の特定と遺言意思の確認という趣旨が実現できれば、遺言者が普段利用しているものとは異なる署名であってもよく、名前だけを記載したものやあだ名などでもよい[54]。

---

[46] Cass. 1re civ., 8 avril 1986, *Bull. civ.* Ⅰ, nº 81.

[47] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.134, nº 225.

[48] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.302, nº 385.

[49] Cass. civ., 23 juin 1952, *JCP G* 1952. Ⅱ. 7179.

[50] Cass. 1re civ., 10 mai 2007, *Bull. civ.* Ⅰ, nº 182.

[51] Nicod, *supra note* 6, p.1032, nº 321.140. なお、遺言者の特定は自書要件を課して手書きで作成することによっても実現されることになるが、これに加えて遺言者の手書きによる署名を求めることで当該遺言が完成され、そこで示された遺言者意思が確定的なものであるということを確保することが意図されているとも説明される。

[52] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.303, nº 387.

[53] Cass. 1re civ., 17 juin 2009, nº 08-12896, *Bull. civ.* Ⅰ, nº 137. また、Nicod, *supra note* 6, p.1033, nº 321.152 も参照。ただし、一定の場合には遺言が入っていた封筒に署名が記載されていた場合であっても、署名要件を満たすとされる。

[54] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.134, nº 225.

### （う）効力発生後の手続

自筆遺言（又は秘密遺言）を発見した者は公証人に対してそれを提出しなければならない（1007条[55]）。提出を受けた公証人は遺言を開封し、開封及び提出時の状況に関する調書を作成の上で、原本として保管し、調書の謄本と遺言の写しは相続開始地の司法裁判所の書記官へ送付する。こうした手続は遺言の破棄・変造を防ぐために置かれており、強行規定である。もっとも、このような手続に違反した場合に対する制裁は特に用意されていないため、実効性には疑問も呈されているところである[56]。

### ② 公証遺言

公証人によって作成されることになる公証遺言は以下に見るような形式要件の厳格さからあまり利用されていない。つまり、公証人自身も自らの責任追及を回避するために公証遺言の作成を好まず[57]、遺言者側も形式要件の厳格さと作成の秘密を確保できないためこの方式を好まないとされている[58]。

公証遺言の作成に当たっては、遺言者意思の保護という観点から[59]、まず2人の公証人又は1人の公証人及び2人の証人の立会いが必要である（971条[60]）。そして、その者たちの立会いの下で遺言者は公証人（2人の公証人が立ち会う場合はそのうちの一方）に対して遺言内容を口授し、当該公証人は遺言者の口述内容をフランス語で[61]自ら書き取るか、手書き

---

55 民法典1007条1項「すべての自筆遺言又は秘密遺言は、執行に付す前に公証人の手中に寄託する。遺言は封緘されている場合には開封する。公証人は寄託の状況を明確にして即時に遺言の開封及び状態について調書を作成する。1006条に規定された場合において公証人は、その資格が包括でありかつ遺留分権利者たる相続人の不在という点について受遺者の占有権の要件を確認する。公証人はそれらの確認を調書に記載する。遺言並びに調書は、受寄者の原本中に保存する。」

2項「公証人は、調書の日付に続く1か月以内に、相続開始地の司法裁判所の書記官に調書の謄本及び遺言を表した写しを送付する。書記官は、これらの文書の受領書を公証人に交付し、その原本中にそれらを保存する。」

56 Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.305-306, n° 390.

57 なお、このような観点から公証人は公証遺言の作成ではなく、先述したようにひな型を提示したうえで、それを遺言者に手書きで書き取ってもらうことで自筆遺言という形式で遺言を作成するということを勧めるという実態があるものの、これについては時として濫用的であるとの指摘もある（Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.132, n° 221）。

58 Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.306, n° 392.

59 Nicod, *supra note* 6, p.1034, n° 321.181.

60 民法典971条「公の証書による遺言は、2人の公証人によって、又は2人の証人に補佐される1人の公証人によって受理される。」

61 Cass. req., 12 août 1868, *DP* 1872. Ⅰ, 133.

又はタイプにより書き取らせる（972 条 1 項又は 2 項[62]）。その後、公証人は遺言者に対して書き取った遺言の内容を読み聞かせ（同条 3 項[63]）、形式要件を遵守して当該証書が作成された旨を明記する[64]（同条 7 項[65]）。最後に遺言者、公証人及び証人は遺言に署名をする（973 条[66]、974 条[67]）。なお、公証人は遺言者の口授内容をそのまま書き取る必要はなく、口授の意味内容を尊重する限りにおいて、より理解しやすいものとするために、遺言者の口授内容をより明確で読みやすい形で書くことができ、また遺言者に対して口授内容の説明を求めることもでき、またそれが公証人の義務であるとされている[68]。

なお、2015 年 2 月 16 日の法律[69]によりフランス語を話せない者や口のきけない者、耳の聞こえない者も公証遺言を利用できるようにその形式要件の緩和がなされている[70]。つまり、改正前、公証人はフランス語で遺言者の口授内容を書き取るところ、遺言者がフランス語を話せず、それ以外の言語で口授する場合には、公証人が自らその言語を理解できない限りはフランスで公証遺言をすることができなかった。しかし、同法律による改正で通訳者の利用が認められるようになった（972 条 4 項[71]）。また、口のきけない者は口授に代わり、公証人

---

[62] 民法典 972 条 1 項「遺言は、2 人の公証人によって受理される場合には、遺言者が公証人に口授する。これらの公証人の 1 人は、自らそれを書き、又は手書きさせ、若しくはタイプさせる。」

2 項「公証人が 1 人だけの場合には、遺言は、同様に遺言者が口授しなければならない。公証人は、自らそれを書き又は手書きさせ、若しくはタイプさせる。」

[63] 民法典 972 条 3 項「すべての場合において、遺言者にそれを読み聞かせなければならない。」

[64] Nicod, *supra note* 6, p.1036, n° 321.197.

[65] 民法典 972 条 7 項「すべてについて明示の記載を行う。」

[66] 民法典 973 条「この遺言には、証人及び公証人の立会いの下に、遺言者が署名しなければならない。遺言者が署名することを知らない旨又はできない旨を申述する場合には、証書にその申述並びにその者が署名することを妨げる事由について明示の記載を行う。」

[67] 民法典 974 条「遺言には、証人及び公証人が署名しなければならない。」

[68] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.138-139, n° 233. こうした点をとらえて同書では「公証人は日常用語で表明された意思を聞き取り、それを適切な法律用語を使って翻訳しなければならない」と表現している。

[69] Loi n° 2015-177 du 16 février 2015 relative à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures.

[70] 同法律による改正内容については、宮本誠子「フランス法における公正証書遺言の方式」金沢法学 61 巻 2 号（2019）155 頁以下が詳しい。

[71] 民法典 972 条 4 項「遺言者がフランス語で表現できない場合、口授及び読み聞かせは、破毀院が作成した法律専門家に関する国家によるリスト又は各地の控訴院が作成した法律専門家のリストから遺言者が選定した通訳者によってなすことができる。通訳者は、発せら

の前で作成するメモによって遺言内容を公証人に伝えることが、耳の聞こえない者は、遺言者自身が公証人の筆記内容を読み、その内容を確認することが認められるようになっている（972条5項[72]）。

### ③ 秘密遺言

まず、秘密遺言の要件は民法典976条[73]に規定されており、その作成手順は次の通りである[74]。まず遺言者は手書き又はタイプライターで自ら遺言を作成し、又は遺言者の指示のもとで第三者に作成させたうえで、署名をする[75]。次いでその条項が記載された用紙又は封筒として利用されている紙を閉じ、封印をする。そのうえで、遺言者は1人の公証人及び2人の証人の前にそれを提出し、その用紙の中身は遺言であり、自ら署名し、自分又は第三者により筆記されたものであることを申し出るとともに、筆記に利用した方法（手書きなのか、タイプライター等を使用したものなのか）も明らかにする。最後に公証人は上書き証書（acte de suscription）と呼ばれる証書を作成し、遺言者、公証人及び証人が署名する。なお、これ

---

れた言葉の翻訳の正確性を確認する。公証人が自ら、又は場合によってはほかの公証人若しくは証人が遺言者の発する言語を理解する場合、公証人には通訳者を利用する義務はない。」

[72] 民法典972条5項「遺言者がフランス語で書くことはできるものの、話すことができない場合、公証人は遺言者がその面前で作成したメモをうけて、自ら遺言を書き、又は手書き若しくは機械によりそれを書き取らせ、次いで遺言者にそれを読み聞かせる。遺言者が耳の聞こえない場合、公証人による読み聞かせの後、遺言者が自らそれを読むことで遺言を把握する。」

[73] 民法典976条1項「遺言者が秘密遺言を行おうとするときは、処分を記載する用紙又は封筒がある場合にそれを用いる用紙は、閉縅し、押印し、かつ、封印する。」

2項「遺言者は、このようにして閉縅し、押印し、かつ、封印した用紙を公証人及び2人の証人に提出し、又はそれらの者の立会いの下に用紙を閉縅させ、押印させ、かつ、封印させる。遺言者は、この用紙の内容がその者が署名し、かつ、その者又は他の者が書いた自己の遺言である旨を申述する。後者の場合には、遺言者がその文面を自ら審査したことを肯認して申述する。遺言者は、すべての場合に、用いられた書き方（手書き又はタイプ）を表示する。」

3項「公証人は、その上書証書を原本還付証書の方式で作成する。公証人は、上書証書を用紙の上に、又は封筒に用いる紙の上に書き、又は手書きさせ、若しくはタイプさせ、それを作成した日付及び場所の表示、封及び刻印の記述及び先のすべての方式の記載を行う。この証書には、遺言者並びに公証人及び証人が署名する。」

4項、5項略。

[74] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.140, n° 237.

[75] Nicod, *supra note* 6, p.1036, n° 321.212.

らの形式要件に反する場合、秘密遺言としては無効となるが、自筆遺言としての形式要件を満たしているときは、自筆遺言としての効力が認められる（979条2項[76]）。

今日秘密遺言の利用はまれであるとされており[77]、またこの方式は自筆遺言と公証遺言のデメリットの組み合わせであるとの指摘もある[78]。もっとも、全文自書が求められる自筆遺言の要件をより緩和したものとして、タイプライター等で秘密遺言の形式で作成するという形での活用の可能性を指摘するものもある[79]。

---

[76] 民法典979条2項「本条又は前数条に定めるすべての場合において、法定の方式がなんら順守されず、そのようなものとして無効である秘密遺言も、自筆遺言としてのその有効性について要求されるすべての条件が満たされる場合には、秘密遺言と称された場合であっても、自筆遺言として効力を有する。」

[77] なお、遺言者は読むことさえできれば秘密遺言をすることができるため（978条参照）、口のきけない者であっても利用できる（公証人の関与がある）遺言の方式として秘密遺言が挙げられ、それが秘密遺言のメリットともされてきた（Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.140, n° 237; S. Torricelli-Chrifi, *supra note* 4, p.143, n° 854. 口のきけない者は、公証人及び証人2人の立会いの下で、提出した用紙が自己の遺言であると申述する代わりに、その旨を上書き証書の上部に記載することになる（979条1項参照））。しかし、すでに述べたように、2015年2月16日の法律による改正の結果、口のきけない者についても公証遺言をすることが可能になっているため、秘密遺言のこのようなメリットは減じられていると考えられる。

民法典978条「読むことが不可能又はできない者は、秘密遺言の形式により処分を行うことができない。」

民法典979条1項「遺言者が話すことはできないが、書くことはできる場合には、遺言が遺言者によって署名され、かつ本人又は他者によって書かれること、遺言者が遺言を1人の公証人及び複数の証人に提出すること、並びに彼らの立会いの元で上書き証書の上部に提出した用紙が自己の遺言であることを記し、かつ署名することを遵守することで、秘密遺言をすることができる。上書き証書には遺言者が公証人及び証人の立会いの元でそれらの記載をし、署名した旨が記載される。その他については、第976条に規定され、かつ本条に反しないすべての事項が順守される。」

[78] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.308, n° 393.

[79] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.140, n° 238.

### ④　国際遺言

国際遺言とは先述のとおり、1994年にフランスが批准した、1973年10月26日のワシントン条約[80]（正式名称は「国際遺言の方式についての統一法に関する条約」。私法統一国際協会（ユニドロワ）が同日にワシントンで採択したため、ワシントン条約と呼ばれる）により新たに設けられた方式の遺言である。なお、その名称に反して渉外事案でなくても利用可能なものとなっており[81]、締約国の国内法秩序に新たな方式の遺言を導入するものとなっている[82]。

国際遺言も筆記という要件は課されているが（統一法3条[83]1項）、その筆記は遺言者によるものでも第三者によるものでもよく（同条2項）、その言語は問われず、筆記方法も手書きでもよければタイプライターや点字などそれ以外の方法でもよい（同条3項）。そのうえで、遺言者は1人の公証人及び2人の証人の前でこの文書は自己の遺言であり、その内容を把握している旨を届け出る（統一法4条[84]1項）。なお、その際に公証人や証人にその内容を知らせる必要はない（同条2項）。最後に遺言者はその届出に署名をし（統一法5条[85]1

---

[80] 同条約（及びその附属書）は、https://www.unidroit.org/fr/instruments/testaments/（フランス語版、2023年12月15日アクセス）で閲覧できる。また、英語版については、https://www.unidroit.org/instruments/international-will/（同日アクセス）。

なお、本報告書の作成に当たってはフランス語版を参照している。

[81] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.308, n° 394.

[82] なお、フランスは1994年4月25日の法律第320号によりワシントン条約を「国際遺言の方式についての統一法」と題された附属書も含めて批准しており、国際遺言の方式に関しては附属書に定められた統一法によることとなる（なお、以下では同附属書の規定については、「統一法」と呼ぶ）。

[83] 統一法3条1項「遺言は、筆記により作成されなければならない。」

2項「遺言は、遺言者自身により筆記することを要しない。」

3項「遺言は、任意の言語によって、手書きあるいはその他の方法により筆記されうる。」

[84] 統一法4条1項「遺言者は2人の証人及び1人の証書を作成するために権限が付与された者の立会いの下で、その文書は自己の遺言であり、かつ、その内容を把握している旨を申述する。」

2項「遺言者は、証人に対しても権限が付与された者に対しても遺言の内容を知らせる必要はない。」

なお、統一法4条（及びワシントン条約2条）にいう「国際遺言に関する証書を作成するために権限が付与された者（personne habilitée à instrumenter en matière de testaments internationaux）」については、1994年4月29日の法律第337号により、フランス国内では公証人とされている（S. Torricelli-Chrifi, *supra note* 4, p.145, n° 868）。

[85] 統一法5条1項「証人及び権限が付与された者の立会いの下、遺言に署名をする。前もって署名していた場合はそれを承認し、確認する。」

項)、公証人及び証人も遺言者立会いの下で署名する（同条3項)。公証人は遺言の末尾に日付を付したうえで（統一法7条[86]2項)、国際遺言の方式が満たされている旨の証明書を作成する（統一法9条[87]以下）[88]。

なお、国際遺言の利用件数自体についてはそれほど多くはないものの、「いわば簡素化された公証遺言、あるいは改良された秘密遺言」に相当するとも評されているだけではなく[89]、判例では形式要件を欠くために公証遺言としては無効である遺言を国際遺言として読み替えることでその効力を維持しようとした事案も存在する[90]。

### （3）遺言の保管・登録制度について

遺言の保管・登録制度について特に自筆遺言と公証遺言による場合について紹介する。

まず、遺言の保管について公証遺言の方式により作成されたものに関してはすべて、公証人の元での保管がなされることになる[91]。これに対して、自筆遺言の場合は自宅等で保管することも多いが、遺言者が自発的に公証人に対して作成した自筆遺言の保管を依頼することも可能であり、これが任意ではあるものの最も安全な保管方法であるとして推奨されている[92]。なお、公証遺言の場合も自筆遺言の場合もそれを保管している公証人は、遺言者の生存中においてはその事実を秘密にしておく必要があるが、相続開始後について受遺者及び法定相続人は保管の事実の通知を公証人から直接受ける権利を有している[93]。

なお、このような保管制度に加えて公証人実務においては広く利用されている遺言登録制度である「終意処分中央ファイル（fichier cecntral des dispositions de dernières volontés (FCDDV))」が存在する。これはとりわけ自筆遺言の存在を把握する必要性にこたえて創設された制度であり、遺言の内容自体が登録されるわけではないものの、誰の遺言（具体的に

---

2項（略）

3項「証人及び権限が付与された者は、遺言者の立会いの下、その場で遺言に署名を付す。」

[86] 統一法7条1項「遺言の日付は、権限が付与された者が署名をした日付である。」

2項「その日付は、遺言の末尾に権限が付与された者によって付されなければならない。」

[87] 統一法9条「権限が付与された者は、第10条の規定に従って、本法律で定められた義務が遵守されたことを証明する証明書を遺言に添付する。」

[88] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.308-309, n° 394.

[89] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.308, n° 394.

[90] Cass. 1re civ., 12 juin 2014, n° 13-18383, *D.* 2014, 1747, note Laurent-bonne ; Cass 1re civ., 5 septembre 2018, n° 17-26010, *AJ fam.* 2018, 551, obs. N. Levillain.

[91] 中原太郎「フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割」法学83巻4号（2019）90頁。

[92] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.306, n° 391.

[93] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.306, n° 391.

は遺言者の氏名、生年月日及び出生地[94]）がどこの公証人の事務所で保管されているのかということが登録されている[95]。なお、公証遺言の作成時や自筆遺言の公証人への寄託時に遺言者はFCDDVに登録するか否かを自由に選択することができる[96]。そして、相続開始後、その清算を行う公証人は被相続人が遺言をしていないか、FCDDVに対して照会し、そしてもし登録があれば遺言を保管している公証人事務所に対してその内容を照会することになる[97]。

## 2．フランスにおける遺言のデジタル化をめぐる状況

以上から分かるように、フランス法では遺言作成におけるデジタル技術の利用がそれほど進んでいるわけではないということができる。もっとも、デジタル化に関する議論がないわけではない。以下では、現行法において遺言のデジタル化、遺言作成におけるデジタル技術の利用にとって障害となる形式的要件との関係について若干の指摘をしておくとともに、遺言のデジタル化に関する提言等について紹介する。

### （1）口述遺言の禁止との関係

まず、筆記要件との関係、つまり口述遺言の禁止という現行法における原則を踏まえるとビデオ方式による遺言の利用は認められないことになる。もっとも、それほど広く検討されているわけではないものの、学説上は一定の要件のもとでビデオ遺言を認める可能性を検討するものが存在する[98]。

### （2）筆記媒体をめぐって～電子媒体での遺言作成の可否～

伝統的に書面を作成する場合には紙媒体を用いることが当然の前提とされてきたが、技術の進展に伴い電子媒体を用いた書面の作成が認められるのかということが問題となっていった。このような状況を受けて、まず2000年3月13日の法律第230号により、電子媒体で作成された書面には紙媒体で作成された書面と同じ証拠法上の効力が認められるとい

---

[94] Nicod, *supra note* 6, p.1026, n° 321.37.

[95] 中原・前掲注91）92頁。

[96] 中原・前掲注91）92頁。

[97] Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.298, n° 379. 中原・前掲注91）92－93頁。

[98] M. Nicod, « Plaidoyer pour l'instauration d'un testament vidéo », *Dr. fam.* 2021, repère 11.

うことが民法典に明記されるようになった[99]（1366条[100]）。さらに、2004年6月21日の法律第575号によって、法律行為の有効要件として書面が求められる場面において、電子媒体によって作成された書面も書面という要件を満たすということが民法典上明らかにされるようになった[101]（1174条[102]）。

では、このような電子的書面に関する一般法上の規律が遺言の場面に関してどのように適用されるのか。この点について、まず民法典1175条[103]は、電子的書面も法律行為の有効要件としての書面に該当することを認める同1174条の規定が相続法に関する私署証書に対しては適用されない旨を定めていることから、私署証書にあたる自筆遺言については電子的書面で作成することは現行法上認められないこととなる[104]。もっとも、このような1175

---

[99] P. Malaurie, L. Aynès et P. Stoffel-Munck, *Droit des obligations*, LGDJ, 12e éd., 2022, p.324, nº 349. もっとも、民法典1366条にも明記されているように電子媒体で作成された書面が紙媒体の書面と同一の証拠法上の効力を有するためには、当該電子的書面の発信者の同一性が正式に確認でき、かつその完全性が確保できる条件の下で作成・保存されるという要件を満たす必要がある（この点については、都築満雄、白石智則「フランスの電子文書・電子署名法制 - 証拠法の情報技術への適合および電子署名に関する2000年3月13日の法律第230号 - 」比較法学37巻1号（2003）338－339頁を参照）。

[100] 民法典1366条「電子的書面は、紙媒体上の書面と同一の証拠力を有する。ただし、その書面を発した者が正式に特定され得ること、及び、その書面がその完全性を担保する性質を備えた条件の下で作成されかつ保存されることを条件とする。」

なお、同条をはじめ電子文書・電子署名の効力をめぐる民法典上の条文は、荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オルドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典の改正」同法69巻1号（2017）279頁以下に依拠しつつ、その後の改正を筆者の方で反映する形で訳出している。

[101] Malaurie, Aynès et Stoffel-Munck, *supra note* 99, p.315, nº 337.

[102] 民法典1174条1項「契約の有効性のために書面が要求されるときは第1366条及び第1367条に定める条件に従って、公署証書が要求されるときは第1369条第2項に定める条件に従って、それぞれ電子的方式で作製し、保存することができる。」

2項「約務を負う者自身による手書き記載が要求される場合において、その方式がその者自身によってでなければそれをすることができないことを担保する性質を備えたものであるときは、電子的方式によってそれを記載することができる。」

[103] 民法典1175条「第229-1条から第229-4条、又は第298条に定められた方式に従って当事者立会いの下で弁護士により副署され、公証人の下に原本として寄託された私署の合意を除き、家族法及び相続法に関する私署証書に対しては、前条の規定を適用しない。」

[104] M. Grimardi, « Le testament et le cyber-notaire », *Mél. J. Huet*, LGDJ, 2017, p.212. ただし、先述の通り自筆遺言の自書要件について筆記媒体に関する制約は特段ないと考えられてきたことを踏まえて、タブレット端末等を用いて手書きペンなどで自筆遺言を作成し

条による例外規定はあくまで相続法に関する「私署証書」に限定されるものであるため、公署証書には適用されず、その結果として「公署証書」である公証遺言については電子的書面の形で作成することも条文上は可能であると指摘されている[105]。

しかし、公証遺言の作成の際には遺言者や公証人、証人の署名が必要となるところ、電子署名(1367条2項[106]参照)に関する以下の問題点をクリアできないことから、実際のところ、公証人は電子的書面の形で公証遺言を作成していないとされる[107]。つまり、公証人は « clé Réal » と呼ばれる方法を使って民法典 1367 条にいう信頼性が推定されることになる電子署名を付すことが可能であるが、技術上の問題からこの方法によっては同一の証書上に複数の電子署名を付すことができないため、2 人の公証人の立会いのもとで公証遺言を作成する場合は一方の公証人しか電子署名を有効な形で付すことができないという問題に直面することになる。また、1 人の公証人と 2 人の証人の立会いの下で作成しようとする場合は、2 人の証人が民法典 1367 条に定める信頼性の推定される電子署名を所持していなければならないという問題に直面する。

以上から、フランスでは現行法と現時点での技術を前提とすると電子的書面によって遺言を作成することは事実上困難な状況にあるということができる。

### (3) ビデオ会議システムを用いた立会いの可否

そのほかに、公証遺言の作成における公証人や証人の立会い要件に関連し、ビデオ会議システムの利用の可否が問題となりうるが、現在のフランスの公証人実務においては政府の認可を受けたビデオ会議システムやマイク等の機器を利用しなければならないところ、証人は自宅からこのシステムを使うことはできず、また少なくとも公証人たちの認識としては現在のシステムは遺言の作成に適したものではないとされている[108]。

---

ても筆記・自書要件に反しないという指摘も存在する（Malaurie et Brenner, *supra note* 1, p.297, n° 378. もっとも、このような指摘をする論者も署名要件との関係で有効な電子署名を付すことが多くの場合は技術上の問題も含めて現時点では困難であるとしている)。

[105] Grimardi, *supra note* 104, p.212.

[106] 民法典 1367 条 2 項「署名が電子的であるときは、署名は、署名が付与される証書との繋がりを担保する信頼し得る特定方法の使用によってしなければならない。コンセイユ・デタの議を経たデクレの定める条件に従って電子署名が行われ、署名者の特定が確保され、かつ、証書の完全性が担保されるときは、この方法の信頼性は、反証がない限り推定される。」

[107] Grimardi, *supra note* 104, p.212-213.

[108] 筆者が 6 月にフランス・リヨンで公証人事務所を開設している公証人 Jérôme Hérer 氏に聞き取りを行ったところ、そのような回答であった。

### （4）2021年第117回公証人大会における提案

なお、2021年9月に「デジタル・人・法」というテーマで開催された第117回公証人大会[109]ではデジタル化の進展に伴う法的問題について検討がなされ、さらには様々な点について提案[110]が採択されている。そして、遺言のデジタル化に関する提案としては、次の2つが採択された。

第1に、例外的な場面でのデジタル方式の遺言利用を容認するために、特別な方式の遺言について定める民法典第3編第2章第5節第2款の末尾に「民法典第969条の普通の方式によって遺言をすることが妨げられるような例外的な状況にある場合、遺言はデジタル方式を含めたあらゆる方法によってなされうる」と規定する第1001-1条を新設することを提案している。つまり、当初はデジタル化時代において自筆遺言の要件に現れているように全文手書きを求めることが妥当なのかという点が議論されていた[111]。しかし、遺言者の熟慮を促し、また遺言者の意思と同一性を証明する手書きという要件の趣旨からは、デジタル技術を用いるか否かに関わらず、遺言者の意思の表明が不安定なものとなったり、疑念が生じたりするものであってはならない。そして、このような観点からは、デスクトップ上で単にクリックするだけやSMS[112]のように簡単に作成できる電子遺言やビデオ遺言を、公証人等

---

[109] 117e Congrès des notaires de France, « Le numérique, l'Homme et le droit », Nice 2021.

[110] « Propositions votées lors du 117e congrès des notaires de France », septembre 2021. https://www.congresdesnotaires.fr/media/uploads/2021/propositions/livret_propositions_votees.pdf （2023年12月15日アクセス）

なお、公証人大会における提案自体は、法改正に向けた特段の法的拘束力等も発生しないため、単なる提言にとどまる。もっとも、毎年開催される公証人大会で採択された提案（例年15〜20程度の提案が採択されている）が立法に対して影響を与えることも少なくなく、1953年の第52回大会から2020年の第116回大会までに採択された諸提案は、その後、128の立法や規則制定に当たって参照されたとされている（過去に採択された公証人大会で採択された提案のうち、立法等において参照されたもののリストについては、T. Delesalle et P. Tarrade, « 128 suites législatives et règlementaires inspirées par les propositions des CONGRES DES NOTAIRES DE France de 1953 à 2020 », *Horizons du droit : Revue de l'association française des docteurs en droit*, nº 48, p.24-33. https://www.congresdesnotaires.fr/media/uploads/suites-legislatives/association_congres_des_notaires_de_france-suites_legislatives_2023.pdf（2023年12月15日アクセス）参照）。

[111] V. Nicod, *supra note* 98, p.1.

[112] なお、ここでSMSが例として挙げられているのは、近時死亡の直前にSMSを用いてその最終意思を家族に送った場合に、当該メッセージが自書要件に反するため自筆遺言としては認められないことを前提とした事案（TGI Metz, 17 août 2018, nº 17/01794, AJ fam.

の介在も求めずに容認することは、安易にはできない。もっとも、テロや自然災害などのために、自筆遺言や公証遺言が作成できないという極めて例外的な状況下では、その最終意思を表明できるようにするためにデジタル技術の利用も正当化できると考えられることから、上記のような提案が最終的に大会において採択されるに至った（なお、賛成率は64%であり、この大会において採択された提案の中では賛成の割合が最も低かった）。

第2に、デジタル化という観点だけからの提案ではないものの、公証遺言の作成に当たり、現行971条は2人の公証人又は1人の公証人及び2人の証人の立会いを求めているところ、同条を改正し、1人の公証人のみで十分とする提案である[113]。これは、従来から指摘されていた公証遺言の形式要件の重たさによる不都合[114]を解消しようという目的のほか、とりわけデジタル化との関連では、次のような背景から提案されたものである。つまり、先述の通り、条文上は公証遺言も電子的書面での作成が可能であるものの、同一の証書に複数の公証人が有効な電子署名を付すことができないなど電子署名に関する技術上の問題があったところ、公証人1人でも公証遺言の作成が可能になれば、このような技術上の問題はクリアすることができる。そして、ほかの公署証書は1人の公証人のみによって作成されているが、遺言という場面においても公証人は1人であっても遺言者に対して、これから行おうとする遺言の法的な帰結を把握させるという、公正な立場から助言者としての公証人の職務[115]は達成できることから、公証遺言の作成についても1人の公証人によって作成可能とする提案が採択された（なお、この提案の賛成率は75%であった）。

---

2018, p.484, obs. I. Corpart）があったことに由来するものと思われる（この事案自体は遺言の有効性自体を争うのではなく、SMSのような形での遺言を認めない民法典970条の憲法適合性を争い、合憲性の優先問題として憲法院に送付すべきかどうかが問題とされ、結論として憲法院への送付が否定されたものである）。

[113] また、これに合わせて秘密遺言についても現行法では封印をした遺言を1人の公証人及び2人の証人の前に提出すべきとされているところ、証人は不要とし、これを1人の公証人のいる前で提出すれば十分とする改正をするように提案している。

[114] Beignier et Torricelli-Chrifi, *supra note* 1, p.139, n° 236.

[115] 公証人の職務については、幡野＝宮本・前掲注22）72〜74頁も参照。

# 第８章　有識者からのヒアリング

## １　調査の概要

石黒清子弁護士（野田記念法律事務所）、藤田増夫弁護士（弁護士法人肥後橋法律事務所）、齊木敏文公証人（麹町公証役場）、野村豊弘学習院大学名誉教授、水野紀子白鷗大学教授に、現行の遺言制度の利用実態や、デジタル技術を利用した遺言の利用可能性、また遺言制度のデジタル化に際しての課題について調査を行った。

## ２　現行の遺言制度の利用実態

### （１）遺言の作成年齢・遺言作成の目的

現行の遺言制度の利用実態として、弁護士事務所や公証役場が関与するものに関する限り、利用者の年齢層は、60歳代以降、特に70歳代から80歳代が多い。遺言の目的としては、自己の財産の承継方法を定めるというものが多く、老後の生活の見通しも立ち、ある程度財産が確定する年代の人が遺言をする傾向にある。

もっとも、より若い世代の利用もある。例えば、がん等の病気にり患し余命が短いことが判明した場合や、離婚等により単独親権者となった者が、その子どもについて未成年後見人の指定をする場合等がある。さらに、会社経営者等が、会社の株式の処分等に関して、リスク管理のために遺言をすることもある。

遺言の動機としては、自分の死後の親族間で紛争が生じるのを防ぎたい、法定相続分を変更したい、相続人でない人に財産をあげたいというものが多い。終活目的で遺言がされる場合と、企業経営者等比較的低い年齢層の者によってリスク管理のために遺言がされる場合がある。

### （２）遺言の方式の選択について

現行の遺言制度においては、自筆証書遺言と公正証書遺言のいずれかの利用が主に考えられる。弁護士が相談を受けた場合、双方のメリット・デメリットを説明して、当事者に選択を促す。

自筆証書遺言は、簡便に作成することができる、費用がかからない、遺言内容を第三者に知られることがないというメリットがある一方で、遺言が発見されない可能性がある、後日変造される可能性があるというデメリットもある。また、遺言の解釈、遺言能力や遺言の真正性等をめぐって、紛争になることも多い。

それに対して、公正証書遺言は、公証人という中立的な第三者のもとで作成することから、自筆証書遺言に比べて紛争になる可能性が低い。もっとも、費用が掛かること、2名の証人を準備する必要があることが、当事者にとって負担になることがある。なお、公正証書遺言の作成のために、本人が直接公証役場に相談に来る場合と、弁護士や銀行等専門家からの紹介で来る場合がある。後者の場合は、専門家やその職員が証人となることがある。もっとも、紛争予防等のために、第三者的証人の方が望ましいと考えられる場合には、FPIC(家庭問題情報センター)からの証人派遣のような仕組みが、多くの公証役場で利用されているという。

これらを踏まえて、自筆証書遺言・公正証書遺言のいずれを選択するかについては、次のような傾向がみられる。

自筆証書遺言は、単純な（それゆえ、遺言の解釈めぐって紛争になるおそれが少ない）遺言において選択されることが多い。例えば、「全財産を○○に与える」という文言の遺言をする場合である。

公正証書遺言を選択する理由については、次の傾向がみられる。第一に、財産の多い者は、公正証書遺言を選択する傾向にある。特に、株式の共有が生じる等遺言の内容が複雑になったりする場合は、後日の紛争を防ぐためにも公正証書遺言を作成することが多い。

第二に、自筆証書遺言の作成が困難である場合に、公正証書遺言が選択されることが多い。平成30年の相続法改正により、財産目録の自書が不要になったことで、自書の負担はかなり軽減されたが、自筆証書遺言の全文自書要件が、なお自筆証書遺言の作成の妨げになる例がある。例えば、遺言書の本文の自書に困難を感じたり、自分で文案を作成することに不安を抱いたりして、専門家の支援を得ようとする者が公正証書遺言を選択することがある。遺言書を全文自書することに困難を感じる理由としては、全文をきれいに書くのが難しいと考えること、大事な文書であるため間違えたくないと考えること、長文になると遺言の内容自体に問題がないか不安になることが挙げられる。また、遺言能力が確実にあるといえる高齢者であっても、自書が物理的に困難であり、署名押印でさえ難しいという者もいる。

第三に、後日の紛争を避けたい場合に、公正証書遺言が選択されることがある。例えば、遺言能力等をめぐる紛争が発生することが予想される場合には、公正・中立的な第三者の下での遺言という点で信用性の高い公正証書遺言が選択されることが多い。

なお、遺言の保管等に関しては、自筆証書遺言については、自筆証書遺言保管制度が用意されている。自筆証書遺言については、保管の方法について考えている作成者が必ずしも多くない。また、自筆証書遺言保管制度の運用が始まって間もないこともあり、遺言作成者から同制度の利用について相談を受けることはほとんどないが、遺言作成者から遺言の保管方法について相談を受けた際に、同制度を紹介することはある。また、公正証書遺言については、日本公証人連合会により遺言情報管理システムが構築され、公正証書遺言の情報が管理されている。公正証書遺言において遺言執行者に指定された者が、遺言者の死後、同システムを通じて、他の遺言がないか・自らを遺言執行者に指定する遺言が最終の遺言であるか等を確認した上で、遺言執行の事務を開始するというような形で利用されている。

### （３）遺言をめぐる紛争について

自筆証書遺言に特有の紛争として、遺言書を本人が作成したものなのか、本人の筆跡なのかが問題となることが多い。全文自書要件は、遺言者本人が自らの意思に基づいて作成したことを担保する趣旨で設けられたものであると解されているが、本人の筆跡ではないのではないか等が争われることもあり、遺言者の意思の実現を妨げている側面もある。

また、自筆証書遺言・公正証書遺言ともに、遺言者が遺言書作成当時に遺言能力を有していたか否かが争われることがある。そのため、（遺言能力は遺言内容の難易によって異なる側面もあるが）特に遺言者が高齢である場合等には、弁護士・公証人は、遺言能力の確認を慎重に行っている。具体的には、医療機関での検査結果を確認したり、それをもとに本人と直接会った際のやり取りで確認したり、場合によっては遺言書の作成に医師に立ち会いを求め、その場の状況に基づいて診断書の作成を依頼し、遺言書とともに保存することもある。また、後日、遺言能力や遺言の真正性・真意性が紛争になることを避けるため、遺言作成の様子やその前後の様子をビデオに撮影する等の対応をといっていることもあるという。

### （４）公正証書遺言のデジタル化について

令和５年６月の公証人法の一部改正により、公正証書の作成に係る一連の手続がデジタル化されることになった。そのため、公証実務において、遺言者の本人確認、遺言能力の有無、遺言が真意に基づくものであるかの確認を、どのように行うかが問題になる。この点については、法務省が主催した「公証実務のデジタル化に関する実務者との協議会」の報告書も公表されているが、有識者からのヒアリングでは次のような見解が示された。

まず、公正証書のデジタル化としては、遺言者による陳述や内容確認等を、①対面でする場合と、②ウェブ会議を利用してする場合が考えられる（いずれの場合も、公正証書遺言の原本は電磁的記録で作成される）。

①については、従来の公証実務と同様の運用がなされると考えられる。それに対して、②のウェブ会議の利用については、口授や質疑応答をする際に、遺言者の周囲に相続人等の関係者がいて、遺言者に指図をしたり、カンニングペーパーのようなものを見せたりして、遺言者を誘導する危険性があり、遺言者本人の自由意思が確保された環境であることを、どのように確認するかが課題となる。ウェブ会議を利用して遺言者による陳述や内容確認等を行うことができるのは、遺言者である嘱託人からの申出があり、かつ、公証人がその申出を「相当と認めるとき」という要件（公証人法37条２項、40条３項）を満たす場合に限られるところ、相当性の判断が重要であるという認識が示された。

具体的な利用例としては、老人ホームや病院において、施設の職員等と公証人が事前に打ち合わせを行い、環境を整備した上で、ウェブ会議を利用した陳述・内容確認等を実施することが考えられる。他方、比較的低い年齢の者（経営者等）がリスク管理のために遺言をする場合には、陳述・内容確認等にあたって他人の影響を受ける危険性は低いと考えられることから、遺言者の本人の自由意思が確保された環境にあることをさほど気にする必要はな

く、（相当性の判断次第ではあるが）ウェブ会議が多く利用される可能性はあるだろう。

## 3　デジタル技術を利用した遺言の利用可能性

有識者からのヒアリングによると、デジタル技術を利用した遺言の利用が想定される者は、大きく次のような類型に分けることができるものと思われる。後述するような問題点への対応が必要であるという留保はありつつも、選択肢の幅が増えることは遺言作成者にとってよいという意見が全体的に多かった。また、遺言制度のデジタル化により、現在遺言をしていない層が新たに遺言をする可能性もあることが確認できた。

### （１）比較的低い年齢の遺言者

上述のように、比較的低い年齢層でも、がん等の病気にり患したことを理由として遺言をする、あるいは企業経営者がリスク管理のために経営する会社の株式の処分等に関して遺言をする等、公正証書遺言の嘱託をする例がある。特に、後者のリスク管理型の遺言作成者は、公証役場へ赴くことに時間的な負担を感じること等が指摘されることもあり、そうした者においては、デジタル技術を利用した遺言に対するニーズがあると考えられる。

また、大規模災害やコロナ禍等を経て、国民の中で、危機意識、リスク管理の意識が高まっているのではないかとも考えられ、パソコンやスマートフォン等、比較的アクセスしやすい技術を用いて遺言を作成することが可能になることにより、遺言作成者が増えることも想定される。同様に、今はまだ紛争が顕在化していないが、抽象的な不安を抱いており、将来の紛争発生を防止したいと考えている者が、手間や費用をかけることなく遺言書が作成することができるようになるならば、遺言を作成する可能性も想定される。

### （２）高齢の遺言者

高齢者については、上述のように、病気等の理由により物理的に自書することができない者や、自書に心理的な負担を感じる者がいるが、デジタル技術を利用する形であれば、それらの者が自分で遺言を作成することができると考えられる。

また、デジタル技術への親しみや習熟度という観点からは、現状、多くの高齢者にとって、デジタル技術を利用した遺言を作成することが可能なのかという点に疑問があるが、老人ホームや病院の職員の補助を得ながら作成することができるような制度となるのであれば、デジタル技術に必ずしも親しみのない高齢者も、デジタル技術を利用した遺言制度を利用するのではないかと考えられる。

もっとも、デジタル技術を利用した遺言において、機器の操作を誰がするのか、遺言者自身が操作する必要があるのか、第三者による操作を認めるかという点は、検討が必要な問題であると同時に、高齢者の制度利用可能性に影響を与える問題であろう。

### （３）離島等における利用可能性

離島に居住している者等、法律の専門家の支援を直接に得ることが難しい地域において、技術的な補助を得るとともに、遠方にいる専門家とリモートで相談をしながら、デジタル技術を利用した遺言を作りたいというニーズも考えられる。

## ４　遺言制度のデジタル化に際しての課題

遺言制度のデジタル化に際しても、遺言の真正性や真意性を確保する手段がしっかりと構築されることが、遺言制度への信頼の確保のために不可欠であるとの見解が示された。また、保管制度とも組み合わせた制度設計が期待されるとの指摘も多くみられた。有識者からのヒアリングにおいて示された遺言制度のデジタル化に際しての課題としては、大きく４つが挙げられる。また、遺言制度のデジタル化に伴い、遺言をしようという国民の意識が高まるであろうことを念頭に、遺言の作成支援の必要性を求める意見もあった。

### （１）偽造・変造の防止――真正性の確保

自筆証書遺言は、自書要件によって、本人による遺言書であることを担保し、後日の遺言の改ざんを難しくしている。遺言制度のデジタル化により、自書要件がなくなることで、第三者による偽造や後日の変造が容易になる可能性が高まり、遺言の真正性の確保について懸念が生じる。

まず、偽造の可能性については、自筆証書遺言であれば、自書要件があることにより、本人が作成したものであることが担保されるものの、デジタル技術を利用した遺言、特に、パソコン等による文字入力の手段では、本人が入力したことをどのように担保するかが問題になり、偽造のリスクが大きいのではないかとの懸念がある。この点に対応するためには、電子署名を活用することが考えられるが、遺言者の身近な者が情報を用いて電子署名をすること等も考えられることから、真正性の確保のための十分な措置となり得るか疑わしいという見解も示された。法務局等の公的機関等にブースを設け、そこで遺言を作成させることにより、本人が入力していることを確保し、そのうえで、可能であれば、遺言作成の際に中立の第三者からアドバイスが受けられるというような制度を設計することが考えられるという指摘もあった。

また、後日の変造のリスクに対応するために、保管制度を設ける必要性が指摘された。例えば、今の自筆証書遺言書保管制度のように、法務局等の公的機関が遺言を保管するというのは、遺言者としては安心できる制度であると考えられる。遺言制度全体への信頼を確保するために保管を必須とすべきであるという見解もあった一方で、変造を危惧する人のみが費用をかけて保管してもらうというのでもよいという見解もあった。また、必須とするのであれば公的機関が保管するのが望ましいが、必須としないのであれば民間事業者による保

管を認めることも考えられるという指摘もあった。

以上に加え、デジタル技術としてどのようなものを想定するかにもよるが、仮に、録音・録画を用いた遺言を許容する場合には、本人の音声・動画なのかが後日争われる可能性があることも指摘された。

### （２）真意性の確保

自筆証書遺言の全文自書要件は、遺言の真意性の確保に役立っている側面もある。また、公正証書遺言においても、公証人が遺言者とのやり取りを通じて、遺言の内容が遺言者の真意に基づくものであるかは、慎重に確認をしている。そのため、デジタル遺言においては、どのように遺言の真意性を確保するのか、遺言者が本当に理解して遺言を作成しているのかが、とりわけ録音・録画による遺言が認められるような場合には問題になると考えられる。

これについては、法務局等の公的機関が本人の意思によるものであることを確認する方法や、公証人等の専門家が関与することで、真意性の確保をすることが考えられるとの意見があった。他方で、このような専門家等の関与を必須とすると、必ずしも容易に遺言ができなくなることが危惧されるため、利便性と真意性担保のバランスが重要な問題になる。

### （３）容易に遺言ができることによる弊害への対応

デジタル技術を用いた遺言の作成が可能になることで、遺言の作成が従前より容易になることが考えられる。そのため、当事者が複数の遺言を作成することが多くなるということも、想定される。その結果、どの時点まで遺言能力があったかなどについての紛争が生じることも考えられる。一般的に、高齢者は迎合的になりがちであり、親切にしてくれた者に報いるために、その時々で遺言を作成する傾向もある。そのような遺言者の特徴と、容易に遺言が作成できるようになるということが相まって、上記のような問題が生じる可能性は十分に考えられる。

複数の遺言がある場合には、遺言書の日付が重要な意味をもつが、デジタル遺言において日付について何を基準に考えていくのかという問題については、検討が必要となるとも考えられる。

また、録音や録画に関しては、それが簡単にできるものであるだけに、具体的な方式を厳格に定めておかないと、当該録音・録画が、遺言として行ったものなのか、家族等との会話として行ったものなのかが不明確となる可能性もある。現状の自筆証書遺言では、押印要件によって、当該遺言が完成版であることが担保されている側面があるが、それと同様に、遺言作成者が完成版の遺言であるということを認識したうえで行われた録音・録画のみが、遺言として扱われるような制度が構築されることが期待される。

### （４）保管制度の構築

保管制度については、上述のように、後日の変造等を防止することにより、遺言の真正性

を担保することが重要であるため、保管を必須とするか否かについては意見が分かれたものの、保管制度の構築の必要性自体は、全ての有識者が主張していた。

それに加えて、紙として存在する自筆証書遺言と比べて、デジタル技術を利用した遺言の場合、パソコンやスマートフォンの中に遺言が保存されていても発見されないリスクがあるという観点や、USB や DVD 等への保存では保存方法として不安定であるという観点から、保管制度の構築を求める見解もあった。

### （５）遺言の作成支援

遺言については、遺言者が専門家の支援を受けずに遺言を作成する際などに、どのような文言であれば法的に意味があるのか等がよくわからず、その作成に困難を感じるということがある。そこで、デジタル技術を利用した遺言の導入と同時に、公的機関等が、遺言の例文等を示す等して、遺言自体を作成しやすくするような支援制度の導入も求められる。

# 第９章　アンケート調査の実施

## Ⅰ　調査の概要

### １　調査の目的および方法

本章では、2023 年 11 月に実施した「遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査」の結果について報告する。

この調査は、現在の遺言制度の利用状況、デジタル化した遺言制度の利用意向、その他遺言制度に関する人々の意見などを明らかにするために実施されたものである。調査対象は 30 歳以上の「遺言制度の潜在的利用者」であり、後述（２）のスクリーニング質問によって、調査対象を 1,050 名に絞り込んでいる。

調査はオンライン形式で行われ、実査は株式会社クロス・マーケティングに委託した（したがって、調査対象者は同社の登録モニターから選ばれている）。回答は、パソコン・タブレット・スマートフォンの端末から入力するようになっていた。回答者はブラウザ上で回答画面に進み、調査への参加を承諾した場合、初めにいくつかのスクリーニング質問に答える。そのスクリーニング質問で条件を満たした回答者は、その後の本調査に進むことになる。調査の名称・期間・実施主体は下記の通りである。

調査名称：遺言制度の潜在的利用者を対象とした制度利用意向に関するアンケート調査
調査期間：2023 年 11 月 24 日（金）～25 日（土）
調査実施主体：公益社団法人商事法務研究会

### ２　スクリーニングのための質問項目

調査対象者を「遺言制度の潜在的利用者」へと絞り込むにあたり、スクリーニングのために下記の２つの質問を用意した。

（ⅰ）あなたご自身が亡くなったときに備えて、遺言書を作成しようと思ったことはありますか。［選択肢：「ある」、「ない」］
（ⅱ）今後、遺言書を作成したいと考える（または、作成する必要が生じる）可能性はあると思いますか。［選択肢：「ある」、「ない」、「わからない」］
※（ⅱ）の対象者は（ⅰ）で「ない」と答えた人のみ

本調査では、（ｉ）と（ii）の両方で「ない」と回答した人を対象から除外した（言い換えると、（ｉ）または（ii）で「ある」と回答した人と、（ii）で「わからない」と回答した人を本調査の対象者とした）。遺言書を作成する可能性について「わからない」と答えた人も本調査の対象に含めており、「潜在的利用者」を広めに捉えていると言える[1]。

このスクリーニングによって性別・年齢に関して系統的な偏りが生じたかどうかを確認したところ、（ｉ）・（ii）ともに性別による差はほとんど見られないことが分かった[2]。年齢に関しては、年齢層が高くなるにつれて割合が増加していくが、それほど極端な差が生じているわけではない[3]。

## Ⅱ　本調査の質問項目と単純集計

### １　質問項目の概要

本調査はフェイス項目（性別、年齢、子どもの有無、居住地、職業など）を除くと 15 問から構成されており、おおむね下記のような内容となっていた。

【Ｑ１】遺言を作成した経験
【Ｑ２】将来使いたい遺言作成方式
【Ｑ３】公正証書遺言に関する意見
【Ｑ４】自筆証書遺言の方法（全文手書き）に関する知識
【Ｑ５】自筆証書遺言を作成した際の躊躇の有無
【Ｑ６】自筆証書遺言を作成する際の躊躇の有無
【Ｑ７】躊躇する（した）理由
【Ｑ８】全文手書きルールの合理性
【Ｑ９】全文手書きルールが合理的でない理由
【Q10】自筆証書遺言のルールに関する意見
【Q11】遺言がデジタル化された場合の利用意向とその理由
【Q12】遺言がデジタル化された場合の真正性確保の方法に関する意見
【Q13】自筆証書遺言保管制度の認知・利用経験・利用意向
【Q14】遺言がデジタル化された場合のデータ保管制度の要否とその理由
【Q15】遺言制度に関する意見（自由記述）

---

[1] 「潜在的利用者」の範囲をより限定した分析については、本章Ⅲ１を参照。
[2] （ｉ）で「ある」と回答したのは、男性 26.4%（723 人中 191 人）、女性 27.3%（792 人中 216 人）であり、統計的に有意な差はなかった。（ii）で「ある」と答えたのは、男性 19.2%（532 人中 102 人）、女性 16.8%（576 人中 97 人）で、やや男性のほうが多いが、こちらも統計的に有意な差は確認されなかった。
[3] 回答者の年齢の上昇に伴って「ある」と回答した人の割合が増えるが、上昇幅は緩やかである。各年代で（ｉ）で「ある」と回答した人の割合は、[30 代] 21.9%、[40 代] 21.1%、[50 代] 26.3%、[60 代] 30.2%、[70 代] 32.5%、となっている。

Q１～Q10は、現行の遺言制度を前提として、利用経験、利用意向、制度に関する意見を聞く質問となっている。他方、Q11～Q14はデジタル化した場合の利用意向や意見について尋ねる質問である。そこでは、具体的なデジタル化の例を示したうえで、利用意向とその理由について細かく質問している。

## ２　各項目の内容と単純集計

以下、各質問項目における回答の分布を概観し、簡単なコメントを適宜加える。なお、ここで示しているのはデータクリーニングを行う前のデータセットに基づく速報値である。

### （１）遺言を作成した経験

【Q１】現在の法律のもとでは、遺言書は主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の２つの方法で作ることができます。以下のうち、あてはまるものをお選びください。[複数回答可]

| | | 回答数 | % |
|---|---|---|---|
| 全体 | | 1050 | 100.0 |
| 1 | 遺言書を自分で書くという方法（自筆証書遺言）で、遺言書を作ったことがある | 89 | 8.5 |
| 2 | 公証役場に行き、証人立ち会いのもと、公証人に遺言したい内容を伝えて、遺言書を作成・保存してもらうという方法（公正証書遺言）で、遺言書を作ったことがある | 28 | 2.7 |
| 3 | 上記２つの方法以外の方法で、遺言書を作ったことがある | 17 | 1.6 |
| 4 | 遺言書を作ったことはあるが、どの方法かはおぼえていない | 12 | 1.1 |
| 5 | 遺言書を作ったことはない | 914 | 87.0 |

遺言書を作成した経験の有無について尋ねたところ、何らかの方式で作成経験があったのは13.0%（136人）で、作成経験がない人のほうが圧倒的に多い。ただし、スクリーニング質問であらかじめ対象者を絞ったこともあり、遺言に関する他の調査と比較すると、遺言書を作成した経験のある人がやや多めとなっている。

自筆証書遺言の作成経験があると答えたのは8.5%、公正証書遺言の作成経験があると答えたのは2.7%であった（両方の作成経験があったのは0.8%（8人）である）。秘密証書遺言は件数がきわめて少ないため選択肢からは除外していたが、「上記２つの方法以外の方法で、遺言書を作ったことがある」と回答した人も若干見られた。

性別による差はほとんどなく、作成経験があった人の割合は男性13.9%、女性12.1%であった。年齢による差も明確には現れておらず、30代15.6%、40代13.0%、50代12.6%、60

代 8.7%、70 代 13.7%である[4]。

### （２）将来使いたい遺言作成方式

【Ｑ２】今後あなたが遺言書を作成するとすれば、先ほどの２つの方法のうち、どの方法で作成しようと思いますか。[複数回答可]

| | | 回答数 | % |
|---|---|---|---|
| 全体 | | 1050 | 100.0 |
| 1 | 遺言書を自分で書くという方法（自筆証書遺言） | 384 | 36.6 |
| 2 | 公証役場に行き、証人立ち会いのもと、公証人に遺言したい内容を伝えて、遺言書を作成・保存してもらうという方法（公正証書遺言） | 208 | 19.8 |
| 3 | わからない | 488 | 46.5 |

Ｑ２では、自分が遺言を作成するとなった場合にどの方式を選択するかについて質問した。「わからない」と回答した人が半数近くにのぼっているが、公正証書遺言よりも自筆証書遺言を選択する人の割合が高い。

作成経験の有無によって回答がどのように変わるかを調べたところ、次のようになった。自筆証書遺言を作成した経験のある回答者のうち約７割（71.1%）は、Ｑ２でも自筆証書遺言を選択している。同様に、公正証書遺言を作成した経験のある回答者のうち 7 割近く（67.9%）がＱ２でも公正証書遺言を選んでいる。

一方、遺言の作成経験がない人（Ｑ１で「遺言書を作ったことはない」を選択した人）の回答を見ると、Ｑ２で自筆証書遺言を選んだ人の割合は 33.4%（305 人）、公正証書遺言を選んだ人の割合は 17.4%（159 人）となっている。作成経験のない人の約半分（51.5%）は今後も「わからない」と回答している。

実際に遺言を作成した経験があるかどうかは、将来における利用意向や方式の選択を大きく左右するものであることが示唆される。

### （３）公正証書遺言に関する意見

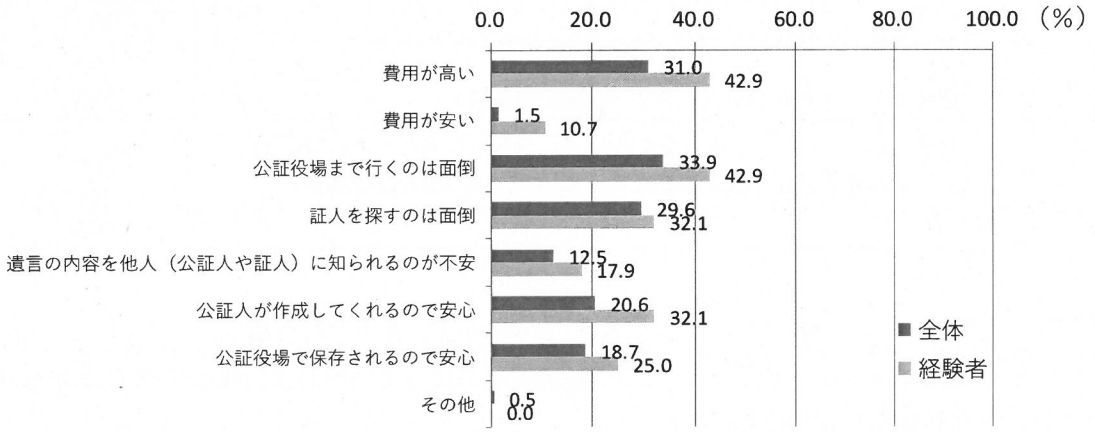
【Ｑ３】「公正証書遺言」（公証役場に行き、証人立ち会いのもと、公証人に遺言したい内容を伝えて、遺言書を作成・保存してもらうという方法）について、あなたのご意見に近いものをお選びください。[複数回答可]

Ｑ３では、公正証書遺言に関する意見を聞いている。下のグラフでは、全体の回答と公正証書遺言の作成経験がある人の回答をそれぞれ示しておいた（もっとも、作成経験があった

[4] 80 代以上はサンプル数が少ないため除外している（以下の分析でも同様）。

のは28人だけなので、その点には留意する必要がある。数字は各カテゴリーにおけるパーセンテージを示している)。

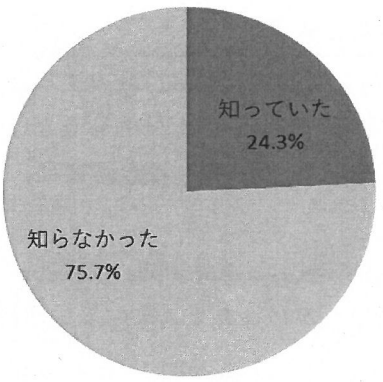
コスト（金銭、時間、労力）の面についての意見が目立ち、作成経験がある人たちの間ではその傾向がより顕著に見られる。一般にもともとポジティブな意見をもっている人が制度を利用する傾向があると考えられるが、もしそうだとすると、経験者のほうがよりネガティブな意見になっていることは制度の問題点をより強く示すものだと言える。




### （4）自筆証書遺言の方法（全文手書き）に関する知識

【Q4】現在の法律では、遺言書を自分で作る「自筆証書遺言」の場合、財産のリスト以外は、遺言の内容の全文を手書きしなければならないとされています。このことについて、あなたはご存知でしたか。

自筆証書遺言の場合に遺言の内容の全文を手書きしなければならない（代筆不可）という点につき、知っているかどうかを直截に尋ねた。知っていたのは回答者の約4分の1であった。特に、遺言書を作成した経験のない人の場合、全文手書きが要件とされていることについて知っていたのは2割未満（19.7%）である。

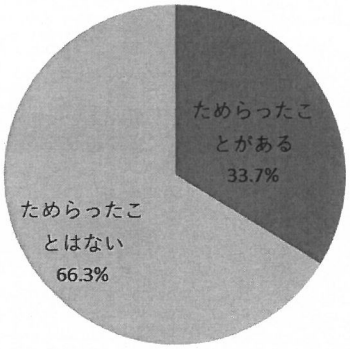


### （５）自筆証書遺言を作成した際の躊躇の有無

【Ｑ５】遺言の内容の全文を手書きしなければならないという理由で、自筆証書遺言を作成するのをためらったことはありますか。

Ｑ４で「知っていた」と回答した人（255 人）のみを対象として、全文を手書きしなければならないという理由で自筆証書遺言の作成をためらったことがあるかどうかを尋ねた。「ためらったことがある」と答えたのは約 3 分の 1 であった。

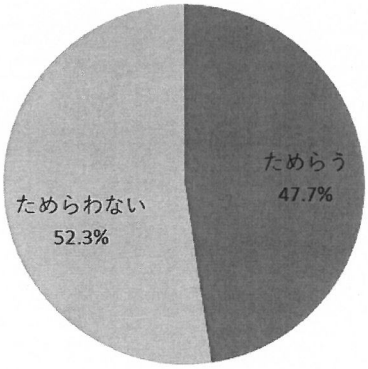
年齢別に見ると、「ためらったことがある」と回答した人の割合が最も高かったのは 30 代である（57.5%、40 人中 23 人）。ためらった理由についてはＱ７のところでも触れるが、「手が不自由であるなどのために、字を書くことが物理的に難しいから」、「重要な文章を自身の手で書くことに、心理的な負担を感じるから」という回答が他の年代と比べて多かった。




### （６）自筆証書遺言を作成する際の躊躇の有無

【Ｑ６】遺言の内容の全文を手書きしなければならないことを知って、遺言書を作るのをためらいますか。

Ｑ４で「知らなかった」と回答した人（795 人）を対象として、全文を手書きしなければならないという理由で自筆証書遺言の作成をためらうかどうかを尋ねたところ、半数近くが「ためらう」と答えた。

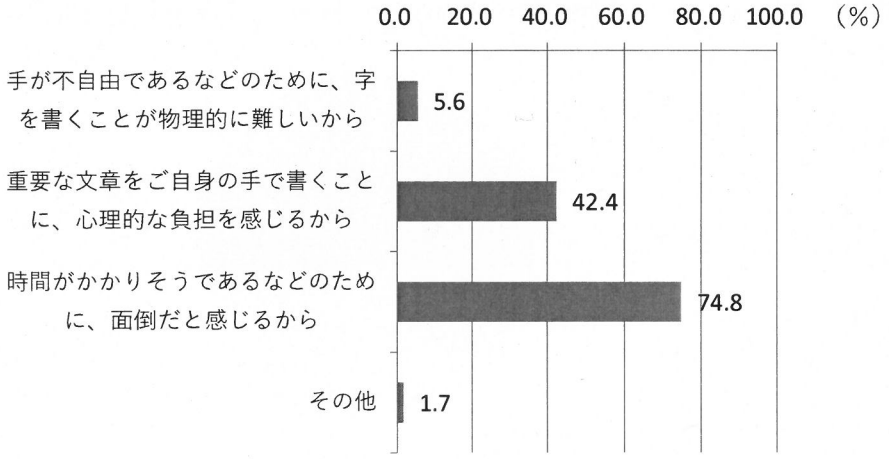


### （7）躊躇する（した）理由

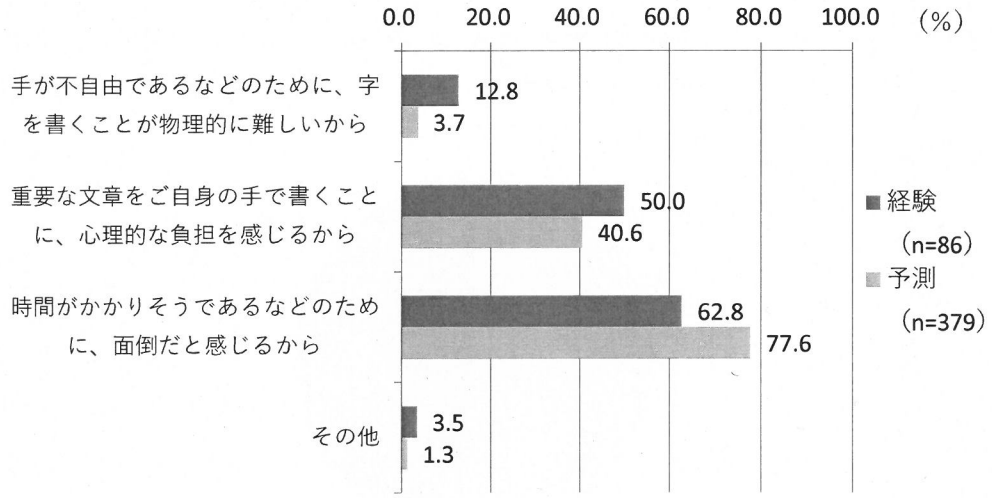
【Q7】ためらう（ためらった）理由として、あてはまるものをお選びください。[複数回答可]

Q5で「ためらったことがある」、またはQ6で「ためらう」と答えた人を対象として、Q7でその理由について質問した。「時間がかかりそうであるなどのために、面倒だと感じるから」という回答が最も多かった。

なお、「その他」の例としては、「書き方がわからない」「字が汚いから」という回答があった。




ためらった経験のある人（Q5）とためらうと予測している人（Q6）で分けると、次のグラフのような回答分布になった。

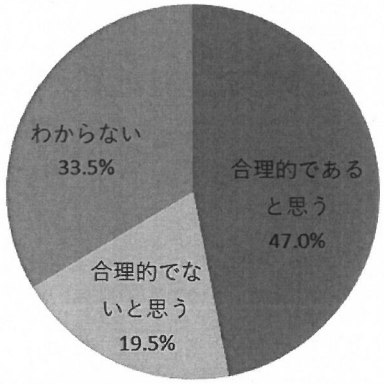


「字を書くことが物理的に難しい」または「心理的な負担を感じる」と回答した人の割合は、経験者のほうが高くなっている。特に、字を書くことが物理的に難しいのは高齢者に限られているわけではなく、比較的若い世代でも一定数の人たちが困難を感じている。

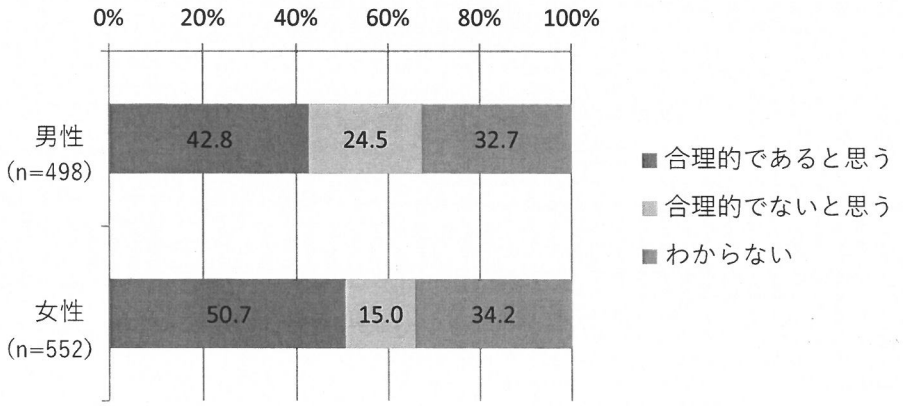
### （８）全文手書きルールの合理性

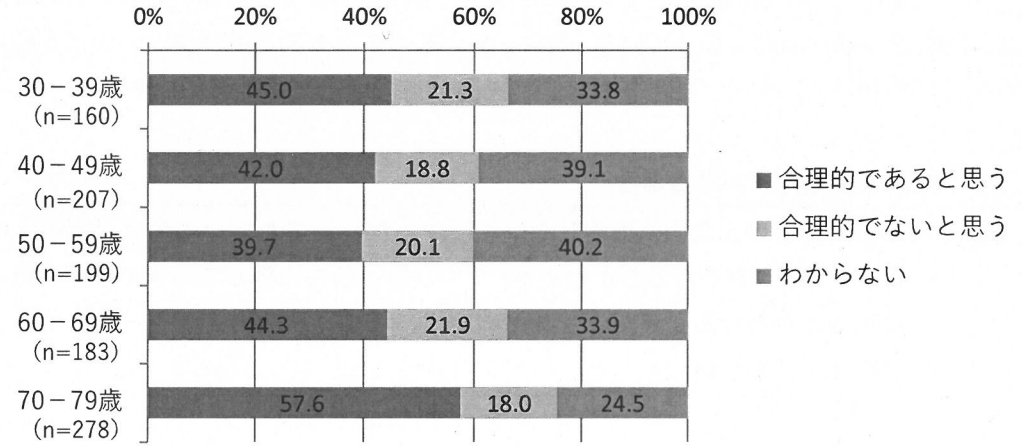
【Ｑ８】遺言の内容の全文を手書きしなければならないとされているのは、手書きであれば、ご本人が書いたことがわかり、また、書かれた内容がご本人の本当の気持ちであることがわかるからだとされています。こうした手書きのルールについてどのように思いますか。

Ｑ８では、自筆証書遺言の場合に全文を手書きしなければならないというルールの合理性について尋ねた。「合理的であると思う」と回答したのは全体の 47.0%、「合理的でないと思う」と回答したのは全体の 19.5%であった。




男女別・年代別に比較したグラフは以下の通りである。どの年代でも、「合理的でないと思う」と回答した人は約２割である。

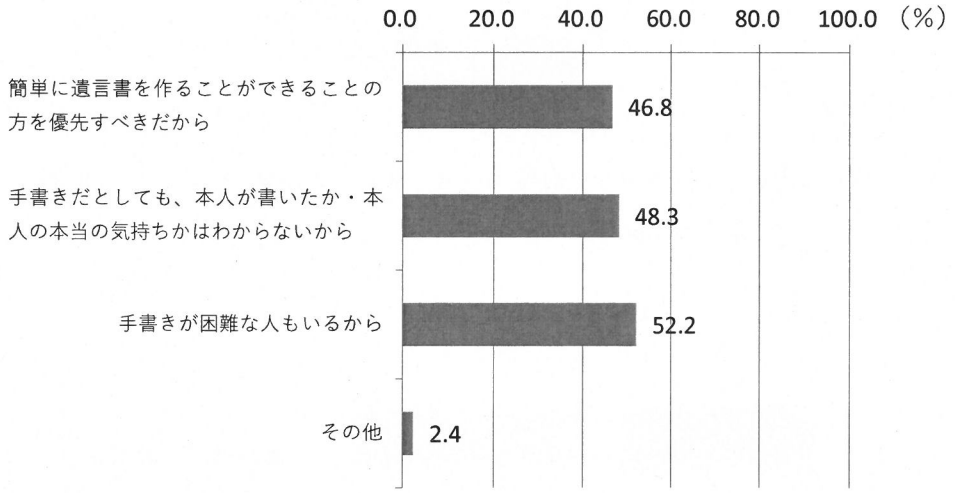





### （９）全文手書きルールが合理的でない理由

【Ｑ９】合理的でないと思う理由として、あてはまるものをお選びください。[複数回答可]

Ｑ８で「合理的でないと思う」と答えた人（205 人）を対象として、その理由をＱ９で聞いている。調査票では、選択肢として「簡単に遺言書を作ることができることの方を優先すべきだから」、「手書きだとしても、本人が書いたか・本人の本当の気持ちかはわからないから」、「手書きが困難な人もいるから」という理由を示していた。回答は次の表の通りである。



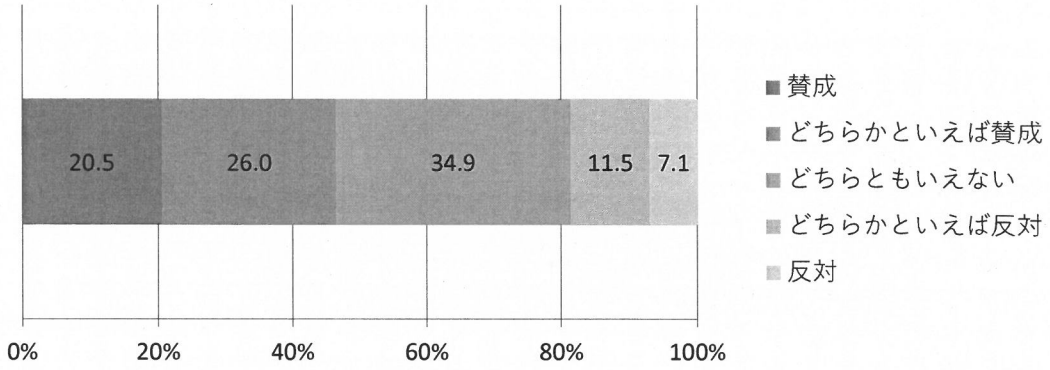

「その他」の回答の例としては、「作成に時間がかかる」「手書き以外でも、本人が書いたことを証明する方法はありそうだから」「本当に本人が書いたという証拠がないから」といったものがある。

### (10) 自筆証書遺言のルールに関する意見

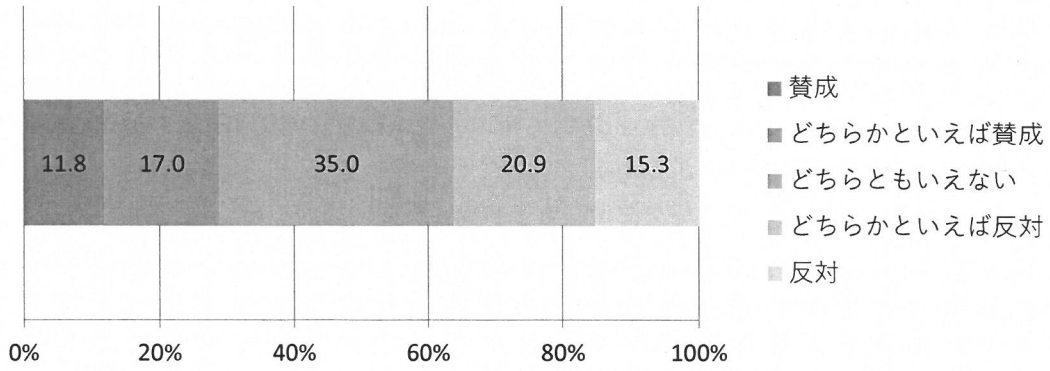
【Q10】現在の法律では、遺言書を自分で作る「自筆証書遺言」の場合、遺言の内容の全文を手書きしなければならないだけでなく、遺言書を作成した日付と自分の氏名を手書きし、押印をしなければならないとされていますが、こうしたルールについては、さまざまな意見があります。下記の意見にあなたは賛成ですか、反対ですか。あなたのお考えに近いものをお選びください。

Q10では、自筆証書遺言のルールに関するさまざまな意見（下記①～④）を提示し、おのおのについて賛成か反対かを尋ねた。選択肢は、「賛成」・「どちらかといえば賛成」・「どちらともいえない」・「どちらかといえば反対」・「反対」の５つである。

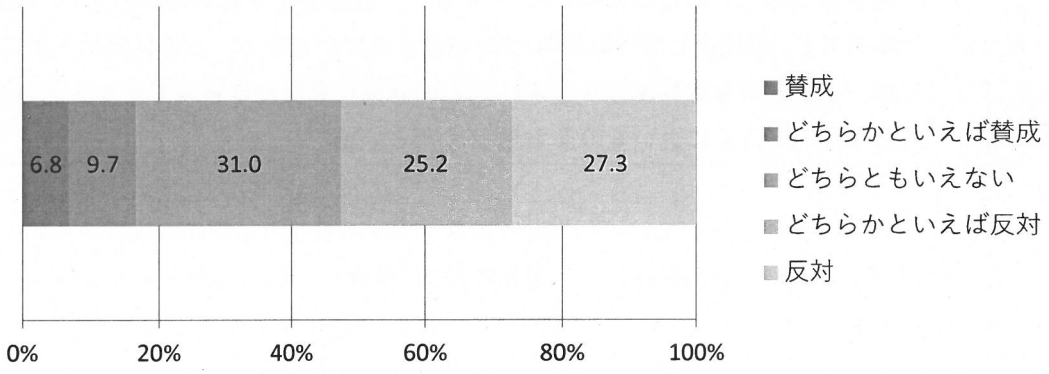
① 遺言の内容の全文の記載は手書きでなくてもよい



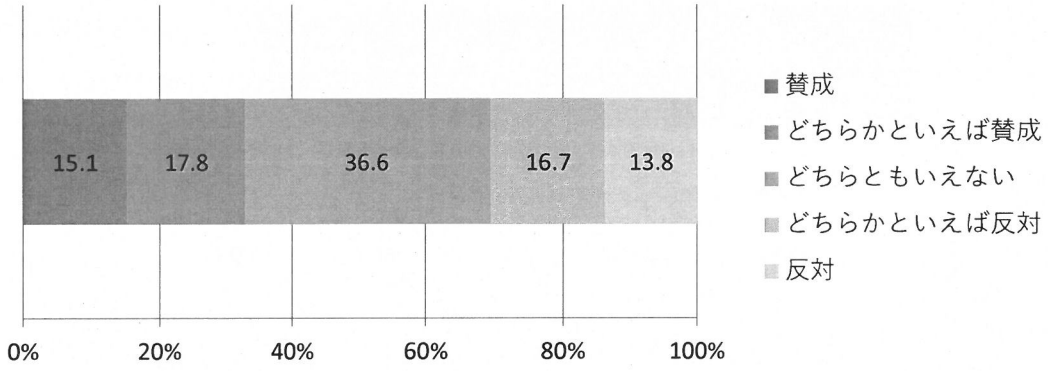

② 遺言書を作成した日付の記載は手書きでなくてもよい



③ 自分の氏名の記載は手書きでなくてもよい




④ 押印をする必要はない




「賛成」を 1、「反対」を 5 として数値化したうえで平均値を算出すると、① 2.59、② 3.11、③ 3.57、④ 2.96 となった。回答分布に見られるように「どちらともいえない」と答えた人がいずれの項目においても約 3 分の 1 を占めているが、全文手書きと押印については不要と考える人の割合が高いと言える。

全般的に、男性のほうが女性よりも「賛成」が多い傾向がある[5]。年齢別に見ると項目によって違いがあり、①および④については高年齢層ほど、③については低年齢層ほど「賛成」が多くなっている（②については明確な差異はなかった）。

[5] たとえば、①で「賛成」と答えたのは男性で 26.5%、女性で 15.0%、②で「賛成」と答えたのは男性で 16.5%、女性で 7.6%となっている（残りの２項目でも同様に差が見られる）。逆に、女性のほうは「反対」の回答の割合が高い（たとえば、①で「反対」と答えた男性は 5.4%であったのに対し、女性は 8.7%であった。他のいずれの項目でも、女性の反対率は男性の反対率を上回っている）。

### (11) 遺言がデジタル化された場合の利用意向とその理由

【Q11】現在の法律では認められていませんが、デジタルな手段を使うことができるようになれば、遺言を作成したいと思いますか。以下の方法のそれぞれについてお答えください。

Q11では、デジタル化の具体的方法をいくつか示し（下記A～E）、その方法で遺言を作成したいと思うかどうかを尋ねた。選択肢は、「作りたいと思う」・「どちらともいえない」・「作りたいと思わない」の３つである。続いて、「作りたいと思う」または「作りたいと思わない」と答えた人にはその理由について質問した。

調査票で示した具体的方法は、

（A）タブレット上で、デジタルタッチペンで書くという方法
（B）パソコン上で、ワープロソフト等を利用して書くという方法
（C）パソコン、タブレット、スマホなどによってインターネットのウェブサイトにアクセスし、そこで遺言の内容を入力する（データはウェブサイト上に保存され、自分の手元にも残る）という方法
（D）遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録音する方法
（E）遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録画する方法

の５つだった。

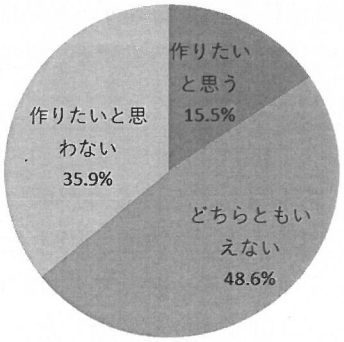
このうち、「作りたいと思う」と答えた人の割合が最も高かったのはBである（33.2%）。そして、「作りたいと思う」と答えた人の割合が「作りたいと思わない」と答えた人の割合を上回ったのはBとCの２つであった。録音（D）と録画（E）については、他の方法と比べると抵抗感がやや強いようであり、約3割の回答者が「作りたいと思わない」と答えている。

ただし、いずれの項目においても最も多かったのは「どちらともいえない」との回答で、各項目で半数前後に達している[6]。また、回答にはかなりのばらつきがあり、好ましいと考える作成方法はその人の特性や置かれている状況によってさまざまに異なりうることが示唆される。したがって、回答傾向を単一の尺度に基づいて表現することに対しては慎重であるべきだろう。

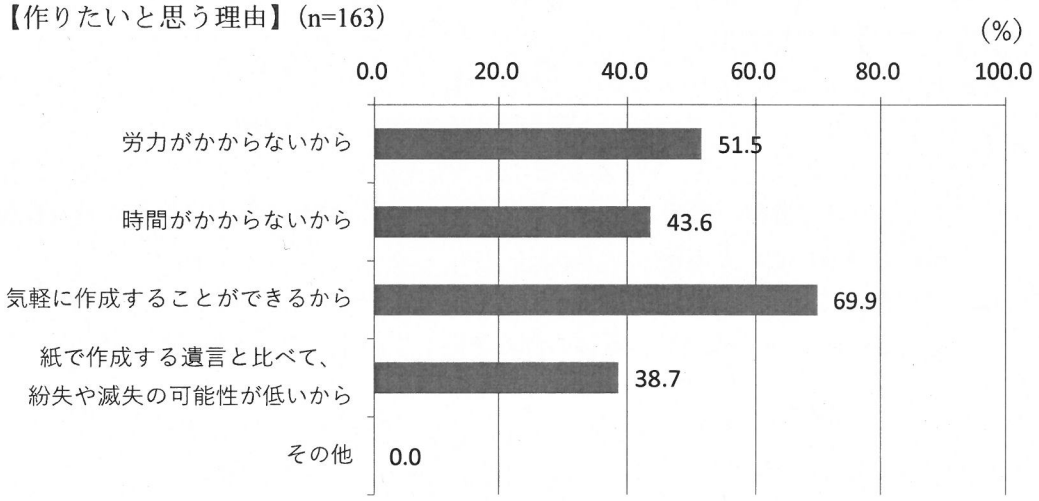
以下では、回答分布と「作りたいと思う理由」・「作りたいと思わない理由」を項目ごとに集計した結果を載せておく。

[6] より具体的にイメージできなければ判断は難しいと回答者が考えた結果なのか、あるいは、遺言制度の利用意思が方法によって影響されるわけではないと考えた結果なのかは、この調査のデータからだけでは分からない。

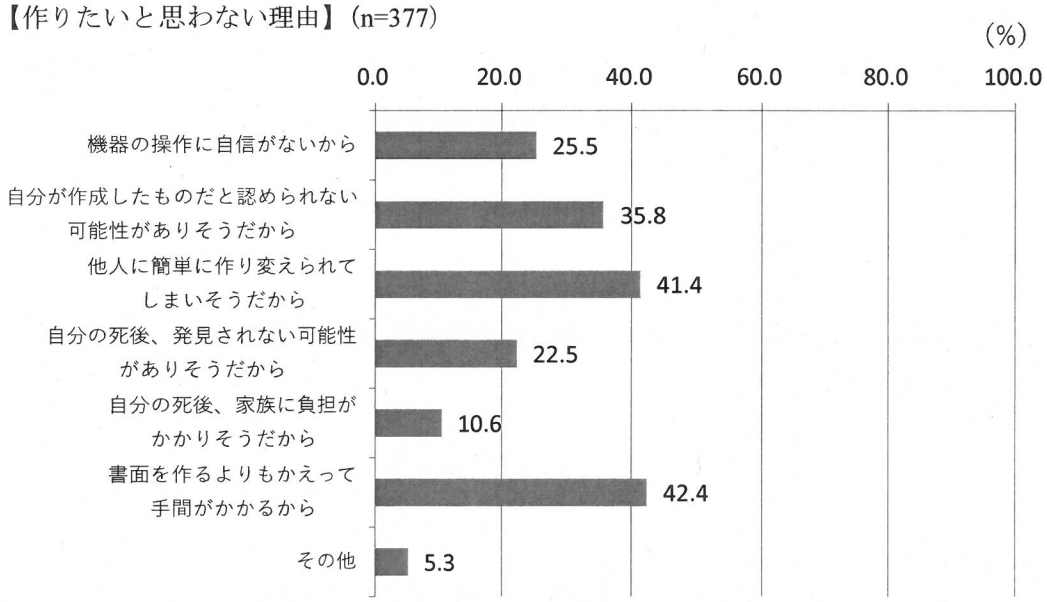
（A）タブレット上で、デジタルタッチペンで書くという方法



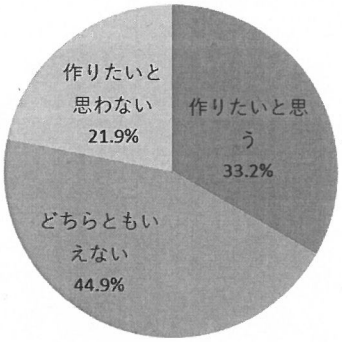

【作りたいと思う理由】（n=163）



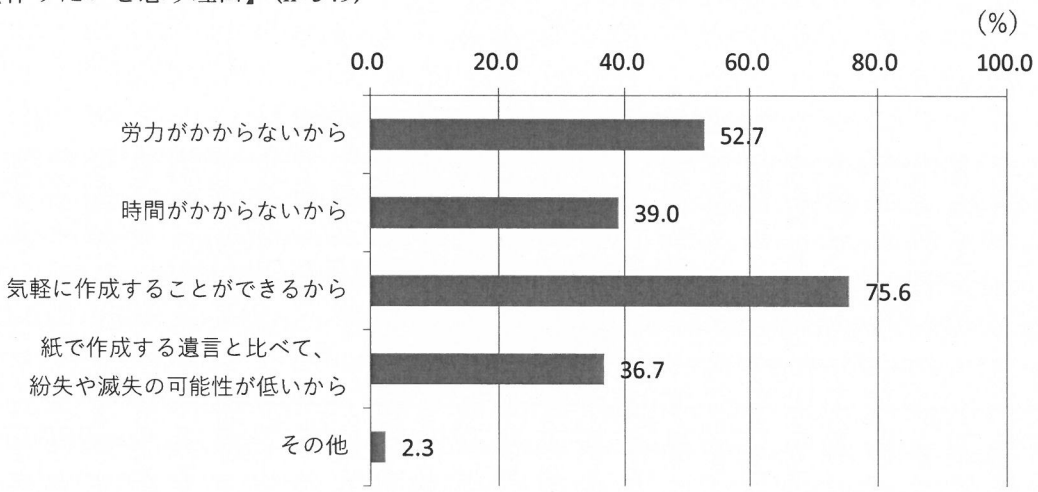

【作りたいと思わない理由】（n=377）



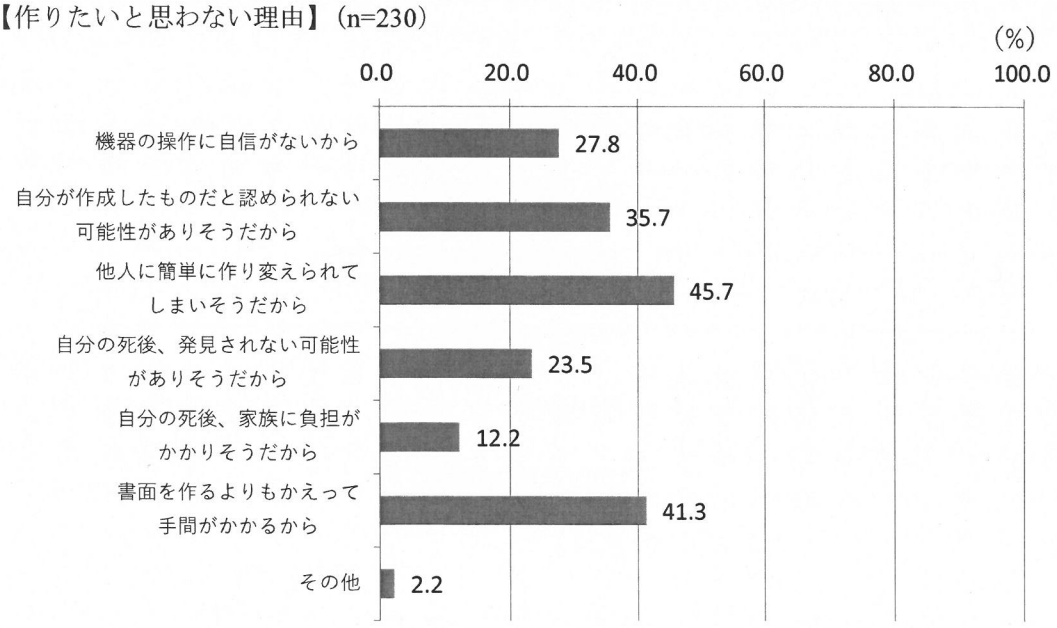
（B）パソコン上で、ワープロソフト等を利用して書くという方法



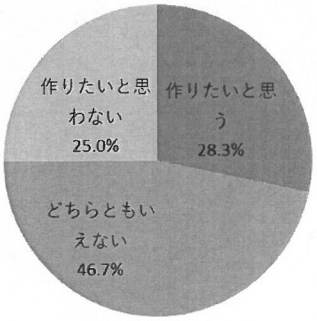

【作りたいと思う理由】（n=349）



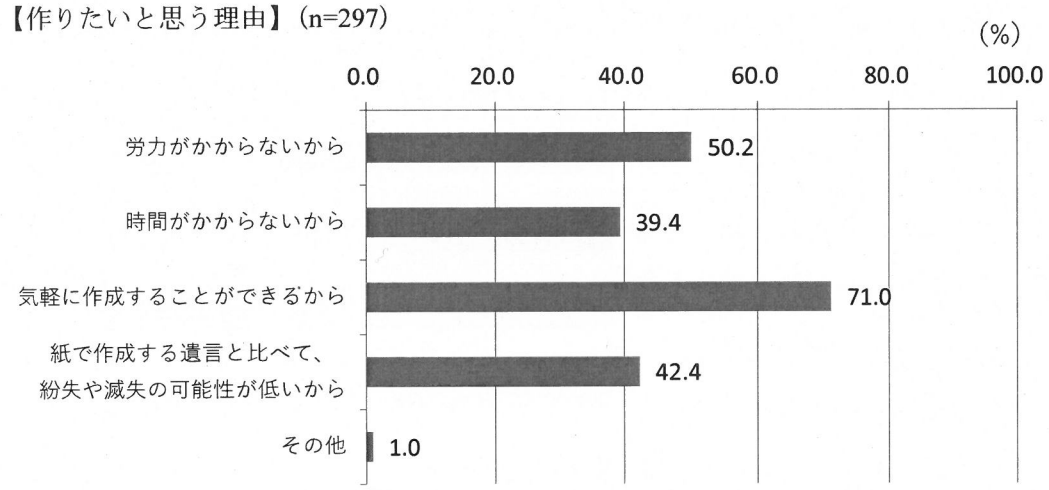

【作りたいと思わない理由】（n=230）



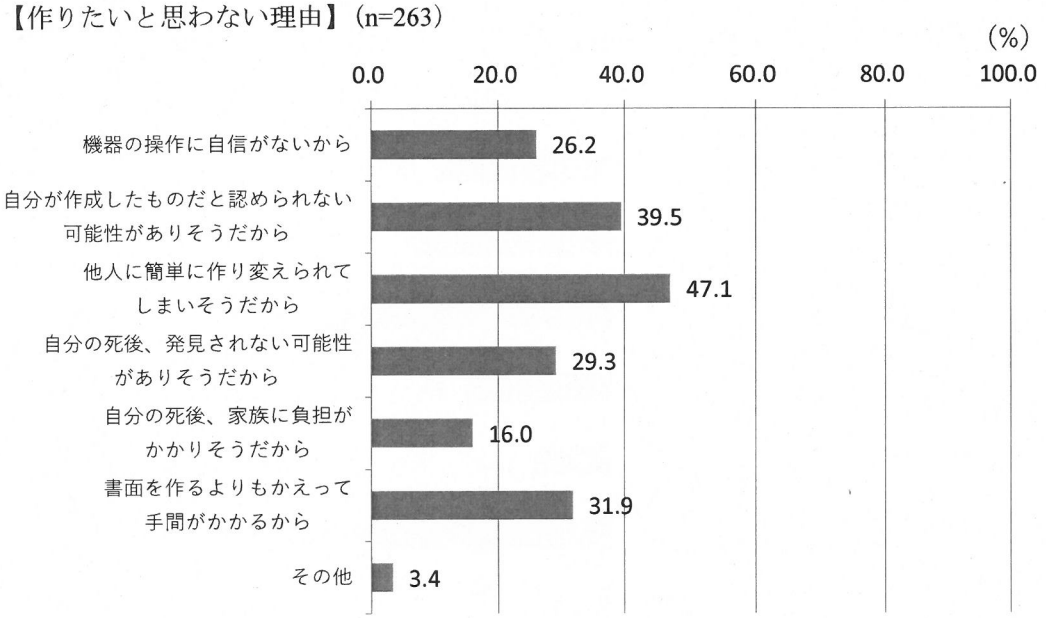
（C）パソコン、タブレット、スマホなどによってインターネットのウェブサイトにアクセスし、そこで遺言の内容を入力するという方法



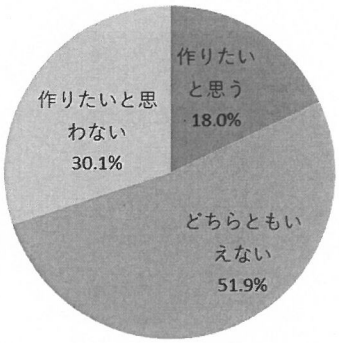

【作りたいと思う理由】（n=297）



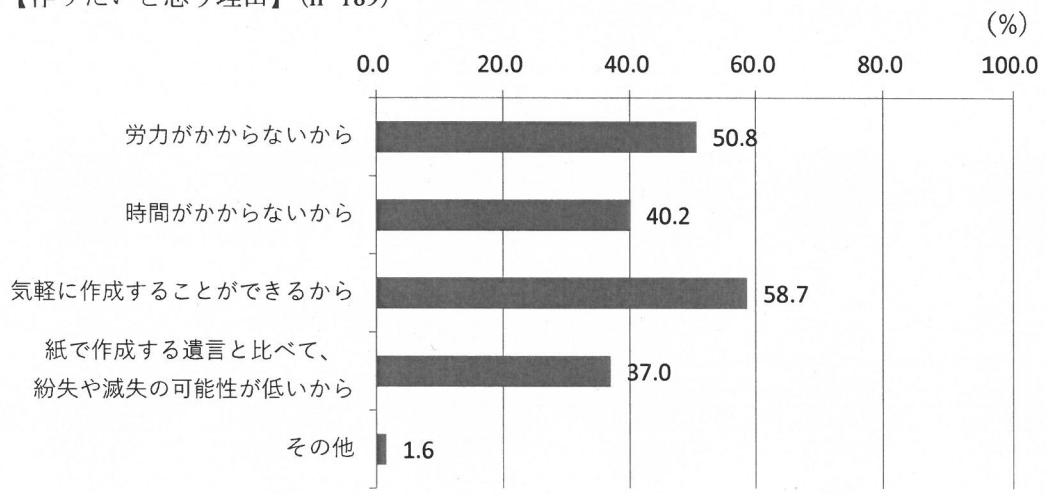

【作りたいと思わない理由】（n=263）



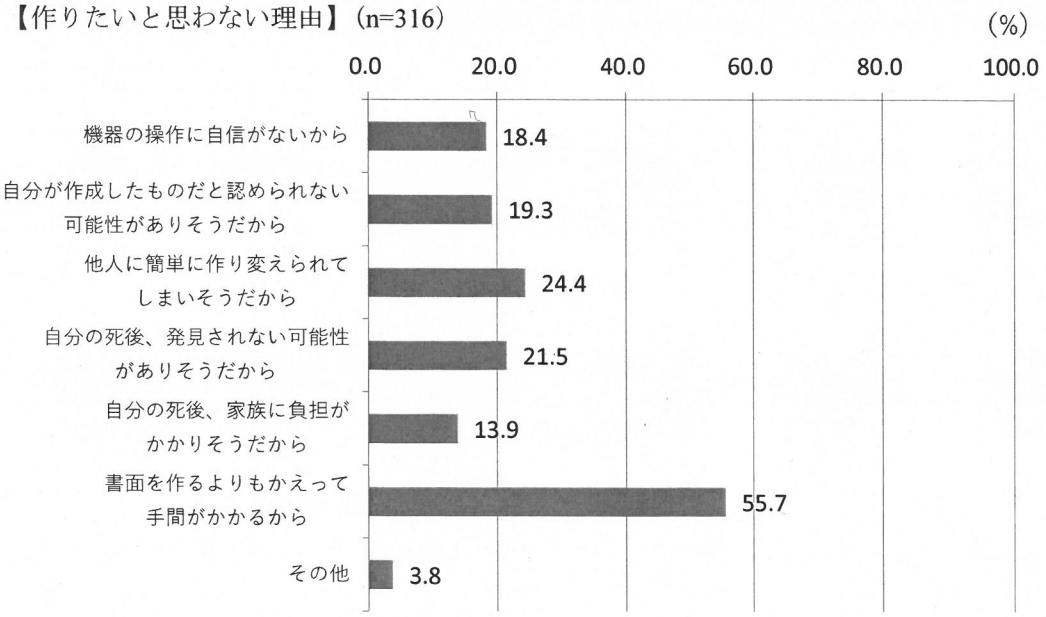
（D）遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録音する方法



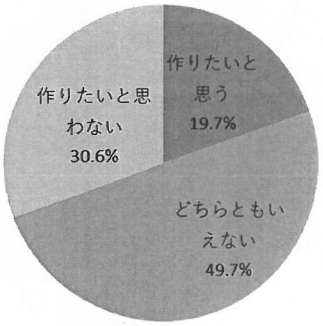

【作りたいと思う理由】（n=189）



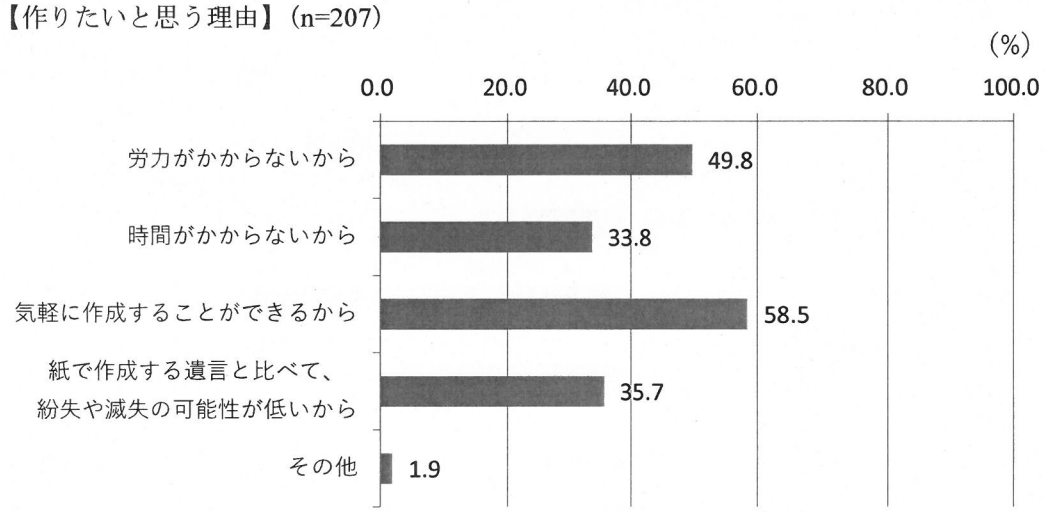

【作りたいと思わない理由】（n=316）



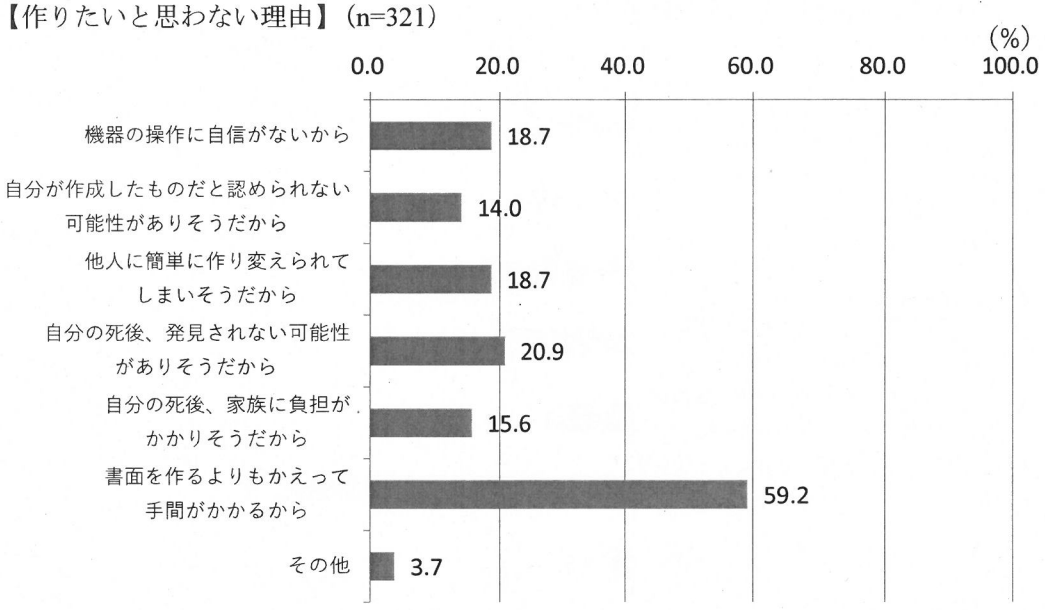
（E）遺言書を書くのではなく、遺言の内容を話しているところを録画する方法




【作りたいと思う理由】（n=207）




【作りたいと思わない理由】（n=321）



「その他」の部分は、自由記述での回答が可能になっていた。自由記述回答のうち、「機器を持っていない」以外の理由としては次のようなものが挙げられる。

（A）タブレット利用

【作りたいと思わない理由】

・「書きづらいから」／「タッチペンではうまく書けないから」

・「自筆で書くのと変わらない」

（B）パソコンで文書作成

【作りたいと思う理由】

・「原稿作成段階での修正が容易だから」

・「いつでも変更可能」／「変更が簡単に何回もできそう」

・「身体的理由で手に力が入らず、字が書けない時には利用したい」

・「印刷もできるから」

【作りたいと思わない理由】

・「記載内容に自信がない」

・「面倒」

（C）ウェブサイトでの入力

【作りたいと思う理由】

・「サイトの信頼性」

・「原稿作成段階での修正が容易だから」

【作りたいと思わない理由】

・「ウェブサイト等に大事な書類を載せたくない」

・「セキュリティに疑問があるから」

・「他人に見られる可能性がある」

（D）録音

【作りたいと思う理由】

・「偽造防止」

・「思い出も残るから」

・「自分の思いが声色を通して、しっかりと相手に伝わると思うから」

【作りたいと思わない理由】

・「脅迫されたり圧迫されたりして発言している可能性があるから」

・「録音した音声だけでは、信憑性が薄く感じられるから」

・「何度も聞き直す必要が発生しそうだから」
・「自然に話すのは難しそうだから」
・「録音は恥ずかしい」

（E）録画

【作りたいと思う理由】

・「偽造防止」
・「思い出も残るから」
・「表情で気持ちを伝えることができそうだから」
・「本人であることが最良に証明されるから」

【作りたいと思わない理由】

・「そのような映像を見られるのは抵抗がある」
・「自分の顔が見られたくないから」
・「上手く伝わるとも解らないから」
・「表現が曖昧になる可能性があるから」
・「録画は嫌いだから」／「録画は恥ずかしい」
・「話すのは難しいと思う」

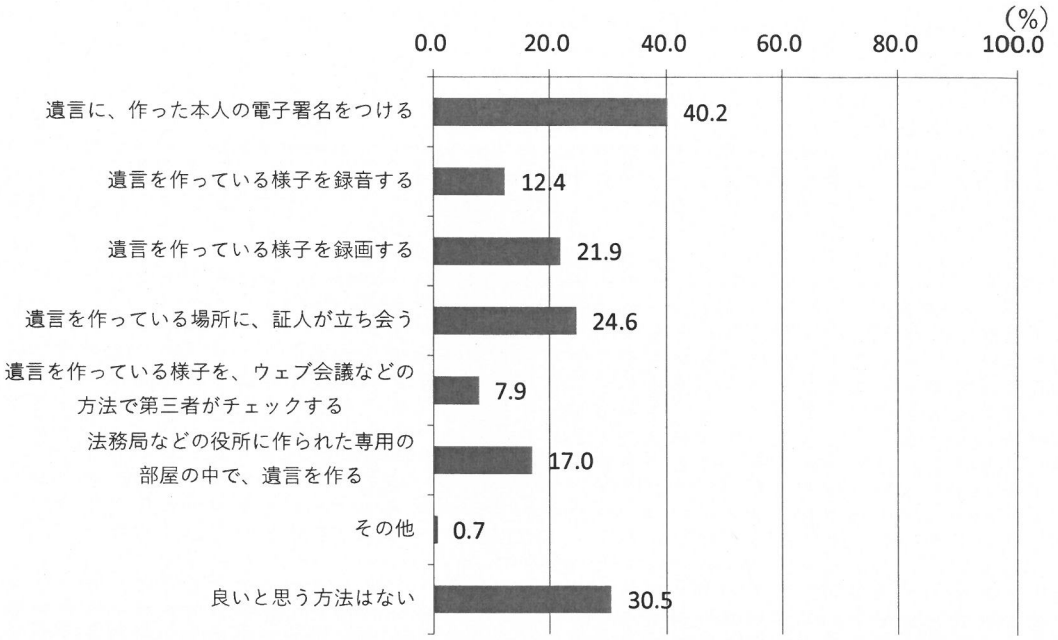
### （12）遺言がデジタル化された場合の真正性確保の方法に関する意見

**【Q12】デジタルな手段を使った遺言がきちんと本人によって作られたことを確認できるようにするためには、いろいろな方法が考えられます。どのような方法が良いと思いますか。[複数回答可]**

Q12 では、遺言がデジタル化された場合に、遺言が本当に本人によって作られたことを確認するための手段としてどのような方法が望ましいと思うかを尋ねた。調査票で具体的手段として挙げていたのは、「遺言に、作った本人の電子署名をつける」[7]、「遺言を作っている様子を録音する」・「遺言を作っている様子を録画する」、「遺言を作っている場所に、証人が立ち会う」、「遺言を作っている様子を、ウェブ会議などの方法で第三者がチェックする」、「法務局などの役所に作られた専用の部屋の中で、遺言を作る」、というものである。良いと考えた手段にチェックをしてもらった。

最も多かったのは「電子署名」である（40.2%、422 人）。その一方で、「良いと思う方法はない」という回答も多く、約 3 割にのぼっている。

[7] 「電子署名」の説明として、「電子署名とは、ご本人が作成した電子的な記録（データ）であることを示すとともに、他人に作り変えられていないか否かを確認することができる措置です。紙の書面に対してする記名・押印と、同じような役割をはたします」という注記を画面上に記載していた。




### (13) 自筆証書遺言保管制度の認知・利用経験・利用意向

【Q13】現在の法律では、ご本人が手書きして作った遺言書を、法務局に持って行って保管してもらい、ご本人が亡くなった際に、相続人の方などに、遺言書があることを伝えてもらうという制度（自筆証書遺言保管制度）があります。ただし、手数料（1件あたり3,900円）がかかります。

① この制度をご存知でしたか。
② この制度を利用したことがありますか。
③ この制度を利用したいと思いますか。

Q13 では、自筆証書遺言保管制度について質問をしている。①は制度の認知度、②は制度の利用経験、③は制度の利用意向に関する質問となっている。このうち、②はQ1で自筆証書遺言を作成した経験があると回答した人のみを対象とした質問である。

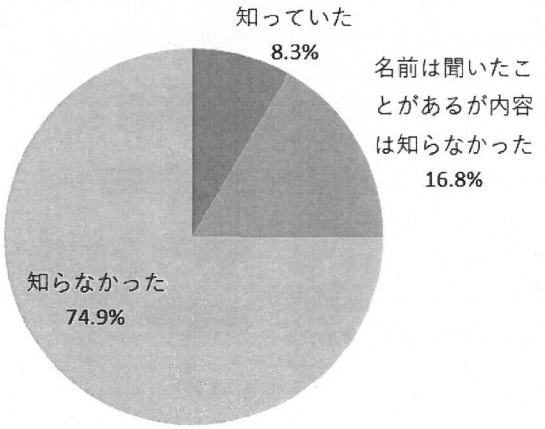
自筆証書遺言保管制度を知っていたのは全体の8.3%（87人）、名前は聞いたことがあると答えたのが16.8%（176人）だった。年齢別に見ると、30代と70代で「知っていた」と回答した人の割合が1割を超えている。

自筆証書遺言を作成した経験のある人のうち、自筆証書遺言保管制度を利用したことがあるのは14.6%（13人）で、全員が60歳未満の男性であった（30代6人、40代5人、50代2人）。

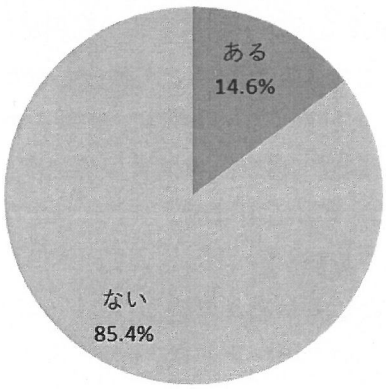
制度の利用意向については、「どちらともいえない」という回答が多いものの、いずれの年齢層においても「利用したいと思う／どちらかといえば利用したいと思う」という意見の割合が「利用したいと思わない／どちらかといえば利用したいと思わない」という意見の割

合を上回っている。

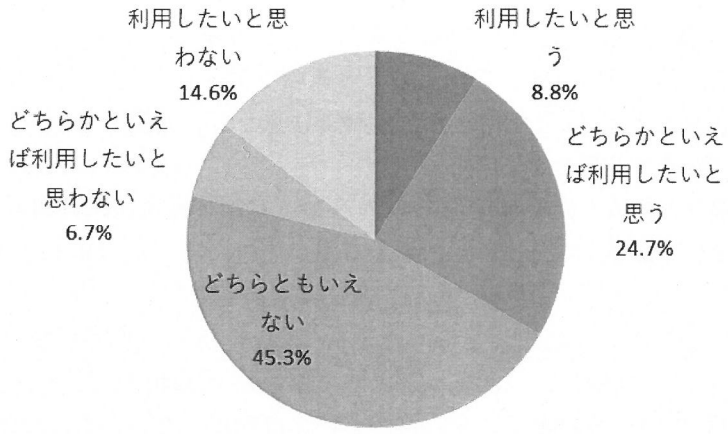
① 自筆証書遺言保管制度の認知度（n=1050）




② 自筆証書遺言保管制度の利用経験（n=89；自筆証書遺言の作成経験がある人のみ）




③ 自筆証書遺言保管制度の利用意向（n=1050）

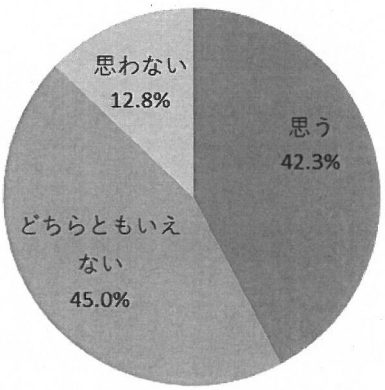


### (14) 遺言がデジタル化された場合のデータ保管制度の要否とその理由

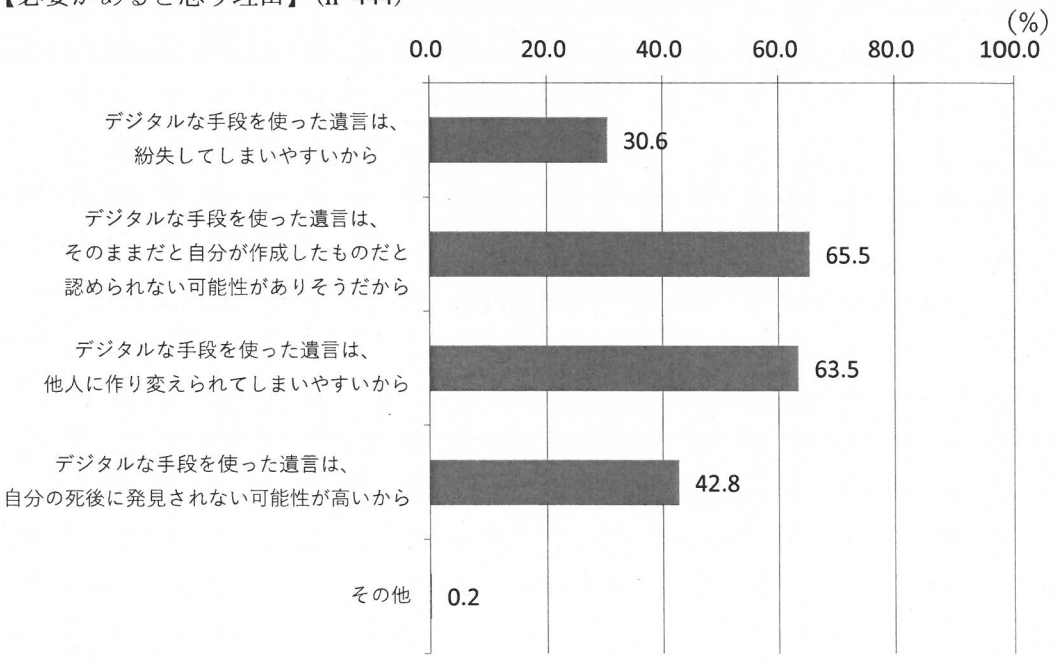
【Q14】デジタルな手段を使った遺言が法律で認められることになった場合には、遺言のデータを必ず公的な機関が保管するようにする制度を作る必要があると思いますか。

〔付問〕そのような保管制度を作る必要があると思う理由／思わない理由として、あてはまるものをお選びください。[複数回答可]

Q14 では、デジタル化された遺言の制度ができたとして、遺言のデータを公的機関が保管する制度を設ける必要があると考えるか否かについて質問した。この質問には、4 割以上の回答者が「思う」と答えている。

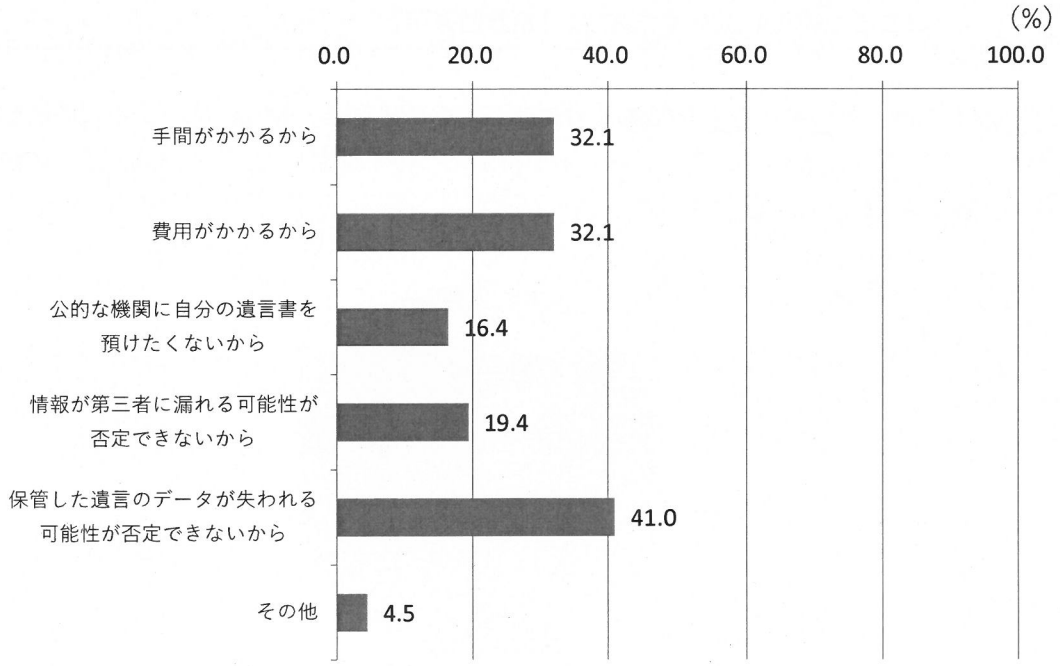



【必要があると思う理由】(n=444)



「その他」として、「個人所有だと、いくつものデータが出てきた際に、どれが正規のものか区別がつかないから」という意見があった。

【必要があると思わない理由】(n=134)




「その他」としては、「マイナンバーに見られるように、日本の役所の仕事ぶりが信用できない」「自宅の金庫等に保管して家族その旨を伝えていれば十分だから」という回答があった。

自分自身または家族による保管と公的機関による保管のどちらがより安全と考えているかが保管制度の要否の判断に影響していると言えるが、「保管のための公的な制度が用意されているのが望ましい」という意見の人のほうが多い。

### (15) 遺言制度に関する意見

【Q15】現在の遺言制度やこれからの遺言制度について、もしご意見やご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。[自由記述回答]

最後に、自由記述形式の質問を設け、遺言制度に関する意見や要望を記入してもらった。「もっと分かりやすくしてほしい」「手続を簡単にしてほしい」という意見が多く寄せられた一方で、デジタル化に対する懸念を示す意見も少なくなかった。また、制度そのものが一般の人々にとって縁遠いものであるということもあり、「特に不都合を感じない」「考えたことがない」という意見や、ルールに関する周知を求める意見も一定程度見られた。

以下、意見や要望を一部抽出して挙げておく。

・「デジタルでも良いと思うが、何らかの理由で削除・消去する恐れが有るので、紙ベースも作成するべきである。」

・「遺言は、人生で一番最後の意思表示なので、その意思表示の効果をきちんと反映させる必要があると思う。遺された人が手続き等がどんなに手間だと感じたとしても、その最後の意思表示を実行するためにも、きちんと管理し、偽造や脅迫などの本人の意図と違う物にならないように守っていくものだと思う。そういった面からしても、何もかもデジタルにすることが良いわけではなく、現行の制度を残していくことも重要だと思う。」

・「遺言については、漠然とした知識しか持っておらず、勉強が必要であるということがわかりました。」

・「遺言制度については、もう少し柔軟に行えることが理想で、その他子供や家族がいない場合の、より良い財産の残し方として、選択肢が増えればいいと思う。」

・「我が家のように子供のいない夫婦にとって、後に残された者にとって法定相続人がいなくなる場合、誰またはどこに遺産・遺品を相続してもらうのか、悩ましく思っている。」

・「周囲の人を見た時に自分で遺言書を書くことが難しくなっている人もいるので、そういった人たちを手助けするようなデジタル化されたシステムを作ってほしいです。」

・「本人・第三者が立ち会って作成が望ましいが、本人が字を書けない状況も有り得るため、データの書き換えができないデジタル記録媒体で作成したものも必要だと思う。」

・「公正証書の遺言を製作して数年後に書き換えたい場合また費用がかかってしまうので、

2度目以降の登録は割引制度を作ってほしい。」

・「字が下手な私は、パソコンやワープロ等で作成した遺言書を法務局で預かって頂き死後、法務局の方が家族に開示すると言う方法が好ましいです。アナログ世代なので、何でもデジタル化すれば良いと言うものではないと思います。」

・「自筆と公証役場、この2パターンでの作成が可能な現状が続いてくれると嬉しい。より当事者に近い高齢者に知る方法を考えて欲しい、告知して欲しい。」

・「とにかく手書きのみという制度はやめた方がいい。また、遺産相続の意思表示と遵守を制度化する、などの施策を行った方がいい。」

・「デジタル化にしても、個人情報が漏洩したり持ち出したり改ざん出来ないようなセキュリティや法改正含め改めてしっかり話しあい、安心して利用できる遺言制度を、作って欲しいと思っています。」

## Ⅲ　若干の追加的分析

本節では、単純集計以外の分析の結果について簡単に述べる。前節と同様、クリーニング前のデータを用いており、いずれも暫定的な分析結果であるという点に留意されたい。

### 1　「潜在的利用者」の範囲を絞った分析

Ⅱでは、「遺言制度の潜在的利用者」の範囲を広く捉え、スクリーニング質問（ii）[将来遺言を作成する可能性があるかどうか]で「わからない」と答えた人も含めて集計を行った。念のため、「潜在的利用者」をより絞り込む目的で、「わからない」と答えた人は除外したうえで同様の分析を試みた（この場合、対象者数は562人となる）。

【Q2】自筆証書遺言を選択する人は51.4%（289人）、公正証書遺言を選択する人は27.4%（154人）にそれぞれ増え、「わからない」は25.6%（144人）に減る。

【Q3】「費用が高い」41.1%（231人）、「費用が安い」2.3%（13人）、「公証役場まで行くのは面倒」41.3%（232人）、「証人を探すのは面倒」37.5%（211人）、「遺言の内容を他人（公証人や証人）に知られるのが不安」15.8%（89人）、「公証人が作成してくれるので安心」25.4%（143人）、「公証役場で保存されるので安心」24.2%（136人）、となる。「わからない

／特に意見はない」が減少する分（35.4%→20.3%）、それぞれの項目のパーセンテージが増加している。

【Ｑ４】全文手書きであることを知っていたのは34.7%（195人）である。

【Ｑ５】「ためらったことがある」のは40.0%（78人）となる。

【Ｑ６】「ためらう」のは48.2%（177人）となる（全体の割合とほぼ同じ）。

【Ｑ７】「字を書くことが物理的に難しい」8.2%（21人）、「心理的な負担を感じる」45.9%（117人）、「面倒だと感じる」71.4%（182人）となる。おおむね同様の回答傾向だが、前の２項目は割合がやや増加、最後の項目はやや減少している。

【Ｑ８】「わからない」の割合が減少し（33.5%→20.3%）、「合理的であると思う」（56.0%、315人）と「合理的でないと思う」（23.7%、133人）についてはどちらも割合が大きくなる。年代別に見ると、50代と60代で「合理的でないと思う」と回答した人の割合が高い（それぞれ27.5%、26.5%）。

【Ｑ９】この質問に関しては大きな差は見られなかった。「簡単に遺言書を作ることができることの方を優先すべきだから」47.4%（63人）、「本人が書いたか・本人の本当の気持ちかはわからないから」51.9%（69人）、「手書きが困難な人もいるから」52.6%（70人）となっている。

【Q10】どの項目についても「どちらともいえない」が減って20パーセント台となり、賛成・反対の両方が増加する。平均値で見ると、① 2.59→2.45、② 3.11→3.08、③ 3.57→3.61、④ 2.96→2.90となり、③（氏名の記載）以外は賛成寄りになる。ただし、それほど大きな差ではない。

【Q11】この質問でも、「どちらともいえない」が減少する。どの手段でも「作りたいと思う」が増加し、特に（B）と（C）では増加の幅が大きい。

（A）「作りたいと思う」21.9%（123人）、「作りたいと思わない」37.4%（210人）
（B）「作りたいと思う」45.2%（254人）、「作りたいと思わない」19.9%（112人）
（C）「作りたいと思う」39.5%（222人）、「作りたいと思わない」22.2%（125人）
（D）「作りたいと思う」23.1%（130人）、「作りたいと思わない」31.3%（176人）
（E）「作りたいと思う」26.0%（146人）、「作りたいと思わない」31.1%（175人）

【Q12】「良いと思う方法はない」と答えた人は19.9%（112人）に減る。「電子署名」49.6%（279人）、「録音」15.8%（89人）、「録画」23.8%（134人）、「証人の立ち会い」27.0%（152人）、「第三者のチェック」10.1%（57人）、「役所の専用の部屋」19.8%（111人）にそれぞれ増える。

【Q13】制度を知っていたのは13.5%（76人）である。制度を利用したいと思う人の割合は高くなり、「利用したいと思う」13.7%（77人）、「どちらかといえば利用したいと思う」36.3%（204人）、「どちらともいえない」34.7%（195人）、「どちらかといえば利用したいと思わない」5.3%（30人）、「利用したいと思わない」10.0%（56人）となった。なお、制度の利用経験（②）については、もともと作成経験者にしか聞いていないので同じである。

【Q14】保管のための制度が必要だと考える人が半数を超える。「思う」53.0%（298人）、「どちらともいえない」37.4%（210人）、「思わない」9.6%（54人）である。

遺言制度が自分の生活に直接関係しうることと考えられている分、「わからない」や「どちらともいえない」という回答が減っているが、大まかな傾向は変わっていない項目が多い。

## 2　デモグラフィック変数に基づく分析

本調査では、性別、年齢、居住地（都道府県）、婚姻状況、子どもの有無、職業についての質問を設けていた。このうち、性別と年齢（年代）については、特に言及すべき事項がある場合にⅡの中ですでに触れている。そして、居住地と職業については、特筆すべき差は観察されなかった。

婚姻状況と子どもの有無は遺言制度の利用意向に影響を及ぼすものと考えられる可能性があるため、ここで簡単に述べておく。

### 婚姻状況について

まずスクリーニング質問（ⅰ）では遺言書を作成しようと思ったことがあるか否かについて聞いているが、この質問に対して「ある」と答えた人の割合は、回答者が未婚の場合は18.7%（418人中78人）、既婚（離別・死別を含む）の場合は30.0%（1097人中329人）となっており、既婚の場合のほうが大きく上回っている。ただし、未婚の場合であっても2割近くの人たちが遺言書を作成しようと思った経験があり、遺言に対するニーズを適切に測るためにはさまざまな家族形態を考慮する必要があることを示唆している。

スクリーニング質問（ⅱ）では、将来遺言書を書く可能性があるかどうかについて尋ねて

いた。この質問で「ある」と答えた人の割合は、回答者が未婚の場合は 14.7%（340 人中 50 人）だったのに対し、既婚の場合は 19.4%（768 人中 149 人）となっている。

本調査における制度の利用意向に関連する質問項目については、婚姻状況によって回答に目立った差は現れていなかった。

**子どもの有無について**

スクリーニング質問（ｉ）では、「ある」と答えた人の割合は、回答者に子どもがいる場合は 29.5%（891 人中 263 人）、いない場合は 23.1%（624 人中 144 人）となっている（統計的に有意な差である）。スクリーニング質問（ii）では、「ある」と答えた人の割合は、回答者に子どもがいる場合は 18.6%（628 人中 117 人）、いない場合は 17.1%（480 人中 82 人）であった（こちらは統計的に有意な差ではない）。

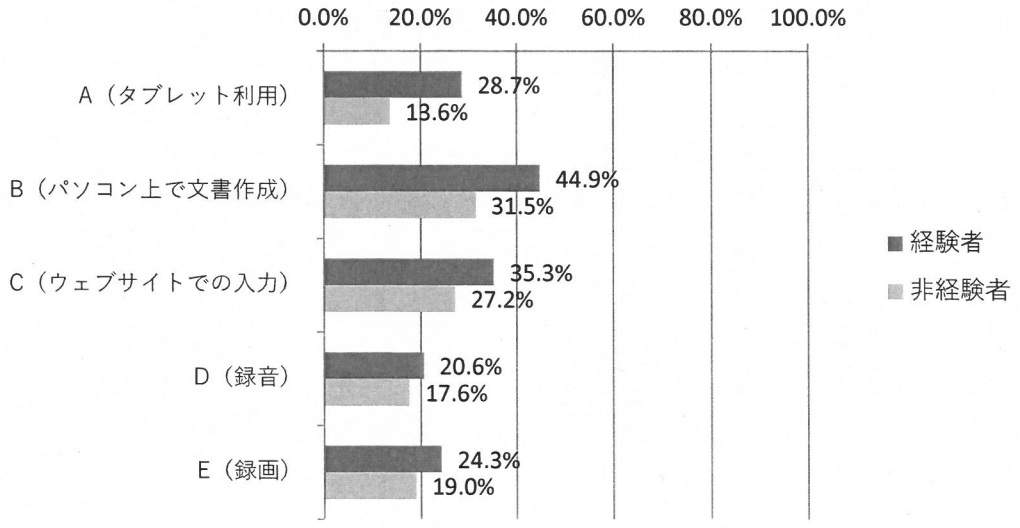
婚姻状況と同様、制度の利用意向に関しては回答に大きな差は見られなかった。

## 3　遺言作成経験とデジタル化

Q11 ではデジタル化の具体的手段を提示して利用意向について尋ねた。この質問については、遺言の作成経験があるか否か（Q１）によって回答傾向に違いが見られる。

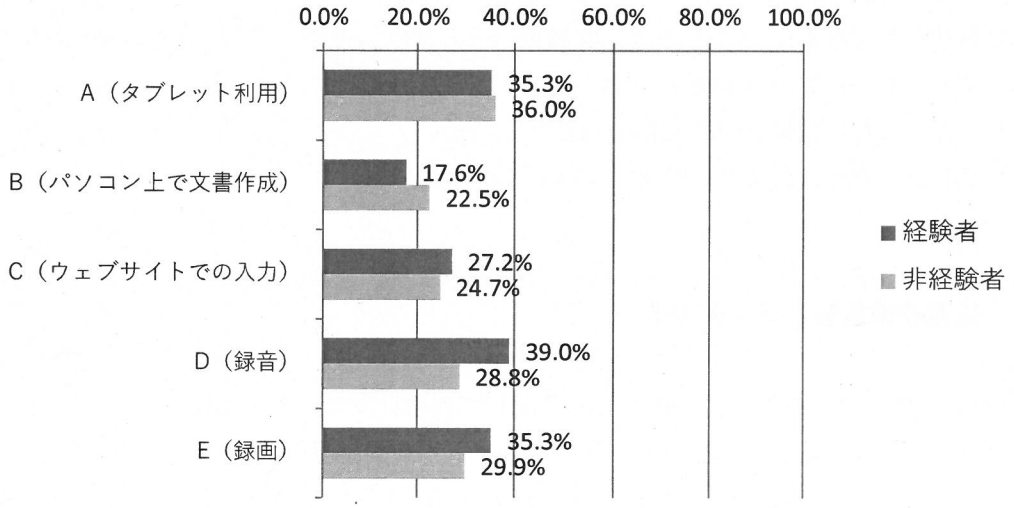
「作りたいと思う」と回答した人の割合を示したのが次のグラフである（経験者は 136 人、非経験者は 914 人）。A～E のいずれの手段においても、作成の経験がある人たちのほうが「作りたいと思う」という回答が多い。

【「作りたいと思う」と回答した人の割合】



これに対して、「作りたいと思わない」と回答した人の割合は下のグラフのようになる。A～Cについては経験者・非経験者の間であまり差がない。しかしD・Eについては、経験者のほうが「作りたいと思わない」という回答が多くなっている。

【「作りたいと思わない」と回答した人の割合】




## Ⅳ　本章のまとめ

本章では、遺言制度の「潜在的利用者」を対象とした調査の結果の概要を報告した。現時点では単純集計および簡単な分析を行っただけであるが、遺言制度に関する人々の認識・意見やデジタル化した場合の利用意向について、一定程度明らかにすることができた。

自筆証書遺言の場合に全文を手書きしなければならないという要件は、高齢者に限らず広い年齢層の人たちの間で少なからずハードルとなっている（Ｑ５～Ｑ７）。約半数の人たちがルールの合理性を認める一方で、どの年代でも約 2 割程度の人たちがルールの合理性について疑問をもっている（Ｑ８）。その理由としては、手書きが困難な人もいることや、手書きだからといって真意が分かるわけではないことなどが多く挙げられている（Ｑ９）。もし真意を確かめるために有効な方法が他にあれば、そちらも利用できるようにするのが望ましい。

自筆で書くことが困難である場合は、公正証書遺言の方式を利用することになるが、費用が高いことや、公証役場に行ったり証人を探したりするのが面倒であることが問題として指摘されている（Ｑ３）。

遺言の形式性を重視して作成のハードルを上げることが本当に遺言者本人の真意の確保につながるかどうかは、必ずしも明確ではない。特に、現在のように自分の意思をいろいろな手段で表明できるような環境では、作成や変更を容易にしたほうが本人の真意の確保に資する、という考え方もありえよう。真意確保の方法を検討するにあたっては、公的機関がどのように関与できるかも重要なファクターになると思われる。

今回の調査では、現行制度を肯定的に評価する意見も多く見られた。遺言を作成しようとしている人が置かれている状況は多様であり、制度が課すハードルもまた人によって異なる。現行制度の良い面を残しつつ、選択肢の幅を少しずつ増やしていくのが現実的な方策であろう。

# 第10章　インタビュー調査の実施

## 1　全般

アンケート調査回答者1050名のうち5名（75歳男性、71歳男性、70歳女性、50歳女性、47歳女性）に対し、インタビュー調査をした。以下、5名をまとめて、「**対象者**」と表記する。

対象者のうち、①遺言を作成した、または、実際に作成しようとした経験がある者は2名（70歳女性、47歳女性）であった（いずれも自筆証書遺言）。ただし、うち1名（70歳女性）は転居による住所変更をきっかけに遺言書を破棄し（その後、新たなものは作成していない）、もう1名（47歳女性）は作成途中に断念したとのことであった。以下、この2名をまとめて、「**遺言作成経験者**」と表記する。

②残り3名は、実際に作成しようとしたことはないが、遺言を作成したいと考えたことがある（2名〔75歳男性、71歳男性〕）、または、今後遺言を作成したいと考える可能性がある（1名〔50歳女性〕）とのことであった。以下、この3名をまとめて、「**遺言作成経験がない者**」と表記する。

対象者のうち4名（75歳男性、71歳男性、70歳女性、50歳女性）は、普段パソコンを使用しており、1名（47歳女性）は、普段パソコンは使用しないがスマートフォンは使用しているとのことであった。

## 2　調査結果

### (1)　遺言の動機

①遺言作成経験者に対しては、どのような理由から遺言を作成しようと考えたかを、②遺言作成経験がない者に対しては、今後、どのような事情があれば、遺言を作成することになるかを聞いた。

①については、自分や親族が生命に関わる病気にかかったことや、子やきょうだいがおらず法定相続では財産を承継する者がいないこと等が契機となって、自分の死後に財産をどのように承継するかについて考えるようになったという回答が得られた。また、②については、遺言作成の具体的なタイミングは決めていないという者が多かったが、自分が死を意識する病気にかかった場合に遺言を作成することになるだろうという回答や、自分の頭がしっかりしている間に書いておきたいという回答が得られた。

なお、一度に確定的な遺言を作成するのか、一応作成したうえで必要に応じて撤回・変更

等をするのかについては、いずれの回答もあった。後者の回答をする者の中にも、撤回・変更等により生じる面倒（特に保管制度を利用した場合）について懸念を示す者がいた。

### (2) 遺言制度に関する知識

遺言作成経験者は、いずれも、インターネットや書籍によって、遺言制度（特に自筆証書遺言書の書き方）を調べたとのことであった。専門家に相談しなかった（弁護士等への相談のほか、公正証書遺言を作成するという選択をしなかったことを含む）理由としては、費用がかかること、遺言の内容を知られたくないこと、現時点で紛争が生じているわけではないので専門家の力を借りるまでのことではないと考えたこと等が挙げられた。

また、遺言作成経験がない者の中にも、同様にインターネットや書籍によって、遺言制度について調べたことがあるという者がいた。遺言作成について専門家に相談する可能性があるかについては、上記と同様の理由で、できる限り自力で作成したいという希望を持っている者が多かった。

役所等で開催されることがある法律相談会の利用については、遺言作成経験者にせよ遺言作成経験がない者にせよ、考えたことがないという者が多く、そもそも遺言が法律相談に含まれるという認識が必ずしも浸透していないことがうかがわれた。

### (3) 自筆証書遺言の作成にあたっての懸念事項

遺言作成経験者には、遺言の作成の際に苦労したことを、遺言作成経験がない者には、遺言作成の際に懸念されることを聞いた。

最も多い回答は、①遺言の書き方（自筆証書遺言の具体的な方式）がよくわからないというものであった。遺言作成経験者 2 名のうち作成途中で断念した 1 名は、遺言の書き方が結局よくわからなかったために断念したとのことであり、実際に作成したもう 1 名も、非常に苦労した旨を述べていた。方式を満たさない遺言が無効となることはよく知られているようであり、遺言作成経験がない者も含め、遺言のひな形や作成指導の機会が、公的機関によって提供されるとありがたいという要望が聞かれた。

そのほか、②普段あまり手書きをすることがないことから、自分の筆跡であると判断してもらえるかが不安である、③自分の死後にきちんと発見されるかどうかが不安である、④専門家に相談するのが安全であるとしても、本当に信頼できる人にしか遺言の内容や資産の状況を知られたくない等の指摘もあった。

### (4) 自筆証書遺言における全文自書要件についての意見

遺言作成経験者に対しても、遺言作成経験がない者に対しても、現在の法律において、自筆証書遺言の作成の際には、基本的に全文を自書（手書き）しなければならないとされていることについての印象を聞いた。

全文自書が負担であるかについては、普段パソコンを使用している者（4 名）は、いずれ

も負担であると回答した。手書きすることの物理的な負担のほか、間違えた場合にいちいち書き直すことの大変さ、普段書いている文字と筆跡を合わせることの大変さ、(字が汚いので) 他人が読めるように書くことの大変さ等が指摘された。他方、普段パソコンは使用しないがスマートフォンは使用している者 (1名) は、現状では手書きに困難を感じないが、自分で書けるうちに書いておかなければならないということに懸念を示していた。

全文自書の合理性については、手書きをすることが少なくなっている中で筆跡をもとに本人が書いたものか判断するのは適切ではないのではないか、デジタル化が進んでいる中で全文自書の要求はもはや古い考え方なのではないか (日本はデジタル化がとかく遅れている) 等の意見が示された。他方、自書であれば操作方法がわからないという不安はないので、仮にデジタル技術を利用した遺言をすることができるようになったとしても、自分は自筆証書遺言を選ぶであろうという者もいた。

### (5) デジタル技術を利用した遺言作成についての意見

デジタル技術を利用した遺言作成については、簡便であり気軽に遺言を作成することができるようになることに対しては、対象者からは一致して好意的な評価が示されるとともに、①機械操作がうまくできないという不安、②他人が書き換えることができてしまうのではないかという懸念、③パソコン等に保存した場合に、自分の死後、発見されないのではないかという懸念等も示された。

①については、できるだけ操作が簡単なものであるのが望ましいという意見があった。特に、高齢者が機械を操作することができないことが懸念されることから、役所で職員が手伝ってくれる等の助けが必要なのではないかということが指摘された。

②については、絵画のデジタル証明書を引き合いに出して、電子署名 (マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書等の利用等) の活用を説く意見があった一方で、マイナンバーカードを勝手に使うといったような事態は防ぐことができないのではないかという意見もあった。また、他人が書き換えることができないような仕組みが用意されなければ、デジタル技術を利用した遺言をするということはためらわれるという意見もあった。

③については、たとえば、USB メモリに保存してパスワードをかけ、「大事な物入れ」に入れておき、死後、家族に発見してもらうという方法でできればありがたいという意見があった一方で、そのような方法では、発見されやすいとしても、遺言の偽造や変造が懸念されるという意見もあった。

なお、②と③について、**(7)**も参照。

### (6) 具体的なデジタル技術についての意見

具体的にどのようなデジタル技術を利用した遺言をすることができれば、それを利用したいと考えるかについては、以下のように、さまざまな意見が聞かれた (なお、いずれの対象者もデジタル技術について深い知識があるわけではなく、また、**(5)**に挙げられたような

懸念をクリアすることができるという前提で回答していただいたことにご注意願いたい)。

①パソコンで入力してプリントアウトし、名前・日付だけ自書するという方法や、パソコンで入力したものを、USB メモリに保存してパスワードをかけるという方法が許されるのであれば、簡便でよい。なお、このように自分で作成しているところを録画して、それとセットで有効な遺言とするのがよいのではないかという意見もあった。

②役所に専用のブースを設置して、そこで作成するという方法は、役所の人の助けを借りることもできるので、高齢者にとってありがたい。もっとも、役所まで行かなければならないというのは、高齢者にとって負担となるのではないかという意見もあった。

③遺言の内容を話しているところを録画したり、録音したりするという方法は、高齢者でも簡単にできるものであり、よいのではないか。もっとも、文章で書くのと比べて、きちんと練られた内容になるのか不安であるという意見もあった。

**(7) デジタル技術を利用した遺言の保管について**

いずれの対象者も、デジタル技術を利用した遺言は、変造される危険や、自分の死後に発見されないおそれがあることから、公的機関が保管する仕組みを設けることが望ましいという意見であった。また、保管を必須のものとすることについては、それで遺言の有効性が確保されるならば、そうしてもよいとの意見があった。

ただし、保管の費用に関しては、現行の自筆証書遺言書保管制度の利用料（1 件あたり 3900 円）であれば、1 回限りの保管申請としては、負担に感じないという意見が多かったものの、撤回・再申請のつど新たに支払われなければならないとすると、負担に感じるという意見も聞かれた。

**(8) 遺言制度全般についての要望**

デジタル技術を利用した遺言に限らず、遺言制度全般についての要望として、対象者からは、①遺言制度自体に関する知識が乏しいので、わかりやすく周知してほしい、②遺言の書き方が難しいので、公的機関によるひな形やマニュアルがあるとよい、③認知症になった場合に支援してもらえる仕組みがあるとよい、④相続で家族がもめるのは望ましいことではないので、遺言を気軽にできるような環境を整えてほしい、⑤お金に関する教育の一環として、早いうちから相続や遺言についての教育が受けられるようにしてほしい等といったことが指摘された。

# 第11章　デジタル化された遺言の想定利用者についての分析

## 1．現行の遺言制度の利用状況と制度利用者の問題認識

### （1）現行の遺言制度の利用状況

現行の普通方式遺言のうち、秘密証書遺言はほとんど用いられておらず、自筆証書遺言または公正証書遺言が用いられることが一般的である。

#### ア．公正証書遺言について

公正証書遺言は、自筆証書遺言と比べて、手続が煩雑である。そのため、①遺言の作成方法について自ら文献等を調査したうえで、公正証書遺言を選択する者も一定数いるだろうが、多くは、②弁護士等の専門家に相談した際に勧められて、公正証書遺言を選択しているものと思われる。

このうち②については、財産が多い場合、遺言の内容が複雑である場合、遺言能力や遺言の真意性をめぐって将来紛争が生じる可能性が高い場合、病気等により自書が困難である場合等に、専門家により公正証書遺言の作成が勧められるようである。

アンケート調査（調査の詳細については、第9章を参照。以下、「アンケート調査」と表記されているものは、第9章のアンケート調査を指す）では、全回答者のうち公正証書遺言を作成したことがあると回答した者は、2.7%であった（なお、遺言を作成したことはあるが、作成方法を覚えていないと回答した者が、1.1%である）。これは、遺言を作成したことがあると回答した者の20.6%に相当する。また、今後、自分が遺言を作成するとなった場合にどの方式を選択するかという問い（複数回答可）に対し、公正証書遺言と回答した者は、19.8%であった（なお、アンケート調査の分析にあるように、公正証書遺言を作成した経験があると回答した者のうち67.9%が、この問いに対し公正証書遺言と回答している。それに対し、遺言の作成経験がない者の中で、この問いに対し公正証書遺言と回答した者の割合は、17.4%であった）。

公正証書遺言に対する認識としては、「公証人が作成してくれるので安心」、「公証役場で保存されるので安心」と回答する者が、それぞれ20%程度いたのに対し、「費用が高い」、「公証役場まで行くのは面倒」、「証人を探すのは面倒」という回答も、それぞれ30%程度あった。なお、これらのコスト（金銭、時間、労力）に対するネガティブな意見は、公正証書遺言の作成を経験した者の方が、経験したことがない者よりも顕著である（詳細は、アンケート調査の分析のQ3に関連する部分を参照）。

以上より、公正証書遺言は、一定の有用性とニーズはあるものの、遺言作成希望者にとって、必ずしも第一の選択肢になるわけではないものと思われる。

### イ．自筆証書遺言について

より手続が簡易な自筆証書遺言は、①専門家支援を受けながら作成する場合もあれば、②遺言の作成方法について自ら文献等を調査して作成する場合（費用や手間等を勘案して、公正証書遺言を選択する者よりも多いと推測される）もある。

アンケート調査では、自筆証書遺言を作成したことがあると回答した者は、8.5%であった（なお、遺言を作成したことはあるが、作成方法を覚えていないと回答した者が、1.1%である）。これは、遺言を作成したことがあると回答した者の65.4%に相当する。また、今後、自分が遺言を作成するとなった場合にどの方式を選択するかという問い（複数回答可）に対し、自筆証書遺言と回答した者は、36.6%であった（なお、アンケート調査の分析にあるように、自筆証書遺言を作成した経験があると回答した者のうち71.1%が、この問いに対し自筆証書遺言と回答している。それに対し、遺言の作成経験がない者の中で、この問いに対し自筆証書遺言と回答した者の割合は、33.4%であった）。

もっとも、特にインタビュー調査（調査の詳細については、第10章を参照。以下、「インタビュー調査」と表記されているものは、第10章のインタビュー調査を指す）から、自筆証書遺言の作成を考えたことがあるものの、その作成に至らなかった者が一定数いることがうかがわれた。自筆証書遺言について、方式要件が法律で定められており、それに沿った遺言を作成しないと無効であることは認識しつつ、どのような遺言であればよいのかがよくわからず、結局、遺言の作成を断念する等の事情があるようである。

自筆証書遺言に対する認識については、（2）で述べる。

## （2）制度利用者の問題認識

### ア．遺言の方式について

前述したように、自筆証書遺言については、一般に、その具体的な方式は必ずしも把握されておらず、また、把握したとしても、方式が厳格であるために、遺言書を作成しても無効になることをおそれ、その作成を断念する例もあることがうかがわれる。

以下では、自筆証書遺言の全文自書要件及び押印要件についての問題認識を整理する。

#### （ア） 全文自書要件

##### ① 作成への影響

平成30年の相続法改正により、財産目録等は自書する必要がなくなったものの、依然として、それを除く遺言の全文を自書する必要がある。この全文自書要件があるために、自筆証書遺言の作成を断念するケースは、一定程度あることがうかがわれる。

有識者からのヒアリング（ヒアリングの詳細については、第8章を参照。以下、「有識者からのヒアリング」と表記されているものは、第8章のヒアリングを指す）によると、まず、物理的に、高齢であることや病気等により、自書が困難である場合が一定程度あるという。また、心理的な面でも、自筆証書遺言の作成の妨げになっていることもあるという。具

体的には、日常的に文章を自書する習慣に乏しいために心理的な負担を感じる、遺言という大切な文書をきれいに間違えずに書くことに心理的な負担を感じる、間違えた場合の修正の方法が複雑であり何度も書き換えなくてはいけないことに心理的な負担を感じる等である。

アンケート調査においても、①全文自書要件の存在を知っていた者の中で、全文自書要件を理由に自筆証書遺言の作成をためらったことがあると回答した者が33.7%おり、また、②全文自書要件の存在を知らなかった者の中で、全文自書要件があることを知って遺言の作成をためらうと回答した者が47.7%いた。なお、①について、自筆証書遺言の作成をためらったことがあると回答した者の割合がもっとも高かったのは、30代（57.5%）である。

遺言の作成をためらった、あるいはためらう理由としては、「時間がかかりそうであるなどのために、面倒だと感じるから」が74.8%、「重要な文章をご自身の手で書くことに、心理的な負担を感じるから」が42.4%、「手が不自由であるなどのために、字を書くことが物理的に難しいから」が5.6%という回答（複数回答可）であった。「心理的な負担を感じる」または「字を書くことが物理的に難しい」という回答の選択者の割合は、上記①のグループの者の方が上記②のグループの者よりも高い。また、上記①のグループの者の中では、30代の者が、他の年代の者と比べて、「字を書くことが物理的に難しい」という回答をする割合が高い傾向にあった。このことから、比較的低い年齢層においても、字を書くことに物理的な困難ないし抵抗を感じる者がいることがわかる。

**② 全文自書要件に対する評価**

全文自書は、遺言の真正性・真意性の担保のために要求されるものであり、有識者からのヒアリングでは、その意義を肯定的に評価する見解が多かった。

他方、アンケート調査では、全文自書要件を「合理的であると思う」という回答が47.0%ある一方、「合理的でないと思う」という回答も19.5%あった。合理的でないと思う理由としては、「手書きが困難な人もいるから」が52.2%、「手書きだとしても、本人が書いたか・本人の本当の気持ちかはわからないから」が48.3%、「簡単に遺言書を作ることができることの方を優先すべきだから」が46.8%という回答（複数回答可）であった。また、インタビュー調査では、デジタル化が進んだ現代社会において、全文自書要件は時代遅れであるという意見も示された。

もっとも、アンケート調査では、「遺言の内容の全文の記載は手書きでなくてもよい」という意見に対する考えをたずねる質問について、「賛成」が20.5%、「どちらかといえば賛成」が26.0%というように、全文自書要件の撤廃を積極的に評価する者が半数近くを占めた一方、「反対」が7.1%、「どちらかといえば反対」が11.5%というように、現行の全文自書要件の意義を好意的に評価していると思われる者も一定数いた。なお、男性及び高齢者の方が、「賛成」が多い傾向がある。

### （イ）押印要件

有識者からのヒアリングでは、押印は、当該遺言が完成版であるということを示すという意味を有しているとして、押印要件の意義を肯定的に評価する見解が見られた。特に高齢者は、周囲の者に迎合的になりやすいなどの理由により、複数の遺言書を作成する傾向にあるが、押印があることで、どれを完成版であると考えていたかが明確にわかる、また、当事者も押印をすることで、完成した書面であることを示すという意識を有しているとの見解が見られた。また、遺言における押印は印鑑登録をした印章で行う必要はなく、どのような印でもよいことから、当事者にとってそれほど負担にならないのではないかという見解もあった。

他方、インタビュー調査では、現代社会において、脱ハンコの流れがある中で、自筆証書遺言において押印が要件とされていることは時代遅れに感じるとの見解があった。

アンケート調査では、「押印をする必要はない」という意見に対する考えをたずねる質問について、「賛成」が 15.1%、「どちらかといえば賛成」が 17.8%、「反対」が 13.8%、「どちらかといえば反対」が 16.7%というように、押印要件の撤廃を積極的に評価する立場とその維持を支持する立場が拮抗していた。なお、これについても、男性及び高齢者の方が、「賛成」が多い傾向にある。

### イ．遺言の保管について

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 73 号）により、自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度（自筆証書遺言書保管制度）が設けられた。アンケート調査では、①アンケート調査回答者全体のうち、この制度について「知っていた」と回答した者が 8.3%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らなかった」と回答した者が 16.8%であった。年齢別では、30 代と 70 代で、「知っていた」と回答した者の割合が 1 割を超えた。また、②自筆証書遺言を作成した経験がある者のうち、この制度を利用したことが「ある」と回答した者は 14.6%であった（13 人。全員が 60 歳未満の男性であった）。さらに、③アンケート調査回答者全体のうち、この制度を「利用したいと思う」と回答した者は 8.8%、「どちらかといえば利用したいと思う」と回答した者は 24.7%であり、「利用したいと思わない」（14.6%）、「どちらかといえば利用したいと思わない」（6.7%）と回答した者を上回った。制度の存在は一定程度認識されており、その利用者・潜在的利用者も一定程度いることがうかがわれる。

有識者からのヒアリング及びインタビュー調査からも、自筆証書遺言を作成した者、あるいは作成を検討している者は、自らが作成した遺言が、その死後に発見されないことに不安を感じていることがうかがわれた。なお、保管のための費用について、現行制度の利用料（1 件あたり 3900 円）であれば、1 回限りの保管申請としては、負担に感じないという意見が多かったものの、撤回・再申請の度に保管申請をすることに対しては、手続面でも費用面でも、負担に感じるという意見が聞かれた。

### ウ．専門家との相談について

現行制度の利用者は、遺言の方式や保管について一定の認識・考えを持っているだけでなく、遺言の作成について専門家と相談するか否かについても、重要視している。

①将来、相続をめぐって紛争が生じる可能性が高いと感じている者は、遺言の作成について、専門家に相談をすることが多い。専門家は、遺言の内容や依頼者の状況を考慮しつつ、遺言能力や遺言の真意性、遺言の内容をめぐって紛争が生じることがないように（自筆証書遺言とするか公正証書遺言とするかも含めた）助言をする。専門家に相談する者は、紛争予防のために一定の費用がかかることは、いとわない傾向にある。

②比較的低い年齢層の者がリスク管理のために遺言を作成する場合も、紛争が生じないように、専門家の関与のもと遺言書を作成することが多い。このケースでも、紛争予防のために一定の費用をかけることはいとわないが、公証役場に行くこと等の手間を負担に感じることが多い傾向にある。

③紛争が生じる可能性が高いとは考えていないが、将来への不安や子どもがいない等の理由で遺言をしようとする者は、できるだけ費用をかけずに、簡便に遺言を作成することを望む傾向にある。紛争性が高いと考えていないため、専門家の関与が必須であると感じてはおらず、むしろ、第三者に遺言の内容や自分の財産状況を知られたくないという希望が強い。そのため、専門家との相談は控える（文献の調査等により独自に遺言を作成する）傾向にある。

## 2．遺言を作成する想定制度利用者とデジタル化された遺言の利用可能性

アンケート調査、インタビュー調査及び有識者からのヒアリングから、現行の遺言制度の利用者は、①高齢者、②比較的低い年齢層の者に大別できる。それぞれをより詳しく見ると、①高齢者は、専門家に相談して遺言を作成しようとする①-1 専門家相談型と、専門家に相談せずに独自に遺言を作成しようとする①-2 独自作成型に分けることができる。また、②比較的低い年齢層の者は、遺言の目的に応じて、②-1 終活型、と②-2 リスク管理型に分けることができる。さらに、必ずしも直ちに遺言を作成しようと考えているわけではないが、抽象的な遺言作成希望（あるいは遺言をすること自体への関心）は持っている③抽象的作成希望者（抽象的作成希望型）も想定される。

以下では、それぞれの類型について、（ア）遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターンを分析し、（イ）遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れを概念図で整理したうえで、（ウ）デジタル化された遺言の利用可能性について検討する。なお、保管制度に対するニーズは、類型ごとにさほど変わらないものと思われる。

### （1）高齢者

高齢者が遺言の作成を検討するのは、財産をめぐって相続人間の紛争が予想される場合や、

法定相続とは異なる形での財産承継を希望する場合が多い。遺言を作成する年代としては、老人ホームへの入居等を決定し、残りの財産が確定する 70~80 歳代が多い。

### ア．①-1：高齢者＝専門家相談型

#### （ア）遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターン

この類型の遺言作成者が、弁護士等の専門家に相談に行く契機としては、①自らが、将来、相続をめぐって紛争が生じる可能性があると考えたこと、②家族が遺言書の作成を本人に勧めたこと等が挙げられる。

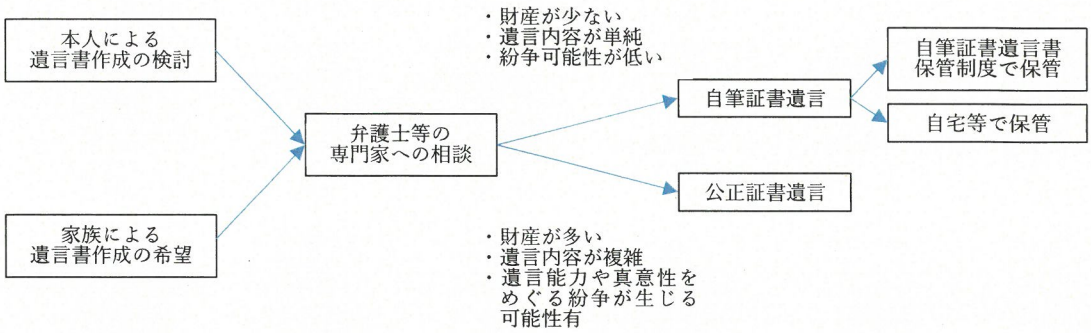
遺言作成者からの相談に対して、専門家は、各方式の遺言（主に自筆証書遺言と公正証書遺言）のメリット・デメリットを説明する。依頼者と専門家の協議のうえ、どの方式で遺言を作成するかが決定される。

一般に、公正証書遺言が選択されるのは、次のような場合である。①財産が多い場合は、公正証書遺言が選択される傾向にある。特に、株式の共有が生じる等遺言の内容が複雑になったりする場合は、後日の紛争を防ぐために公正証書遺言が選択されることが多い。また、②遺言能力等をめぐって紛争が生じることが予想される場合には、公正証書遺言が選択される。さらに、③本人が全文の自書に物理的・心理的な負担を感じる場合も、自筆証書遺言を作成することができないことから、公正証書遺言が選択される。

したがって、専門家の支援のもと自筆証書遺言を作成するのは、上記に該当しない場合、つまり、紛争が生じる可能性が低い場合や、遺言の内容が比較的単純な場合等であるということになる。

#### （イ） 遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れ

以上のことを概念図で示すと、下記のようなものになる。




#### （ウ）デジタル化された遺言の利用可能性

高齢者＝専門家相談型の者は、遺言の作成を相談した専門家が勧める限りにおいて、デジタル化された遺言を利用するものと考えられる。したがって、その者がどれだけデジタル化

された遺言を利用するかは、専門家の助言次第であることになる。特に、財産が多くなく、遺言内容も単純であり、紛争可能性が低いにもかかわらず、自書をすることが困難であるために、これまで公正証書遺言の作成をうながされていた者は、遺言作成にかかる費用の節約等を目的として、デジタル化された遺言の利用に移行することが考えられる。

もっとも、有識者からのヒアリングによれば、専門家がデジタル化された遺言を広く勧めるためには、当該制度が遺言の真正性・真意性において信頼できるものであることが必要になると考えられる。

なお、デジタル化された遺言の作成に際しては、デジタル機器等の操作が必要になると考えられるが、当該専門家から操作方法についても助言がされるものと思われる。したがって、デジタル機器等の操作に不慣れな者であっても、遺言の作成に特に大きな障害は生じないものと考えられる。

### イ．①-2：高齢者＝独自作成型

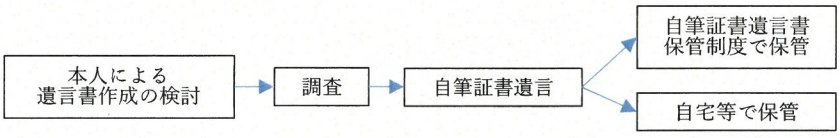
#### （ア）遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターン

インタビュー調査等から、高齢者の中でも、紛争予防のためではなく、万が一のために遺言を作成しようと考える者は、遺言の作成のために費用をかけることを避ける傾向にあり、専門家に相談せず、自分でインターネットや書籍等によって調査をしたうえで、自筆証書遺言を作成する傾向があることがわかった。また、紛争の可能性が低いと考えているために、専門家に相談することのメリットよりも、財産状況や遺言の内容を知られることのデメリットを重視する傾向もある。

遺言作成の動機としては、独身である、子どもがいないなどの理由で、自分の死後の財産承継について、定めておきたいというものが多い。

なお、遺言書は自宅で保管することが多いが、自分の死後に発見されるかどうか不安を抱いている者も多い。自筆証書遺言書保管制度については、（そもそも知らない者も多いが、説明を受けたうえでなお）遺言を作成するたびに保管申請の費用及び手間がかかることに負担を感じる者も見られる。

#### （イ） 遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れ




#### （ウ）デジタル化された遺言の利用可能性

この類型の者は、費用や手間があまりかからない限りで、デジタル化された遺言を利用するものと考えられる。年齢的に、病気等により自書をすることが難しく、自筆証書遺言書の

全文自書要件を負担に感じている者もいると考えられ、一定の利用が見込まれる。

もっとも、デジタル化された遺言について、自分が作成したものと認められるかどうか、作成後に変造されることがないかということに不安を持つ者も一定数いる。そのため、この類型の者が、デジタル化された遺言をどれだけ利用するかは、費用や手間の程度、真正性の担保の程度、保管制度のあり方によるものと考えられる。

また、デジタル機器等の操作に不慣れな者が（少なくとも当面は）多いものと思われ、それらの者においては、作成方法に関する支援が必要とされる。デジタル機器等の操作を複雑・困難であると感じ、デジタル化された遺言の作成に自信が持てない場合には、自筆証書遺言を作成するものと考えられる。

**（2）比較的低い年齢層の者**

比較的低い年齢層の者（40代から60代の中年者が中心）であっても、必要性がある場合には、遺言の作成を検討し、現に作成している。

**ア．②-1：中年者等＝終活型**

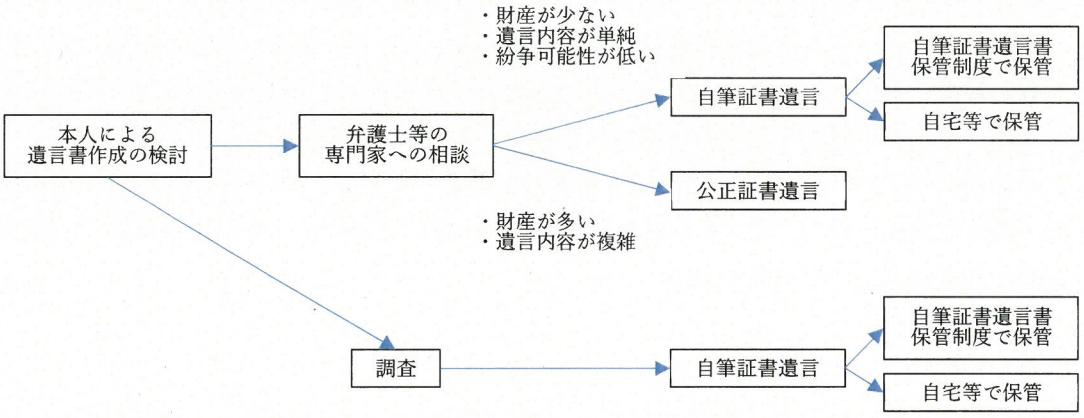
**（ア）遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターン**

比較的低い年齢層の者でも、例えば、がん等の病気にり患し余命が短いことが判明した場合や、離婚等により単独親権者となった者が、その子どもについて未成年後見人を指定しようとする場合等に、遺言書を作成することがある。そのため、財産以外のことについても、遺言で定めることになることが多い。

この類型の者は、比較的差し迫った必要性に基づいて遺言をするため、弁護士等の専門家に相談することが多い。財産の内容、遺言の内容、将来生じる紛争の可能性を考慮し、遺言内容が複雑であったり、紛争が生じる可能性が高かったりする場合には、公正証書遺言が選択される。

もっとも、若く、情報収集能力もあることから、専門家に相談せず、遺言書を作成している者もいると考えられる。

（イ） 遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れ




（ウ）デジタル化された遺言の利用可能性

この類型の者は、専門家に相談するにせよ、独自に作成するにせよ、特定の重要な事柄について熟慮のうえ遺言をすることが多いと考えられるため、一度した遺言を何度も変更することは、あまり想定されない。

専門家に相談する場合には、専門家の助言により、デジタル化された遺言を利用することが考えられる。病気等により、自書することが難しく自筆証書遺言書の作成を断念していた者が、デジタル化された遺言を利用することも考えられる。

年齢的に、デジタル機器等の操作にある程度慣れている者が多いものと思われ、作成方法に関する支援は、それほど必要としない。手間がかからないものであり、遺言の真正性が担保されていると感じる制度であれば、利用する者が多いと考えられる。

イ．②-2：中年者等＝リスク管理型

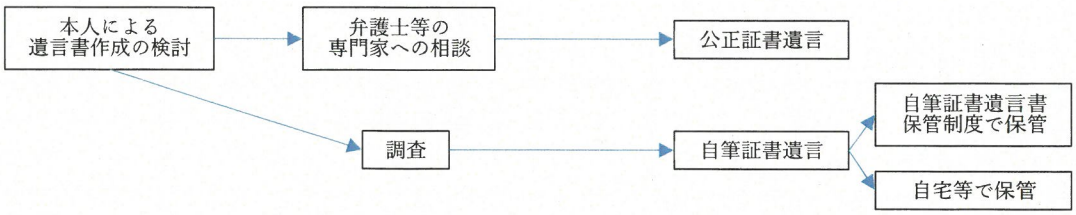
（ア）遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターン

比較的低い年齢層の者、たとえば、会社経営者等が、会社の株式の処分等に関して遺言をする場合のように、リスク管理のために遺言がされることもある。

この類型の者は、財産が多く、遺言の内容も複雑になることから、専門家との相談のうえ、公正証書遺言を作成するのが標準的である。もっとも、日々の業務で忙しいこと等から、公証人のもとに赴いて遺言を作成することに、時間的な負担を感じる者も多い。

また、専門家に相談せず、自分で文献の調査等を行い、自筆証書遺言書を作成する者もいるものと考えられる。

（イ） 遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れ




（ウ）デジタル化された遺言の利用可能性

この類型の者は、今後の事情の変化に応じて遺言内容を変えたいという希望を持つこともあると考えられるため、他の類型の者よりは、一度した遺言を（場合によっては複数回）変更することが多いとも想定される。

簡便に作成・修正できることを重要視すると考えられ、デジタル化された遺言制度が手間のかからないものであれば、利用する者が多いと考えられる。他方、特に保管について手間や費用がかかる制度となった場合には、その利用を躊躇する可能性もある。

年齢は相対的に若く、デジタル機器等の操作に慣れている者が多いと思われ、作成方法に関する支援は必要としない。

（3）抽象的作成希望型

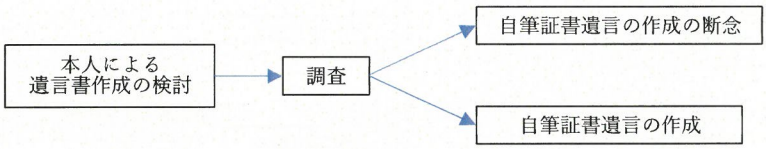
（ア） 遺言作成者の属性、作成する遺言書の種類及び行動パターン

必ずしも直ちに遺言を作成しようと考えているわけではないが、抽象的な遺言作成希望（あるいは遺言をすること自体への関心）は持っている者も想定される。必ずしも差し迫った必要性がなくても、遺言を作成することの重要性を実感した際（大きな病気をしたとき等）に、遺言の作成に至ることが考えられる。このような抽象的作成希望者は、人数としては多く、年齢はさまざまである。比較的低い年齢層の者でも、家族構成（独身・子どもがいない）などに応じて、作成を希望する場合がある。

自分の死後、相続をめぐる紛争が生じる可能性が高いと考えている者はさほど多くなく、専門家に相談するよりは、独自に作成方法を調べて作成することが多いものと思われる。もっとも、遺言を作成する段になって、複雑でよくわからないと考えた場合には、作成を断念する。実際、自筆証書遺言の作成を試みたものの、その要件の複雑性等により、遺言の作成を断念する者がいることが、インタビュー調査からうかがわれた。

この類型の者は、信頼できる自筆証書遺言のひな型や、アクセスのしやすい遺言作成支援があれば、遺言（特に自筆証書遺言）を作成する可能性があると考えられる。

（イ） 遺言の作成から保管・管理に至る一連の流れ




（ウ）デジタル化された遺言の利用可能性

デジタル機器等の操作に一定程度慣れている者であれば、デジタル化された遺言の作成も選択肢に含まれるものと考えられる。

どれだけ利用されるかは、作成方法がどれだけ簡明か（主として、方式そのものの簡明さ）による。また、（費用面も含め）アクセスのしやすい支援制度があれば、積極的に利用するものと考えられる。

## 補論――民間企業が提供する相続関連サービスについて

民間企業のなかには、インターネットやスマートフォン向けのアプリケーションソフトを利用し、遺言書作成支援及びそれに関連するサービスを提供しているものがある。以下の2社にヒアリングにご協力いただき、調査を実施した。

【協力企業一覧】（掲載順）　＊本文中、下記のように表記する。

- ✧ 三菱 UFJ 信託銀行株式会社（MUFG 相続研究所）… M 社
- ✧ AOS テクノロジーズ株式会社 …… A 社

- ✓ 三菱 UFJ 信託銀行株式会社では、以下の遺言信託［遺心伝心］を業務として取り扱っている。
  https://www.tr.mufg.jp/shisan/yuigonshintaku_01.html
- ✓ AOS テクノロジーズ株式会社のサービスに関しては以下を参照。
  https://husime.com/

（1）インターネットを利用した遺言書作成支援サービスについて

M 社では、遺言をしようとする者がインターネット上のウェブサイトにアクセスし、画面上に表示された指示に従って、その家族関係及び遺産関係（自らが所有する不動産、預貯

金及び現金等の遺産の有無や相続分の指定等）等を入力することで、遺言書案を自動作成することができるサービスを提供している。

同サービスでは、作成された遺言書案については、入力時に使用した各端末に保存され、同社で遺言書案の内容や入力内容を把握することはできない仕組みとなっている。

### （2）アプリケーションソフトを利用した遺言書作成支援及びそれに関連するサービスについて

A 社では、遺言をしようとする者がアプリケーションソフトをダウンロードして起動し、画面上に表示された指示に従って、その基本情報（氏名、性別、住所等）、家族関係及び遺産関係（自らが所有する不動産、預貯金及び現金等の遺産の有無や相続分の指定等）等を入力することにより（スマートフォン等の画面をタップする方法のほか、音声入力も可能）、遺言書案を自動作成することができるサービスを提供している。

また、上記に加え、同サービスでは、遺言書案作成者に対する通知の有無、方法及び頻度を設定することができ（メール、LINE またはその双方での通知を設定することができ、その頻度については、どの程度の期間に 1 回の通知を希望するかを設定することができる）、仮に遺言書案作成者が当該通知に対して 3 回以上反応しなかった場合には、遺言書案作成者が事前に指定していた連絡先に、遺言書案データが転送されることとなる（なお、同サービスを利用して作成される遺言書案は、民法上の方式に従ったものではないことから、それとは別に、民法上の方式を遵守した遺言書の作成が必要となる）。

上記アプリケーションソフトの本人確認は、メールアドレスとパスワードによって行われ、同アプリケーションソフトを利用して作成した遺言書案データは、ブロックチェーンを用いて保存されており、仮に遺言書案作成者が、自己のスマートフォンから同アプリケーションソフトを削除したとしても、遺言書案作成者に対する通知や遺言書案データの転送は妨げられないとのことである。なお、保存された遺言書案データについては、同社においても閲覧することはできない仕組みとなっている。

# 第12章　利用可能なデジタル技術について

## 1　全般

遺言をする際には、真正性（遺言者本人が作成したこと）や真意性（遺言者の真意が表明されていること）が確保される必要があるところ、デジタル技術を利用した遺言においては、特に前者の確保が重要な技術的課題となる。また、作成された遺言ができる限り容易に紛失しないようにする必要がある。さらに、遺言者死亡時の手続との関係で、電磁的記録の原本とコピーの関係が問題となるほか、遺言の方式の問題ではないものの、デジタル技術の利用が、遺言者の遺言能力の確認において何らかの意義を有しないかも重要な問題であると考えられる。ここでは、以上の観点に即して、利用可能なデジタル技術について整理している。技術の仕組みの概要や用語については、関連するウェブサイトのほか、影島広泰編著『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021年）も参照した。なお、以下の4社にヒアリングにご協力いただき、調査を実施した。

【協力企業一覧】（五十音順）　　＊本文中、下記のように表記する。

- ✧　AOSテクノロジーズ株式会社 …… A社
- ✧　東芝デジタルソリューションズ株式会社 …… T社
- ✧　日本電気株式会社 …… N社
- ✧　三菱UFJ信託銀行株式会社（MUFG相続研究所）… M社

- ✓　AOSテクノロジーズ株式会社へのヒアリングの際には、同社の以下サービスに関しても話をうかがっている（概要については前章を参照）。
  https://husime.com/
- ✓　以下に出てくる「カオメタ」、「DNCWARE Blockchain+」は、東芝デジタルソリューションズ株式会社の登録商標であり、同社からの資料については後掲を参照。
- ✓　三菱UFJ信託銀行株式会社では、遺言信託［遺心伝心］を業務として取り扱っており、ヒアリングの際にはあわせてこちらについても話をうかがっている（概要については前章を参照）。
  https://www.tr.mufg.jp/shisan/yuigonshintaku_01.html

## 2　真正性関係

### (1)　遺言者本人が作成したことを確認する技術

作成された遺言に関して、本人の死亡後も含めて、生体情報等を用いて、本人が作成したものであると判断するには、どのような技術があるのかをうかがった。なお、遺言者の生体情報等については、マイナンバーカードにおける顔写真およびその電磁的記録を除いては、事前に登録されていない状況を前提としている。

#### ①　録音または録音・録画

ビデオカメラ、スマートフォンの内蔵カメラ、パソコンの内蔵カメラ等で、遺言者の顔貌等を録音・録画する方法である。具体的には、以下の内容を録音・録画することなどが考えられ、それら録音・録画された動画データを遺言に係る電子文書に添付して保存することが考えられる。

- ✧　遺言の作成開始から終了までを録音・録画すること
- ✧　遺言者が自ら作成した遺言である旨述べる様子を録音・録画すること
- ✧　遺言者が遺言内容を読み上げる様子を録音・録画すること

- ➢　動画に関しては、当社のアプリにおいては、コスト的にはそれほど変わらないかと思う。動画で残しておくとよいと他社からはいわれている。当社の他製品においては、写真や動画の保管をブロックチェーン上で実施できる機能を実現しており、そのブロックチェーン技術を応用できると思う。〔A 社〕

- ➢　ディープフェイク技術により、いわゆるフェイク動画・偽動画が作成される可能性がある。リアルタイムでディープフェイク動画を作成できないことを前提にするのであれば、録画と同時に、ブロックチェーンにハッシュ値を登録することで真実の動画とディープフェイク技術により作成された動画との差し替えを防ぐことは可能と考える。〔T 社〕

- ➢　撮影時にその場に居合わせるといった介入をする以外の方法で、ディープフェイクを完全に防止することは難しいのではないかと思われる。〔M 社〕

- ➢　動画による方法の場合、動画撮影時点において、デジタル技術を用いて音声や容貌を改変し、他人が本人になりすますことが考えられる。今後の技術の進展に応じ、偽造・変造防止となりすましによるイタチごっこになるかもしれない。〔A 社〕

- ブロックチェーンとは、公開鍵暗号方式による暗号技術とPeer-to-Peer（P2P：ピア・ツー・ピア）ネットワーク技術を利用して、トランザクション等を記録するデータベース技術の一つである。詳細につき後述を参照。
- ディープフェイク技術とは、本来、機械学習アルゴリズムの一つである深層学習（ディープラーニング）を使用して、2つ以上の画像や動画の一部を結合させ、元とは異なる動画を作成する技術である。「ディープフェイク」とは、一般的には、フェイク動画、偽動画を指すことが多く、現実の映像や音声、画像の一部を加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のようにみせかけて相手をだます方法として認識されつつある。

  現在の技術水準では、ディープフェイク技術を用いた偽動画の作成には高いコストがかかり、容易に作成できるとはいい難いものの、今後の技術の進歩により、容易にディープフェイク技術を用いた偽動画を作成することができるようになる可能性がある。なお、ディープフェイク技術を用いた偽動画に対処するための技術も日々進歩しており、今後、ディープフェイク技術を用いた偽動画であるか否かを判断する技術が開発される可能性もある。

**② 顔貌認証**

顔貌認証は、カメラに写された顔貌（写真、動画を含む）と、対照資料である写真等（事前登録されたものと、死後の顔貌とが考えられる）に撮影された顔貌の目、鼻、口などの特徴点の位置や顔領域の位置および大きさなどをもとに照合を行い、その同一性を判断する技術である。

- 本人確認書類読み取りソリューションにより、読み取ったマイナンバーカードの写真をカメラの本人写真と照合して顔貌認証することが可能と考える。対照すべき顔写真があれば、顔写真と異なる表情の場合だけでなく、メガネやマスクを着用していた場合であっても、同一性を判断することが可能である。

  当社の顔認識技術は、「1：1照合（2つの顔写真が同一人物かを判定）」において、出入国時の撮影画像を用いた照合テスト（Visa-Borderカテゴリ）にて、正しく本人と認識されないエラー率が0.34%と、非常に高い精度で個人を見分けることができる。〔T社〕

- 遺言作成時にカメラで撮影した顔写真と同時にマイナンバーカードや運転免許証などの写真と比較することで、顔貌認証が可能である。ただし、顔写真の場合には、立会人など然るべき確認者がいない環境の場合、別人が本人の写真とカードを用意すればなりすまされてしまう可能性がある。本人写真を用いたなりすましについては、その対策としてカメラに写っている人物が本物の生体であるかどう

かを検知する技術、例えば温度センサー等と併用することで、なりすましを防止することができる。また、死後の確認については、遺言作成時に顔の画像や動画を撮影して記録し（この時点では本人確認はしない）、本人の死後に、本人の顔貌（遺影等の直近の顔写真や、御遺体の顔写真等が考えられる）とその顔写真を照らし合わせて本人確認を行う方法が考えられるが、撮影から長期間経過している場合や顔が極端にやつれるなどすると本人であっても本人と判定されない可能性が高くなる。〔N 社〕

- 標準的な金融機関でも使われる eKYC ツールでも採用されており、世の中に普及している。また、死後の検証にも正解情報（本人に係るものであることが確認されている情報）を用意しやすい面もあり、生体認証を活用するというえでは一番現実的ではないかと考えている。この場合のトラストアンカーは、その正解情報とした顔写真が貼り付けられた本人確認書類があると考えられる。加齢により変化が生じたときには、最新の断面を取り直していただくのがいいと思う。〔M 社〕

- 顔認識 AI「カオメタ」を使用し、端末のカメラ映像が本人であると判別することが可能と考えられる。撮影条件にも依存するが、どこまでを本人と判定するかの閾値により、精度は異なる。閾値を低く設定すると認識漏れが少なくなるが、誤認識の可能性も高くなる。逆に、閾値を高く設定すると認識漏れが多くなるが、誤認識の可能性は低くなる。どの程度を許容するかにより、精度は変わってくると考える。

  ディープフェイク技術で作成された動画について、現状では本人であると判定される可能性が高い。今後の技術の進展により、ディープフェイク動画に映った人物を本人ではないと判定することができるようになる可能性はあると考える。〔T 社〕

### ③ 指紋認証

光センサー等で指紋の凹凸を検知し、その検知した指紋の特定範囲における特徴点および特徴点間を横切る隆線（指紋の凸部分）の数等につき、あらかじめ登録された情報または死後に取得する情報と合致しているか否かによって、指紋の同一性を判断する技術である。

- スマートフォンなどに搭載されているセンサーを用いて読み取り記録することができるが、生前に本人の指紋の情報を何らかの手段で入手した他人が、その情報をもとに 3D プリンターなどで本人の指を再現した偽物を作成し、それを作成した遺言と紐づけて指紋を記録してしまうと、本人の死後の指紋照合にて本人のもの

であると判定されてしまう可能性がある。また、顔認証と同じく、死亡時の状態や死後変化により指紋が変形していると本人であっても本人と判定されない可能性が高くなる。なお、遺言作成時点で指紋を使って本人確認をするには、あらかじめ本人の指紋を公的機関などで登録しておく必要がある。〔N 社〕

- 偽造はされにくいと思う。ただし、本人が亡くなり指紋もなくなってしまっている場合には、対照資料が用意できず難しいのではないか。最近、他社が指紋認証でいろいろな手続を行うプラットフォームを作られたときいた。世の中の認証手段として使う流れになってくると、正解情報を事前に取得できるということも出てくるかもしれないが、今すぐの話ではないと感じる。〔M 社〕

**④ 音声認証**

人間の発声器官が、声帯振動を喉・口・鼻で調音し、各器官の形状や動きによって個人性を形成していることに着目し、声の特徴を捉え、本人を特定する技術である。対照資料である特定のフレーズの音声と同一のフレーズを発声して同一性の判断を行う方法と、異なるフレーズを発声して同一性の判断を行う方法がある。

- 人が発する音声特徴をディープラーニング技術により抽出、照合を行うことが可能。死後の認証は不可能だが、事前に本人であると確認できる状態で声を録音したものを記録しておき、遺言作成時に本人が発声したデータと照合することで本人確認ができる。当社では、予め録音された音声データの再生によって照合されてしまうことを防ぐ技術を保有しているが、音声を登録または照合する録音環境（周囲の雑音やマイクとの距離）や発声される本人の状況（風邪で発声器官がふさがれる等）によっては、本人特徴を抽出できる可能性が非常に低くなるため、適切な設備が整った場所で発声・録音しないと照合精度は期待できない。なお、AI を用いた音声操作など、人の声を復元する技術は近年目覚ましい進化を遂げており、音声認証だけでは、将来にわたって偽造・変造を防ぐことは難しいと考えられる。〔N 社〕

- 識別の精度には、発声者がマスクしているか否か、風邪をひいているか否か、マイクからの距離等の要因も影響する。例えば、風邪をひいているような場合には、認証成功率が 7 割ほどに下がるとも聞くため、実用に耐え得るような水準にはならないのではないかと思う。〔M 社〕

### ⑤ その他の生体認証技術（網膜、虹彩、耳、静脈等）

- 虹彩、耳穴、静脈などの認証技術がある。精度を高めるために、複数の生体認証を組み合わせる事例がある（例：顔認証＋虹彩認証などは実用化済み）。〔N 社〕

- 静脈に関しては、銀行の ATM が一部対応しているが、普及率が低く、継続するにはコスト的に厳しいかもしれないという議論がある。また、情報取得をする際、一般的な生体情報よりさらに専用の機器を用いる必要があり、設置場所へ出向く手間がかかるうえ、情報の固有性が高いため、利用者側の心理的なハードルが高いと思われる。〔M 社〕

- 虹彩認証とは、虹彩（黒目の内側にある瞳孔の周りのドーナツ状の部分）につき、微小空間に分割したうえで虹彩の輝度を数値化し、隣接する微小空間との数値変化を符号化することで特徴量を生成し、あらかじめ登録・保管された虹彩の特徴量と比較照合し、同一性を判断する認証方法である。
- 静脈認証とは、赤外線などを照射することにより、静脈の形状をパターン化して読み取り、あらかじめ登録・保管しておいたデータと照合して同一性を判断する認証方法である。

### ⑥ デジタルタッチペン

デジタルタッチペン等を用いて文章の入力作業を行う方法である。

- 一般的な話として、高齢者は手が震えてうまくサインできない可能性が高いと思われる。〔N 社〕

- タブレット端末等の電子サインにおいて、筆跡鑑定が可能だといわれているが、紙の筆跡と照合するということは、現実的ではない。さらに、仮に電子サインをもって法令上の電子署名または署名として扱おうとする場合には、デジタル遺言について有効性が争われて訴訟になったときに、このタブレット署名の取扱いは、マイナンバーカードに搭載された電子署名と異なり電子署名及び認証業務に関する法律（以下、「電子署名法」という）で解釈できないため、民事訴訟法の 228 条 4 項の署名に該当するか否かが論点となる。まだ明確な解釈、結論が出ていないため、これが不安定なうちは避けたほうがいいのではないかと思われる。他社では取り組まれている例も聞いている。〔M 社〕

A 社には、遺言書作成支援およびそれに関連するサービスの提供にあたって、どのような方法・技術で本人が作成したことを確保しているかをうかがったところ、「当社が提供している遺言書作成支援およびそれに関連するサービスの本人確認に関しては、いまの仕組みでは完全でないことは理解した上で、サービスを提供している。本人確認の仕組みが十分でないにも関わらずサービスを提供している理由は 2 つある。1 つ目は、デジタルによる遺言書が、法制度の観点から、そもそも現在ではまだ法に準拠したものではないため。デジタル技術を用いた遺言作成が法律上認められないのだから、本人確認の仕組みが十分でなくても、試みにサービスの提供をしている。2 つ目は、現時点において、デジタル機器に親和的でない世代にも、デジタル機器に慣れ親しんでもらうとともに、遺言を残すことに関心を持ってもらうため。遺言書を残している人はまだ1%弱と少なく、〔A 社のサービスで〕気軽に意思を残してもらうことで、たとえ不完全であったとしても遺族に対して何かしらの自分の意思を残してもらうことに意味があり、残された人の心の支えになると考えている。今後、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式が法律上認められた場合には、声紋や指紋の認証の仕組みと組み合わせることで、本人認証の精度を上げることが技術的には可能である。また将来的には、AI で、本人であると証明できるサービスについて考えており、情報をキャッチアップしている」との回答が寄せられた。

また、N 社からは、技術全般において、近年目覚ましい進化を遂げているため、単一の認証技術だけでは、将来にわたって、遺言の作成者が本人であると判断することは難しいといった声が聞かれた。

### (2) 実際に文章を入力した者を確認する手段

上記①～⑥の手段のいずれかを用いた遺言（文書データ）に関して、誰が実際に入力操作を行ったのか、事後に確認する方法があるかをうかがった。

- 作成時に生体認証等の記録を残していなければ、A が作成したか B が作成したかを事後的に判別することは技術的に難しいと考える。

  端末のカメラで遺言書を作成中の動作を動画で記録し、マイナンバーカードの写真と同一人物か否かを追跡することで途中の入れ替わりを防止できると考える。入力中の動画を遺言書と紐づけて記録することで、入力操作をしていた人物が A であったことを事後的に確認可能である。もっとも、例えば A がパソコンを用いて遺言を作成する場合において、B が、録画がされている範囲の外から当該パソコンに接続された外付けキーボードによって入力し、録画されている A が入力しているかのように装って遺言を作成した場合には、複数のキーボードのいずれから入力作業が行われたかを特定することは技術的に困難であり、遺言の入力作業に

つきAとBのいずれが行ったかを判断することは困難である。完成した遺言書をAに読ませ、それを動画で記録し、遺言書と結びつけて登録することで、より確実な証明になると考えられる。〔T社〕

- 技術で担保する場合、例えば、自筆遺言のアプリケーション上で端末のカメラを起動して録画したり、パソコンの内蔵カメラやスマートフォンカメラを使うことが考えられる。その場合、本人確認書類と端末のカメラの前にいる本人が一致することと、カメラの前の人物がファイル保存のタイミングまで一度も変わらなかったことの2点を保存すると、事後的には証明が可能だと考える。

  入力をしていた者が本人であるかの事後確認をするには、対応段階がいくつかあると思う。1文字目の入力からファイルの保存まで全て本人操作であることを証明する場合、1文字目の入力者とファイルの保存者が本人であることを証明する場合、ファイルの保存者が本人であることを証明する場合等がある。仮にアプリケーションソフトやインターネットを用いて作成することを想定した場合には、1文字目の入力時やファイル保存時におけるアクセス元の端末を明らかにする方法があり、作成サービスが本人の端末からアクセスしているかという点は、サーバ側でファイルが作成されたタイムスタンプやアクセス元のIPアドレスを保存しておき、第三者の行為ではないことを証明する等といったことができるのではないか。もっとも、作成元のIPアドレスを用いる方法については、一般的にIPアドレスの記録が短期間で廃棄されることから、アクセス元のIPアドレスを長期間保存することを義務付けることが必要と思われる。〔M社〕

### (3) 文章と作成者確認手段との紐付け

ウェブサイト上で遺言を作成する際、作成時の様子を自動で録音・録画し、完成した遺言データと紐付けて、それを端末またはサーバに保存することが技術的に可能かどうかうかがった。また、作成の際、遺言データと録音・録画データとを分離できないようにし、その遺言データおよび録音・録画データの双方にあわせて改ざん防止措置を施すことが技術的に可能かどうかうかがった。

- 遺言データと作成者確認手段との紐づけは、サーバ事業者の文書格納先の事業者が信用できる場合には、遺言データおよび作成者確認手段が保存されるサーバを管理する事業者において、遺言データと作成者確認手段を一体として保存するシステムが構築されていれば足りる。ストレージに保存されたファイルパスやタイトルを記録したファイルのようなものをマイナンバーカードで署名して、ハッシュ値（ファイルパスやファイルタイトルを合わせてハッシュ化したもの）で補完することにより、事後的に改ざんの検知ができると考える。〔M社〕

### (4) 事後的な改ざん防止技術等

改ざんを防止する以下の各技術についてうかがった。なお、A 社からは、「改ざんされるとハッシュが変わってしまい、改ざんが判明する。（情報漏えいについて）ブロックチェーンおよび、M&A や機密性の高い情報を使用する際のファイル共有の仕組みである当社の VDR 技術を用い得ることで、改ざん・漏洩を防止している。遺言の内容は会社側もみることができないようになっており、保管をしている。当事者だけがわかる仕組みである」とうかがっている。

- ブロックチェーンを使用したアプリケーションを作成することで実現可能である（原本性保証アプリ案につき別紙参照）。

  ブロックチェーンを使用することで、ブロックチェーンの原本性保証により改ざん防止を講じることが可能である。当社ソリューションの、「DNCWARE Blockchain+」は、ブロックチェーン上にハッシュ値を記録することになり、他方、遺言書や作成時の動画については端末や保管場所に保存する機能を有している。

  同様の措置は、ウェブサイト上で遺言を作成する場合ではなく、端末に遺言を保存する場合であっても、技術的に可能である。ブロックチェーン上には、ハッシュ値のみを記録することになり、文書や動画の保管場所は私有端末を含めて自由に選択可能となる。

  別々に提出されたデータであっても、原本性保証アプリにて、遺言書データと録音録画データを結びつけて保存することで分離を不可にすることは可能である。しかし、本当に作成時の動画であるのかを事後証明することが難しいため、完成した遺言書を A に読ませ、それを動画で記録し、遺言書と結びつけて登録することで、より確実な証明になると考えられる。〔T 社〕

#### ① 公的な機関が保管する仕組み

- 信頼のおける機関による保管サービスにて遺言データを保管するとともに、その保管サービスにおいてブロックチェーン技術を活用し、個人がブロックチェーン上に遺言データのハッシュ値を保管することで、改ざん防止ができると思う。しかし、一般的な利用者制限を設けないブロックチェーンでは、保存されたデータを他者が閲覧できてしまう可能性もあるため、工夫が必要である。〔M 社〕

#### ② 電子署名（公開鍵暗号方式）

- 遺言のデジタル化の方法としては、データの取り回しのしやすさ、暗号の危殆化対応、インフラの長期運用面から、長期署名技術をベースに組むのが有力と思われる。

動画などのオブジェクトファイルを遺言書のPDFに埋め込み、タイムスタンプを付与することで改ざん防止が可能と考える。長期署名を利用することで実質無限に署名検証が可能である。〔N社〕

➢ 電子証明書の有効期限は、基本的には5年で終わると考える。長期署名方式は、タイムスタンプを複数回付与するようなイメージを持っている。現在の暗号化方式が陳腐化するまでは、この方式で繰り返し延長できると思う。〔M社〕

- 電子署名とは、電子文書に対して行われる電子的な署名のことであり、①電子文書が電子署名を行った者が作成したものであることを示すためのものであること、かつ、②その情報が改変されていないかどうかを確認することができるものであることの2つが要件として電子署名法で定められている（電子署名法2条1項）。電子署名は公開鍵暗号方式と呼ばれる技術方式を用いて行われる。
- 公開鍵暗号方式とは、暗号化と復号化で異なる2種類の鍵（公開鍵と秘密鍵）を使用する方式をいう。2種類の鍵は一対一で対応しており、公開鍵で暗号化した情報は、もう一方の秘密鍵でのみ復号化が可能であり、公開鍵は公開可能で他の人に利用してもらう鍵であり、秘密鍵はその所有者が秘密に管理しなければならない鍵である。
- 電子文書において、電子文書のハッシュ値を秘密鍵で暗号化した結果が電子署名となり、それに対応する電子証明書とともに一対の秘密鍵および公開鍵が発行される。電子署名の付された電子文書を受領した者は、電子証明書を発行した認証局に対し、署名時にその電子証明書が有効期間内であったか否かなどの電子証明書の有効性を確認したうえで、電子文書自体のハッシュ値と、公開鍵を用いて復号化された電子文書のハッシュ値とを比較することにより、電子文書が改ざんされていないことなどを確認することができる。電子証明書の有効期間は、おおよそ5年を超えないものと定められており（電子署名法6条1項3号、同法施行規則6条4号ほか）、有効期間が満了したときは失効する。
- ハッシュ値とは、元データからハッシュ関数と呼ばれる計算手順により求められた固定の桁数の値のことであり、ハッシュ値から元データの内容を復元することはできない。電子文書のほか、動画および音声等のデータであっても、ハッシュ値を求めることができる。

  ハッシュ関数とは、ハッシュ値を計算する手順において使われる関数のことである。同一のハッシュ値を持つ異なる内容のデータ作成を防止するため、ハッシュ関数の改善が進められている。過去には、MD5やSHA-1と呼ばれるハッシュ関数が使用されてきたが、いずれも現在では安全性に不安が残るものとなっており、現在では、SHA-2やSHA-3が主に使用されている。なお、近年普及が進んでいる

量子計算機は、SHA-2 の安全性に影響を及ぼす可能性があると指摘されている。

- 長期署名とは、電子署名の付与直後にタイムスタンプ（時刻認証局が発行する時刻証明情報であって、電子データがある日時に存在していたことおよびその日時以降に当該電子データが改変されていないことを証明できる機能を有するもの）を付与するとともに検証に必要な情報を署名データ内に格納し、それら全体に対してタイムスタンプを付与し、それ以降、タイムスタンプの有効期限内に新たにタイムスタンプを付与することを繰り返すことにより、長期にわたって有効性検証を可能とする仕組みである。

### ③ ブロックチェーン

- （A 社のサービスにおいて）ブロックチェーン技術を利用しており、遺言データを保存すると、それ以降遺言は改ざんできなくなる。また、その後に遺言データを修正して保存すると、最初の遺言については、本人も閲覧することができず、修正後の遺言データのみを閲覧できるようになる。なお、遺言データは、遺言者が使用していたスマートフォンなどの端末には記録されず、ブロックチェーン上に保管される。（ブロックチェーンは）短い文に適しており、分散システムである。当社の他製品においては写真や動画の保管をブロックチェーン上で実施できる機能を実現しているが、本製品においても写真、動画、音声の保存への対応を予定している。なお、ブロックチェーン技術に加えて、VDR という技術を採用しており、その設定上、利用者が保存している遺言データについては、当社も閲覧することができない。〔A 社〕

- ブロックチェーン技術を使用することで、ブロックチェーンの原本性保証により改ざん防止を講じることが可能である（当社ソリューションの「DNCWARE Blockchain+」につき、別紙参照）。ハッシュ値を維持したままデータの内容を改変することは不可能で、改変されると必ずハッシュ値は変わる。〔T 社〕

- 【改ざんを防止する仕組み】
  複数の技術要素を組み合わせることによって事後的な改ざんを防止している。連続したデータブロックで構成され、データブロックのハッシュを次のデータブロックに含めるハッシュチェーンにより、特定のデータだけをピンポイントで更新するのは困難である。複数の組織が上記のハッシュチェーンを独立して持ち合うことにより、相互にハッシュチェーンの同一性を監視している。
  【ハッシュアルゴリズムに対する攻撃について】
  現在ブロックチェーンで一般的に使われているハッシュアルゴリズム SHA-256、keccak256・SHA-3 に対する有力な攻撃は存在していないが、ハッシュアルゴリ

ズムに対する攻撃（同じハッシュ値を得られる異なるデータを作成する等）は日々研究されており、一般的な暗号技術や電子署名と同様に危殆化リスクを考慮する必要がある。

【文書以外のデータへの適用性について】

原理的には、文書以外のデータもブロックチェーンに記録することは可能だが、運用コスト面で、ブロックチェーンを運用するノード分だけデータを複製することになるため、ストレージ費用が運用するノードの台数分増大する。これを避けるため、大きいサイズのデータにおいては、ブロックチェーンの外部（オフチェーンストア）にデータ本体を置き、そのハッシュデータのみをブロックチェーンで管理するといった運用が行われる場合がしばしばある。オフチェーンストア上のデータが改ざんされた際の検出は、ブロックチェーン上のハッシュデータと突き合わせることで可能となる。なお、複数のノードを利用せず、単一のノードのみでブロックチェーン技術を利用することも可能ではあるが、その場合には、ノードの多数決によってデータの信頼性を担保する機能は意味を有しない。〔N 社〕

- ブロックチェーンにおけるハッシュ値は、一般的なハッシュ値と異なり（ハッシュチェーンと呼ばれる）、ブロックと呼ばれるデータの集合体に対して計算されるハッシュ値をさらに読み込んで次のハッシュ値を生み出すという仕組みであり、前のハッシュ値と今のハッシュ値の整合性をみながら改ざんを検知するもの。〔M 社〕

- ブロックチェーンは、暗号資産を運用するための技術として普及しており、現在の技術水準では、データの改ざんがほぼ不可能といわれている。データをブロックとよばれる単位で管理し、その一つ一つを時系列で鎖（チェーン）のように連結してデータを保管する技術、仕組みを指す。ブロックには、直前のブロックのハッシュ値が書き込まれているため、仮に特定のブロックに保存されたデータが改ざんされた場合には、後のブロックに保存されたハッシュ値と整合しないこととなるため、容易に改ざんの事実が発見可能となる。また、データを管理するノードが複数分散して構成され、同じデータをすべてのノードで管理しているため、仮に一つのノードのデータを改ざんしようとしても、残りのノードのデータと一致しなければ改ざんは成立せず、ノードの多数決でデータの信頼性を担保している。
- ノードとは、通信ネットワークに接続されている一つ一つの機器のことである。ノード（node）は、中心点、節、結節等を意味する英語であり、通信の世界では、ネットワークに接続されているサーバ、パソコン、スマートフォン等、個々の機器をすべて、「ノード」と呼ぶ。

#### ④ 遺言者以外の第三者が容易にアクセスできない場所に遺言書データを保管する方策

- VDR はクラウドストレージサービスの一つでしかないため、その提供事業者がファイル一つ一つに、ユーザーごとのアクセス権を設定できるような仕様になっている。基本的にはユーザー登録を求めるようなサービスになるため、その認証ユーザーのログイン認証に生体認証を用いることで対応できると考える。〔M 社〕

> ● VDR（バーチャルデータルーム）とは、セキュリティが確保されたウェブサイト上に電子文書やデータをアップロードし、パスワードを使って閲覧者がアクセスする方法であり、2000 年頃から、M&A のデューデリジェンスなど機密性と確実性が求められる文書の共有の際に活用されている。また、単にアクセス権限の設定のみならず、閲覧制限、ダウンロード制限および印刷制限などの設定が可能であるうえ、閲覧履歴等を細かく把握することが可能であり、厳格な管理が可能となる。

#### ⑤ その他の技術等

- 生体認証技術を用いた本人確認は可能だが、なりすまし対策が必要になる。

  VDR へのログインにおける多要素認証（MFA）の一要素として生体認証を含めることは一般に実現可能である。

  ブロックチェーンよりも、運用がシンプルな Amazon QLDB のような中央集権型で、更新が不可能（追記のみ）な台帳型データベースが利用可能である。ただし、逆に特定のベンダーに依存することについては、長期のサービス継続性の観点から考慮は必要と思われる。〔N 社〕

- 電子署名法上の電子署名や、その他デジタル技術を用いた署名を用いることを想定する場合には、それらがどのようなデジタル技術を用いているか、現状用いられている公開鍵暗号方式以外にどのような技術が想定されるか、また、それらの技術で用いられる秘密鍵のような本人が管理すべきものについては、情報の漏洩や第三者が管理する可能性も踏まえて検討する必要がある。〔M 社〕

### 3 電磁的記録のコピーについて

遺言者が死亡し相続が開始された後、相続人等が法務局で不動産登記手続や金融機関の預貯金の解約や金銭払出し等を行う際に、遺言が資料として用いられることとなる。その際、作成者確認措置および改ざん防止措置が施された遺言（電磁的記録）が実現した場合に、原本である電磁的記録自体を相続人等が保管し、コピーを法務局や金融機関等に送

信することが考えられる。このような場面において、デジタル技術の観点から、コピーである電磁的記録は原本である電磁的記録と全く同一のものとなるか、それとも、原本である電磁的記録とは異なる点があり、原本である電磁的記録の存在を証明する別の電磁的記録という位置付けになることなどがあるかをうかがった。

- ハッシュ値が同一であるため、原本とコピーは同一の電磁的記録となる。原本とコピーを別としたい場合は、NFT 技術が有効となる。NFT 技術を用いることでデータや所有者のメタ情報がブロックチェーン上に記載され、原本とコピーを見分けることが可能となる。〔T 社〕

- 原本データのハッシュ値は、コピーした場合も同一のハッシュ値になる。そのため、同じハッシュ値を使って署名、タイムスタンプをしたデータは全く同じものになるため、原本とコピーは全く同一のものとなり、どちらが原本でどちらがコピーであるとの区別はできない。その場合、「証跡記録」という考え方がある。今回のユースケースでは、遺言書のハッシュ値のデータを法務局や金融機関に保存し、後で照合することが可能となる。〔N 社〕

- 原本とコピーを明確に区別したい場合には、住民票の写しのように「原本に相違ない」という一文を入れたうえで発行するというやり方が考えられる。また、原本とコピーが同一のものでよく、区別しない場合には、基本的に電子的なコピーの場合には、全く同じファイルになるため直接的には区別はできない。ただし、事業者側に保管されている場合には、コピーされた日付や周辺のメタデータ等があわせて生成されるため、ファイルに紐付けてそういうメタデータを突合させることによって、内容が全く同一であっても、メタデータの差分を抽出することで、どちらがコピーであるかを判断することはできる。〔M 社〕

- NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）とは、ブロックチェーンを基盤にして作成された代替不可能なデジタルデータのことであり、デジタルデータに、「NFT」といういわゆる保証書のようなデータを付けることで、当該デジタルデータを唯一無二の非代替的なデジタルデータとすることができる。そして、複製コピーされたデータには NFT が付かないため、NFT の有無によって元データと複製コピーとを区別することが可能となる。NFT は、現在、デジタルアート等有形・無形のさまざまなものに用いられるようになっており、今後市場が拡大していくと予想されている。

## 4　遺言能力

遺言の効力が争われる典型的な場面として、遺言によって不利益を受ける相続人等が、遺言者は遺言作成時には認知症であり判断能力がなかった（＝遺言能力がなかった）と主張する場面がある。デジタル技術を活用して遺言する際、作成入力時の遺言者の認知機能の程度に関して、何らかのデータを記録するようなデジタル技術としては、どのようなものがあり得るか、また、その精度はどの程度のものかをうかがった。

- 医師の認知症診断の結果を結びつけて記録する方法や、遺言書を読ませ、それを動画で記録し、遺言書と結びつけて登録することなどが考えられる。〔T 社〕

- 当社での実証実験の事例はないが、AI 技術により認知能力を判断することが考えられる。認知症患者の受け答え、動作、発声等の特徴を学習させた AI により、遺言作成時の本人の認知能力の度合いを判定することは理論的には可能。ただし、医療行為に該当する可能性や、認知症の治療や予防等以外の目的での社会的受容性等を考慮すると、ハードルは高いと思われる。〔N 社〕

- ある程度はデジタル技術で、本人の認知機能や判断能力を検知することは可能な面はあると認識している。ただし、基本的にはその人が認知症かどうかということをデジタル技術で測ることは、おそらく医者でないと難しいというのがベースにある。そのため、ある程度、デジタル技術で検知できるのは、重要参考情報として疑義がありそうだといった場合には可能ではないかと考える。〔M 社〕

TOSHIBA

法務省様・公益社団法人商事法務研究会様向け

# 遺言制度のデジタル化に関する調査研究 ヒアリング事項の御回答（別紙）

2023年12月14日

東芝デジタルソリューションズ株式会社　官公事業推進部

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation

Contents

## 弊社の技術・サービスのご紹介

01　顔認証AI「カオメタ」

02　本人確認書類読み取りサービス

03　DNCWare BlockChain＋

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# 01

# 弊社の技術・サービスのご紹介

・顔認証AI「カオメタ」

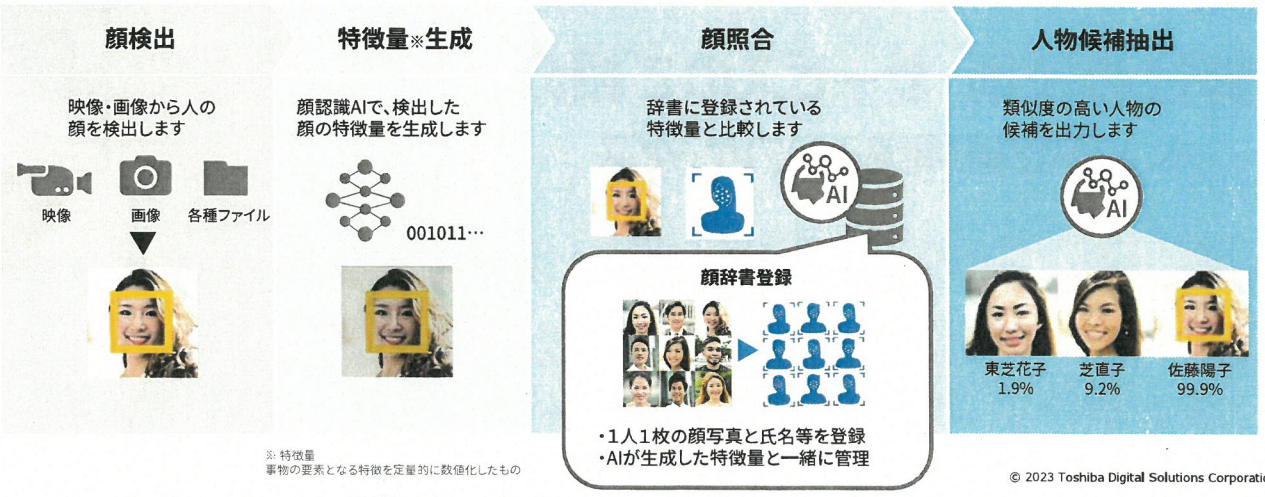
© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

## 顔認証AI「カオメタ」：人物画像選別作業の自動化

**国内１位を獲得した東芝独自の顔認識技術をベースに開発したメディアのための顔認識AI**

### 顔認識の流れ

1. 特定したい**人物の顔写真と氏名をあらかじめ顔辞書に登録**（顔辞書で特徴量を生成し氏名と紐づける）
2. 認識したい映像またはファイルをシステムに入力すると、**顔を検出、特徴量を生成**
3. 顔辞書に登録された**特徴量と照合**することで**人物を特定**




※ 特徴量
事物の要素となる特徴を定量的に数値化したもの

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

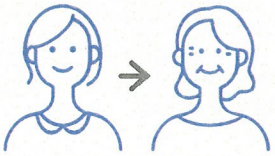
## 顔認証AI「カオメタ」：カオメタでできること

### 映像のデジタイズを実現する東芝独自の顔認識AI

1枚の顔画像の登録で
表情やマスク装着など
変動要因に強い



成人以降の辞書登録で
経年変化にも対応



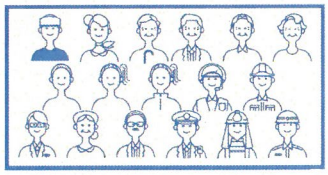
変化に強いエンジンで
暗いシーンでも高精度認識



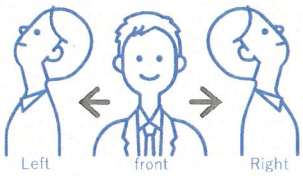
顔認識と同時に
マスク・サングラスの
装着を判定



画面にうつる
たくさんの顔も認識



顔認識と同時に
顔の向きを推定（オプション）



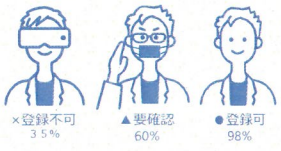

検出顔管理機能で
辞書未登録の
顔認識をサポート



NEW

辞書登録の適正度を
「見える化」
画像準備の負荷軽減

※特許出願中




© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# 02

# 弊社の技術・サービスのご紹介

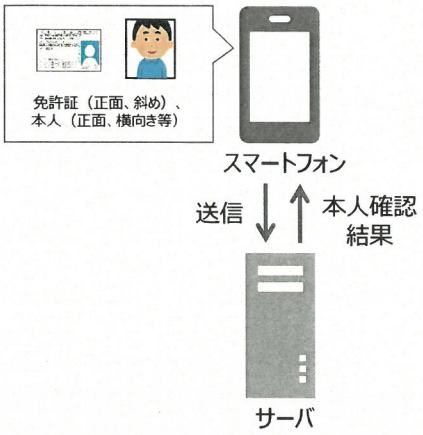
・本人確認書類読み取りサービス

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# 本人確認書類読み取りサービス：本人確認業務の自動化

## 世界トップレベル※の東芝独自顔認識AI技術を活用した、オンライン本人確認（eKYC）向けサービス

非対面での本人確認には、本人確認書類の写し１点と本人限定郵便の送付が必要だったが、
法改正により、運転免許証やマイナンバーカードによるオンラインでの本人確認 eKYC が利用可能に。




・顔認証オプション




・本人確認書類厚み判定オプション




本人確認書類読取サービスに顔認証オプションと
本人確認書類厚み判定オプションを追加することで、
オンライン本人確認（eKYC）として活用できます。

※顔認識技術ベンチマーク(プレスリリース)：
https://www.global.toshiba/jp/technology/corporate/rdc/rd/topics/21/2111-02.html

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation


# 03

# 弊社の技術・サービスのご紹介

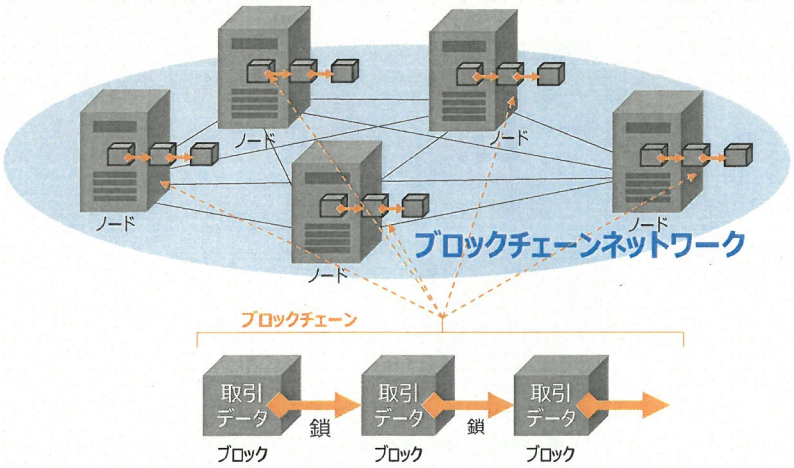
・DNCWare BlockChain＋

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation

## ブロックチェーンって何？

# データのやりとりの信頼性を、技術そのものに委ねられるデータ記録技術

ブロックチェーンのしくみ：
**鎖でつながったデータを、複数のノードで共同管理**




ブロックチェーンのしくみは、データを管理するコンピュータノードが複数**分散**して構成されています。
**同じデータを全てのノードで管理**しているので、仮にひとつのノードのデータを改ざんしようとしても、残りのノードのデータと一致しなければ改ざんは成立しません。
ノードの多数決でデータの信頼性を保つしくみです。

データのブロックが、時系列で**鎖のようにつながっています。**ひとつのブロックの内容を改ざんすると、その後のブロックとの整合性がとれなくなって、すぐに検出される仕組みになっています。

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation


## ブロックチェーンにできること



レコードキーピング
①記録が改ざんされず、保持され続ける



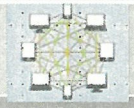
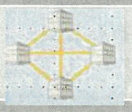
スマートコントラクト
②契約行動を自動化できる



トークンエコノミー
③価値をかたちにして流通させることができる

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation

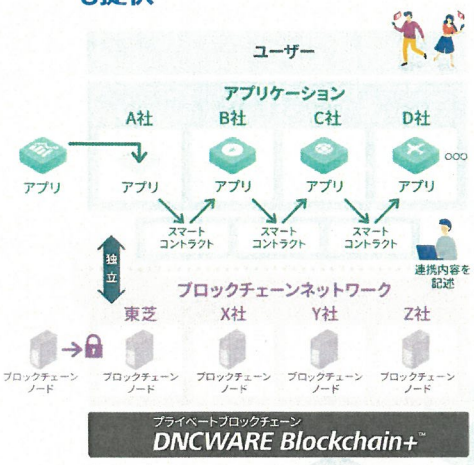
# ブロックチェーンは大きく３つの型に分類される

| | パブリックブロックチェーン | プライベートブロックチェーン | |
|---|---|---|---|
| | | コンソーシアム型 | プライベート型 |
| |  |  |  |
| 概要 | 公開されたネットワークで誰でも自由に参加できる | 信頼された者同士でネットワークを形成する | 組織内など閉じたネットワークで利用する |
| 管理者 | なし | **複数企業** | 単独 |
| ノード参加者 | 自由 | **管理者による許可制** | 管理者（単独） |
| 記録の開示範囲 | 全公開 | **コントロール可** | **コントロール可** |
| トランザクション速度 | 遅い | パブリックに比べて速い | パブリックに比べて速い |
| | パブリック型の代表例はEthereum | **エンタープライズ利用向き**といわれている | 既存の仕組みとの違いが出にくい |
| | | **DNCWARE Blockchain+** | |

© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# DNCWARE Blockchain＋：特長

**Point 1** ブロックチェーンの運用を意識せずに利用できる。マネージドサービスとしても提供




**Point 2** JavaScriptや即時デプロイによる容易なスマートコントラクト開発

### 容易なアプリケーション開発

JavaScriptでスマートコントラクトを記述、オンラインで即時デプロイが可能



分かりやすい開発画面

### 柔軟なアクセス権設定

細かい粒度でユーザー／グループ、コントラクト単位のアクセス権限を設定可能

**Point 3** 実績あるクラスタ技術に基づいた高信頼なブロックチェーンネットワーク

### 高速性・高信頼性・高可用性

Ben'Or型の高速な合意形成アルゴリズム、ビザンチンフォールト耐性による高信頼・高可用

### すべての変更を記録

操作全般、及びシステム管理者や開発者の行動も記録

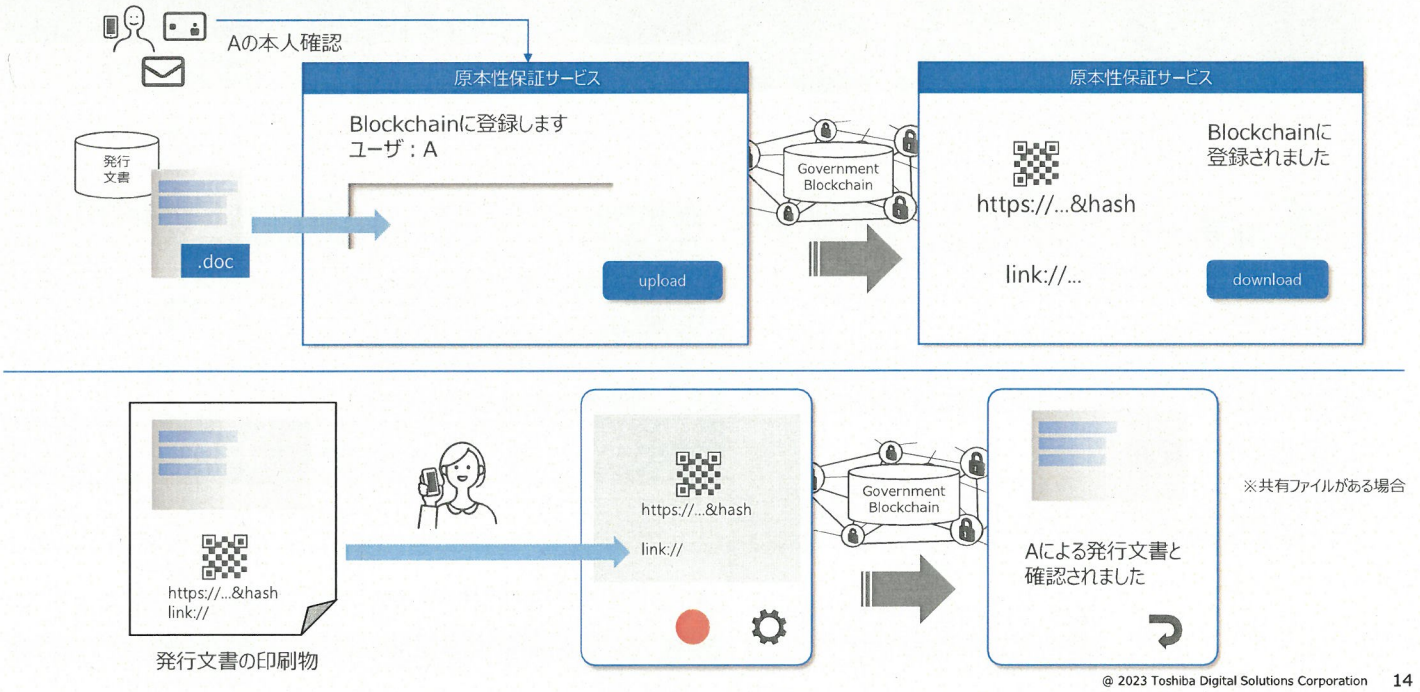
### 強力な改ざん防止機能

トランザクションにブロックのハッシュ値を含めることで、第三者による改ざん検出を強化

※ビザンチンフォールト：
データ化け／改ざん、操作ミス、攻撃者の不正侵入などにより誤動作する状態

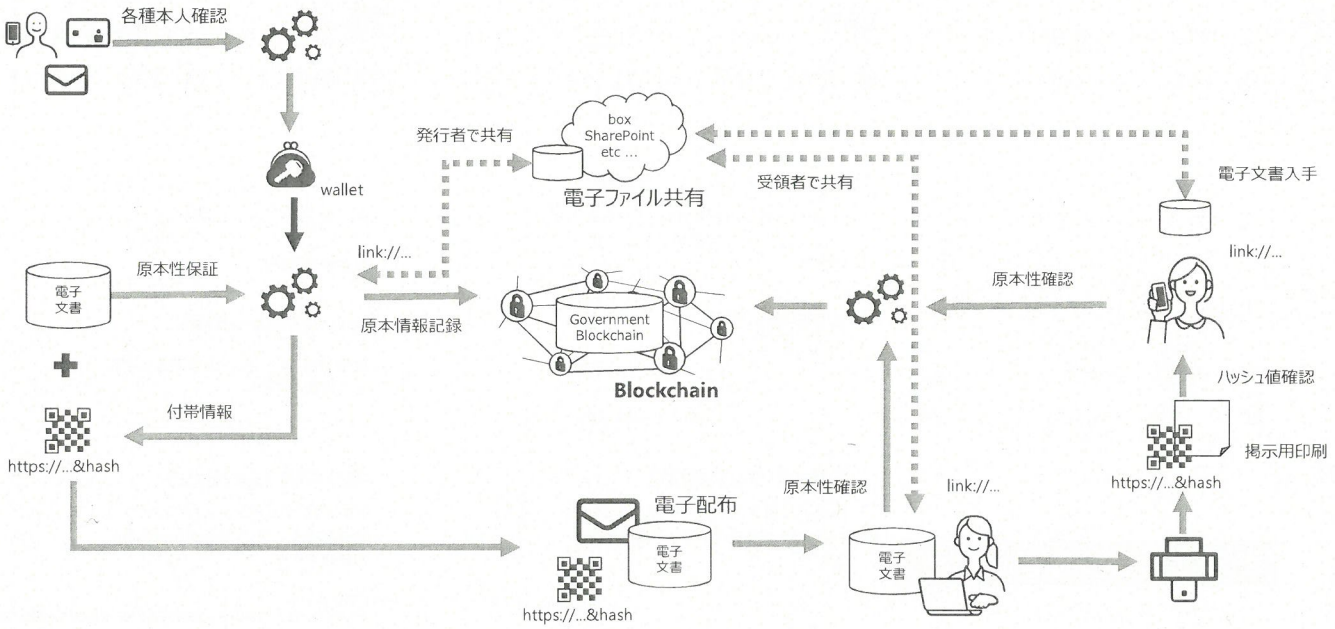
© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# DNCWARE Blockchain＋：原本性保証アプリ例（利用イメージ）



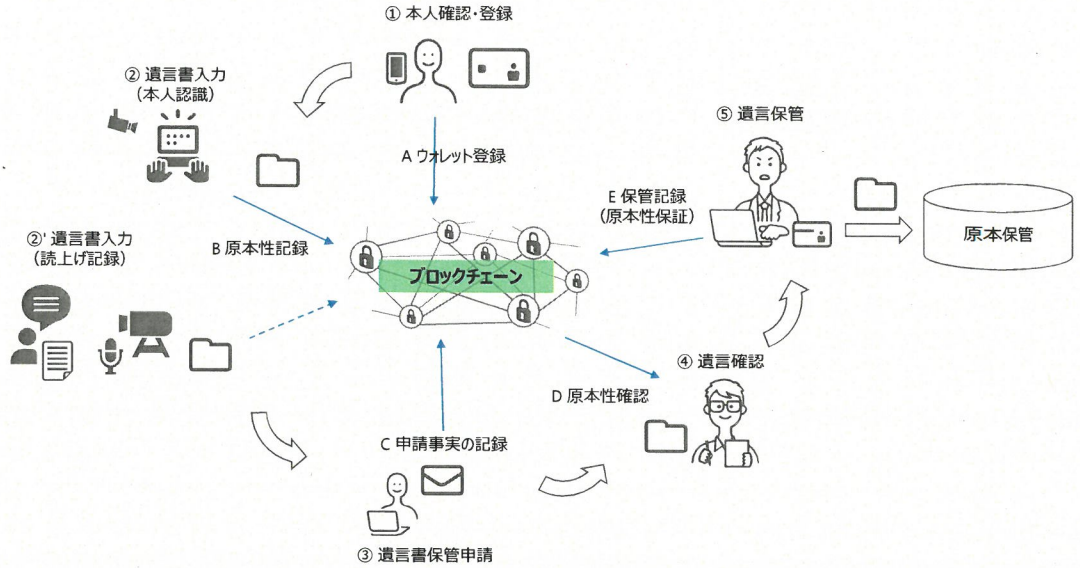

@ 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# DNCWARE Blockchain＋：原本性保証アプリ例（データフロー図）




@ 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

# DNCWARE Blockchain＋：自筆遺言書のデジタル化イメージ




© 2023 Toshiba Digital Solutions Corporation 

TOSHIBA